

平成18年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(12月7日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
行政報告.....	4
報告第10号の上程、説明、質疑.....	6
議案第115号の上程、説明.....	9
報告第10号の説明.....	15
議案第116号～議案第121号の上程、説明.....	16
議案第122号～議案第125号の上程、説明.....	21
議案第126号の上程、説明.....	24
議案第127号～議案第128号の上程、説明.....	25
発言の訂正.....	27
散会宣告.....	27

第2号(12月11日)

議事日程.....	29
本日の会議に付した事件.....	29
出席議員.....	29
欠席議員.....	29
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	29
職務のため出席した者の職氏名.....	30
開議宣告.....	31
議事日程説明.....	31

一般質問.....	3 1
木内一郎君.....	3 1
内田勝行君.....	3 4
塩谷尚司君.....	4 5
飯田正志君.....	4 9
森良雄君.....	5 6
室野英子君.....	7 3
小野忠宏君.....	8 0
杉山誠君.....	8 6
飯田宣夫君.....	9 5
鍵山堅一君.....	1 0 0
木村建一君.....	1 0 2
散会宣告.....	1 1 9

第 3 号 (1 2 月 1 2 日)

議事日程.....	1 2 1
本日の会議に付した事件.....	1 2 1
出席議員.....	1 2 1
欠席議員.....	1 2 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 2 1
職務のため出席した者の職氏名.....	1 2 2
開議宣告.....	1 2 3
一般質問.....	1 2 3
大川孝君.....	1 2 3
酒井勲一君.....	1 2 6
三須重治君.....	1 3 3
加藤章君.....	1 3 5
関邦夫君.....	1 3 7
小森勝彦君.....	1 4 6
鈴木基文君.....	1 5 8
散会宣告.....	1 6 1

第 4 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程.....	1 6 3
本日の会議に付した事件.....	1 6 3

出席議員.....	1 6 3
欠席議員.....	1 6 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 4
職務のため出席した者の職氏名.....	1 6 4
開議宣告.....	1 6 5
議事日程説明.....	1 6 5
議案第 1 1 5 号の質疑、委員会付託.....	1 6 5
議案第 1 1 6 号～議案第 1 2 1 号の質疑、委員会付託.....	1 8 7
議案第 1 2 2 号～議案第 1 2 5 号の質疑、委員会付託.....	1 8 9
議案第 1 2 6 号の質疑、委員会付託.....	1 9 2
議案第 1 2 7 号～議案第 1 2 8 号の質疑、委員会付託.....	1 9 6
散会宣告.....	1 9 6

第 5 号 (1 2 月 2 1 日)

議事日程.....	1 9 7
本日の会議に付した事件.....	1 9 7
出席議員.....	1 9 8
欠席議員.....	1 9 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 9 8
職務のため出席した者の職氏名.....	1 9 8
開議宣告.....	1 9 9
議事日程説明.....	1 9 9
議案第 1 1 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 9 9
議案第 1 1 6 号～議案第 1 2 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 2
議案第 1 2 2 号～議案第 1 2 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 7
議案第 1 2 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 9
議案第 1 2 7 号～議案第 1 2 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 2
議案第 1 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 3
議案第 1 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 8
推薦第 1 号の上程、採決.....	2 3 3
請願第 2 号の委員長報告、質疑.....	2 3 4
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 0
決議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 1
伊豆市議会行政改革特別委員会委員の選任について.....	2 4 3
決議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 4

閉会中の継続審査の申し出について.....	2 4 5
閉会宣告.....	2 4 5
署名議員.....	2 4 7

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成18年第4回伊豆市議会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案の説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。13番、鍵山堅一議員、14番、杉山美央議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月21日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願書の写しのとおりです。所管の福祉文教委員会に付託しましたので報告します。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告につきましては、特に指摘事項はありませんでした。そのほか会議規則第9条第1項による所管事務調査の行政視察報告については、委員会の構成が変わったことでもありますので、前委員会において作成報告書をお手元に配付

いたしました。議長の会議・出張等につきましても、お手元に配付のとおりであります。

行政報告

議長（堀江昭二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議長のご指名をいただきましたので、行政報告を行います。

平成18年12月議会に当たり、関係する諸議案を提出するとともに、行政報告を申し上げ、議員各位を始めとする市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、伊豆市におきましては、年度当初より集中改革プラン並びに、総合計画にのっとり、各種施策を実施段階に移しております。

合併3年目を迎え、厳しい財政状況のもと、行政運営のより一層の効率化を図り、もろもろの施策を軌道に乗せるとともに、来年度に向けた予算編成を慎重に行い、伊豆市の発展のためにも、さらなる行財政改革を推し進めてまいります。

ここで、当面する各種施策についてご報告いたします。

まず、税の一元化構想についてであります。三位一体改革の議論がなされている中、県知事より、平成17年1月に県税及び市町村税の賦課徴収事務を、県と市町が共同して行う一元化構想の発表がなされました。

三位一体改革のもと、3兆円規模で地方に税源が移譲されましたが、補助金の削減はこれを上回るものとなり、税の収入確保には、これまで以上の努力をしなければなりません。

このたび、県下全市町で、平成20年4月1日をめどに、徴収困難案件を取り扱う滞納整理機構の発足を目指しており、さらには、賦課徴収事務の完全一元化を目指すことを進めているものであります。

当市においても、この滞納整理機構への参加を前提とした協議に参加することといたしました。なお、この機構は、地方自治法による広域連合を想定しており、今後の詳細協議を経まして、参加・不参加を決定する所存であります。今後の経過については、随時報告させていただきます。

次に、伊豆赤十字病院産科診療の再開について、議員の皆さんもご存じのとおり、伊豆日赤病院では、ことしの4月より産科が休診となっておりましたが、おかげさまで、7月に1名の産婦人科医を採用することができ、婦人科診療が開始されておりました。

さらに、もう1名の産婦人科医を採用することができたことから、10月から産科を再開することができました。

既に、出産も数件行われたと伺っており、今後も、徐々に出産件数がふえてくるものと期待しております。これもひとえに、病院はもとより、市民皆様を始めとする、関係者のご

理解とご協力のたまものであると感謝申し上げます。

次に、特別養護老人ホームの整備に関しましては、本年度、中伊豆地区に整備を予定しております。既に、一部新聞紙上にも掲載されましたが、先月22日に新築工事の地鎮祭が、関係者の出席のもと執り行われました。

この施設は、来年の6月に完成予定ですので、開所は7月以降になるものと思われま

す。次に、老朽化が進んでおります清掃センターのごみ焼却施設の補修工事の状況ですが、本年度はバグフィルター等の改修を行うべく、10月から12月下旬の工期で、5,620万円で住重環境エンジニアリング株式会社に発注し、現在、施工しております。

また、伊豆の国市と共同による、一般廃棄物処理施設整備事業の取り組みの状況ですが、平成24年度の供用開始に向け、広域一般廃棄物処理施設基本構想を、伊豆の国市に事務委託し、10月から3月の工期で、472万円で日本技術開発株式会社に発注しました。

なお、施設の建設候補地に関する取り組みの状況ですが、堀切区の焼却場検討委員会9名による先進地視察が10月14日に行われ、伊豆市及び伊豆の国市各2名の職員が同行いたしました。

また、11月8日に堀切区民に対し、整備計画の今後の進め方について説明会を開催し、11月17日には、堀切区周辺の大沢・神島・熊坂・ニュータウン・山田の5地区の役員を対象とした地区役員説明会を開催しました。今後も、地域の皆様にご理解とご協力を求めてまいりたいと思います。

次に、平成19年度静岡県総合防災訓練の実施について、ご報告いたします。

本年9月28日に、静岡県防災局長より、来年度の防災訓練について、静岡県と伊豆市との共催により実施したいとの依頼がありました。

伊豆市といたしましては、大変名誉なことと考え、予想される災害への備えとしても、非常に重要なことであることから、正式に受託することとしました。

現在、県防災局と基本計画案を策定中ではありますが、基本的な計画といたしましては、まず、東海地震を想定した警戒宣言の発表から、発災直後の応急対策及び、復旧対策までの地震防災訓練を行い、防災関係機関の連携強化、地域の防災体制の確立及び、防災意識の高揚を図ることを目的としています。

訓練実施日は、平成19年9月1日土曜日「防災の日」に設定いたしました。

訓練参加機関は、国・県・市・警察・消防・防災関係機関・自主防災組織・事業所・学校・社会福祉関係機関等を予定しています。

訓練会場は、対策本部を市庁舎とし、4つの地区に訓練会場を設置する計画であります。

各訓練会場の選定については、基本計画が決まり次第、その内容に沿った場所を決定したいと考えておりますので、関係各機関のご協力をお願いいたします。

次に、田方南消防署建設事業についてご報告いたします。今年度の事業計画であります、地業工事及び造成工事につきまして、田方地区消防組合より発注されました、両工事の請負

業者は、伊豆市熊坂の中豆建設が、地業工事を3,480万円、造成工事を2,397万円でそれぞれ受注しました。工事期限は、平成19年3月31日となっております。

次に、イベント関係ですが、この秋には、多くの催しが行われました。ウエルネス事業の一環として、昨年に引き続き実施された「T O - J I博」は、実績等はまだ出ておりませんが、誘客のための商品化に結びつくものと考えております。また、「修善寺温泉花かざりまつり」は、皆さんにも、またお客さんにも好評で、今後のまちづくりにつながるものと願っております。

なお、10月28日から30日までの3日間実施されました、「第19回全国健康福祉祭しずおか大会ねんりんピック静岡2006」では、多くの皆様のご協力のもと、無事祭典を終了することができました。大変ありがとうございました。また、先日行われました「ホリデーイン伊豆」では、多くの方にお越しいただき、大盛況のうちに終了することができました。皆様のご支援・ご協力、まことにありがとうございました。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中にあって、あらゆる面においてむだを省き、来年度に向けて効率のよい予算執行をすることができるよう、全職員が一致団結して努力し、より効果的な行政運営と、市民サービスの提供に努めてまいります。

今後とも引き続き、議員並びに、市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで行政報告は終わりました。

報告第10号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第10号の提案理由を申し上げます。

報告第10号の専決処分の報告につきましては、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定によるものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、受理されますようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第10号についてご説明申し上げます。

まず、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定ということで専決処分書でございます。

まず、損害賠償の額でございます。16万761円。相手方でございますが、トヨタレンタリース静岡でございます。事故の発生年月日、本年6月22日。発生場所、修善寺774でございます。

1枚めくっていただきまして、次のページに事故発生状況図というのがございます。まず、そちらをごらんいただきたいと思いますと思いますが、事故の発生状況図でございます。修善寺温泉の旧修善寺町役場跡地神戸公園前の三叉路でございます。

戻っていただきまして、ここで事故の概要でございますが、トヨタレンタリースのトラックが前から来た車をよけようと左側に寄ったところ、市道に植えてあります松の木に接触して荷台の部分を損傷したものでございます。市道管理上の瑕疵責任を求められまして、相手方と話をいたしまして、2対8の割合で示談に応じ、損害賠償額を決定したものであります。

なお、この松の木の処理でございますが、これは既に処理済みでございます。この松の木の撤去費用も同割合で処分したという経過でございます。

以上、専決処分の報告でございます。よろしくお願いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。

松の撤去費用は幾らぐらいかかったのか。60万円以下だったら地元負担ではないかと思ってお聞きしたい。

それから、この松の木が傾いていたということは事前に発見できなかったのかどうか。傾いた原因は何なのか調べたかどうか。それと、この16万761円は当然保険で支払ったのかと思えますけれども、どんな保険なのかお伺いしたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、保険でございますけれども、正式な名称はちょっとわかりませんが、総合賠償責任保険という形の、いわゆる施設によつての瑕疵責任に応じる保険に入っております。その保険で対応しております。当然、それに伴います保険専門官、その相手方とのやりとりで額を決定したという経過でございます。

松の木の撤去にかかわる問題等については、今、詳しい数字は把握してございません。この案件は専決処分について出された範囲の中での報告をするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） いずれにしろ、松の撤去費用はそんなにかかっているものではないと思うんだけど、ここにあるのはこの松だけではないんだよね。ほかにもあると思うんです。五、六本あるはずですよ。すると、やはり、この木が何で倒れたかということを確認しないで、前日に雨が降ったとか風が吹いたとかという理由があるのかどうか。結局、ただ事故が起きました、切りました、伊豆市の責任ですと。ここ毎回、専決処分でいろいろな事故が報告されているんだけど、原因究明、対策、何ら対処されてないんじゃないかと思うんだけど、その辺どうですか。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今回の議案等につきましては、ご存じのように、それぞれその施設管理者というのがございます。いろいろな事例があろうかと思えます。そうした中で、責任の範囲において管理をしているという状況の中での事故、これに対する損害賠償額ということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私、今度の一般質問で、市道の管理責任はだれにあるんだということをするつもりでありますけれども、全くでたらめなんだよね、管理責任が。やる気があるのかどうなのか。原因をしっかりと追求して、何でこの木が傾いたのか。あそこにはほかにも木がいっぱいあるでしょう。ほかの木はいいんですか、切らないで。まず、管理責任が皆さんあいまいなんだよ。私は、危険箇所を何回もいろいろなところを指摘しているんだ。全く安全だ、問題ない、そういう考えばかりではないですか。ここにこの松の木1本だけだったらいいですよ。ほかにもあるんだ。ちゃんと問題がほかにはないのかどうなのか考えないでどうするんですか。ぜひ、見ていただきたい。

以上。

議長（堀江昭二君） 26番、木村議員。

26番（木村建一君） 基本的なことをお尋ねしますけれども、これ以外にありませんか。今、総務部長は損害の賠償の金額の中に、相手方への車の修理代と、それから松の木の撤去費用が入っています、こういう説明でしたね。松の撤去費用は幾らですか。別に、これ専決処分だから聞いてはだめだということではないですね。あくまでも、前に議決したように、こういう早く解決しなくてはならないのは、議会の総意として専決処分は認めました。それのことできょう報告されているというところはわかるんですが、中身がわからないで、16万何がしの中身を聞いたら、これは専決処分の問題ですからということで終わらせるということでは、私は納得いかないんですよ。したがって、16万何がしの中身まで、だから払ったんでしょう、わかったから。こういうことで合意したから払ったわけではないですか。だから、その中身を報告してください。

〔「わからないんだったら、暫時休憩したっていいんだよ。わかる人を呼んでくればいいんだ。暫時休憩しなさいよ。総務課長を呼んでくればいいんだ。普通は待機しているんだよ。議会に対してわかりませんでは、恥ずかしいと思わないのかね」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、車の損害額でございますが、84万強だと思います。それについては後ほど回答させていただきます。それから、松の撤去、これについては管理しております土木部建設課の方で対応しております、現在その数字は把握しておりません。これにつきましても後ほどということをお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑の終結をいたします。

以上で報告を終わります。

議案第115号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第6、議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が3回目の補正です。環境衛生施設整備基金・自然公園基金積立の諸支出金、農地・農業用施設災害復旧工事などの災害復旧費のほか、総務費・衛生費・民生費などの事業費及び人件費の見直し、調整などを中心に1億1,600万円を追加する内容となっております。

詳細につきましては、企画部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、一般会計補正予算（第3回）につきまして、補足説明

をさせていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,600万円を追加させていただきまして、総額を158億6,590万円とさせていただきたいというものでございます。

それでは、まず、9ページをお開きいただきたいと思います。

継続費の補正でございます。歳入歳出については後ほどご説明を申し上げます。

継続費補正につきましては、火葬場の建設の工事関係でございます。補正前が9億2,900万円、これを9億7,340万円ということでございます。この内容につきましては、平成18年度の工事につきまして当初の補正前より大分額が減額になっておりますが、これは実施設計の確定による減ということでご理解いただきたいと思います。それから、平成19年度の額が1億円ほどふえておりますが、これは外構工事の増ということになっております。

それから、債務負担行為でございますが、利子補給関係におきましては、貸付金の決定によりまして、それぞれ期間を設けまして債務負担をさせていただきたいというものでございます。それから、その下の外国語、それから給食センター関係のものでございますが、これは長期契約をしたいということで、平成19年から21年の3カ年につきまして債務負担をお願いしたいと、こういうものでございます。

それから、10ページの地方債の補正でございますが、これは当初の補正前の額に比べましてそれぞれ下がっておりますが、まず、一番上の4億3,750万円につきましては事業費の減ということ。これは天北関連が主でございますが、事業費の減ということで減額になっております。それから、港湾環境整備事業につきましては、負担金の減ということで1,440万円の補正後の額になっております。

それでは、13ページから、歳入からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、所得譲与税、一番上でございますが、これにつきましてはもう皆さんご存じかと思いますが、税源移譲に伴う暫定的な財源措置制度によりまして額がおおむね決まるわけでございますが、人口に比例いたしまして譲与されるものがおおむね確定したということでご理解をいただきたいと思います。

それから、利子割交付金でございますが、これは県民税収入額の5分の3相当額というふうに決められておりまして、これがおおむね確定して、減になったということでございます。

それから、譲渡所得の所得割交付金でございます。これは、県民税徴収税額の100分の68相当額というふうに決められておりまして、これのおおむねの確定額により補正をさせていただきたい、こういうものでございます。

それから、地方消費税交付金でございます。これは、人口案分、それから従業者案分等により算出されますが、地方消費税収入額の2分の1というふうに定められております。その額がおおむね2,600万円ほど補正したいと、プラスになるというものでございます。

自動車取得税交付金でございますが、これらも県の自動車取得税収入額の県の徴収費を差し引いた額が市町村に交付されると。この額がおおむね66.5%、これは実質でございますが、

法律的には70%になっているんですが実質徴収額を差し引きますので66.5%、これが交付されるということでおおむねの確定がなされた、減額になったということでございます。

それから、地方交付税でございます。実は、交付税については、94%が普通交付税、残りの6%が特別交付税と、こうなっております。この特別交付税が今回国の方から示されまして、おおむねの額が決定したという状況でございます。ただ、特別の事情が認められる市町村にこの特別交付税というものは出されるものですから、この辺若干流動的でございますが、おおむね2億6,700万円ほどの補正をしても大丈夫だろうということで、今回補正増をさせていただきます。

それから、下の民生費国庫負担金でございますが、これらにつきましては、児童手当関連のものでございまして、所得制限の緩和によりまして支給区分の変更がございました。それらに基づきまして、減額補正をさせていただくというものでございます。一番下の保健衛生費負担金については、老人保健事業費の負担金が今年度から制度として基本健診の委託分ということがございまして、65歳以上の方の分の額が国庫負担として入ってきたというものでございます。これは、後ほど歳出の方でもご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、17ページ、18ページでございます。

土木費の国庫補助金でございますが、これは道路橋梁費の補助金7,645万円の減ということでございます。これは天北関連のアクセス道分の減に伴う補助金減額でございます。それから、その下に災害復旧費補助金。先ほど市長も申しましたように、災害復旧が平成18年度は若干ございましたので、それに対する復旧補助の額が増額になったというものでございます。

それから、県の支出金でございますが、下の方に農業費県補助金、農業費補助金として1,275万円ほど補助金が入ることになっておりますが、これは、市道上和田線、沢口排水路、市道下白岩線、これらに対する補助が確定いたしまして、プラスになりました。

それから、林業費補助金でございますが、主には県単治山事業の補助金、これは3カ所程度を予定するというものでございます。事業費の変更によるという部分もでございます。

それから、一番下に観光費補助金というのがございますが、これについては、地域支援推進事業費補助金400万円増額でございます。これは、修善寺温泉開湯1200年祭への補助というものでございます。

それから、19ページ、20ページの中段以降、繰越金をごらんいただきたいと思います。繰越金につきましては、平成17年度の繰越金が13億2,773万8,755円ございましたが、おおむね最終を予定しております。満額を今回補正をさせていただきます。この中には決算積み立て6億2,820万円ほども含まれてありますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、一番下に雑入というものがございます。これは自然公園特別会計未収金。自然公園特会というものがございましたが、この会計閉鎖に伴いまして未収金の受け入れが生じました。これが1,931万4,000円というものでございます。なお、自然公園特会の方からの剰

余金関係、これをあわせますと4,036万7,000円ほどになるというものでございます。

それから、続きまして22ページ、市債でございますが、合併特例債1億5,170万円減ということでございます。これは、先ほども申し上げましたように、天北の関係の事業で事業費が減になったということから合併特例債を減らすということと、それから、先ほども申しましたように火葬場も一部減になったということから、総額で1億5,170万円ほどの合併特例債を減したいと、こういうことでございます。

続きまして、23、24ページ、歳出につきましてご説明をいたします。

一般管理費の中の総合事務組合退職手当特別負担金、これにつきましては、勸奨分の退職者が9名ほどございます。それに対する手当でございますが、4,624万1,000円の補正をお願いしたいというものでございます。

それから、その下の電子計算費でございますが、地域公共ネットワークの改修工事ということで、虹の郷、それから天城温泉会館の部分の改修をお願いしたいというものでございます。

それから、27、28ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者福祉費の中の3、在宅福祉事業で返還金という項目がございます。これは、在宅福祉事業に対する過受領、余計にこちらにいただき過ぎたというものでございまして、国に62万1,000円ほど、それから県に727万6,000円ほどの返還をするというものでございます。

それから、その下に障害者福祉事業ということで、田方精神障害者社会復帰施設運営負担金ということで628万円ほどの補正をお願いするものでございますが、これは、自立支援法の制定によりまして相談支援事業分がふえるということから、補正をお願いするものです。

それから、返還金については、先ほどと同じような内容でございますが、この場合は身体障害者保護費、福祉費、それから在宅心身障害児者福祉対策費補助の返還ということでご理解をいただければと思います。

続きまして、29、30ページでございます。

介護保険費でございます。

中段の2、介護保険事業、介護保険特別会計繰出金、これは、本年度非常に介護保険給付費がふえました。そんな関係で今回補正をお願いするわけですが、給付費レベルで2,700万円ほど、それから事務費49万円、それから地域支援事業ということで59万円ということで、重立ったものとしますと、給付費が非常にふえたということでございます。

それから、サービス事業の介護予防計画作成業務委託料で2,495万4,000円の減ということになっておりますが、これは、本来事業所に要支援のプランの作成を予定しておりましたが、当初見込みより減になったということでございます。

続きまして、31、32ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費、福祉事業です。一番上の段になります。

これは、児童福祉事業として当初放課後児童クラブを土肥地区に予定をしておりましたが、

対象児童がないということから減額をさせていただきたいというものでございます。

それから、中段の児童手当給付事業でございますが、これは、対象年齢の拡大に伴いまして、新規児童の算定月数、これは支給月の関係なんです、それが12カ月から10カ月になったということから、減額をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、33、34ページ。

児童福祉費の中の上から2段目に臨時保育士等の賃金ということで補正をお願いするものでございますが、これは、ゼロ歳・1歳児の増に伴いまして臨時保育士を雇い上げたいと、こういうことでございます。

それから、その下に橘保育園の管理運営事業として、ここへ来て修繕料というのが出たわけですが、早急に雨漏り工事というものをしたいということから、107万4,000円ほどお願いしたというものでございます。

それから、次に、36ページの中段をごらんいただきたいと思います。

健康づくり推進事業費の中の老人保健法事業、基本健診委託料でございます。先ほど申し上げましたように補助金が出ているわけですが、65歳以上の方が対象となりまして、ここに健診委託料がぼんとはね上がったと、それが968万円というものでございます。

それから、次に火葬場の一番下のところでございます。日向区・佐野区事業協力交付金ということで、2,000万円を追加補正をお願いしたいというものでございます。

それから、37、38ページでございますが、中段に資源ごみの回収小屋撤去工事というものがございます。これは、中伊豆地区にございます資源ごみの小屋の撤去をしたいということで、予算を計上させていただきたいというものでございます。

それから、その下に焼却処理事業としまして、ごみ焼却施設運転管理業務委託料ということで400万円の増額をお願いしておりますが、これは延長焼却を現在行っておりまして、それに対する補助をお願いしたいというものでございます。

それから、その下の焼却処理委託料については、土肥・戸田センターの分でございまして、減額になるというものでございます。

続きまして、41、42ページをお開きいただきたいと思います。

林業振興事業費でございますが、森林組合補助金、これは森林組合の経営基盤強化補助の不用額ということで175万3,000円を減額させていただきたくものでございます。

それから、その下に有害鳥獣に関する補助金でございますが、非常に件数が多いということから 現在148件ほどあるようでございます これを30件ほどの増額をしたいということでございます。

それから、次に治山事業でございます。市単修善寺寺山治山工事、それから市単大平小池治山工事ということで、上の工事につきましては、台風7号による治山工事を実施したいと。それから、大平小池治山については、天北関連の事業として実施するというものでございます。

それから、林道登記業務の委託でございますが、これは、天城地区の達原線、この事業が完了しましたので、完了のための登記をするということでございます。

続きまして、44ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の方に、その他観光施設管理事業というところをごらんいただきたいと思います。観光施設整備工事については、赤蛙公園の手すり・照明工事、それから、屋形の船着場歓迎塔の改修にそれぞれ210万円ほど補正をお願いしたいと。それから、一番下に総合会館の管理事業として改修工事45万円ほどございますが、これは会館内の空調機の改修をお願いしたいというものでございます。

それから、46ページ、市道整備事業でございます。先ほど申し上げましたように、市道上和田線の改良に750万円ほど補正をさせていただきたいというものでございます。

それから、一番下の天城北関連では、アクセス道路新設改良工事ということで1億2,021万円ほどの減額、それから農道新設改良については2,420万円ということで減額を、そのトータル1億5,233万3,000円ほどお願いしたいというものでございます。

続きまして、48ページの砂防費でございます。ちょうど中段に測量設計委託料として250万円ほどございます。これは、小立野地区の急傾斜地に対する測量設計をお願いしたいというものでございます。

それから、50ページが一番下、小学校費でございますが、土肥小学校の管理運営事業としまして維持補修工事80万円これはプール横の擁壁の改修をしたいというものでございます。

52ページ、一番上をごらんいただきたいと思います。土肥南小学校管理運営事業として維持補修、これの446万円は体育館の塗装を検討しております。

それから、54ページでございますが、幼稚園の一般事務事業、臨時賃金314万9,000円ということでございますが、これにつきましては、産休等によりまして臨時職員の必要が生じたというものでございます。

それから、58ページをお開きいただきたいと思います。

これは農地災害の関係でございますが、先ほど歳入でもちょっと申し上げましたが、台風7号による災害復旧のため、これは八木沢・矢熊地区の復旧工事に係る費用でございます、185万1,000円。それから、農業用施設災害復旧事業、下の農業用施設災害復旧工事でございますが、817万8,000円、これは土肥のゴン口用水、それから桜山農道、それから中伊豆地区の城地区の農道に補正をお願いするというものでございます。

それから、基金積立金でございますが、その下でございますが、環境衛生施設整備基金積立金としまして、焼却施設の建設に備えまして2億5,000万円、それから、修善寺自然公園整備基金の積み立てといたしまして1,000万円ということでお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上、提案理由の説明を終わりました。

報告第10号の説明

議長（堀江昭二君） ここで、先ほどの専決処分の報告について、回答の申し出がありますので、総務部長から回答させます。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 済みません、私、説明がちょっと足りなかったかと思いますが、ここを出しております16万761円というのは、あくまで事故に対する補償額でございますので、その2割ということでございますので、80万3,805円になろうかと思えます。松の木は、この補償額には関係ございません。それは後の処理の話でございますので、これは相手方同士の話で、私の言い方が、これが一緒の金額だというような説明に伝えたかと思いますが、あくまで事故に対するものが今回出しているものだということでご理解いただきたいと思えます。あと松の木の処理については、土木部長の方に確認して報告はいたすようにしますが、そういうことでございますので、ちょっと私の舌足らずでございました。補足で説明させていただきます。

以上でございます。

〔「土木部長の報告はないの」と言う人あり〕

総務部長（平田秀人君） それは後でまた調べまして。

議長（堀江昭二君） 今調べてますので、またあとでやりたいと思えます。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時31分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど、報告第10号につきまして説明の申し出がありましたので、まず、それをやりたいと思えます。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 申しわけございません。まず、保険の名称でございますが、総合賠償保険ということでございます。

それから、先ほどの金額でございます。端数が1円違ってございまして、80万3,806円が事故の額でございますので、その2割が提示した16万761円と。これが伊豆市側の損害賠償額という形になります。

それから、松はこの保険とは関係ございませんで、この金額は10万7,100円かかっております。この2割の部分を市がというようなことで、2万1,420円を市の方で負担してこれを処理したということでございます。

以上です。

議案第116号～議案第121号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から日程第12、議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの6議案について提案理由を申し上げます。

議案第116号並びに議案第121号につきましては、介護サービス諸費の見込み増並びに建設改良費増に伴うものが主な内容となっております。

議案第117号から議案第120号までは、年度末を見越した事業精査等による経費の調整が主なものであります。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、各補正予算を可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第116号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）につきまして補足説明をいたします。

61ページをお開きいただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,941万4,000円を増額しまして、総額をそれぞれ26億685万7,000円とするもので、保険給付費の実績見込みにより不足額を増額することと関連する財源の計上が主なものでございます。

64ページ、65ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきまして説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金4,491万7,000円から7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金2,729万2,000円につきましては、介護給付費の実績見込みによりまず法定割合により増額計上するものでございます。地域支援事業繰入金が59万円、それから事務費の繰入金49万3,000円増額しまして、次ページ、介護給付費準備基金繰入金4,477万3,000円を計上いたします。これは、介護給付費の不足財源に充てるものでございます。

続きまして、歳出につきまして68ページからでございます。

一般管理費49万3,000円、これは対象者増に対応するため、認定調査員の臨時雇用をいたします。これに係る経費でございます。社会保険料と賃金を補正させていただきます。

2款の保険給付費につきましては、各項目とも実績見込みにより算出、計上するもので、居宅介護サービス給付費2億5,453万9,000円の増は、認定者数、特に中・高度の方の増と事業所の開設の影響と思われる。このたび法改正がございまして、法改正の関係と、それから認定者数、事業所の関係、この影響だと思えます。

それから、介護予防サービス給付費6,578万1,000円の減は、法改正によりまして、要支援1、2の方の給付費でございます。法改正で非常に圧縮されておりまして、対象者につきましても思ったよりも少し少ないということと、介護給付費の介護報酬が下がった影響であります。

それから、地域密着型介護サービス給付費2,076万5,000円は、牧之郷の北狩野荘、北狩野ケアセンターが11月開所いたしまして、それに対応するものでございます。

71ページをお開きいただきます。

施設介護サービス給付費2,502万6,000円の減。それから、居宅介護住宅改修費402万3,000円の増。それから、次ページの居宅介護サービス計画給付費2,419万4,000円を増額いたします。法改正によりましてケアプラン単価が変わりまして、軽度の介護予防サービス計画費は単価が低くて、それから重度の方のケアプラン単価が高くなったということで、介護予防の方につきましては減額ということになりました。

それから、特定入所者介護サービス費679万6,000円を増額いたします。一番下でございます。これは、居住費、それから食費等の利用者負担の限度額分を超えた部分について給付する部分でございまして、見込みより多くなるということでございます。

75ページをお開きいただきます。

包括的支援事業費59万円の増額でございますけれども、主に職員の時間外手当と、それから地域包括支援センター運営協議会、これが回数を1回ふやすということで、それに充てる経費でございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第117号から議案第119号と議案第121号の4件について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、私の方からは、ただいま議長の方から指名されました所管の議案第117号 簡易水道、議案第118号 下水道、議案第119号 農業集落排水、議案第121号 温泉事業の4会計につきましてご説明を申し上げます。

78ページをお開きをいただきたいと思います。

平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）でございます。歳入歳出それ

ぞれ410万円を減額をいたしまして、8,340万8,000円とするものでございます。

事項別明細を用いまして説明を申し上げますので、82、83ページをお開きをいただきたいと思えます。

まず、3、1、1目の一般会計繰入金でございます。350万円の減額となっております。これの充当先は、大沢の簡易水道の変更認可、これを実施すべく一般会計から繰り入れをお願いしたものでございますが、水源調査の結果、湧水量1日100トンの水源は確保をできませんでした。変更認可を作業するに当たりもろもろの検討をいたしました結果、現配水池、80トンほどございますが、これより下流に水源があるため、90トン程度の配水量が必要となったということでございます。

このことによりまして周辺の調査をいたしました結果、現配水池付近は急傾斜地であるため設置が不可能であるということから、新水源付近に配水池の設置を検討いたしました。新水源とほぼ同じレベルでございますので、地下式の配水池ということで試算をいたしましたところ、1億円程度の財源が必要となるということが判明いたしました。昨今の財政状況にかんがみまして、堀切簡易水道を含み再検討をする方がいいのではないかと判断のもと、今回この350万円を一般会計に返納をして、見合わせたということでございます。

次に、市債でございます。60万円の減額となっておりますけれども、これは持越・金山簡易水道の配水管の更新及び佐野の配水池更新の事業費確定による減額となっております。

次に、2款簡易水道事業費でございますが、委託料417万8,000円、工事請負費75万3,000円、原材料費30万円、それぞれ減額となっております。

まず、委託料でございますが、これは先ほど歳入で申し上げました大沢の変更認可、これを再検討したということによる減額でございます。それから、工事請負費でございますが、これに関しましては、それぞれの事業費の確定による減額となっております。原材料費は、3月末の精算を見込みました減額となっております。

次に、飲料水供給施設事業費でございますが、工事請負費51万3,000円の減額となっておりますけれども、これは吉奈飲供の水源改修、当初水平ボーリングを予定しておりましたけれども、湧水量が十分にあるということで、集水弁に変更したことによる減額となっております。

続きまして、88ページ、下水道事業特別会計の補正予算でございます。歳入歳出それぞれ58万1,000円を減額をいたしまして、17億2,857万5,000円とするものでございます。

92、93ページをお開きをいただきたいと思えます。

まず、3款1項1目下水道事業費補助金でございます。国庫補助金でございますが、281万円の減額となっております。これは、それぞれ事業費の確定による減額となっております。

それから、8款繰越金868万9,000円でございますが、これは本補正予算の増減をバランスをとるための計上となっております。

それから、市債でございます。流域下水道事業債が390万円、公共下水道事業債が190万円

の減額となっておりますけれども、事業費が確定いたしました関係から減額となっております。

94、95ページになります。

1款事業費、1目公共下水道事業費でございます。工事請負費の100万円の増額でございます。これは、修善寺温泉の桂町、遊覧町の観光施設道路を実施しております。これに伴います人孔鉄ぶたの取りかえ工事ということで、100万円を計上してございます。

それから、3目流域下水道事業費でございます。391万6,000円の減額でございますが、流域下水道の負担金の確定による減額でございます。

4目特定環境保全公共下水道事業費、工事請負費2,300万円の減額、それから、13節委託料2,200万円の増額となっておりますが、説明欄の2に掲げてございます。まず、委託料関係でございますが、これは、中伊豆の上地区の幹線管渠の測量及び基本設計の委託ということで2,200万円。それから、工事請負費の2,300万円の減額ですが、これは、この測量設計委託、基本設計委託に事業費を振りかえたことによる減額となっております。

96、97ページになります。

3目の管渠管理費でございます。委託料が474万円の減額、工事請負費が300万円の増額となっております。

これに関係します説明欄でございますが、まず、修繕料315万円でございますが、これは、修善寺の庁舎の東側の駐車場に設置してございます立野中継ポンプ施設、これの点検整備費315万円を計上いたしましたものでございます。それから、薬品費159万円は沖ノ原中継ポンプ場の脱臭用の活性炭を入れかえる費用で、159万円を計上したものでございます。それから、委託料でございますが、マンホールポンプ保守点検清掃業務委託料でございますが、474万円の減額となっております。これは、精算見込みによる減額となっております。それから、工事請負費の300万円でございますが、維持補修工事ということで、国道414号線、それから県道伊東修善寺線、この道路にございます人孔の鉄ぶた周辺、この舗装が非常に傷んでおるということを道路管理者である県の方から指摘を受けました。これらの補修に充てる費用となっております。

次に、99ページをお願いしたいと思います。

農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額して1億1,923万円とするものでございます。

内容でございますが、まず、歳入、12万8,000円の減額ですが、これは消費税の確定申告による減額となっております。

104、105ページになります。

歳出でございます。

2目処理場管理費でございます。委託料112万8,000円の減額、工事請負費150万円の増額となっております。委託料に関しましては、汚泥運搬処理の業務委託料112万8,000円の減額

でございますが、精算見込みによる減額となっております。それから工事請負費でございますが、これも県道修善寺天城湯ヶ島線、これの人孔の周辺の舗装補修、これを実施するべく150万円を増額したものでございます。

次に、施設費の50万円の減額でございますが、これは新規の接続工事を見込んでございましたけれども、精算を見込んだ減額となっております。

次に、116ページでございます。

温泉事業の補正予算でございます。第1回になります。

第2条の主な建設改良事業でございます。屋形地区配湯管更新工事でございますが、2,850万円、これは、当初事業費を3,200万円見込んでおりましたが、地域住民の通行状況を考慮し約100メートル減じました。これによりまして350万円を減じて2,850万円とするものでございます。

それから、馬場地区配湯管更新工事でございますが、当初大藪地区を予定しておりましたが、舗装打ち替え直後であったということで、掘削が不可能ということでございます。この地区を後回しにしまして馬場地区を実施するというところで1,700万円計上したものでございます。

それから、3条でございます。予算は4条になりますけれども、条項は3条でございます。この資本的収入200万円の増額になっております。これは、県の急傾斜地対策工事に伴う三脈源泉の集湯管の移設補償金、これが確定いたしました関係で200万円の増額となっております。

それから、支出でございます。建設改良費140万円の増額になっておりますけれども、三脈源泉の集湯管移設工事の増額と、先ほど2条でご説明しました配湯管の更新工事、これらの精算見込みによる減額との差額で140万円の増額ということになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第120号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 議案第120号 湯の国会館の補正予算につきまして細部の説明をさせていただきます。

資料の109、110ページをお願いいたします。

歳入でございます。会館の使用料の396万4,000円の減額でございますが、入館者が前年比97%で3%の減、それから、揚湯ポンプの改修工事によるものでございます。

また、財政調整基金の確定によりまして107万5,000円の減額、繰越金で388万6,000円、売店収入で50万円、新規の分湯分担金で60万円の増額となっております。

続きまして、歳出を説明いたします。112ページをお願いいたします。

1目一般管理費の臨時賃金222万6,000円の減額でございますが、職員を1名減らしたためでございます。次に、ボイラーの燃料の高騰によりまして100万円の増額、会館の借地部分の

土地を買ってほしいという話がありまして、交渉のため不動産鑑定の手数料30万円でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

売店材料費50万円、それから基金積立金100万円の増額をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第122号～議案第125号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第13、議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定についてから日程第16、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正についてまで4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定から議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正までの4議案について、提案理由を申し上げます。

それぞれの議案につきましては、条例の制定及び廃止並びに一部改正をするものであります。

各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

最初に、議案第122号と議案第123号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定につきまして、細部の説明をさせていただきます。

第1条の設置でございますが、レクリエーション施設として、市民の健康の増進及び観光の振興を図るために設置するものでございます。

第2条の名称及び位置でございますが、丸野高原観光施設とし、場所は従来のとおりでございます。

第3条の施設でございますが、万天の湯及び丸野高原テニスコートといたします。

第6条の使用料でございますが、別表にありますように 次ページでございます 大人700円、子ども300円で、丸野高原テニスコート、1面1時間1,000円として、市民が利用する場合にはその2分の1の額とするものでございます。

附則といたしまして、1の施行期日でございますが、公布の日から施行するものとしたし

ます。2は、従来の伊豆市国民宿舎中伊豆荘条例は廃止いたします。また、4の市営施設運営委員会条例の一部改正につきましては、第2条所掌事務中の国民宿舎中伊豆荘を丸野高原観光施設に改めるものでございます。

続きまして、議案第123号 昭和の森会館条例の一部改正につきまして細部の説明をさせていただきます。

お手元の資料の新旧対照表、124ページになります。現行の入館料、大人600円、子ども350円を中学生以上300円、小学生100円に改正し、多くの観光客や団体に入館していただくと考えております。

9月に補正予算をお願いしました改修工事の期間中でありますので、完成後、平成19年3月1日から施行するものでございます。

昭和の森会館は国道沿いの道の駅にございまして、天城グリーンガーデンのシャクナゲの森とともに、多くの観光客、ハイカーの拠点となっております。会館のリニューアルを機会といたしまして、料金を改正し、魅力ある施設として道の駅天城越えとともに誘客宣伝に努め、伊豆半島の観光の拠点となるべく、今後も利用者の増を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第124号について、教育委員会生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長 鈴木敏夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（鈴木敏夫君） 議案第124号 伊豆市公民館条例の一部改正について、市長の提案理由の詳細につきまして説明申し上げます。

125ページになりますが、126ページの新旧対照表で説明を申し上げます。改正は、第9条関係の別表1になります。表の右側が旧、左側が新となっております。

1ページをめくっていただきまして、左側の一番下になります。まず、土肥公民館の施設使用料について説明します。

伊豆市の公民館は4館ありますが、土肥公民館のみ施設使用料が設定されておられません。合併3年を迎えまして、他の公民館との均衡を図るために、土肥支所4階にあります土肥公民館第1、第2集会室の使用料を設定するものでございます。使用料は、他の公民館と同等レベルとなるよう考慮しまして、別表のとおり決めました。午前、午後、夜間、それぞれ各1,000円というものでございます。実施は来年の4月1日より施行となります。他の部分の改正は、土肥公民館に限らず、内容を変えずに字句等を修正する構成上の整備ということになっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第125号について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正につい

てご説明を申し上げます。

本改正でございますが、伊豆市としての水道料金の統一を図るに当たりまして、前段階として文言の統一を図ることと、水道料金の債権は民法が適用されるとの最高裁判決がされたことによりまして、債権放棄が可能となる条項を追加する必要が生じたことによる改正でございます。

改正の概要でございますが、まず1点目といたしまして、旧修善寺町の区域の料金算定の単位を1使用期2カ月単位としておりましたが、これを他の3地区に合わせまして1カ月単位といたしております。

2点目といたしまして、料金の名称を水道料金に統一いたしております。

3点目といたしまして、料金に係る債権放棄を可能とする規定を追加いたしております。

4点目といたしまして、旧修善寺町の区域の料金表を改正いたしております。これは、1カ月単位としたことによります基本料金の改正と超過料金の単位未満の改正の整備をいたしたものでございます。

それでは、議案書の131ページからの新旧対照表に従いましてご説明を申し上げます。

まず、第22条関係でございます。

第1項でございますが、「水道使用料」と「水道料金」を統一いたしまして「水道料金」としたため、旧4町の料金について、その名称の規定を分ける必要がなくなったための改正となっております。

第2項でございますが、改正は条単位で見直します関係から、この項を見直した結果、各項料金について、明確に何の料金なのかを規定してございます。

次に23条関係でございます。第1号でございますが、旧修善寺町の使用期を改め一月単位としたための改正でございます。

132ページになりますけれども、第2号から第4号まで、料金の単位を「1月につき」で統一したため、各号で単位を規定せずに第23条の柱書きで「1月につき」と規定したため、各号の「1月」を削ることといたしております。

第24条関係でございます。

第1項でございますが、旧修善寺町の1使用期の料金算定について規定したものでございますが、単位を一月に統一したためこの規定が不要となったことにより削除をいたしております。

第2項でございますが、旧4町の算定方法が統一されたことによりまして、地区の名称を削除してございます。この場合、定例日を削る第1項で説明をいたしておりますので、ここで新たに説明をする必要があることから、括弧書きを追加するものでございます。

第3項につきましては、第1項を整備したことによります削除となっております。

133ページになります。

第26条関係になります。特別な場合の料金の算定方法を旧天城湯ヶ島町方式に統一した

ため、第1項及び第2項が不要になりました関係から、削除をさせていただきます。

第3項第1号でございます。新条例の第1項第1号、2分の1の基本料金に対する基本水量及び超過料金の算定基準を明確にいたしました。また、旧修善寺町と旧土肥町にはメーター使用料が別途設定されておりました、このメーター使用料を加えた額が料金となっております関係で、明確に規定をいたしております。

第28条関係でございます。使用期の概念がなくなったため、各地区隔月に統一されたことによる規定の整備となっております。

134ページになります。

第30条の2の関係になりますけれども、水道料金の債権につきましては、地方自治法ではなく民法が適用されるとの最高裁の判決がされたため、自治法では5年経過で債権が時効により消滅していたところ、民法では2年経過で時効が完成をいたします。これは、民法の第173条第1号の規定でございます。しかし、自治法で必要とされていなかった時効の援用が民法では必要となることから、行方不明者等は永久に債権が消滅することはございません。このことから、条例で債権放棄が可能となる規定をするものでございます。なお、放棄する詳細につきましては、別途水道事業会計で規定するものでございます。

第34条関係の第2項、第3項でございますが、給水装置の所有者が不明で使用の見込みがない等の場合は給水装置を切り離すこととしておりますが、この場合は所有者の責任であることから、その切り離しに要する費用の負担を明確に規定する必要がございます。また、第2項のただし書きに該当するケースの想定は必要なため、規定するものでございます。

135ページから給水料金表の改正を入れてございますが、この給水料金につきましては、2カ月から2分の1の1カ月に改正したものでございます。また、本改正によりまして、簡易水道等条例及び下水道条例についても、該当部分の文言の改正を本条例附則により改正するものでございます。

なお、本改正による各料金につきましては同額であることを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第126号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第17、議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、提案理由を申し上げます。

健康保険法の改正により、静岡県内で組織する広域連合を設立しようとするものであります。

詳細につきましては、市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、議案第126号についてご説明をさせていただきます。

健康保険法等の一部を改正する法律第83号が平成18年6月21日に施行されたことに伴い、現行の老人医療制度にかわりまして、加入者から保険料を徴収して広域連合が運営するところの独立した保険制度が平成20年4月から実施されることになりました。したがって、静岡県では、市町村が加入する広域連合を平成18年度末までに設立すべく、準備が整ったわけでございます。

現行制度との大きな違いですが、独立をした医療制度となること、それから、現行制度の各医療保険の拠出金で負担する部分を、後期高齢者医療制度では各医療保険の支援金と高齢者の保険料で負担することになったわけでございます。

140ページの規約の中身でございますが、第2条の組織は、県内の全市町村で組織をするわけでございます。

第4条の事務ですが、保険料の徴収等は市町村が行い、その運営について広域連合が実施をするわけでございます。

第7条からは、議会の組織等について規定をしているところでございます。

それから、第11条から執行機関の広域連合長等の組織及び経費の支弁方法等について規定をしているところでございます。

以上、これらの事業の実施をすべく広域連合の設置について上程をいたしましたので、よろしくご審議の上、ご可決するようお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第127号～議案第128号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第18、議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託の廃止についてと日程第19、議案第128号 区域外の公の施設の廃止に係る協議についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託の廃止について及び議案第128号 区域外の公の施設の廃止に係る協議について、提案理由を申し上げます。

平塚市市民休養の郷宿泊施設を伊豆市の施設として引き受けることに伴う事務委託の廃止及び公の施設を廃止するための協議について、議会の議決を求めるものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設管理執行に関する事務の委託の廃止につきまして、細部の説明をさせていただきます。

昭和57年4月12日、旧天城湯ヶ島町と平塚市で平塚市市民休養の郷を提携し、交流を始めてまいりましたが、昭和58年度から、交流活動をより充実させるため旧天城湯ヶ島町が平塚市に事業協力を要請し、山村振興法に基づく国の補助が受けられる山村地域若者定住環境整備モデル事業に取り組みました。この事業は、若者の定住を図るため、必要な施設を都市と山村が共同し総合的に整備しようとするもので、旧天城湯ヶ島町がスポーツ施設、それから、平塚市が宿泊施設を整備いたしました。

当該モデル事業に基づき昭和61年4月に開設された平塚天城山荘は、20年が経過する中、社会情勢の変化に伴い宿泊に関するニーズが大きく変化したことや、送迎の取りやめなどにより平塚市民の利用者が著しく減少しております。これらの状況により、伊豆市が無償で施設を受け、補助事業が存続している現在、伊豆市単独で継続運営することに同意いたしました。

次に、平塚市市民休養の郷管理執行に関する事務の委託の廃止についての経過措置でございます。これは、昭和60年12月20日、旧天城湯ヶ島町議会におきまして可決された平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託に関する協議の規約の附則第3項に「委託事務の全部もしくは一部を廃止する場合には、当該事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、天城湯ヶ島町がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、平塚市長と天城湯ヶ島町長とで協議して処分するものとする」という条項があります。平成19年4月1日に剰余金の確定をし、なおかつ処分することは不可能でございます。経過措置として、この規約を施行後も効力を有することとしてあり、剰余金の処分をするまでの期間の経過措置でございます。

続きまして、議案第128号 区域外の公の施設の廃止につきまして、細部の説明をさせて

いただきます。

1の廃止する公の施設でございますが、平塚市が旧天城湯ヶ島町に設置した平塚市民休養の郷の宿泊施設施設で、平塚天城山荘です。これには、山荘、キャンプ場、体育館が含まれております。

2の廃止する公の施設の場所でございますが、伊豆市上船原1120番地の1で、廃止する年月日は平成19年4月1日です。

4の廃止の理由でございますが、平塚市と伊豆市の両市民の交流の場として平塚市から施設を引き継ぎ、伊豆市の施設とするものです。

よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、12月13日開催予定の本会議において行います。議案に対する質疑通告期限は11日の正午となっております。

発言の訂正

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） 不適当な言葉だと思しますので、少し説明員の発言について訂正を求めたいわけですが、発言許可をいただきたいけれども、いいでしょうかね。

議長（堀江昭二君） どうぞ。

22番（三須重治君） 議案第122号、議案第123号あたりで、説明員の方が、私の聞き違いならそれでいいのですが、子どものことを指して「こびと」という言い方で私は聞こえたんです。子どもを「こびと」とは言わないから、「こびと」と言いますとまた別に指される対象になる方がおりますので、もし、そういう表現でやっていましたら訂正を求めたいと思います。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 申しわけありません。ちょっと私が勘違いをいたしまして、頭の中にそれがあったものですから、それだけということで説明いたします。

120ページの別表第6条の関係でございます。先ほど「こびと」と申しました。その欄でございますが、子ども300円ということで訂正をお願いいたします。

それからもう一つ、くせになっておりまして、123ページの第8条中の料金の関係でございます。これは、小学生100円ということで訂正をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） よろしいですね。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月11日午前9時30分より再開し、一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午前11時23分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さんおはようございます。

本日、11番古見梅子議員より欠席の届け出がありますので、お知らせいたします。

ただいまから、平成18年度第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者に注意を申し上げます。質問者は簡単明瞭に、しかも議題以外にわたらないように、答弁者にとっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は19名の議員より通告されております。質問の順位は議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたしたいと思います。また、質問時間は申し合わせにより質疑のみ30分以内、質疑の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

木 内 一 郎 君

議長（堀江昭二君） 最初に17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 発言通告書に基づきまして発言したいと思います。

17番、木内一郎です。

伊豆保健医療センターの一部事務組合化の経過と、その是非についてお伺いします。

このことにつきまして、6月の議会において飯田正志議員が質問しておりました。その後の経過と、一部事務組合化の是非を再度お聞きします。

同医療センターの財務状況は、今後医療報酬の改定や人口減少による外来者の減少、医師不足が予想される。今後の経営安定を図っていくために財団法人から、一部組合化して社団

法人に委託していきたいということであったと思います。

そこで、次の4点についてお聞きします。

1つは、医師確保策について、2市1町それぞれ1名ずつの専従職員により調査研究を開始したと聞きますが、その経過についてお伺いします。

2つ目、財団法人から社団法人に委託する場合、市の負担が初年度大幅に増加し、その負担等を考慮して、一部事務組合化のメリットはあるのかということが2点でございます。

3点目、社団法人に委託した場合、現在職員が180名いるそうだが、その身分は保障されるのかということであります。

4番目、この田方保健医療センターの設立の目的は、市民の健康や地域医療を維持することにあると思いますが、従来どおり啓蒙運動として行っている調査研究や検診活動等の業務は続けることができるのかどうか、以上をお伺いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員のご質問にお答えいたします。

伊豆保健医療センターの一部事務組合化への経過と、その是非についてでございますが、全部で4つの項目に分かれておりますが、1点目と2点目は関連がありますので一括してお答えいたします。

伊豆保健医療センターは旧田方9町村と田方医師会により設立された財団法人田方保健医療対策協議会が経営母体となりまして、当初は一般医療や救急医療などの地域医療の充実を図るために開設されたものでありますが、現在では一般医療や救急医療とともに、健康診断や疾病予防などの医療機関として地域の期待にこたえています。しかし近年は関連病院としての位置づけが薄らいできており、順天堂大学医学部から医師の派遣が受けられない状況にあるとともに、医療制度改革に伴う新医師卒業後の臨床研修制度の影響もあり、医師確保に苦慮しているのが現状でございます。

このような状況下においてあらゆる手段を検討するため、この4月より2市1町からそれぞれ1名の職員を選任し、準備室を立ち上げ事務を進めてまいりました。その検討を進めていく中の一選択肢として財団法人田方保健医療対策協議会を解散し、公設化いわゆる一部事務組合化して社団法人地域医療振興協会に運営を任せることが検討されました。本年の6月から9月にかけて、財団法人から社団法人地域医療振興協会に、条件や市場調査の委託が行われてきたものであります。調査の結果、協会側より提示された受託条件は、大変厳しい、初期費用や次年度以降の運転資金も高額となることがわかってきました。この費用はとりもなおさず2市1町にとって財政負担となるため、このままでは受け入れられない条件で、さらに検討を重ね、よりよい方向を見出したいと考えております。

次に3点目の、財団法人に運営を委託した場合の職員の処遇についてですが、まだ委託す

ると決まったわけではありませんが、仮に委託した場合は社団法人の職員として勤務することになると考えております。

次に4点目の、従来どおり市民の健康や地域医療を維持し、調査研究や検診活動等の業務を続けることができるかということですが、仮に社団法人等が受託する場合も現在の病院業務は続ける条件であると考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 医師の問題の医師確保について今後の不安があるといようなご答弁でございましたけれども、従来どおり続けた順天堂との関係が今後も維持できるのかどうか、できないとすればどこにその原因があるのか、その辺のところをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

もう一つは、社団法人にした場合にいろいろな関係から初年度の財政負担をしていかなければならないということのご答弁があったわけですが、大体、予想としてどれくらいの負担をしていかなければ、社団法人には委託していけないのかどうか、この辺の2点についてまずお聞きしたい、再質問したいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 先ほどの関連質問として2つ再質問がございました。

順天堂との関係でございますが、きょう現在も順天堂からは医師の派遣というのはできにくい、非常にできにくい状況にあるということです。今後どうなるのかということは、私もちょっと予断を許さない状況です。といいますのは、先ほど申し上げましたように、日本全体が医師不足、またいわゆる都市と地方といいますか、お医者さんが都市の方へ集中化の傾向にあるということで、大変厳しい状況であるというふうに認識しております。それは先般、伊豆赤十字病院の産科の問題についても十分ご理解いただけると、そういう状況が伊豆市だけではなくて各所に起きているということにとらえております。その中でその伊豆医療センターをどう運営していくかということが最大の課題でございます。ぜひ、いい方法があったら、また、議員さんのお知恵をかりたいなと思います。

それから、2番目の社団法人にする場合、市に対する財政、当初の負担はどのくらいかということですが、第一次ではこのくらいの金額よということまで出ました。全体では、詳しい数字を覚えていません、10数億でございます。それを2市1町で割ると、伊豆市は億単位でございます。ということで、いや、これじゃ、ちょっと財政負担できませんねということで申し上げて、さらに折衝を続けていると。どこまで、いろいろな条件がありまして、病院内部を整備したいとか幾つかの要項に分かれています。まとめて言うとそういうことですが、もうちょっと安くできないか、こういうことはもっと先延ばしできないかということ調整

しているわけでありませう。しかし、どれだけの数字が出てくるか、また、下げた数字が出て、それに私も2市1町がどこまでついていけるかということは、大変、依然として厳しい条件があると私は認識しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） お願いします。

医師確保、順天堂との関係でいろいろ難しい問題があるということでございましたが、私は田方の医療機関の問題から考えて、やはり順天堂をトップにしてそして各地区の医療機関があるというふうに認識しておりますが、ぜひ順天堂との関係をできるだけ緊密にして今後いくような努力をして、田方医療センターの位置づけをぜひ根所にしてやっていただきたいと、こんなふうに思います。

もう一つは、2市1町で維持しているわけでございますけれども、1市でやるのと違ってそれぞれの市町村の負担金にしても思惑もあろうかと思いますが、ぜひ伊豆市の立場と主張すべきところをしっかりとお願いしていきたいなと、こんなふうに思います。

以上、要望でございます、第3点目は。

続いてよろしいでしょうか。2点か3点目に。

議長（堀江昭二君） はい。

17番（木内一郎君） 2点目はそのようなことでいいと思います。

3点目ですが、従業員が180名いるということでございますが、ぜひこれもそれぞれの生活等がありますので、どのようにしていくか、たとえ新しい組織になったとしてもできるだけこれは考慮の中に入れておいていただきたいなと、こんなふうに要望したいと思います。

それから、4点目でございますが、4点目はやはり田方医療の保健医療センターの設立の目的が市民の健康と地域の医療機関ということになっておりますので、ぜひこの基本的な方針を踏まえて今後維持をしていくようお願いしたいと。

以上はすべて要望でございますので、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 答弁要らないですか。

17番（木内一郎君） ええ、答弁はよろしいです。

議長（堀江昭二君） これで木内議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 次に4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い3点の質問をいたします。答弁を求める者、教育長です。

1つ目、小学校の統廃合について。

ことし5月、3地区において保護者から意見を聞く会が開かれました。内容は問答形式と

意見交換の形で報告書に詳しく載っております。これを読みますと、地区により温度差を感じます。中でも前向きな発言が目立つ地区がありますが、これは地域性や学校のあり方に対する考え方の違いかと、このように思います。いずれにせよ、目の前に複式学級が迫っております。私たちは子供たちに今でき得る最良の教育環境を提供する責任があります。そこで質問をいたします。1、今後のスケジュールは。2、進め方は。

第2、いじめについて。今、いじめは深刻な社会問題にまで発展をしております。総理は先般の参議院教育基本法特別委員会で現状は緊急事態であるとの認識を示し、対策の一つとしてすべての児童生徒にこども人権110番カードの配布を検討すると述べました。悩みを抱える子供たちがこのカードを活用し、立ち直るきっかけになるとよいと思います。質問1、いじめの実態は。2、予防対策は。3、発覚後の対応は。

3点目、不登校について。文科省が発表した速報によると、不登校を理由とする長期欠席者数、年間30日以上は、4年連続で減少し、全児童生徒に占める割合は1.13%です。質問1、実態と推移は。2、原因と対策は。

以上3点です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

教育長（室野純司君） それではお答えをいたします。

議員には、昨年この学校の統廃合についてご質問とご意見を伺っておるところでございますけれども、今回のご質問は学校統廃合について、3地区で保護者を対象に意見を聞く会をやったけれども、統廃合についての今後のスケジュールと進め方はどうなのかと、こういう質問と承りました。

5月に実施しました学校は、土肥南小学校それから月ヶ瀬小学校、大東小学校。この保護者を対象にした懇談会は、あくまでも統廃合前提にしたものではない、近い将来複式学級ができる学校として子供たちのことを考えたときに、複式でも存続した方がいいのかどうか、統廃合について保護者はどんなふう考えているのかを聞く会として実施いたしました。3校については、現在、子供が在籍している保護者を対象に懇談会を持ったものでございますので、複式を経験したのは大東小学校の一部の保護者だけでございます。実際、今は単学級でやっている状態がでございますので、小規模校のよさを訴える意見も出ましたし、また複式を経験したことのある保護者の中には、複式になるならば統合した方が子供たちにとっていいのではないかという意見も確かに出されました。

しかし、私の感じとしては、大勢は統廃合については消極的だったかと、こんな感じを持っています。中にはこの懇談会をやった後に、ある学校の地区の区長さんが私のところにまいりまして、おれらは学校統合は反対だよと、こういうふうに言っていた方も正直言ってございました。一つには、これ複式になるときの保護者の方には実際に参加していただかせませんでしたので、そういう点から考えると、学校生活の現状に親も満足しているのがこの懇談

会の意見にあらわれたのかな、そんなふうに思っております。

参考までに言いますと、隣の田中山分校、伊豆の国市の田中山分校は現在6年生1人、5年生5人でやっていますけれども、ことし廃校になるのかなと思ったら、来年5人で存続と、再来年児童がいなくなって廃校と、こんなふうになるというような話を先日お聞きいたしました。伊豆市でそこまで少人数の学校はございませんけれども、実は大東小学校で5年生が1名転校いたしました。ですので、来年、大東小学校の5、6年生は複式、14名ですので複式学級がもうできる。実際にはほかの学年も複式あるんですけれども、県から加配が来ていましたので、一応単式でやったわけですけれども、来年はその補正といいますか、加配が1本しかないということで、4学級、5学級運営と、こういう形になるだろうというふうに思っております。これについては、一応現在のところは市の方で支援員を出して、必要に応じては5、6年生を分けた授業を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

保護者には、小学校ぐらい近くの学校に通わせたいという意見もございまして、あるいは学校がある地区の方々は、学校は要するに文化の拠点であるという考え方もございまして、なかなか児童生徒が減ったからといって簡単には統廃合にはいかないのかなというふうには思っています。

参考までにちょっと申し上げますと、複式が出現する年度ですけれども、大東小学校は来年1年間複式で、その後は加配がまた来ますので、これはまた単式運営になっていきます。そうしますと、次に複式が出現するのは、現在の状況そのまま行きますと、平成24年の2、3年生、ここで複式ができます。それから土肥南小学校では平成22年に2、3年生が17ありませんので、ここが複式ができてまいります。それから、月ヶ瀬小学校は平成24年このときの2、3年生が複式学級になります。しかし、これも県の加配がありそうですので、担任以外がいなくなると思いますけれども、一応6学級6人の先生で運営はこの月ヶ瀬小学校についてはできそうだなというふうに今のところ思っています。

今後についてですけれども、統廃合の具体的な年度を示すことはできませんけれども、来年以降、対象を少し広げて、要するに今の幼稚園児の保護者これも含めたり、あるいは地域の方々にも参加していただくような形で懇談会は継続していきたいというふうに思っています。

なお、前に伊豆市教育振興審議会条例、これを制定していただきましたけれども、なかなかこの審議会の委員の選定につきまして正直言って難航しております。要するに、統合を対象とした地区の方を入れるかどうかということも問題ございまして、全く関係ない方ばかりでやりますと、これは地区の方がおらに関係ない人間がその審議会の委員のメンバーだということでもた反発もあるだろう。現在これもどういう形で発足していこうかということを検討している最中でございます。

それから次に、2点目のいじめについてですけれども、このいじめについてはこの後5名

の方からも質問をいただいております。基本的な部分を一応お答えをさせていただきます。あとの5人の方については、その部分はちょっと省略させていただきたいというふうにも考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

10月11日に福岡県の中学2年生、これがいじめを苦しんで自殺という報道がございました。正直言って私この報道が出たときに、うん、これはちょっと連鎖的にこういう自殺は発生するのではないかなという、そういう懸念を持ちました。といいますのも、ちょうど10年前、十数年前だったかもしれませんが、同じようなことがございました。このときには、やはり立て続けにいじめによる自殺ということが報道されました。私どもが教育会館にこれを契機にいじめ110番をつくったという経過がございます。今回も全く同じようなことがございました。

このいじめというのは全く新しい問題ではなくて、やっぱり古くからある大きな問題だなというふうに私どもはとらえております。実際、前回と違うところは要するに文部科学省にいじめ自殺予告の手紙といいたいでしょうか、そういうものがあつた。あれもあれだけやっぱり大々的に報道されますと、これも連鎖反動的にやっぱり後押しする傾向があるんでしょうか、もう本当に50件ぐらいの手紙が文部科学省の方へ届いたという件聞いていますし、静岡県内でも焼津市とそれから藤枝市、ここにやっぱりいじめ自殺の予告の手紙が届いたというふうに私ども聞いております。要するにこういう、私どもはできたら本当は余り報道してほしくないというふうに思ったんですけども、こういう自殺行動というのは何か別の人の背中を押す形で何か頻発してくるのかな、そういうふうに言われていますけれども、大変痛ましい事件でございますし、あつてはならない事件だというふうに私どもも感じております。

伊豆市の実態をお話を申し上げますと、伊豆市ではこの事件が起きた同じころだったでしょうか、教育センターの生徒指導部会というのがございますけれども、そのところで生徒指導に関するアンケートを実施しております。これはいじめばかりではなくて、要するに朝、ご飯を食べてきますかだとか、朝何時に起きますかあるいは夜何時に寝ますかと、そういうものまで含めた生徒の生活に関するアンケートでございます。その中にこれは無記名でとってありますけれども、要するにあなたの学校ではいじめがありますかと、こういう設問をいたしてあります。その中で、これは対象は小学校5、6年生と中学生ですけれども、1,703人を対象にこのアンケートはとってあります。その中でいじめがあるというふうに答えた児童生徒は、市内で235人ございます。それから、いじめかどうかわからないけれども気になることがあるというふうに答えた子供は370人おりました。これらを全部合わせますと705人、要するにいじめを現場を見たことがある、あるいはこれはどうもいじめだなと感じた生徒が全体の35.5%というふうに上っております。

これは要するにいじめがあると感じた生徒でございますので、いじめが実際に705件あるという数字ではございません。本年度私どもは小中学校の方から報告していただいているいじめの件数でございますけれども、これも数がございます。これは市内で、小学校で30件そ

れから中学校で8件ございました。そのうち解決済みが、小学校で25件、中学校で6件、ですから現在指導継続中というのが、小学校で5件、中学校で2件ございます。

これは、例えば指導が継続中というのは、正直言って親の方から、いや、どうもうちの子はいじめられていると、学校がいろいろ調査したがなかなかやっぱり親の方が納得しないという部分もございますし、あるいはこの全部で38件、このうち要するに学校がこれはいじめというふうに判断した件数でございますので、例えば中には親が、うちのがけんかしてたたかれたと、これはもういじめだというような、そういう親の訴えも正直言ってございます。これはもう訴えられたときには学校の方では、やっぱりこれいじめという形をとって子供たちの指導も正直言ってしております。

なかなかクラスの中にはだれかれなく悪さをするような子供もおりますし、あるいは場合によってはやっぱりちょっと深刻なのは、全体が1人の子を要するに集中的に無視するとか、悪口雑言を言うとか、そういういじめもございますので。要するに、このいじめの件数の中には大して問題ないなと思うような事例もございますし、やっぱり先生方がしっかり指導してくれてよかったという事例も正直言ってございます。

いじめの種類もちょっとお話し申し上げますと、これも皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、言葉での脅し、あるいは冷やかしかからかい、仲間外れ、持ち物を隠す、あるいはたかり、おせっかい要するに親切の押しつけ、これも私どもいじめというふうにとらえています。あるいはうそのうわさを流すだとか、集団による無視、暴力を振るうなどございます。文科省の方では、このいじめという定義をこんなふうに述べております。これは平成6年に出された内容ですけれども、自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、こんなふうに言っておりますけれども、私どもの市では、要するにささいなことでも受けている子供たち、被害している子供たちがいじめと感じたらこれはいじめというふうに私どもは解釈しております。ですから、ちょっといじめの範囲としてはやや広がっているかなというふうにおわかりいただければ結構かと思えます。

学校では一応、いじめというのは絶対許さないというふうに基本認識をしておりますし、道徳教育だとかあるいは体験活動、自主的な活動を通して人間の人間としての生き方、これの学習をしていますし、単に加害者と被害者の二者の関係ではなくて、集団の問題としてとらえる、そして対処していく、そんなふうにしております。しかし正直言って、これいじめをゼロにすることは私はまず不可能だろうというふうには認識しておるところでございます。要するに、家庭においては小さいころからやっぱり子育ての中で、弱い者いじめの罪悪感といましようか、あるいは命を大切に、そういう倫理観というんでしょうか、そういうものをやっぱり小さいころからつけておくことが一番の大切な課題ではないかなというふうに思っております。みんながもうそういう小さいころからお互いに人を愛する、そういう心を持っていけば、いじめというのはなくなるのではないかな、そんなふうな認識もしている

ところでございます。これもなかなか簡単にはいかないところだろうと。

一応、対策として私ども考えていますのは、一応学校にこんなふうをお願いしております。一つとして、学校は子供に対し、いじめは反社会的な行為として絶対許されないことであり、かつ見て見ぬふりをする者も加害者であることを認識して、徹底して指導すると。それから2点目として、学級経営を中心にいじめを生まない素地づくりをしてほしい。それから3点目としては、学校は問題を起こす子供に毅然とした態度をしてほしい。それから4点目として、学校は子供との触れ合い、子供への声かけ、あるいはどんな小さなサインも見逃さないようコミュニケーションを図ってほしい。それから5点目としては、学校はいじめ対策委員会を活用し組織として対応してほしい。このいじめ対策委員会というのは、もうこれは全校、この事件がある前から正直言って設置してございます。ですから、いじめがあった場合にはこの対策委員会にかけて、要するに個人で対応するのではなくて、学校の組織として対応する、こんなふうに行っているところでございます。それから6点目として、いじめが発生するのは悪い学校ではない、要するにいじめを解決するのがいい学校だという認識を持ちたい。これらのことを学校にはお願いしているところでございます。

ただ、その解決方法も非常に難しい点がございまして、簡単に例えばいじめた方を指導したときに、本当に正直言って逆効果になることもあるんですよ。例えば、陰に隠れて今度は攻撃してくるとか、そういうこともございますので、非常にこう難しいですけども、学校ではそういう点なんかも考えながら、実際指導していただいております。いずれにしても、学校ではいじめられる生徒の側に立つ、これが基本的な姿勢だということはご理解いただければ、そんなふうに思います。

それから、3番目の不登校についてでございますけれども、これについても今まで何回かご質問が出ております。不登校というのは議員もご理解しているように、年間30日以上欠席、これを一応不登校児とこんなふうに定義づけておりますけれども、現在伊豆市で不登校の子供は、小学校で4名、それから中学校はちょっと多いんです、24名おります。これに相談室登校というのが5名おります。この5名については、学校へは来ますけれども要するに教室になかなか入れないという子供でございます。これは10月末現在の資料ですので、年間30日ということを考えて、年度末にはもう少しふえる可能性も出てくるかなというふうに理解しております。もちろん今まで30日以上不登校であった子供の中には、改善されて登校しているという子供も正直言ってございますけれども、これは統計には入る数字でございませぬ。

子供が、不登校が継続している理由ですけれども、正直言って学校でもはっきりなかなか認識できません。一応学校としてとらえている理由、これは申し上げますと、要するに不安など情緒的混乱、これが10名挙がっています。この中には要するに友人関係をめぐるトラブル、こういう子供もこの中に入るだろうなというふうに思っています。それから、いろいろなのが複合している、この複合型と学校でとらえているのは7名。それから遊び非行、これ

が4名。中には意図的な不登校というのも3名ございます。これが全体の率で言いますと、国の数より、先ほど国が1.13とおっしゃいましたけれども、トータルですと0.95になるんでしょうか、小学校が0.2、中学校が2.3%、こういう数字になっております。決して0.95が数字が低いから伊豆市はいいよというふうにはとらえていません。

なお、参考までに過去の推移、これを申し上げますと、平成16年度これが小学校が9名、それから中学校が22名、トータル0.96%。それから平成17年度が、小学校が8名、中学校が25名、トータル1.07%、こうなっています。ですので、小学生の方はやや少なくなっていますけれども、中学生が減少していない、そんな点で心配をしているところでございます。

原因につきましては先ほど述べましたように、大変、多種多様でございます、学校がとらえている理由があくまでも学校のとらえ方でございます。中には医者へ通っている生徒も正直言ってありますけれども、閉じこもってうちに入ったままという子供もいます。教師が接触できない事例も正直言ってございますし、中には親離れがしていないので、お母さんが勤めを休む日は本人も学校を休んでしまうと、こういう事例もあります。不登校を心配する保護者が多いのはもちろんでございますけれども、今でも学校へ行かない権利、これを主張してこっちへ転校してきたけれども学校へはまだ運動会ともう一日、2日しか来ていないなんていう子供も承知でございます。

具体的な指導の方ですけれども、学校では一応保護者の考えを尊重しながら、学級担任や生徒指導担当が随時家庭訪問をしたり、あるいは子供と接触を持ったり、ただ、これにも不登校対策委員会というのが学校には設置してございますので、生徒指導主事あたりを中心に一応全体でこの事例についてどんなふうな指導をしていくべきか、これを要するに全職員で研究会、事例研究会というのを持って、指導に当たっているんですけども、なかなか改善につながっていかないというのが実情でございます。

なお、これ行政との関連につきましては、県から中学校へは1名ずつカウンセラーが一応ついています。しかしこれは1週間に1日だけでございますので、不登校だけではなくていろいろな子供たちの悩みや何かについても対応したり、小学校の要請に応じて小学校にも行くことがございますので、私どもできたらこのカウンセラーの派遣日数をもう少しふやしてほしいなというお願いをしているところでございます。そのような状況でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 4番、内田議員。

4番（内田勝行君） それでは、小学校の統廃合について再質問をいたします。

よく話はわかったわけですが、これを後退ととらえていいかちょっと悩んでいるところなんです、この保護者から意見を聞く会、この中で教育長はこういうふう述べているんですが、複式は異常と考えている、生徒の数が少ないということは致命的であり、また勉強する意欲が乏しくなってしまうと。ですから、統合してより多くの子供たちの人間関係の中で育てていった方がいいんだと、こういうふう述べておるんですが、これ異常かどうかはい

ずれにしても、私もこれには同感なんですよね。

それで、統廃合にはさまざまな手続、こういうものがあると思うんですが、読みますと二、三年かかるというふうに書いてありました。そうしますと、先ほどの土肥南小学校、ちょうど3年後には先ほど説明があったように複式学級の導入に該当してくるわけですね。そうしますと、タイミング的にはちょうど決断の今いい時期ではないかと、こういうふう思うわけですが、先ほどの説明では全体的には前向きでないというふうにおっしゃっていましたが、あれを読む限りでは土肥に関しては具体的な話出しましたが、何か一歩前へ行ったような気がするんですが、その辺はどのようにお考えか再度お願いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 要するに、まだ地区の方たちにも全くその相談もしていない段階ですので、私の方としてはいつまでにやるよという話はできないんです。ただ、私の基本的な考え方として、やっぱり複式で授業をやるのはちょっと異常かなと。できたらやっぱり複式で授業は子供たちにとってやっぱりやりたくないなと。正直言いまして、例えば月ヶ瀬小学校へ懇談会に行きますと、何、湯ヶ島小だって人数少ないではないかと、だったら月ヶ瀬に大きな学校をつくって狩野小と湯ヶ島小を月ヶ瀬に持ってこいと、こういう意見も正直言っているんですよ。

伊豆市のその児童を見ますと、今の1歳児でしょうか、これ200本本当にちょっとしかいないんですよ。そうすると学校が12校だったら、1校平均20人なんですよね。そう考えると正直言って学校は、旧町で言うと、中伊豆地区で1校でいいだろう、天城地区も1校でいいだろう、土肥地区も1校でいいだろう、修善寺だって1校にしたってそんなに大きい学校にはならないなというふうな感じは持っていますけれども、でも感覚と実際にやろうとすることはやっぱりちょっと違うのかなと、そうは簡単にはいかないだろうな。

でも先ほど申し上げましたように、これは懇談会は継続してやって、もし住民のうちに合意ができるならば、何も3年待たなくても平成20年には例えば統合ができるかもしれません。これは私どもも要するに前向きに考えていきたいというふうには思っています。

議長（堀江昭二君） 4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 最後をお願いをしたいと思うんですが、いずれにいたしましても子供のこれは利益に、私はつながっていると思うんですよね。ですから、強い指導力を発揮していただいて、早い時期に実現してもらいたい、そう思いますのでよろしくお願いします。

それでは次に進みます。

いじめについての再質問をいたします。

ちょっと実例をここで申し上げたいと思います。10月の初め、あるお母さんから子供がいじめられていると、いじめを受けているというふうな話を伺いました。それで、いじめられた子供の口から出た言葉は、かなり刺激的なものでありまして、私は一瞬最悪の事態を想像させるような内容でしたので驚きました。親はすぐさま学校に連絡をしまして、改善を求め

たと、こういうふうなことでした。

放っておけるような内容ではないので、山本事務局長に確認をしていただきました。その報告を受けました。大変ありがとうございました。その内容ですが、間違っていたら指摘をしていただきたいと思います。学校としては、いじめの事実がある、適切に対応し、現在沈静化している、しかしながら今後も注意深く見守っていくと、このような内容でありました。先般、子供の親に様子を伺いました。そうしましたら、なかなか学校へみずから進んで行きたがらないんだと、行っているようですが、そういうふうな話でした。

いずれにいたしましても、子供の傷、心の傷は容易にいやされるといいますか、そういうことはないわけですね。いつまでも尾を引くというふうに私は思います。最悪の事態、大事には至ってはいないんですが、これで解決したとは私は思いません。それは、学年がかわりまして生徒の顔ぶれといいますか、そういうものがかわったときにまた再燃しかねないと、そういう要素があるんですね。ですから注意深く監視といいますか、言葉がちょっと悪いですけども、注意深く見守ってほしい、このように思います。

そこで再質問ですが、今回のケースについて教育委員会の方は把握していなかったようですが、学校として当然対応マニュアルみたいなものが、私はあると思うんですが、その中身はすべて学校の裁量で処理されてしまうのか、あるいはケース・バイ・ケースによっては委員会の方に報告があるのかどうか。理想としては学校と教育委員会が情報の共有といいますか、情報交換をして連携して処理に当たる、そういうふうになっているのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

それと、先ほどもいじめる子に対しての指導といいますか、なかなか難しいというふうにおっしゃっていましたが、具体的に個別指導といいますか、どのような指導をしているのか、あるいは家庭に対してもどのような通報といいますか、対策を求めているのか、その辺をお聞きします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育長。

教育長（室野純司君） 具体的な事例ありがとうございました。

正直言いまして、私どもの方への具体的な事例が上がるのは、全部上がってきません。要するに、学校でこれは教育員会の方へ報告した方がいいなというやつだけ、これはもう学校の判断に任せてあります。ですから例えば先ほども言いましたように、本当にこう例えば友達同士のけんかで片方がいじめられた。そこまでいろいろなけんかがあったかという方向か、すべてを私どもには上げていないのが実例です。それから、これについても私どもに上げさせることは正直言ってできますけれども、ただやっぱりすべてを上げると学校の本当にそういう事務まで煩雑になる可能性があるということで、そこらあたりは学校にお任せするという方法をとっております。

それから、もう一点の対応ですけども、これ個々の事例によって全く違います。例えば、

集団、学級全体でなくても例えば何人かの子供たちが1人の子供に対するいじめをやっている場合と、あるいは1人の子が1人の人間をいじめている場合、これは極端に言いますと、いじめている親の対応も非常に難しいんです。要するに、親はいじめととっていない場合が非常に多いというふうに私ども考えています。ですから、これらにつきましても私どもでこういう対応をとれという指示はしません。学校のいじめ対策委員会で、この場合は親を例えば学校へ呼んで指導した方がいいと思えば、学校へ来てもらって事情を話をして今後の協力をいただくという形もありますし、この事例は子供の指導だけでいいだろうなと思えば、これは子供の指導だけで済ませる場合もございます。あるいは、ものによっては、このいじめというのは皆さんも多分ご存じだろうけれども、特に女の子の場合はころっとかわっちゃうんですよ、立場が。要するに、いじめている子が何かのきっかけで今度はいじめられる子に反対にかわってしまうという事例がございます。ですから、そこらあたりが、例えばいじめた子をおかした指導をしちゃうと、今度はいじめた子がいじめられる側になってしまうという事例もございます。ですから、そういうことも考えながら学校では対応を慎重にやってもらいたいと、これしかないのかなというふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 最後の質問をいたします。

先ほども教育長から説明がありましたが、いじめる側といじめられる側、この双方の問題だけではないと思うんですね。やはり、先ほど説明がありました、見て見ぬふりをする、傍観というんですか、そういう子供が確かにいると思いますね。ですから、こういう子供たちの態度と申しますか、行動もいじめを助長しているようなところもあると思うんですね。ですから、対策としましていろいろ努力されているというのはよくわかるんですけども、私は子供たちの自主性にある程度任せて、クラスでみんなで話し合っ、しかしながら、幾ら自主性にゆだねても、少し牽引してあげないとそういうことはできないでしょうから、ぜひそういうきっかけをつくっていただいて、子供たちだけで話をしてもらおうということもいいのではないかと、そんなふうに思います。

また、専門知識を持った講師というんですか、そういう方に先生を対象にした、あるいは子供たちを対象にしたそういう講習会みたいなものを実施してもいいのではないかなと思います。その点、感想で結構ですからお答えください。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 正直言います、中伊豆中学校では菅引のお坊さん、あの方ともちょっと話を、あの方からぜひ子供たちにそういうお話をさせてもらいたい、こういう要望もありまして、校長と相談してなかなか長い時間とるわけにいかないと、でも朝の要するに読書の時間15分、これならば校長の方もできるよということで、今、まだ継続しているかな、要するに1クラスずつ15分ずつ、何回回ってもいいよというお話もいただいていますけ

れども、ボランティアの形で要するに心の講和というんでしょうか、そういうものをいただいています。これはほかの学校へはちょっとあれして、中伊豆中だけですけれども、そんなような手はずも正直言ってとっている。こういう、もしあれだったら議員さんなんかほかの中学校へ行っていただいて、子供たちにお話しする機会を持ってもらえれば、これもいいのかな。いろいろやっぱり学校の関係者でない方が子供たちに話をするというのは、子供たちにとっても非常にいい効果があわられることが多いなという感想は私も持っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 4番、内田議員。

4番（内田勝行君） それでは、最後の3番目の不登校についての再質問をいたします。

先ほどのこの原因ですが、ちょっと難しくてよくわからないんですが、情緒的混乱、あるいは複合、遊び、意図的、この辺はわかるんですが、私は個人的ですが、いじめがあるのではないかなと思うんですよね。もしあるとしたら、いじめられている子供は学校に行かないわけですね。いじめている子供は学校に行って授業を受けているわけですね。ですから、仮にそういうことがあったら、これは非常に不条理だと私は思います。

そうしますと、学校に行けない子供、児童生徒の学習の権利、こういうのを確保していかなければならないと思うんですが、もしの話で恐縮なんですが、どのような形でこの学習の権利を確保していくか、あるいは個別授業のような形が可能なかどうか、ひとつその辺をお答えください。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） はっきりこの子はいじめによって不登校になっているというのは私どももつかんでおりません。意外に1つの理由で不登校というのは余りないように思うんですね。要するに、例えば友達にこんなことを言われたから学校に行かないということ実際あります。しかし、それは不登校の引き金だろうと私どもは思っています。要するに、いろいろな積み重ねで、例えば友達に何か悪口言われたから私は行かない、それが例えば友達との仲が解消したら学校へ来るかということ、なかなかそう簡単にはいかないだろうというふうに思っています。ですから、そこらあたり学校の方も要するに不登校対策委員会をもって、この子の一応原因として考えられるものは何か、そしてどういうふうなことをやったら効果があるのか。

ですから、この間やっぱり中伊豆中学校で1人全く不登校だった子が出てこられるようになったんですけれども、それは何かこうほかのどちらかという学校へ渋るような子供を、おまえあの子を学校の方へ連れてくれないかと、こういうような言い方をしたらそれが一つの励みになって、そして毎日その子を誘っては学校へ来るようになったと、こういう事例もございまして。その子は一体今まで何で学校へ来られなかったのかな、そういうわかんないような事例も正直言ってございまして、対策については学校でいろいろ方策を練ってやっています。

先ほど言った24名、これは正直言って田方地区では非常に少ないんですよ。伊豆の国、函南あたりは本当に四、五十人、中学校なんかでも不登校がいます。これあたりじゃ例えばいじめが原因かあるいは非行が原因かといっても、やっぱりわからないだろうなど。学校へも不登校対策といって県の方から多い学校は教員を派遣されているような学校もあるんですけども、それが派遣されてもなかなか改善していかないと、そういう難しさが正直言っているとこのように私思っています。それでも学校ではいろいろな手だてを考えながらやっています。一番困るのは、子供も会ってくれない、親も会わせないという子供については、正直言って手の打ちようがないのが、カウンセラーの問題ですからその子と話ができないんですよ。話ができれば何かこう心を開いてくれれば何か改善の道があるだろうというふうに思うんですけども、なかなかそうでない子供も中にはいるというのが実態です。

議長（堀江昭二君） 内田議員。

4番（内田勝行君） それでは最後に質問ではなくてお願いをして締めくくりたいと思います。

中学生の場合は進学が控えていますよね。だから、不登校の子は授業を受けていないわけなんで、できるだけ早く学校に戻れるように学校の環境づくり、あるいは心のケア、そういうものが大事ではないかなと思いますから、ぜひその点もお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで内田議員の質問を終わります。

ここで休憩を40分までとります。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） 会議を再開いたします。

塩谷尚司君

議長（堀江昭二君） 18番、塩谷尚司議員。

18番（塩谷尚司君） 18番、塩谷尚司。

市長に2点についてお伺いいたします。

1番目として市道矢熊筏場線の整備計画についてお伺いします。

合併協議会の中で重点施策の一つとして地域間を結ぶ道路矢熊筏場線は重要な路線であり、合併特例債を使い整備をすると決定されております。また、伊豆市総合計画の中でも幹線道路の整備として矢熊筏場線の早期整備が記されていますが、そこで市長にお伺いいたします。市長はこの道路の価値、必要性をどのように考えておられますか。2番目として、19年度の

予算のヒアリングも終わり、特例債を使用するということを考えると残りあと6年しかございません。早急に計画を練る必要があると考えますがいかがでしょうか。

次に、協働でのまちづくりについて伺います。

最近、新聞紙上で協働という活字をよく目にします。地方分権一括法の施行により分権社会が実現し、地方自治体の仕事がふえ、行政地域づくりにも住民の参加が求められるようになってきました。市長もよく協働の力という言葉を使いますが、住民参加型の伊豆市づくりのために伺います。1、伊豆市ではどのような協働が市民との間でなされておるのでしょうか。2として、市民参加型の伊豆市づくりの促進のためにどのような方策、また市民にPRをしていくつもりでございましょうか。お伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの塩谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 塩谷議員の市道矢熊筏場線の整備計画についてお答えいたします。

市道矢熊筏場線は合併時の重点道路の位置づけで、平成17年度に林道から市道へ認定がされました。これに基づき、平成19年度から基本ルートの検討に入る計画であります。ご質問の内容ですが、1番目の道路の価値、必要性についてですが、伊豆横断道路の位置づけとして、天城北道路の天城湯ヶ島インター、これ仮称ですが、取りつけ道路として重要な路線であると考えております。2番目に、早急に計画を練る必要があると考えるのがいかかということですが、冒頭で述べましたが、平成19年度よりルート選定の素案を作成し、県と協議しながら進めてまいり所存でございます。

続きまして大きな2点目の、協働のまちづくりについてお答えいたします。

議員のおっしゃるような協働ということがいろいろなところで言われておりますし、活字になっています。協働とは協力して働くことと広辞苑等で書いてございますが、近年多様化している住民ニーズに対する課題に向けて、行政単独では解決できない、あるいは市民単独では解決できない、そういう課題について相互に不足を補い、ともに協力して課題解決に向けて取り組みを行っていくということと理解しております。その点から、伊豆市の市民との協働で一番わかりやすいものといえば災害未然防止活動や、火災後の対応等、自主防災組織等と協力して行っていることなどがあります。そのほかには、町の花づくり活動、温泉場まちづくり、ワンワンパトロール等が挙げられます。

次に、市民参加型の伊豆市づくりPRについてですが、協働とは市民と行政双方の不足を補った中での取り組みであるため、行政が実施する事業につきましては、どのような面で市民の皆様にご協力をお願いするのか、各事業で検討し市民参加を求めてまいります。また、広報紙等で市との協働に参画していただいているボランティア団体等の紹介もPRの一つと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 18番、塩谷議員。

18番（塩谷尚司君） 再質問をさせていただきます。

矢熊筏場線については、19年度でルートの検討ということで、大変私も喜んでおるわけでございます。この筏場矢熊線についての必要性につきましては、中伊豆町の当時もう15年ぐらい前から、中伊豆としてはこの道路をぜひお願いしたいと、つくりたいということであちこちの関係のところにもお願いしてきたわけでございます。この合併に際して伊豆市になるということで地域間交流の道路としても重要であるということで採択してもらったという経緯がございます。また、私ごとで失礼なんですけれども、私、筏場というところに住んでおりますので、これからの少し観光面においても変わってくるのではないかな、あのルートができることによって。

今、皆さんご承知のように中伊豆の方に行きますと県道の道路標識の中にわさびの郷というのが出てきます。あれは筏場のわさび沢のことを指しているわけなんですけれども、あれにはなかなかお客さんが、国土峠を通過しての下田方面に抜ける方はあそこを通りますけれども、そうではないわざわざ来るといふ人はなかなか今まではございません。皆さんご承知のようにあそこの景観というのは、これからの観光の一つの場所としての価値がある、皆さんがそう言ってくれます。しかし、今の状況では皆さんに来てもらえるほどの道幅もないし、またルートも選定されておられません。

ゆうべも上地区の中伊豆の、それと八岳地区の区長さん方の忘年会へ招かれまして行ってきましたが、ぜひその点を強調して議会の方でも行政の方にもお願いしてもらいたいというような話がありました。今、ウェルネスというような、観光ウェルネスで皆様大変成果を上げているようですが、あそこには緑と清らかな水があるし、いやしの地域であるということもありますので、ぜひそういう観光についても利用していただく。それにはルートをしっかりとつくっていただきたい、そういうふうに感じておるわけでございます。矢熊筏場線については来年から系統するということですので、お願いというか私の意見を言ったことで終わらせていただきます。

次に協働のまちづくりについて、一つお伺いします。

協働のまちづくりについては、あちこちでいろいろな方々が協働で伊豆市の町をつくろうということで協力をしていただいているようでございますが、あくまでもこれは、さきほど市長もちょっとおっしゃいましたけれども、協働でありますので、行政とまた市民が対等の立場で行っていくということが重要なわけでございますが、あるべきであろうかと思いますが、これが財政的なメリットにもすぐくあるかと思うわけでございます。

例えば、全国のあちこちの行政との協働という中には森林の荒廃対策とか、災害など生じたときの工事、先ほども市長がおっしゃっていましたが、また、公園の整備とかいろいろあるわけでございます。昔は、バブルの前までぐらいでしょうか、やっぱり地域は地域の人たちがお互い力出し合っただけのものをつくっていった。ところがバブルの時代になりますと、行

政の方がお金があるもので、どんどん、どんどん何ていうんですかね、仕事を行政の方がや
っていく。ということで市民の方々も市民というか、住民の方々も皆行政に頼めばできるん
だというような、そういった考え方がずっと根づいて今まで続いてきた。しかしここへ来て
やはり財政的な厳しい時代になると、やっぱりもう一度原点に返って、もとに戻って住民の
皆さんと一緒にあって自分のできることは住民の皆さんにぜひやってもらうという協働とい
うのが、私はこれからは絶対に必要なことではないかと思っているわけでございます。

また、先ほども話をしましたが、昨晚、区長さんたちとの話の中で、ぜひ我々に呼びかけ
てくれと、話をしてくれ、我々も一緒になって自分たちの町は自分たちが一番よく知ってい
るんだから、自分たちの地域を自分たちでつくっていくよと、そんなような意見を聞かされ
ました。ああ、心強いなと思って聞いていたわけでございます。ぜひそういった地域にも呼
びかけてもらいたい。

それについて市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、去年は地区懇談会というこ
とで皆さんのところに回っていろいろなお話を聞いたわけでございます。私は市長が忙しいも
のですから、そこまでこの前みたいにやらなくてもいいんですけれども、やっぱりもっと大
きい範囲でも結構ですから住民の皆さんと意見を交わせるような、そういった機会を持って
もらいたい。住民参加のまちづくりについてだけの話し合いでもいいから、そういった会を
旧町ごとでも結構ですので、ぜひ持ってもらいたいなと思うんですが、その点市長はどのよ
うにお考えですか、お伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 協働でまちづくりに関する再質問、前半は塩谷議員のおっしゃるとお
りだと思います。一緒になってやはりまちづくりをするということが大変必要だなと感じて
います。議員おっしゃるようにバブルの時代、財政的に豊かだったものでいろいろなことを
市がやると。ハードとしては大変専門業者がやりますから立派なものができます。ただ、
何となく冷たいですね。ではなくて材料支給でつくったその道といいますか、各地区の道と
いうのは、専門業者から比べるとやや不細工というんですかね、粗削りな面があるのもし
れませんが、皆さんと一緒に汗かいたことということで大変何か温かみがあるような
感じが私はしています。旧修善寺ではそういうこともやっています、掛川市の方でもそう
いうことをやっているというようなことを聞いて、今後はそれは一つの方法であろうとい
うふうに思っております。

協働のまちづくりということに対して提案ですが、やはり行政側からもありますし、また
市民の皆さんからご意見をいただいてその中から積み上げていくということが必要だろうと
思います。地区懇談会、合併当初、幾つかの小学校区とか分けていろいろやらさせていただ
きましたけれども、何せやっぱり時間がなかなかとれないし、最初のころの意気込みと、そ
の期間ですね、最初やったときは結構あれですけども、私、途中からやっぱり体力がない

かどうか、ばててしまっていてね、夏、9月ごろだったですかね。少し大きなくくりにさせていただきました。

やはり、そういう地区懇はやめるつもりありませんし、どうやったら皆さんと率直なご意見の交換ができるかなと思っております。ですから、できれば各区長さん、要望事項というときはいっぱい出してくれるわけですけれども、こんなことをやったらどうかというご提案を各区でまとめていただいて、その中からやはりだんだん精査していく方法もあるのかなんていうことを今思っております。なかなか私も、Aというところで聞いたことちゃんと頭の中に入れないうちにBに行くと、前のメモリーがちょっと薄くなったりしまして、そんなことを感じております。ぜひ地区の皆さん方と協力して協働のまちづくり、さらに続けていく必要があるというふうに思います。ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 18番、塩谷議員。

18番（塩谷尚司君） 市長の前向きな答弁ありがとうございます。

伊豆市はこんな財政上的には確かに厳しいです。みんなして協力していけばもっともったいい町ができてくるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで塩谷議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（堀江昭二君） 次に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

私は2つについて市長と教育長に質問をいたします。

まず、いじめの問題についてですが、先ほど内田議員の方から非常に積極的な質問がありましたので、私とダブる点がありますので、それについては省いて質問をいたします。

まず1番目にどのように対応したのかというくだりで、大体のことはわかりましたけれども、対応の仕方というところにちょっと論点を絞って質問をいたします。

それは、ちょっとこの新聞の切り抜きがありますが、そこの中のちょっと部門で、そもそも教育学者や教育専門家というのは無責任な者が多いと。仮に農業指導者が桃や栗の栽培についてうそを教えれば3年でばれる。柿についても8年でばれるが、教育については30年はばれないというふうなことが書いてありました。それから30年、とうとう教育のうそがばれたわけだというふうに書いてある新聞がありました。この最後の方に、日教組の間違いの最たるものは教師と生徒を同格とし、友達の関係にしたことだと。子供に師から教わる態度を失わしめたのであるというふうに書いてあります。これについては、保護者にも問題があると思います。今、高学歴といわれる保護者もふえまして先生を尊敬しなくなりまして、言うことを聞かなくてもいいというような風潮があるように思います。

そういう中で、子供も親も先生を尊敬しなくなる中で、どういう方法で子供たちに指導をしていくのかという、その指導の仕方、対応の仕方ということで僕は再質問しようと思ったんですけども、これ最初の質問にいたします。言うことを聞かなくなった生徒をどうやって指導するのかという。

2番目、認識の問題ですが、教育長はいじめはなくなると、昔からあったと、どこの社会でもあるものだというふうに認識しているというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。それならば、なぜその認識を持ってそれに打ち勝つ方法をなぜ教えなかったのかと、なくならないんだったらね。私も子供のころ親から、何くその精神を教わりました。何くそ負けるものかという精神を教わりました。そういうふうないじめに負けないような知恵を教えていくのが教育者ではないか、親もそうですけれども。そういう点でどういふふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから3番目、これいじめの起きる原因としてどのようなことが考えられると思うかということは、まだ聞いていませんのでこれひとつよろしくお願いします。

2つ目、職員の各種手当について、これ市長でございます。

現在伊豆市において職員に支払われる本給以外の手当や報酬についてお聞きします。1、本給以外の手当や報酬はどのようなものがあるのかお聞きしたい。2、これらの中でこれだけは必ず支払わなければならないというものとはどれなのかお聞きしたい。3番目、これらの中でこれは必要ないと思われるものがあればお聞かせ願いたい。答えは大体わかっておりますが、よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

先に、教育長。

教育長（室野純司君） それではお答えします。

最初の1点目はちょっと質問と何か違ったような形でしたけれども、子供の指導の仕方というようなご質問だったと思いますが、実際正直言って難しいんですよ。といいますのは、要するにどちらかというと、私どもは学校では教師は子供に対してある程度厳しく教えてもいいのではないかなと、要するに基本的な部分というのはもう押しつけるぐらい厳しくてもいいのではないかなと、そんな思いも持っていますけれども。最近では親がそれに対しては大変反発します。要するに例えば先生の言葉遣いが乱暴だというクレームも正直言って伊豆市にも来ています。そう考えますとなかなか学校でも難しいんですよ。

ですから、今、学校で先生方をお願いしているのは、とにかくそのいろいろな教育活動すべてを通して、要するに子供たちの生きる力というんでしょうか、そういうものをつけてほしいと、こういうふうにご要望をしています。ですから、例えば言葉遣いは少しは丁寧にやっても子供たちにそれを、要するに強さというのは言葉でなくて指導の仕方で見せなければいけない、こう言っているんですけども、自分自身が教師やってきたこと考えるとなかなかそれも難しいなというのが正直言った気持ちです。

ですから、子供と教師の仲というのは、やっぱり友達関係にあるといじめは起きやすいとも言われますね。かといって余り威圧的になっても起きやすいと。ですからその中でやっぱり学級集団というのをどう要するに育てていくのか、それがいじめをなくす土壌になるのではないか。今、そんなことで先生方もいろいろ頑張ってくれていますけれども。

問題は学級の中だけでいじめは限らない。場合によっては部活動で起きる場合も正直言っています。この間のいじめなんかひとつそうですね。あれはキャプテンだったのかなバスケットか何かの、要するに幾分ほかの子供たちから反発を食って自殺をしたという事例がちょっと岐阜県かどこかはっきり覚えていませんけれども、そういう事例もございました。非常に難しいというふうに思っています。

いじめに負けないという言い方は僕ら正直言ってしないですよ。ともかくいじめが悪いというのを基本的に考えていますので、要するにいじめられてもそれに負けない強さを持つという指導はなかなか僕らの基本的な論理からすると、子供たちにそれはちょっと言えないかな。どちらかという親の方が言ってくればまだいいなというふうには思っていますけれども。

それで、いじめの原因についてはどういうふうな原因で要するに起こることが考えられるかというんですけれども、これもいろいろやっぱりあると思います。中にはうっぶん晴らし、要するに本人がたまっているうっぶんをある子供にはけ口として当たる場合、あるいはその子に対する怒りや憎しみもある場合もございますし、あるいは中には本当に性格的なもの、いじめっ子というんでしょうか、そういう性格的なものもございますし、この間教育委員会の中でも出ましたんですけれども、ふざけっこ、これは要するに片方はふざけているつもりがもう片方はいじめられているととると。例えば昔プロレスのわざを覚えたらすぐかけたがるなんていう人がいましたけれども、そうするとかける方は本当にふざけたりあるいは楽しんでやっているんですけれども、毎回かけられる方はおれはいじめられているよと、こういう事例も正直言っています。あるいはお金の要求なんかの場合によってはあることもあります。それから、自分の仲間に入れ、そのためにいじめというんでしょうか、そういうものがありますし、関心を引くためというのものもあるし、あるいは自分との性格の違い、これが気に入らないということでのいじめも正直言っているのだらうな。

非常にいじめを実際に行っている本人というのは以外におれはいじめなんてしていないよという感覚のことが意外に多いんですね。それだけに先ほど内田議員の方にも言いましたけれども、指導の難しさがあるのかなというふうにも思っています。

よくあるのが、例えば3人ぐらいでこそこそ話をしていると、要するに感覚的に、ああ、あれはおれの悪口を言っているな、そういうとらえ方をしている子供もいるんですよ。それがもうだれかが話をしていると、もう自分のうわさをしているとか、自分に対して悪口を言っている、そういうふうに、これはもう非常に派生していきますので、本人に対するその本人の不安というのが非常に大きくなるという事例もございます。

本当にいろいろな多岐にわたってありますので、これは不登校の原因とも同じような感じもしますけれども、私どもとしてはその場その場に応じた適切な対応をとるしかないかな、あるいは先ほど言いましたように、集団として子供たちを育てていく、こういうことをやっていくしかないかな、そんな思いも正直しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員の2番目の職員の各種手当についてお答えいたします。

その中に3つ項目がありますが、順を追ってお答えいたします。

まず1番目の本給以外の手当や報酬は、どのようなものがあるのかということですが、給与以外に職員に支給すべき手当の種類は、地方自治法に規定されその額と支払い方法は条例で規定されております。具体的には全部で14あります。申し上げますか。

〔「いいです」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） いいですか。

続きまして、2番目の各種手当の中でこれだけは必ず支払わなければならないものにつきましては、いずれの手当も条例及び規則の規定によりその支給条件、支給範囲、支給額等が定められており、支給要件に該当すれば支給しなければなりません。

続きまして、3番目のこれらの中でこれは必要ないと思われるものがあればお聞かせ願いたいということですが、現在、当市が定めている手当については、いずれも国家公務員に適用される手当と異同はなく、異なりはなく、その支給要件、支給範囲、支給額等も国に準じているため、現時点において必要のないものと思われるものはありません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 9番、飯田議員。

9番（飯田正志君） それでは再質問を始めます。

教育長ですけれども、いじめの問題で親の問題もあります。私が問題にしたいのは最後のいじめが起きる原因というところで、いじめができる原因の中に心の教育をしてこなかったと私は思っております。道徳教育をずっとないがしろにしまして、きたという経過があるのではないかと。先ほどその新聞を読みましたが、日教組が悪いとは言いませんけれども、学校の中で日教組の先生方が我々は直接保護者から委託を受けて教育しているんだと、上のことは関係ないよというふうなことで、先ほど言ったような友達関係で学校教育をしてきたという点にもあるかと思えますけれども。

昔からある文化の中で、日本には恥の文化というものがあまして、その恥の文化というものをなかなか教えてこなかったような気がいたします。弱い者をいじめたり、人の物を盗んだりすることは恥知らずであるということが、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、そういうこと、あとひきょう者であるとかという言葉もなかなかなくなってしまったような気がします。そういうことをうちで教えると言えば教えられますけれども、なかなか親は忙

しいから学校に頼むわけですけれども。

先ほど申し上げましたように、学校の先生は尊敬される人物ではないというふうなところから、先生の言うことを聞かないと。そこで、どこで教えるんだということになりますと、やはりもう一度学校の先生方に、こういう専門家でありますから、日本という国をつくる成り立ちの中に国民があるわけですから、しっかりとそういう点を教えていただいて、私はこんなこと言うとしかられるかもしれませんけれども、昔の教育勅語というのは非常にいい言葉がいっぱいありまして、そういうこともだれが言ったか言わないかではなくて、いいことはいいことで、父母に孝に兄弟に友に夫婦相和しとかということいっぱいありますから、それとか武士道とかということを教えていく必要があるかと思えますけれども、そういう点については、教える教えないは別として教育長の認識としてどういうふうに思っていますか。

ひとつよろしく願います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 教育勅語は私は全く知りませんし、僕は戦後の人間ですので、はい、教育勅語を覚えた記憶も全くございませんので、別ですけれども。道徳教育は昭和33年ごろから実際に取り入れられて、確かに当初は非常に道徳教育とはどういうふうにするかと先生方苦労した面もございます。しかし今は先生方道徳の授業というのは、非常に楽しんでやっています。私どもも、年各学校少なくとも2回は訪問していますけれども、そういうときに授業公開の中で道徳授業の実際公開をしてくれる先生は必ずいます、どこの学校にも。そのぐらい今道徳教育は先生方も要するに力を入れてやってくれているなとそういう認識あります。

ただ、親が1億総教育評論家の時代ですので、僕は子供が教師に対して権威を感じるには、やっぱりそれを取り巻く周りが要するに教師をやっぱりどちらかというところと尊敬するということでしょうか、教師に権威を持たせる、そういう姿勢が僕はやっぱりなければならぬのではないかな、そんなふうな気も正直言って持っています。ですから僕は一時、教師の日というのをつくったらどうかということも考えたこともあるんですよ。これはもう教師自身は自分の教育活動を反省しながら、ほかには要するに教師を大切に、そういう認識を持つような日というのも場合によってはつくる必要があるのかなと思えますけれども、ただ今の状況ではなかなかやっぱり教師が権威を持つということが非常に難しい時代になっているな。どうしたら教師に権威を持たせられるのかな、それが一つの私の悩みでもあります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 悩んでばかりいられても困りますので、しっかりとこうした方針をやってもらわないと、今の子供たちが困りますからね。

先ほど今言いましたように、教育長、親の方もあると、私もそう思っています。実は虐待をする親というのは非常に悪い親だと思えますね。その反面で、非常に子供に対して一生懸

命教育する親がいると。普通の親がいますよね、いい親と普通の親があつて、悪い親があると、この普通の親と悪い親の間の中間の無関心とか何とかという層があると思うんですよ、やっぱり。その層の親たちの教育を多少でもしていかなないと、この辺の層にやっぱりいじめとかいろいろ問題があるような気がしますので、そういう点は教育長としては多分できないと思いますから、市長の方で何かいい方法があれば。総括的に最後の質問ですので、感想的に。ひとつよろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） やっぱり、親における教育が必要だと思っています。ただその親が全部参加するのは幼稚園なんですよ、幼稚園、保育園。ですから僕はそういうときには幼稚園の先生方にもぜひ親としてのあり方については、しっかり指導してもらいたいと、こういう話をします。小中学校になりますと、小学校の低学年ですと授業参観や何かもかなり出てくれます。そういう機会がいいんですけども、例えば中学校なんかでPTAの総会をやっても出席者が半分ぐらいなものですね。

僕は一遍やっぱりどこかの中学校のときに、授業参観をやっていると親が廊下に行ってべちゃべちゃ、べちゃべちゃしゃべっているんですよ。要するに教室へ入らないで、子供の授業の様子を見てくれればいいのにといいながら僕らも回っているんですけども、もう外でおしゃべり。僕は総会の前にそれをちょっと注意したことがあります。親としてやっぱり子供の授業をしっかり見てやってくれないと困るじゃないかと。そういう点でやっぱり、こんなこと言ったらしかられそうですけれども、非常識な親もいらっしゃるなという、確かに親の教育は必要だろうなど。これはもう学校で親の教育をとというのではなくて、またぜひ議員さんも親の教育をしていただきたい、そんなふうに思います。

議長（堀江昭二君） 市長、答弁お願いします。

市長（大城伸彦君） いじめについてどう思っているのかということですが、先ほど来、教育長が答弁したとおりだと思います。

ただ、最近の風潮として、いじめをややクローズアップして、実際にそういう目に遭った方は大変だろうと思いますが、対症療法的になっているような気がします。やっぱり社会全体の問題としてとらえて、地域全体の問題としてとらえて処理していかないと、先ほどの道徳とかいう言葉がありましたけれども、やっぱりそういうことに落ちつくのではないのかなと。昔はやっぱり地域には雷おやじとか頑固おやじというのがいまして、悪いことをするとうちのおやじ以上に怒られたことがあるわけです。そういうものでコミュニティーが保てるし、やっぱり、いや、ここまでだなというのがみんなわかっていくと思うんですよ。そういうことがやや核家族化というんですかね、社会が複雑になったりすることがあるんで、その先ほどもありましたようにうっぷんのはけめだとか、そういうことになっているのではないかなと。

いずれにしても今いろいろなところで起きていて、教育長から報告を聞きますと、我が市

は絶対ないとは言いませんけれども、比較的少ない方だろうかと、私は認識しております。ぜひこれも教育部門だけに任せるのではなくて、市民全体で見守っていく必要があると、私はそんなふうに考えています。ぜひ皆さん方もご協力お願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 9番、飯田議員。

9番（飯田正志君） それでは次に、2番目の職員の各種手当について。

なぜ聞いたかと言いますと、17年3月に合併して生産組合といいますか消防組合は伊豆市になりましたね。その13年3月で手当を廃止したということがございまして、伊豆市の中の方は私は結構いいのではないかと思います。問題は外郭団体といいますか、一部事務組合のようなところの職員とかいろいろな手当が、私若干何カ月か消防議員をやらせていただきました。その一つのものを言うとおかしいんですが、外郭団体の中でいろいろな各種手当がちょっとおかしいなというところがありましたので、一部の議員の方しか組合の方の議員になっていませんから、市長はすべての方に関係していると思いますので、その辺の外郭団体の方の手当なり何なりの改革を推進していただきたいと思ひまして、市長としてどのようにやっていくかと。例えば消防だけでも結構ですけども、その辺のご答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 外郭団体の中身はどうなっているかと、どう考えるのかというご質問でございますが、現在、そこまではよく精査してございません。どこまで市長の権限があるかということもやはりよく精査する必要があると思ひます。ただいま消防等のという例が出ましたけれども、その辺につきましては後ほど総務部長から答えさせますが、全体的にはやはり先ほど塩谷議員のところでも協働ということで申し上げましたように、各種団体には補助金とかそういうお金を出ていて、その中で自立的に運営してもらうことがやはり協働になると。市当局に市の一部のような格好でやっていくことは私はどうかなと。やっぱり、一緒になってやることと、意見をはっきり言う場があつていいのではないかなと、そんなふうに考えていますので、じゃ、総務部長に交代。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） ご質問の手当の関係は、特に特殊勤務手当にかかわる点が多いと思ひれます。公務員の特殊勤務手当で、本年3月に現業手当、あるいは施設従事手当、この見直しを行ったところでございます。外郭団体というようなことで、田方の消防組合でございます。現在、来年度予算に向けて特殊勤務手当、若干、出動手当であるとか危険手当などというのもございます。来年度予算においてこの辺の見直しをして危険手当等の見直しを現在進めているというところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 9番、飯田議員。

9番（飯田正志君） やっぱり母屋、母屋といいますか本家の方は一生懸命改革をしている

のに負担金というか、もらっている方が本家よりかもいい手当をもらっているというようなちょっと声がありましたので、やっぱりその辺は整合性を持つためにちゃんとやるべきものはやっていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田正志議員の質問を終了いたします。

森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） 時間がちょっと過ぎるかもしれませんが、次に10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

いじめ問題、大分いろいろ質問が出ておりましたけれども、若干不足部分もあるようですので、質問どおりさせていただきたいと思います。

今、日本中でいじめが問題になっています。そして、いじめは世界中にもあるようです。北海道滝川市で昨年9月小学校6年生の当時12歳の女の子が、学校の教室で自殺を図りました。その後、意識が戻らぬままことし1月に亡くなりました。女の子は家族や学校の友人などにあて遺書を残していました。仲間外れにされたり陰口をたたかれたつらさがつづられていたようです。学校や教育委員会は当初いじめについては触れず、いじめと自殺の原因の関係を否定していました。遺書の内容が報道され、やっとことし10月になりいじめが自殺の原因だと認めたのは記憶に新しいところです。10月11日には福岡県筑前町の中学2年生の男子生徒が自宅倉庫で自殺しました。これは1年生のときの担任教師の言動が発端のようです。父兄の相談を教室で暴露しました。これらのいじめについての教育長の所見を伺いたい。

以下3つの質問について伺います。1、文部科学省はいじめの緊急調査を始めたと報道されています。伊豆市の調査状況を伺いたい。2、調査に当たりいじめの定義がされたと思いますが、いじめとはどのように定義されましたか、伺いたい。3、不登校や自傷行為の状況はいかがですか、伺いたい。

次、市道の管理者、市道とは何ですか。新しい道路や橋の建設には熱心のようにですが、既存の市道についてももしっかり維持管理をしていただきたいと思います。一昨年台風22号による市道31338号線の流失部の復旧の考えをお聞きしました。あくまでも市道31338号線の復旧はしませんか、市道の復旧責任は市長にあることを認めませんか。再度確認します。市道31338号線の復旧責任は市長にあります、いかがですか。責任はあるのに復旧はしないと理解できません。それとも市長は市道の復旧責任を否定しますか、伺いたい。市道31338号線の復旧のためには、どのくらいの費用がかかりますか。見積もりをしましたか、伺いたい。市長は市道をどのように考えているのですか。広い狭いが市道ではありません。狭い道も伊豆市にはたくさんあります。市道で階段になっている道路もあります。市長は市道とはどのように考えていますか、伺いたい。伊豆市では市道をどのように定義していますか、伺いた

い。狭い道路は赤線だと述べていました。赤線とは何ですか。赤線の意味を伺いたい。赤線をどのように定義しますか。赤線の定義を伺いたい。市道と赤線には違いがあります。狭い市道が赤線扱いされるなどあり得ません。市道と赤線の違いを、認識を伺いたい。

以下、次の7つの質問をいたします、答えてください。1、市道31338号線の復旧の考えはないか。2、市道31338号線の復旧にはどのぐらいの費用がかかりますか、見積もりを伺いたい。3、市道の定義、赤線の定義について伺いたい。4、市道の管理者はだれですか、伺いたい。5、市道の復旧責任は市長にありますか、いかがですか。6、市道31726号線が市道に認定されるまでの経過を説明してください。どうして市道になりましたか。7、私道を市道にしてもらうにはどのような要件を満たせばよいですか、伺いたい。

次、行政の透明化。談合はないか。入札制度の改革、落札率の公表を。伊豆市の公共工事の入札では談合はないと思いますが、と9月議会での一般質問で取り上げました。市長も助役もないと否定されました。残念ですが状況はその考えを否定するものばかりです。まず、落札率が公表されていません。改めて伺います。なぜ落札率は公表できないのでしょうか。

以下、8つの質問をします。答えてください。1、談合の存在疑惑を否定するためにも落札率を公表するべきでしょう、いかがでしょうか。17年度の入札状況を伺います。これを1の2とします。契約された工事の場所と業者を地図上にプロットして、地域と業者の位置上に関係がないことを証明してください。土木建築関係の契約金額で上位5社の契約状況は、中豆建設10本、5億2,993万5,000円、イズケン10本、1億5,459万1,500円、戸田建設1本、1億3,230万円、佐々木組2本、7,423万5,000円、柳下土建9本、6,398万7,000円です。2、官製談合と首長の選挙での協力関係が今全国で注目されています。市長にこのようなことはないと思いますが、いかがですか。3、16年の伊豆市長選挙で上記5社の協力はいかがでしたか。協力の有無、協力の内容はどうでしたか。4、柳下土建の著しい成長に目をみはっています。柳下土建の過去5年の発注状況はいかがか伺いたい。5、佐々木組への過去5年の発注状況はいかがですか。6、土肥地区を除き、体育館等の学校教育課所管の建設工事は、熊坂小体育館、修善寺東小体育館など中豆建設が圧倒的に多くの契約をしているようですがいかがでしょうか、伺いたい。この部分は教育長にもお聞きしたい。7、電子入札の導入を考えていますね。準備は進んでいますか。準備状況、進行状況を伺いたい。

次、パソコン問題について伺います。9月議会での一般質問では、情報公開審査会で審査中、審査会の答申を受けて答えると述べていました。その後審査会ではどのような状況ですか、伺いたい。審査会の報告はありましたことを申し述べておきます。次のデータの真偽を確認したい。ヤフーゲーム、無料ゲーム競馬、1,949回、40時間、競馬インターネット投票、1,081回、12時間、ヤフースポーツ、1,711回、11時間、ヤフーゲーム、無料ゲームパチンコ、334回、10時間、ZAKZAK、138回、7時間、ヤフーゲーム、無料ゲームゴルフ、188回、6時間、宝くじコーナー・トピックス、147回、4時間、ヤフースポーツ、第2回ワールドカップ女子ゴルフ、123回、3時間、ヤフーショッピング、369回、2時間、フジテレビ、

119回、2時間、このアクセス回数については審査会でも認めております。残念ながら時間は認めませんでした。まだまだ、車だ、占いだ、グルメだ、サッカーといろいろあります。これが勤務中に行われていたのです。無視することはできません。そのほかいろいろ記載されています。これがガセネタでしょうか。新聞報道などからは少なくとも競輪サイトの数字は合っています。確認してください、3月2日の静岡新聞では、児島助役が全容を解明を進めると述べています。全容を解明し、市民に事件の実態を報告するのが当局の責任です。なぜ今まで全容解明されないのですか。そんな難しい問題ですか。発表されない理由を伺いたい。

続いて5つの質問をします。お答え願います。1つ、審査会の状況を伺いたい。2、今述べたデータの真偽を確認したい。3、なぜ全容解明がおくれているのか、理由を伺いたい。4、全容を公表してください。5、関係者のしかるべき処分が必要と思うが、市長はどう考えているか伺いたい。

修善寺総合会館改修工事について伺います。

この質問は、私は修善寺総合会館改修工事、2億円近い費用でもって改修工事を行いました。いまだに100万だ200万だという改修工事の予算が予算書に載ってくる、なぜだ。はっきり言って完全に改修工事されていないのではないかと、特に議員の皆さんにぜひ見てもらいたい。市民の皆さんに見ていただきたい。会館正面の赤いれんが部分、あの外壁は本当に工事がされたのかどうか。特に今回、この部分十分にやったんだという証拠を示してお答えいただきたい。質問を続けます。修善寺総合会館改修工事の状況を伺いたい。まずこの改修工事の内容を確認したい。1、耐震補強。2、外壁改修。3、屋根防水改修。4、内部の改修。5、ホール設備改修。6、ユニバーサル・デザイン。漏水発生後の戸田建設の一連の報告書によると、平成18年5月1日の報告書です。2階口ビーの漏水に関する報告書では、目視調査で、漏水危険箇所以外にもひび割れの発生が多く、部分的に浮きも確認できた。今後、漏水処置対策とともにパラペットを含む外壁改修工事も計画することを勧める。何ですかこれ。今回の漏水調査に係る費用は改修工事範囲外、何でしょうこれ。だから、別途協議願いたいとあります。

次に、1カ月後の平成18年6月1日の改善処置計画書では、防水あごの部分が漏水の原因と判定された場合には、外壁も含めて次ページの改修を計画されるよう提案いたします。そして改修工事として、外壁、確認したいんですけども、この外壁というのは正面の赤いれんが模様の部分でしょうか。それから防水あご周りとなります。

以下、4つの質問をします。1つずつお答え願います。1、改修工事の内容と完了したのかどうか確認したい。2、戸田建設の改善計画書、処置計画書を確認したい。3、戸田建設との契約では外壁、防水あご周りについてどのような契約をしたのか伺いたい。4、外壁、防水あご周りは補修したのか、補修したならいつ、どこの業者がしたのか伺いたい。これは答えは戸田建設では困りますよ。戸田建設も当然専門業者に補修を依頼しているはずですよ。

その辺も含めてお答え願いたい。

続いて、新しいごみ焼却場について質問します。

新しいごみ焼却場を堀切地区に建設したいとお考えですが、熊坂小学校地区の多くの方から疑問の声が寄せられています。いまだに、どこ、まさか、本当、大沢の上の方でしょうか、どうして、要は知らない市民が多いんです。多くの市民はどこにつくろうとしているか知らされていないのです。どうして堀切なのか知らされていません。どのような施設をどこにつくろうと考えているのか伺います。

次の7つの質問に答えてください。1、堀切に建設することは決定ですか、打診の段階ですか。2、堀切のほかにはどこが候補に挙がりましたか。4カ所の候補地を伺いたい。3、伊豆の国市の人口は約5万人です。伊豆市の人口は約3万7,000人です。この施設の受益者の人口比率は1.35対1です。協力金や周辺整備はこの比率で伊豆の国市は負担しますか。4、堀切は伊豆市の入り口で、これ以上の好立地場所はありません。堀切を候補に挙げた理由、経緯を伺いたい。5、関係する市民に説明会を開く予定はありませんか。熊坂小学校区の市民に対する説明会を開きませんか。6、バグフィルターの性能はどのようなものですか。最小粒子、物質、メーカー、耐用年数等を伺いたい。7、環境調査について伺います。環境調査の予定を伺いたい。いつごろを予定していますか。環境調査の期間はどのくらいですか。環境調査の目的を伺いたい。環境調査の内容を伺いたい。環境調査の実施に当たり、地元の了解をとりますか。

続いて、未履修について。高等学校における必修科目の未履修、必修逃れが問題となりました。中学校にも未履修があることが報道されています。伊豆市内の中学校の状況を伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対して答弁を求めます。

先に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方からいじめ問題とそれから最後の未履修の問題についてお答えをさせていただきます。

最初に、いじめ問題では文部科学省がいじめの緊急調査を始めたという報道で、伊豆市の調査状況をお聞きしたいと、こういうことですがけれども、市の方へはまだ来ていません。先ほど内田議員の方にお話し申し上げたのは、これ市独自の調査でございます。

それから、いじめの定義につきましては、これも内田議員にお答えしたとおりです。

それから、最後に不登校や自傷行為の状況ですがけれども、不登校のことについてはこれも内田議員の方に申し上げましたけれども、その中の理由で、不安など情緒的混乱を理由に挙げている子供が10名あると、こういうお答えを申し上げました。その中に友人関係をめぐるトラブル、あるいは仲間外れが原因と申している親も実際いるようですがけれども、その数字については私どもははっきりつかんでおりません。ただ、先ほども申し上げましたように、こ

れ当事者がそう言ってもそれが先ほど言ったように複雑な要因が絡まって、要するに一つは仲間外れにされたから私はもう学校行かない、そういう言い方をする子供もごさいますので、学校からはこれは完全にいじめが原因ですという報告は正直言って私の方には報告は来ておりません。それから自傷行為の実態についてもこれ報告がごさいません。またもし議員の方でこういう事例があるということがお知りでしたら、またお知らせいただければ、そんなふうに思います。

それから未履修問題についてですけれども、これにつきましては、私どもは各小中学校から教育課程編成実態調査というのを毎年度当初行っております。これには要するに各教科、領域等の時間数を明記してごさいます。それを見ますと、各教科、領域とも文部省で言われている時間以上の配当をしていますので、私どもは全く問題ない、こういうふうに理解しています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、市長。

市長（大城伸彦君） 続きまして、森議員の市道についてにお答えいたします。

市道31338号線につきましては、以前お答えしましたとおり、復旧は終わっております。したがって、現状において再度復旧工事をする考えは持っておりません。したがって、2番目の復旧見積もりにつきましては、現在とっておりません。

次に、市道についての定義、細かいご質問がごさいます。市道とは道路認定した道路であります。また、赤線は人が歩いていた道路であります。の市道の管理者は市の道路管理者、すなわち市長であります。5番目の市道の復旧責任は市長にありませんかということですが、市道の全体としての復旧は市が担当いたします。それから、6番目の市道31726号線につきましては、市道認定をする要件が幾つかごさいます。その認定要件を満たしているため認定したものであります。次に7番目、私道を市道に認定してもらうためにはということは、認定要件を満たせば私道から市道になりますが、議会の承認が必要となります。

続きまして、3番目の行政の透明化、談合はないかということで、入札制度の改革、落札率の公表につきましては、9月7日執行の入札分から予定価格、落札価格ともにホームページにて契約情報として事後公表しております。また落札率につきましては、その価格をもとに算出していただければと思います。また、官製談合、それから選挙協力のご質問ですが、そのようなことはごさいません。最近、談合という言葉が新聞に大変飛び交っておりますが、ここで言う談合というのは、いわゆる入札妨害に当たるような刑法で罰則規定があるような談合と理解しております。ちなみに談合というのを広辞苑引きますと、打ち合わせること、相談することとなっています。打ち合わせ、相談の意味の談合はあると思いますが、官製談合あるいは入札妨害に当たるような談合は、少なくとも私の承知している範囲ではごさいません。

4、5の質問につきましては、伊豆市になってからの平成16年度以降についての議員資料

のとおりでございます。体育館等の学校教育課所管の工事発注についてですが、当該業者の受注に当たっては、企業努力があったと認識をしております。また、電子入札の導入についてですが、平成19年度の予定で県が行う説明会に職員が参加して調査をしていますが、平成19年度、20年度分の競争入札の指名参加申請受付事務と重なることや、入札制度の見直しなどを考慮し、平成20年度の導入で調整をしております。しかし、小規模事業者の対応も検討すべきと考えております。

続きまして、4点目パソコンの問題についてでございますが、これも幾つか分かれています。1番目の審査会の状況ですが、12月4日伊豆市情報公開個人情報保護審査会から、パソコンのアクセス一覧表の公文書非開示決定に対する異議申し立てについて答申を受けました。2番目のデータの真偽ですが、この件につきましては、審査会の答申を受けましたので、今後この答申内容をよく検討し、異議申し立ての件について開示か非開示かを決定し、異議申立人に通知をいたします。3番目、4番目の全容解明と全容の公表についてですが、これにつきましては6月の定例会でお答えしたとおりであります。5番目の関係者の処分についてですが、問題の行為をした職員の処分は既に済んでおります。

次、大きな5番目の修善寺総合会館改修工事の状況につきましては、本年6月5日の全員協議会にて説明したとおりでございます。雨漏りの状況については、各所改善工事を実施し、最終工事を9月13日に実施し、それ以降9月18日の台風13号、10月6日の降雨の都度確認を行っておりますが、館内雨漏りの状況は改善されており、良好であります。しかし、今後引き続き、大雨や暴風雨時の状況を確認してまいります。議員おっしゃる戸田建設より提出されました漏水に関する報告書及び改善処置計画書につきましては、市としてすべてを納得しての受理ではありませんでした。このため、双方協議の場を持ち、補修完了まで戸田建設が責任を持って実施することを協議を行い現在に至っております。外壁等の契約につきましては、請負契約書の中で工事特記仕様書により明記してあります。外壁、防水アゴ周りの補修につきましては、8月から9月にかけて何日が補修工事を実施いたしました。業者は戸田建設です。

続きまして6番目、新しいごみ焼却場についてお答えいたします。これは正式には廃棄物処理場でございますので、誤りはないと思いますけれども、ごみ焼却場というと、時として混乱しますので、統一していただきたいと思っております。

まず1番目について、さきの9月定例会で行政報告したとおり2市共同のごみ処理施設の建設候補地を堀切地区に選定し、現在2市で共同処理を行うための施設の基本構想を策定中であり、また、今後もこの基本計画や建設に必要な生活環境影響調査等を行う計画をしております。したがって、現時点では当地を建設候補地に選定したところであります。今後は、基本構想や計画、調査結果等について当地及び関係地域の住民に十分説明を行うなどして合意形成を得て建設の決定をしたいと考えております。

次に、2番目について、既にご承知のとおり、前年度に専門業者に候補地選定業務を委託

し、伊豆の国市及び伊豆市に各2カ所の候補地が選定されました。その後、2市の準備会でこの結果をもとに、さらに4カ所について広域から見た位置関係や周辺環境及び地形並びに道路状況等について検討、協議した結果、現時点において最も建設候補地に適している場所ということで選定をいたしました。したがって、さきにお答えしたとおり、今後、各種計画や生活環境影響調査を行い、当地が建設地になるか取り組みをしている現状であります。他の候補地については混乱の防止のため、公表はしないことしておりますので、ご理解をください。

次に3番目につきましては、2市共同による当施設の整備及びその後の運営等は、一部事務組合を設け取り組む予定であります。

4番目につきましては、さきの2番目のご質問でお答えしたとおり、選定理由は広域から見た位置関係や周辺環境及び地形並びに道路状況等を評価した結果、現段階において他の候補地に比べ最も建設候補地に適していると判断したためであります。また、この経緯ですが、前年度に候補選定業務を専門業者に委託し、これを受けて今年6月の準備会においてさきの理由等により当地を最も適した建設候補地として選定いたしました。

次に5番目につきましては、特に環境衛生施設の整備に当たっては、地域住民の方々との合意形成が不可欠であり、十分な説明や意見聴取等を行うことが必要と考えます。したがって、今後も当施設整備にかかわる計画策定の状況について、堀切地区を初め周辺地域また地権者の皆さんに話し合いを行い、ご理解とご協力を求めてまいります。

6番目、バグフィルターの性能はどのようなものですかという質問ですが、この施設がバグフィルターを使うものかどうかはまだ決まっておりません。しかしながら、一般的に焼却ガス中のばいじんや塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン等をフィルターに通過させ除去する、ろ過式の集じん装置であります。除去できる粒子の大きさはその施設の仕様にもよりますが、0.1から20マイクロメートル以上のばいじんや有毒ガスを99%の集じん率で除去する性能であります。メーカーはたくさんあります。また、耐用年数は一般的にフィルターの定期的な交換等が必要であります。設備的にはおおむね20年と言われております。

7番目につきましては、現時点における計画では、まずアのいつごろですかと、実施時期及び期間は平成19年から20年にかけて1年間を予定しております。ウの目的は、廃棄物処理施設は近年、住民意識の高まり、新しい環境リスクに対する不信感等のもとで、いわゆる迷惑施設としての取り扱いを受け、施設の設置や運営に伴う地域紛争などの問題が生じておりますので、このような状況に対処するため、平成9年度に廃棄物処理法が改定され、施設の設置や変更に伴う認可、届け出に際し、計画段階でその施設が周辺地域の生活影響に対する調査を行い、その結果に基づいて地域ごとの生活環境に配慮した対策を検討した上で施設の計画をつくり上げていくことが義務づけられているため実施するものであります。

また、工の調査内容ですが、まず大気環境、それから施設の稼働や運搬車両による騒音等

の影響調査、また、排ガスや施設からの漏えいによる悪臭の影響調査があり、水環境としては施設排水による影響調査があります。オの実施に当たり、地元の了解をとりますかについてですが、この調査の実施にかかわる測定場所や費用のこと、また、円滑な施設整備などを考えますと、今後ともできる限り努力し、建設候補地である地区と合意形成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 10番、森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきますけれども、いじめ、未履修については後回しにして順番を変えさせていただきたいんですが、よろしいですか。

議長（堀江昭二君） はい。

10番（森 良雄君） それでは市道からいきます。

残念ながら市道の管理責任がどこにあるのかさっぱりわからない。

8つの質問を続けます。市道とは市が管理すべきものですよ。市長の考えはおかしくないですか。復旧が終わっていると言うんですね。途中で消えてなくなっちゃっていますよ。市道の管理者は市長です。確認したい。

2番、復旧の見積もりをしていない、無責任です。これを復旧するには高額な経費がかかるということはだれが見てもわかる。住民に負担させるつもりですか。

3つ目、市道の復旧責任は市長にあります。市長は市道の復旧責任を放棄しますか。

4つ目、ちょっと話変わりますけれども、市道31587線の深野沢橋の手前に陥没した場所があります。安全上危険と思われれます。危険と考えますか。補修が必要と思いますが、補修しない理由は。補修費用が小額だからですか。

5つ目、伊豆市内には細い市道がたくさんあります。それらの道路の維持管理を放棄しますか。

6つ目、市道31726号線を市道にしたのは、要件を満たしていたということですね。要件を公表していただきたい。

7番目、私道を市道にしてほしいという要望があります。今の要件を公表してください。要件の内容によっては新しく基準をつくる必要があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

8番目、本議会初日の専決処分は市道における事故の補償です。瑕疵が問われました。瑕疵の根拠となる法律は何ですか。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 市道についてお答えいたします。

復旧ですから、復旧というのはもとに復することですよ。新しく工事をするということではない

ですから、その辺を間違えないように。

以下につきましては、土木部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは1番目からお答えしたいと思います。

まず、一昨年の台風22号の崩壊の件なんですけれども、調査しましたところ、周囲がすべて民有地ということで、区、檀家とかいろいろ山の所有者にも相談をしました結果、土砂だけは撤去してほしいということで、そのような形で復旧をいたしました。ですから先ほどお答えいたしましたように、再度復旧するつもりは持っておりません。

それと市道と赤線は何かということですが、定義みたいなことから言いますと、市道とは道路法に認定されている道路ということで、赤線、いわゆる里道と申しておりますけれども、地番等が付されておらず公図を見ますと赤い色で表示されているということです。

市道の管理者は先ほど申しましたように、市長ということです。

市道の31726号線、半経寺のところなわけですが、認定しました。市道認定の基準は伊豆市ではまだ要綱等を定めておりませんが、原則としては建築基準法に規定された基準を満たしているという、4メートルの横幅員が確保できるということと、道路構造令があるわけですが、に沿って構築された道路。もちろん土地の無償寄附を条件ということで認定をいたしております。なお、開発行為、助役さんを中心とした市土地利用委員会があるわけですが、開発行為の場合にはその土地利用委員会の承認を得て市道を認定しております。ですから、7番目の市道に認定してもらうというのはそういった基準を満たせば認定をしている、原則的に、いるというのが現状です。

以上です。

〔「まだ言っていないのがあるよ」と言う人あり〕

土木部長（鈴木幸司君） 深野沢橋ですか。これは北又のところですね。

〔「連絡行っているでしょう」と言う人あり〕

土木部長（鈴木幸司君） 連絡は来ています。区長さんからはちょっと連絡が来ておりませんでしたから、確認はしておりませんでしたけれども、森議員から言われまして確認をしています。ここはもともと盛り土のり面なものですから、数十年たった生コン舗装がひび割れをしてるんでいるという状況で、奥で工事をしておるものですからそういう結果になったなということが考えております。そういったことで生コン車が通ったのが原因だというふうに考えているものですから、そういった工事が終わりましたら市の方でひび割れをその上に何かなするか何かして復旧をしたいと考えています。また、そういう地元から要望が出ておりませんでしたけれども、そういった情報提供をぜひしていただきたいと思います。

〔「瑕疵担保は何で発生するんだ」「この間やったばかりじゃない」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） ご質問書の中にありませんので、用意してございません。

〔「冗談じゃないよ、すぐにやらせてくださいよ、この質問の原点だよこれは、暫時休憩とってもいい」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） ご質問の趣旨から若干ピントが外れているかもしれませんが、市道の管理上の責任は市にございます。市のその施設によります瑕疵担保責任、それは当然市が負うべきものでございまして、それぞれの法律にリンクすると思いますが、いわゆる自治体の損害賠償ということになれば地方自治法に根拠をなすということになるかと思えます。以上です。

議長（堀江昭二君） 10番、森議員。

10番（森 良雄君） 全く基本的認識がなっていないね。市長がさっきもとに戻せばいいと言う、この31338号線、もとに戻っているんですか。流れてなくなっちゃっているんですよ。それをもとに戻すというのではないんですか。要は土砂の片づけしたことだけでももとに戻すということなんですか。

質問を続けます。9つ質問しますんで、よく聞いて答えてくださいよ。

要するに魂胆は地元でやらせようという魂胆だと思うんですね。そうしたらその費用どのくらいかかるかくらい計算してくれなければ困るのではないですか。もう既に地元で費用負担している物件があるわけです。これ地方自治法の根本にかかわることですね。地方自治法とさっき言葉が出たから。税金の徴収というのは市町村までしか認められていないんですね。伊豆市はなぜですか、地元で税金の徴収を認めるつもりですか。それ一つね。

以下、市長と土木部長答えてください。公物管理法って知っていますか。

3番目、道路法を知っていますか。瑕疵担保というのは道路法からこれ出ているんでしょう。それが基本ですよ。

4番目、道路法では市道の管理責任者を規定しています。知っていますか。

5番目、道路法では市道の管理責任者を市長としている。知っていますか。

6番目、道路法では維持修繕を管理者がするとしているんです。知っていますか。

7番目、道路法の管理責任法を無視しますか。管理者責任を放棄しますか。

8番目、市道31335号線は一昨年の台風22号で2カ所の被災がありました。ご存じですね。そして31338号線の崩壊です。この3カ所は数十メートルしか離れていないんです。通常、災害復旧のとき100メートル近い近縁の災害は同一視するのではないんですか。伊豆市はいかがですか、お聞きしたい。

9番目、この被災は当初に現地の状況を見誤ったのではありませんか。今からでも遅くありません。速やかに復旧すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

議長（堀江昭二君） 答弁願うわけですけれども、今、質問が非常に多いということで、い

いですか。

土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 道路法の規定はおっしゃるとおりでございます。

それと、50メートル以内、100メートル以内の災害復旧は用水とかが一連の場合とか、同じ農道で同じ路線の場合という規定があります。路線とか用排水路とか、ルートが違う場合は50メートル、100メートルというのは災害復旧には当てはまらないということです。

それともう一つ、当31338号線は先ほどから何回も言いますけれども、周りがすべて民有地ということで、民有地の許可がなければ復旧はできない。何回も話はしております。それで、もう一つ、影響を及ぼす下側の、上、下ということはないわけですが、下側の道路が市道に認定されていないという、こういった経緯でつくったかちょっとわかりませんが、認定されていないということが一つ大きな問題があります。山側もちょっと名前は忘れましてけれども、民有地ということで市としての復旧はできません。

そういった幅員の狭い道路すべて復旧しないかということは、そういうことではなくて、災害復旧法があるわけですが、1メートル20以上で農地がある場合は農業施設としては復旧します。工業土木施設は1メートル50以上となっていますけれども、それには集落であるとかそういった施設があるというのが条件となっているものですから、両方に当てはまらないということで復旧はできないということになっております。こういった箇所は22号台風には、各、いろいろなところがありまして、原則的には何回も申しますように、市としては廃土は市でやると。そういった

〔「市はもとに戻すって言ったじゃない」と言う人あり〕

土木部長（鈴木幸司君） いや、そういうことで廃土は市でやって、あとどうしても復旧をということならば関係者にて復旧をしてもらっています。

以上です。

〔「関係者っていうのは市だ。ちゃんと……どうなっているんだ」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 今、3回やりましたので。

〔「答えていないじゃない、私は答えていないと言っているんですよ」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 答えていないけれども通告外が多いので。

〔「通告外じゃないでしょう」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） そうでしょう、だって。

〔「市道をどうやって管理するんだということを言っているんじゃないですか、何が通告外、全部関連事項じゃないですか」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 31338号線の復旧したかしないかというところがどうも議論の的のよ

うでございます。森議員さんのお宅の大変近いところの道路ということで、私も見てまっています。復旧が済んだという報告がありますし、私も見て前と同じように通行ができているということで、もしどこが復旧がされていないのか、担当部と十分打ち合わせをしていただければと思います。復旧がされていないならしなければなりませんし、復旧は私は済んだという報告を聞いていますので。

議長（堀江昭二君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時15分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

念のために申し上げます。質問の残り時間、9分ですのでお願いいたします。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 再質問を続けさせていただきます。

談合に移らせていただきます。

失礼ですが、私は談合はあるという認識のもとに質問しています。落札率、ホームページに載っているということで、私はそれ全然知りませんでした。7つの質問をします。

まず1つ、ホームページに載っていますね。それを確認します。

2つ目、先ほど、市長、相談してもいいだろうというようなことをおっしゃっていましたよね、確か。入札前に業者との相談なんてあり得ないんですよ。競争原理が働いていない。競争原理が働けば落札率は下がります。市長はどう思いますか。お伺いしたい。

3、落札率が高いことは、それだけ税金が浪費されていると思いませんか。

4、業者の工事地域は、業者の所在地の周辺です。談合があると思いませんか。資料はできているということなので、その資料をぜひ提出していただきたい。

5つ目、官製談合が問題になっております。落札率が高いのは、予定価格が漏れていると思いませんか。

6つ目、今世間を騒がせている官製談合は、選挙絡みです。市長選挙での業者の協力状況を公表してください。いかがでしょうか。

7つ目、教育長にお伺いします。談合は競争入札を妨害するものです。談合は犯罪です。いかがお考えでしょうか。

8つ目、電子入札、平成19年度から準備に入るとおっしゃっております。県の方では、まだ伊豆市では手を挙げていないということをおっしゃっております。ぜひ、今からでも手を挙げて、19年度から県の指導を受けられるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。19年度、ぜひ予算措置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員の再質問で、幾つかありまして、1番目のホームページに載っていることにつきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、ホームページの関係をご説明いたします。予定価格、それから落札額、これらにつきましては、ちょっと私手元に持って来たんですが、ちょっと見えるかどうかわかりませんが、こういった形の書式で、もう公表しておりますので、これから算出していただければ落札率もわかるかと思えます。

それから、それ以外に資料の関係につきましては、議長の許可が得られれば、本日用意してございますので、後ほどお渡ししたいと思います。

それから、ご質問の中の予定価格の問題でございますが、これについては、現在そういった積算を出すためのそういう基準になるソフト、こういったものが現在全国的に出ております。その関係で、価格的には一般業者でもある程度積算ができるという状況がございます。ですので、それが伊豆市の場合は歩切りというようなやり方をしておりますので、通常の価格よりは落札率が低い、要するに、大体なんですけど平均で九十二、三%かなというふうに思っております。これが高いか安いかは後ほどのお話としていただければと思います。

それから、電子入札の関係でございますが、現在、一応県の方には、電子入札を今後推進していきたいということで手は挙げております。ですけれどもこちらの体制が整っていないということ、それから、電子入札に係る経費、これが相当かかるということをお話しすると、その辺を加味しながらやっていかなきゃならない。もう1点は、これらの電子入札をする場合には、それ以外の社会環境、いわゆる建設業関連、あるいはいろいろな業界の方々のご協力いただかなきゃならないということもございますので、そういった方にもこういった形で今後やっていくというアプローチが必要だということに思っています。ですので、今回、ちょうど入札の申請の受け付けを始めます。要するに年度切りかえになりますので、その際にそういったことを踏まえて、ご協力いただけるように進めていければ、平成20年度から始められるのかなというふうに考えております。こういうことでございます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） そのほかに、2番目で、談合等は相談してもよいのかということですが、これは、あくまでも辞書で談合というのを引くと、相談あるいは話し合うこと、談じ合うこととなっております。それが、森議員の言う官製談合、競売入札防止にかかわる談合を言っているのかどうか、その辺の意味を正確にする意味で申し上げたまでです。談合は、私の知っている範囲では少なくともありません。

それから、選挙協力について公表せよということですが、会社が選挙協力、私について会

社がしてくれるという、どういう選挙協力があったのか、私はありませんし、新聞等では言われている特別な会社が何か選挙のときに協力したということは一切ありません。ただ、後援会活動はやりましたから、有権者個人の段階で後援会に入っていたいただいた経緯はあります。その辺のところはきっちり分けているつもりですから、申し上げておきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 最初の質問の6番目、私答えなかったんですけども、私は入札等には一切かかわっておりませんので、要するに入札の結果そうだったと、こんなふうに聞いております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 選挙協力はなかった、だけれども個人的な後援会の応援は受けている、これを市民がどうとるかですね。では市長に聞く、談合は犯罪であるということを認識しておりますか。

それから、次、平成18年度は9月からですから、17年度の全体の入札の落札率の平均は幾らか、このぐらいは出してもいいでしょう。後でいいから出してください。出すと約束してくださいね、ここで。

それから、皆さん承知のように、談合というのは、警察が動いたって立証はなかなか難しいんですね。私は、一つの状況証拠を積み上げていこうかなというふうに考えているんですよ。伊豆市も、最初の質問でやっているように、特定の業者へ受注が集中している。一方で、受注できない業者がいるのではないかと。調べてみると、国道沿いに堂々と看板を出している建設業者でも、受注の状況を見ると、ほとんど受注されていない。こういうのは談合の結果業者の締め出しが行われているのではないかと思うんですけども、そんなこともありませんか。これは聞きたいですね。

選挙での協力状況、後援会活動はあった。市長、一緒に業者と各地を歩いたようですが、それは後援会活動ですか。

教育長に聞く。契約には全部関係ないと言いますが、大きな教育施設の入札では、この伊豆市の手業者がほとんど独占的に受注しているんですね。談合があったと思いませんか。

余り多くなるとまたしり切れトンボになりますので、以上です。お答え願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 犯罪ということは認識しているか。いやしくも私は伊豆市の市長ですよ。そのぐらいのことは承知してますよ。いいですか。刑法第96の3、偽計または威力を用いて公の競売または入札の公正を害すべき行為をしたものは、2年以下の懲役または250万

円以下の罰金に処するというのが書いてあります。それに基づいて、伊豆市は条例等をつくってやっています。十分承知しております。ないものをあるように言うのも犯罪行為だと思います。

それから、選挙協力についてですが、いわゆる法人企業と個人とはやはり分けてありますから、たまたま伊豆市の会社のどなたかが個人として私の後援会に加入して、選挙応援したことは合法的でありますから、それが業者とどういう関係があるんですか。逆に説明してもらいたいですよ。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 議員の質問の中に、締め出しが行われているかいないか、こういうご質問があったかと思うんですが、これについては、我々の方でそういう内容を把握しておりませんのでわかりません。

議長（堀江昭二君） 10番、森議員。森議員、あと4分ですのでまとめてください。

10番（森 良雄君） 続いて、パソコン問題に移ります。

パソコン問題、もう1年たつんですよ、まもなくね。いつ調査して公表するつもりですか。とりあえずこれだけ。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） その件につきましては、午前中のご質問にお答えしました。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） いいですか、審査会では23の項目が公表されたんですね。しかし、回数や時間については公表していないんです。私は、ざっと見て、それぞれのあれでいくと、競馬投票の10倍はあったのではないかと、競馬投票から類推すると、アクセス回数は1万回を超えている。いいですか、時間は120時間を超えているんですよ。すぐ調べてくださいよ。コンピューターだったら一瞬で調査できるでしょう。できないんですか。余りにも大きな数字のためにできないんですね。皆さんにお聞きしたい。皆さんやっていませんか。一人ずつ教えてくださいよ。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 処罰は既に済んでおりまして、その量の多さとかではなくて、中身に問題があったから私も含めて処罰をしたわけでございます。それから、皆さんやっていますかと、大変失礼ではないかと思えます。やっていません。

議長（堀江昭二君） 市長が答弁したとおりですので。これで3回ですので、次に移ってください。

10番（森 良雄君） まだパソコンは2回。

議長（堀江昭二君） いやいや3回ですよ。

10番（森 良雄君） 3回、本当。後で調べますよ。

議長（堀江昭二君） いいですよ、何回調べても。

10番(森 良雄君) 修善寺総合会館、まだやっていないね。

修善寺総合会館、1つだけに絞りましょう。

あの赤いタイル部分の補修はやったのか、やっていないのか。戸田建設の工事範囲に入っているのか、入っていないのか、お願いします。

議長(堀江昭二君) 答弁願います。

市長。

市長(大城伸彦君) 本件につきましては、観光経済部参事から答えさせます。

観光経済部参事(伊郷哲郎君) ちょっと質問の、もう少し具体的にお願ひしたいと思いますが。玄関の赤いタイルのことでしょうか。

〔「あの赤いタイル部分」と言う人あり〕

観光経済部参事(伊郷哲郎君) クラックがあったとか、そういう状況があったところはすべて工事の対象ということでやっております。

議長(堀江昭二君) 森議員。

10番(森 良雄君) そうということになると、クラックはなかったというふうに判定したの。そうすると、最初の質問でしたように、戸田建設の調査報告書は一体何なんですか。その部分は全然答えていないんだよね、1回目から。議長、答えていないんですよ。ちゃんと答えさせてくださいよ。最初の質問はそっちへ行っているでしょう。戸田建設の報告書、そっちへ行っているでしょう、私の書いた部分。向こうはやっていないと言っているではないですか、5月、6月、2カ月にわたって。時間カウントしないでよ、もう。

議長(堀江昭二君) 観光経済部参事。

観光経済部参事(伊郷哲郎君) 場所がはっきり全くわからないような質問でございまして、今聞きますと、改善措置の計画書が出されたその部分のことでよろしいでしょうか。

10番(森 良雄君) それはどこがなのか、それに対する対応はどうなっているんだ。だって、戸田建設ははっきり言っているんだ、そこはやっていないと。そうでしょう。僕が立って言うと時間がカウントされちゃうから、読んでくださいよ。僕の最初の質問、そっちに行っているでしょう。

観光経済部参事(伊郷哲郎君) 屋上の壁の部分に防水あご、あごの部分ですね、当初はあごというような表現ではなくて、外壁というような表現だったですけども、外壁につきましては、当初から言っておりますように、電気ボックスの回り、それからアルミサッシの付け根といいますか、その回り、それとあごの部分、3カ所が漏水の問題になったということで、このあごの部分は、やったことはやったんですが、当初の施工では電気ボックスを外す前に回りをやったみたいで、実際にはすき間とかそういうものがまだあったというようなことで、今回その電気ボックスを全部とって、そしてシール、シーリングといいますか、ねじみたいなのをつけて、それで電気ボックスをつけて、またその後からあのシールをやったということで、そういうような工事を今回の漏水の改修ということで実施したわけでござい

す。

10番(森 良雄君) 僕の最初の質問、5ページ目、真ん中辺、戸田建設は「今後漏水処置対策とともにパラペットを含む外壁改修工事も計画することを薦める」と言っているんです。これはどの部分を指しているんですか。

〔「どこ」「通告書のね、これ」と言う人あり〕

議長(堀江昭二君) 観光経済部参事。

観光経済部参事(伊郷哲郎君) これは、先ほど市長が答弁したとおり、戸田建設より提出された漏水に関する報告書及び改善計画書につきましては、戸田建設としての考えでありということで、向こうがつくってきた書類、こちらと協議してつくった書類ではないということでございます。この後、双方で協議をいたしまして、補修完了まで戸田建設が責任を持って実施するというようなことでございます。戸田建設と行政で相談したのではなくて、単なる向こうが出してきた報告書でございます。これは、あくまでも特記仕様書に、この部分は控除しなさいというようなことであってございます。

以上でございます。

10番(森 良雄君) 戸田建設はやっていないということをいっているんだよ、これ。今の答弁でいいの。

議長(堀江昭二君) 今の答弁でいいでしょう。

10番(森 良雄君) まだ回数残っているんでしょう。

議長(堀江昭二君) いや、残っていないですよ、3回。次に移ってください。

10番(森 良雄君) しょうがない。また次回に持ち越しましょう。

戸田建設の協議書、ちゃんとそろえておいてください、協議書。協議書あるんでしょう、そういうこと言っているんだから。後からつくっちゃだめだよ。ちゃんとできているのを見せてくださいよ。

次に、ごみ焼却場です。

このごみ焼却場、まだ候補地の段階で決定ではないということをおっしゃっていましたね。市民の疑問は、何であんな人口の多いところ、一番多いとは言いませんよ、比較的伊豆市の人口の多いところを通して、その裏庭みたいなところにつくるんだらうなという疑問があるんですね。ですから、しっかり説明してもらいたい。バグフィルター、次に木村議員も質問してくれると思うんだけど、バグフィルターを使わない施設なんていうのは考えられないんだよね。それを否定されたのでは、今度の新しいこの焼却施設のいわゆる環境基準をどうやって守ろうとしているのか。建設しようとする、私、聞かれちゃって、いや大丈夫だよ今度の施設はちゃんと環境基準はクリアするよと説明できませんよ。その辺どう考えているのか。

それから、もう一つ聞く。堀切の8名を視察に連れていったというけれども、どこへ連れていったのか、どういう施設だったのか、その予算はどこから出たのか、お聞きし

たい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 1点目、あくまでも候補地でございます。森議員おっしゃるように、好位置だと私自身も思いますし、専門家が選んだ中で、候補地として適するということで候補地と決めております。今後、地元とよく理解を求めていきたいと思っております。

2番目のバグフィルターについてですが、装置がまだ決まっていないから、そのバグフィルターの性能を示せといっても無理でしょう。一般的なバグフィルターの話しかできませんよ。

〔「それを聞いている」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） そうでしょう、だからさっきしたではないですか。

終わります。

〔発言する人あり〕

市長（大城伸彦君） その件につきましては、市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 視察につきましては、掛川市の方に視察いたしまして、その費用につきましては、市の、市といいますか、準備会の予算の中で支出をしてやったことでございます。

以上です。

10番（森 良雄君） 伊豆市の……どっちの予算。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今説明いたしましたように、準備会の予算の中でということで説明をいたしました。

議長（堀江昭二君） 持ち時間終わりましたので、次に移ります。

10番（森 良雄君） 時間がわからないよ、こちらからでは。

議長（堀江昭二君） それは、自分で例えばストップウォッチを持つとか、そういう努力をしていただきたいと思います。

10番（森 良雄君） 冗談じゃないよ、何で……

議長（堀江昭二君） そうやってやっている人もいるわけですから。

室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 次に移ります。

8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

通告に従いまして、2点について一般質問を行います。いじめの問題と保育園の民営化に

ついてです。

いじめは昔もありましたが、現在では社会現象であり、日常的にニュース報道されます。特に学校でのいじめによる自殺は、何とかその前に対策があったのではないかと、痛恨に耐えられません。いじめのない学校がいい学校であるという評価が、今までの学校では一般的な社会通念であったため、なしと報告されていたといえます。さきの教育長の説明で、小中学校での伊豆市のいじめの数が示されました。そこで、具体的に質問します。

(1) 市内の小中学校でのいじめについて、教育委員会はどのような方法で把握されたのですか。

2番、不登校といじめは関連が深いと思います。いじめられて不登校になるなり、不登校が続いていじめられる。再び不登校の現状を伺います。

3番、いかにしていじめをなくしていくのか、その仕組みを講じているのがよい学校であると言われますし、それは、学校や家庭だけでなく地域全体で取り組むべきであると思いますが、この点どうですか。

2つ目の保育園の民営化について。

柏久保保育園の民営化について、過日、保護者説明会が行われました。それに初めて出席し、市の説明を聞きました。今後の民営化に向けて、市民にさらによく知ってもらうために、再び市の所見を伺います。

以上、2点よろしく申し上げます。

議長(堀江昭二君) ただいまの室野議員の質問に対し答弁を求めます。

先に教育長。

教育長(室野純司君) もういじめについては、先ほどから3名の方に答弁した内容で大体言い尽くしているのではないかと思うのですが、室野議員の中でちょっとつけ加えらるとすれば、1番の中でどのような方法でというのがあります。この部分だけ答えますと、これは、月例調査というのがございます。月例調査には必ず子供の非行問題もありますし、いじめ、あるいは不登校、これらについて毎月学校から報告が出される。ただ、今回、先ほど申し上げました小学校、中学校合わせて38件、それから継続中だとかそういう数については、これは、緊急に私どもで聞き取り調査をいたしました。今年度4月からの総数でございます。ですから、要するにいじめ、例えばけんかして、これいじめかな、それも1つ入れておこうかという感じで出されたものもございます。ですから、学校によっては、先ほど3件と言ったけれども、どうもあと2つばかりいじめに入れておいた方がいいだろうなんていうのも正直言ってございます。ここらあたり、軽微なものかなという感じもしています。そんなような形で調査をいたしました。

それから、2点目の不登校との関連、議員は、不登校といじめは非常に関連が深いというふうにおっしゃっていますけれども、私は必ずしもそうとはっておりません。本当に不登校の理由は、先ほども言いましたように多種多様でございます。中にはいじめで不登校にな

る子供もいるかもしれません。ただ、私どもその逃げ道として、いじめによる学校選択、これについては一応項目として、これは不登校と同じように認めております。ですから、例えばこの学校だったらどううちの子は不登校になるから、ぜひ隣のこの小さい学校へ行かしてもらいたいということについては、これ一応指定校変更の該当項目になります。ですから、もしいじめで自分はこの学校へ行きたくない、隣の学校だったら自分に行けるということでしたら、私どもはそれは認めるという形でやっております。

それから、3点目、これも確かにおっしゃるとおりでございます。いじめを生まない素地づくりと言いましょか、そういうものはやはり必要だろうなど。ただ、私ども、家庭との連携というのは非常に正直言って難しいんですよ。親の言っているのと学校のとらえ方が違う場合も、正直言ってございます。学校ではいじめととらえなくても、親が子供から聞いた中ではいじめだという形もございますし、ただ、学校ではとにかくそういう報告があった場合には必ず真剣に対応してほしいと、こういうお話ししております。

それから、地域との連携、これも私ども大切だと思っています。この一つの一環が、声かけ運動かなど。この声かけ運動によって、子供たちとふだんの接触がなかったら、子供が地域の人にいじめの話など全くしないだろう。やはりふだんいろいろ子供と接触する中で、子供が自由に地域の大人の人たちに会話ができる。そういう中で、おじさん、おれ最近いじめられている、そういう話もできるのではないかなという感じもしますので、そういった面ではやはり声かけ運動は今後も、そういうものも含めて推進していきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に市長。

市長（大城伸彦君） 続きまして、2番目の室野議員の保育園の民営化についてお答えいたします。

核家族や共働き世帯の増加などに伴い、保育サービスに対するニーズも多様化してまいりました。保育サービスの一層の充実が求められています。一方、大変厳しい財政状況の中で、より効率的で効果的な保育園の運営が求められております。このような状況から、公立保育園の民営化について、市民の皆様のご意見を伺うため、福祉関係者や有識者による保育所民営化懇話会を本年1月に立ち上げ、検討をしていただいております。6月に最終報告が市長へ提出され、公立・民営の共存を基本としながら、民営化できるものは民営化すべきであるとの報告を受けました。その後、保育所運営委員会に諮問し、9月に答申を受けました。内容は、民営化の是非について、多様化する保育ニーズへの対応について、民営化すべき保育所について等々でございます。

民営化すべき保育所については、各種の条件に恵まれた比較的規模の大きい柏久保保育園を最初に民営化し、その後、熊坂保育園やさくら保育園などへ普及していくことが適当であると示されております。民営化の時期は、保育者と地域住民のコンセンサスを得た上で、平

成20年4月から理想的であり、民間法人へ移管するための条件について協議をしていくことが適当であると明記されております。

これらの報告、答申を受けて、10月には柏久保保育園保護者、11月には柏久保園区の住民との懇談会を開催し、意見を伺いました。保護者や地域の方のご理解を得た上で、柏久保保育園の民営化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 8番、室野議員。

8番（室野英子君） 再質問をさせていただきます。

いじめに対する伊豆市の取り組みは、いじめが社会問題化される前に各学校にいじめ対策委員会が設置されていたこととか、中学校には相談室も設けられているということは評価できることだと思います。相談室登校というのは、やはり不登校よりも大変結構なことだと思います。ただ、市内のいじめの件数は全国平均を下回っていても、いじめは生まれてまた解決し、また生まれていく流動的なものであると思います。

事例としては、中学2年生の女子が自殺した瑞浪市の事例ですが、学校ではいじめの事実が認められないという報告をずっとテレビでしていましたけれども、いじめた生徒の親の方から謝罪が入ったということで、学校も認めた例の中学2年の子供のところですけども。その瑞浪市では、小中学校でいじめの調査をしたとき、10日以上連続していじめられていた子供は38件あった。そういうマスコミやいじめに対する問題が非常に多くて関心の高い地域であったため30件は既に解決したけれども、8件の子供は今も苦しんでいる、未解決であるという事情もあります。

いじめは根が深いと思います。いじめをなくそうという土壌をみんなで考えてつくっていくために、伊豆市ではいじめ対策委員会とか相談室とかあるわけですけども、さらにそのいじめをなくすための土壌を、施策としてさらにふやしていくことがより安心できるし、いじめの予防になると思いますが、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 議員のおっしゃるとおりだろうというふうに思います。ただ、私考えるに、要するに集団で1人をいじめるといことは大変ひきょうなことなんですよね。いじめをすること自体が恥ずかしい行いだというふうに私なんかは認識をしています。しかし、私たち大人が本来ならばどう生きることが美しいのか、こういう価値観というものが本来持つべきだろうと思うんですけども、要するに今の社会、やったもの勝ちという文化につくり変えてしまったのは大人ではないかと私は思うんです。実際にいじめている子供たちの関心も、いじめが恥ずかしいかどうかということよりも、いじめをすることによってこれは楽しいことかどうか、あるいはいじめがばれなければいいと、そういう価値観に幾分子供たちが変わってきているような、そんな感じも正直言っています。

そういうものをなくしていくためには、やはり私ども大人が、いじめというのは恥ずかし

い文化だというふうなことを、大人の姿で子供たちに伝えていく必要があるだろうなど。そういった面で、私どももこれから頑張っていきたいなというふうには思っていますけれども、ただ社会の大人というのは非常にたくさんあります。要するに、各家庭の大人の価値観も違います。そういう中で、議員が言うように、いじめがない社会というのは、これはつくことは非常に至難のわざだろうなというふうに思います。ただ、先ほどもほかの町の例がございましたけれども、私どもの町では、ともかく家庭からのそういう連絡については、各学校真摯に受けとめて、真剣に対応してほしいということだけは申し上げております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 都留文科大学の河村教授の、大変興味深い発表を聞きました。だれにいじめられているのかというアンケートで、37%の子供がいろいろな人にいじめられていると答えています。クラスの1人にいじめられているのは13%と答えていました。結局半分の子供がいろいろな人にいじめられた経験があるということだと思ふんですが、こういう数から見て、非常に解決の難しさを感じるわけです。今の子供は非常に不満が、家庭にも不満があり、学校にも不満があり、社会にも不満があり、そういう不満のはけ口にいじめがなっているのではないかと思われるふしもありますけれども。

さらにその河村教授の統計でいきますと、どういうクラスにいじめが少ないのかという、これも大変興味がある数字です。満足度の低いクラスにはいじめが多発しているというものです。いじめられた小学生の数を統計的に見て、ルールが定着し人間関係が大変親密であるというクラスでは100人中1.4人、結局1.4%のいじめの発生する率。ルールはあるが活気がないクラスというのは100人中3.4人のいじめが発生します。授業中に私語が多かったり、トラブルが発生するというクラスには5%、100人中5人のいじめが発生したという数字があります。

いじめというのは、学校の子供のことだけが原因ではないと私は思います。家庭とかいろいろなことがいじめの引き金というか、原因になっていると思いますけれども、この数字について教育長はどう思われますか。満足度の低いクラスにいじめが多いという数字についてどう思われますか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） これは私も異論はございません。ですから、私ども、ともかく年度当初には、各学級担任には、ともかく学級づくりに全精力を上げてほしいと、要するに学級づくりがうまくいけば、いじめもゼロになることは不可能でも少なくなるだろうなという認識はしています。

議長（堀江昭二君） 8番、室野議員。

8番（室野英子君） 不登校の方に移ります。

不登校、いじめ、いじめというものも……

議長（堀江昭二君） いじめの問題について3回やりましたので、保育園の民営化についてに移ってください。

8番（室野英子君） ちょっと要望というか。

議長（堀江昭二君） ではそれも含めてやってもらえれば。

8番（室野英子君） 不登校というのは、余り原因が、いろいろな原因がはっきりわからないという答弁でしたけれども、それについてはちょっと不満があります。子供は学校が本来好きだと思います。毎日学校に行って子供同士で話したり、勉強したり、給食を食べたりすることが、子供は喜びのほうです。小学校に入学した低学年の子供は、無邪気な学校生活を楽しんでいて、そういうところにはいじめは余りないのではないかと思います。小学校の高学年から中学校に向けて、いじめは起きてくると思います。そのような本当に子供たちが小学校の高学年、中学校の反抗的な子供たちに対して、教師が尊敬を受けられる権威が低くなっているということが、学級運営のやりにくさにつながっていると思います。何か問題が起きたときに、本当に必要なときには、理由のある愛のむちというのは、私は必要ではないかと思っています。かえってそれによって教師を信頼するということにもつながるのではないかと思いますけれども、それは非常に教育委員会の後ろ盾というか、裏づけが必要なのではないかと思っています。保護者からのもし不満とか申し出があったときには、教育委員会が楯になるからしっかり先生方やってくれというような、そういう先生方に権威を持たせるような方向を伊豆市ではとっていただくことができないか、もしそういうことを考えていただければと思います。

また、引きこもりの子供ですけれども、不登校の子供というのは、やはりもっと目を向けていただきたいと思っています。引きこもりの原因にもつながっていくと思いますし、家にいる不登校の子供が楽しいとは思えません。先生方は大変お忙しいでしょうけれども、登校しなくても進級できて、卒業していくということは、とても寂しいことであると思います。少しでも理由なく欠席する子供が伊豆市から減少するように、一層の努力を尽くされるようお願いいたします。

保育園の民営化に移ります。

厚生労働省によると、全国1万2,090カ所の公立保育園のうちに、2005年4月までに運営を民間委託したのは398カ所、ほかに民間への施設貸与、譲渡が430カ所あります。民営化について、自治体は、待機児童の問題を解消したり、夜間や休日などの保育ニーズにこたえるためというふうに説明することが多いと言われていています。でも、現実には、背景には自治体の予算が一般財源化され補助金がなくなる中、コストを削減したいという思惑があると思われます。そのために、保育環境やサービスがどのように改善されるのか、いつまでにどこを幾つ民営化するのかという具体的な計画やねらいを示されないことから来る保護者に不満や不安を募らせているのではないかと思います。

事実、保護者の説明や同意を十分に行わないために民営化に移ったところでは、反対運動

が幾つも報道されています。横浜地方裁判所では、市立保育園の民営化をめぐる行政手続を違法とする判決が出されました。横浜訴訟では、本年、2006年5月22日に保育士が一斉にかわって、子供のけがなどにより、民営化に伴う保育環境が入所児童に与える影響は軽視し得ないとして、原告1世帯当たり10万円の支払いを命じました。また、本年4月20日には大阪府で、民営後のけがの増加など保育士の認識できていなかったことを認定し、原告1世帯当たり33万円の支払いが命じられました。また、練馬区の区議会でも、横浜の判決を得て、区のやり方を批判する声が上がっています。民間委託をめぐる混乱が起きているということです。

さて、過日の、伊豆市の柏久保保育園の民営化についての保護者説明会に出席しました。市側の資料に基づいた説明に、保護者は、突然柏久保保育園を民営化されると言われて驚いていますと、感情的に意見をぶつけてくる保護者が何人もいたことに、保護者の不安や不信の広がりを感じました。なぜそんなに不安がるのかと私は不思議に思ったんですが、事実こういう民営化による訴訟が幾つかあるということを調べて、こういう事実が報道されている以上、十分な説明会は時間をかけて何回も繰り返し、保護者や住民や保育士さんたちに、繰り返し繰り返し納得してもらい、同意を得た上での移行が大変重要なことではないかと思えます。

さらに、これから、平成20年4月の実施を目指しているということ、時間的にはそんなにあるわけではないので、コンセンサスを得られるためには、さらに十分な説明が必要だと思いますが、その点いかがですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員、保育園の民営化について幾つか再質問がございましたが、市の財政と補助金の問題、あるいはそれと関連して平成20年4月になぜやるかということについては、健康福祉部長から答えさせます。

なお、横浜訴訟については、そういうことが起きたということは承知しておりまして、現在上告中であり、まだ結審していないというふうに報告を受けておりますので、この成り行き等も十分見ていかなきゃいかんということでございます。いずれにいたしましても、地区の保護者の不安感、あるいは不信感というんですかね、そういうものを取り除くべく努力して、進めていきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、室野議員に対する質問の補足をさせていただきます。

議員も、この前の説明会に出席していただきまして本当にありがとうございました。

1番の、不安に思われるというその原因は、今まで2回やり、またそのほかの意見も聞いて、伊東市であるとか、富士宮市とか、今函南とか、それくらいが民営化で今少し足踏みしている状況ですけれども、伺う中では、やはり保育士さんの交代の部分が一番の原因にな

っていると伺っております。この点につきましても、この前の説明会の中で、十分な引き継ぎ期間と、それからできれば法人の方が、どういう法人になるかわかりませんが、決まった中で職員の人事交流といいますが、そういうことも含めた中で対応できれば、そういうことも解決できるのかと思っております。とにかく、一番不安になられるということは、民営化というよりも人ですね。保護者と子供と、そして教えてくださる先生の間関係、ここをいかにうまくスムーズに進めているかということだろうと思っております。

そのほかの、民営化することのメリットということにつきましては、この前の保護者の皆さん方との話し合いの中でも反対ではないということをおっしゃっていただきましたので、今後も説明する機会をつくりながら、十分納得のいく形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） いいですか。

8番（室野英子君） はい。

議長（堀江昭二君） これで、室野議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 次に、20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

私は、9月議会で通告を入れてあったんですけども、欠席になっちゃって、そのまま同じことを質問させていただくと、こういうことでございます。

伊豆市活性化ということがやはり最終目標になるわけなんですけれども、こういう目標を設定して考えたときに、何か重要なことだとか何かを決めても、それを有効に動かす、有効に活用する、こういうことがいってないといふとだめであると。やはり何と言っても有効に動かす、有効に活用するというためには、役場のいわゆる職員のモラルがそのキーを握っていますよと、こういう立場でもって私は質問をさせていただきます。昨年6月議会で、そういう立場に立って幾つかの、3つほど質問をいたしました。それを、今現在どうなっているかということでもって質問するわけです。

1つは、職員給与の格差調整。

去年の6月の議会での市長の回答は、基本方針を作成し、協議の上、旧4町間の給与の格差をなくす、こういう回答だったわけです。現在どんな状況になっていますか。もう調整ができましたか。できたんだったら大変結構ですけどもね、どうなのでしょう。こういうことで答えていただきたいと思っております。

2つ目、早期退職制度。

社会だとか経済の情勢に応じて、10年間に110名減らす早期退職制度の規程を検討する、去年の6月議会ではこういう回答だったわけですね。合併協議会で、たしか10年で110名というような数が、そういうふうになっていましたけれども、最近、昨今の社会情勢から判断

しますと、10年で110名というのはちょっと安易過ぎるかなという感じもしないでもない、
どうでしょうか、こういうことでございます。

3つ目、人事評価。

昨年6月議会では、人事評価システムを導入する、これは断定ですね、評定者の研修を行
う、評価結果を本人に開示する、こういう回答であったんですが、人事評価システムをもう
導入して、何かそれなりのことをやっておりますか、どうでしょうか。やっていれば大変結
構ですけどもね、どうでしょうかと、こういうような質問で、もう1年半たちましたから、
去年の6月から1年半近くになりますので、検討の結果、あるいは実施の状況をお聞かせい
ただきたいと、こういうことでございます。

4つ目は、役場の職員のモラルとは全然関係のないことなのですが、やはり去年の6月に
入れてあります、ホテルみゆきの跡地活用という観点で、去年の6月議会では、修善寺温泉
場のまちづくり委員会建設委員会が検討しております、こういう回答だった。現在どうな
っておりますか、こういうことで質問を私はさせていただきます。たしか、ホテルみゆきの跡
地を修善寺町政時代に買ったわけなんです、買う買わないで大分これも問題になりました
ね。議会はこれを買うということで可決して買ったわけなんです、本来はそのときの話で
は、緊急自動車を通すように、通りやすいようにしましうだとかということを経験にして
やったと思うんですが、現在どうなっておるかというふうなことでもって質問させていた
だきます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの小野議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

全部で大きな項目が4つございますが、1番目、2番目、3番目はいずれも人事に関する
ことで、ミスは許されないと、後戻りができない大変重要な問題だと思います。慎重
に、なおかつ着実にやっていかなきゃいけないと、そんなふうに思っています。4番目は、
当時の旧修善寺のときのホテルみゆきの跡地活用ということでございます。順次お答えいた
します。

給与の格差調整についてお答えいたします。現在、給与の不均衡是正に向けて調整作業を
進めております。格差調整の基本方針として、昇給・昇格基準表を作成し、伊豆市の職員と
して採用されていたという仮定のもと、現在あるべき職務の級・号給と、実際の職務の級・
号給を個々の職員について比較し、調整することを基本としております。この調整時期は、
平成19年1月1日の定期昇給月を予定しております。ただ、去年の6月のときも申し上げま
したが、一度にきれいにいかないこともあるので、調整期間というのは少し時間が必要だと
申し上げましたので、その辺もお含みいただきたいと思います。

続きまして、早期退職制度でございますが、平成16年度及び17年度において、伊豆市職員

優遇退職に関する規程に基づき退職を勧奨し、また、希望退職を募る等、積極的に早期退職による人事刷新と職員数削減を進めており、今年度も引き続き実施をしていきます。また、合併協議における10年間で110名の削減計画につきましては、行政改革集中プランの中でも位置づけられております。今後、組織・機構の見直しと、職員の適正配置を踏まえて見直しを考えてまいります。10年間で110名というのは少し甘いのではないかというご意見ですが、今後いく中で、これも先般、6月にお答えしました、3年を経過した後で、この110名というのももう一回見直しましょうというような発言をしております。

続きまして、3点目の人事評価システムの導入状況についてですが、能力や実績に基づく人事管理を進めていくことを目的として、新しい人事制度を構築しようとするものですが、現在、人事評価システムを導入するまでには至っておりません。今後、導入に向けて近隣の市町の情報を収集するとともに、公正な評価ができるよう評価者の研修を行い、平成19年度に実施できるよう検討をしております。これは評価ですから、なかなか個人差が入りやすいということで、個人差が入らないような方法、研修をやっていく必要がある、そんなふう考えています。

続きまして、4点目のホテルみゆき跡地の活用につきまして、温泉場まちづくり検討会議では、温泉場地域を、貴重な歴史文化資源が集まる観光交流拠点であると同時に、多くの人が暮らす生活拠点であると考え、温泉場の落ちついた雰囲気の保全、歩行環境の確保をテーマに検討をしております。現在、この2つのテーマのうち、景観に関する検討を最優先課題として協議を進めております。そのため、交通問題に含まれるホテルみゆき跡地活用については、景観問題の後となるようですが、地域住民と行政等が連携をとり進めていくことが重要であると考えております。今しばらく状況を見守っていただきたいと、そんなふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） では、1個1個についてももう少しブレイクダウンして話をさせてください。

最初の職員給与の格差調整で、調整中であると、平成19年1月1日がどうのこうの、こういう話ですよ。これはよくわかります。それで、時間が必要だと、これもよくわかります、私は。そういう私自身も、市長と同じで民間会社にいまして、会社同士の大合併をやった中にいた人間でございますので、その当時、ベースアップの10%を格差調整に使っていきましょうと言って10%も格差調整に使っても、3年、5年かかったんですよ。だから、なかなか今の時期で格差調整というのは、下げるといふことなかなかできないでしょうから、だからなかなか容易でないこと、私もよくわかるんですよ。だけれども、やろうとするあれだけはいつも持っていけないと、永久にだめだ。そういうつもりで安易に流れないようにしていただきたい。これは特に市長が民間出身でございますので、特にその点に関しては厳し

くやはりやっていただきたい、私はそう思います。ぜひお願いします。これは、特に職員のモラル向上という点からは、大変大きなことだと思いますね。そういうことで、ぜひ強力に推進をしていただきたいと思います。

2つ目に移ります。早期退職制度、今推進中であると、どちらかと言えば自然減ですね、はっきり言って、そういう感じだろうと私は思っているんですがね。確かに地方公務員法だとか何かで解雇ということはできないんですよ。やはり、解雇でなくてなおかつ積極的に職員を減らしていく。私は個人的に提案したことがあるんですけども、市庁舎の中に、再就職あっせんチームというのをつくって、それで、職業安定所、それから近隣の大企業、こういったところと連携を常にとって、役場にこういう人がいますと、いつもそういうことを積極的に進める、そういうチームをつくってやっていかなきゃ、ただ自然減だけだとやはりちょっと安易かなというようなことを感じますので、そういったようなことを思うんですけども、これについて、市長、どのように感じますか。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員の早期退職制度についてですが、その前に、給与価格の調整について、民間出身であろうとなかろうと、それは直接関係ないのではないかと思います。やはり同じ仕事をした人は同じ給与がもらえると、評価がいただけるというのが基本だろうと私は思っております。

続きまして早期退職制度ですが、合併のときにこの10年間で110名ということ計画して、その計画よりも上回っているというんですが、カーブで書くとそれよりも多く退職されているんですけども、自然減か自然減でないかと言うんですけども、自然減でなくて勧奨してそれ以上の成果を上げているという評価でございます。おっしゃるように、現在の定年であります60歳というのは、若いですよ、まだ。十分働ける方たちだろうと思っております。まだ十分働けるなという方も何人かいますし、この人は早くやめてもらいたいなというような人もいないではないです。

しかし、いずれにいたしましても、これも市民の方が多いです。ですからその後のフォローをしっかりしないと、ただやめてくれということは、いろいろなところに、税収等に響いてきますから、慎重にやっていかなきゃいけないし、かといってやはり役所の人事を活性化するためには、人員の削減計画というのを見直して進めていくという、両方のせめぎ合いがあると思うんですね。その辺をどうとっていくかということになるかと思えます。大変どこが一番いいのかということは難しいわけですけども、やっていかなきゃならないということで、粛々と進めていきたいと、そんなふうに考えております。

〔「あっせんチームは」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） あっせんチーム、今小野議員からご提案ありましたけれども、これは職員にやらせた方がいいのか、あるいは職安、ハローワークの分室が伊豆市にできたので、そういうところに連絡とってお願いするということが、むしろベターかなと今思ってい

ます。あっせんチームは今言われたので、そんなことしかお答えできないんですけども、研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問、最初の前置きの民間であろうと役場であろうと同じ仕事をやったら同じ給与、これは当たり前前で、そんなことはだれだってわかることなんだけれども、民間は利益に対して厳しいじゃないかと、これはどこでも言われることですね。行政はよく言われるじゃないですか、親方日の丸と。そういうことを私は申し上げておりますので。やはり頭がいいとか悪いとかではないんですよ。どうしてもそうなりやすいということでもって、市長は民間出身だからより厳しくものを見えるでしょう、そういうことを私は申し上げておりますので、私もそういう点では厳しくものを見たいと思う方であります。よろしくをお願いします。

それから再就職あっせんについてのチームとかなんかね、職業安定所の分室が伊豆市の市庁舎にあります。それをお願いします、これはこれでいいと思います。そういうことを積極的に進める。ただ、ごめん、もうそろそろあれだからやめてくれ、やめてくれと、気持ちよくやめる、ここがいずれにしても、今世の中こうなっちゃって、地方交付税もこんなに減ってきちゃって、とにかく財政が厳しいので人を減らさなきゃだめなんだということの大前提に立って、全員がそういうようなことの認識でいてもらわなきゃ困る。そのためには、地方公務員法で解雇ができないから、やはりこういう再就職の口をいろいろ我々は心配して探しているんだ、どうだろうかと、こういうことだったら気持ちよく、そこへ行く行かないは別にして、いやおれはうちで仕事するからいいや、じゃやめますと、気持ちよくね、そういうこともあると思うんですね。そういう点をよく考えてやっていただきたいなど、こういうふうに思います。ぜひ、この早期退職制度に関しても、ひとつさらに再就職あっせんというようなことをやっていただきたい。

いろいろと安易にものを行っているわけではないと私は信じております。この間、近くの向こうの伊豆半島の東側の奥の方の北の方の、市庁舎だったかな、市庁舎をつくるのを縮小して、1年おくらせてなんて、なんかごちゃごちゃ、財政の再建団体に落ちそうだからとかというような話が出たりしていましたのでね。やはり伊豆市だって同じことで、そういうことを常にそういう瀬戸際にあると思いますので、ぜひ厳しくものを見てもらいたいなど、こういうふうに私は思っております。

この早期退職制度に関してはではこういうことで終わりにさせていただいて、次に人事評価なんですけど、今いただいた回答は、現在手がつけられていない、去年の質問時と変化なし、やろうとしているということですね。そういうことだったんですが、やはりこれも、職員のモラル向上というような観点から大変私は重要で、パソコン問題だなんだといろいろ出たり、過去しておりますので、そういったものみんなモラルだと思うんですよ。結局原点はみんな

モラルにあると思いますので、そういうことを厳しくしていただかないといけない。

やはり人事評価システムを導入する、評定者の研修を行うということ、去年の6月の議会でそういう回答をしていただきましたので、1年半もたった今でまだ手がつけられていないというようなことだと、どうなのかなというようなことも感じますので、ぜひ早く何とかして進めてください。場合によりますと、また何カ月か後に同じ質問をせざるを得ないなんてことにならないように、市長、耳が痛いと思いますが、再三再四申し上げることなんです、推進していただきたい、こういうふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、最後のホテルみゆきの跡地活用、歩行環境をよくするだとか、今検討中だとか、最終的に今しばらく待ってほしい、こういうことなんです、もうだってこれ、修善寺町政のときに買ったのが平成14年か15年ではなかったかなと思うんですけどもね、決めて買ったのが。大分たっていますので、これもそれだったら私ホテルみゆきの跡地は民間に払い下げて、やはり固定資産税が入るように、税収が入るようにしていかなきゃいけないのではないかと、あのままにしておいては何の役にもたたない、そういうふうに感じますね。民間に払い下げるべきだと思いますよ、それだったら。それで、あそこで旅館をやりたい人がいたら旅館をやってくださいとか、それでいいのではないのでしょうか。これに関して、市長、どういうふうに考えますか。いかがでしょう。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご意見、全くそのとおりだと思います。修善寺温泉場地区の交通問題というのは、今から大分前、私が町長に就任する今から10年ぐらい前ですか、いろいろな検討されたけれども実現しなかったと。その後どうするかというところで、私が修善寺町長になってからも、二、三打診がありましたけれども、実際は進んでいないというような現状です。考え方も時代とともに大分変わってきているのかなと思っております。その中で、ホテルみゆきの買い取りという問題が起きて、幽霊屋敷にしておくことができないからやはり買いましょうということで、当時ご承認をいただいて買った経過でございます。

しかし、おっしゃるように、今それほど進んでいない。でも駐車場にしております、毎日ではないですけれども、ときどき例の春のお祭り等、観光シーズンになるとあそこへバスやあれが入ってくるというようなことで、駐車場としても若干使われているのかなと。その辺も今考慮しているところでありまして、来年特にお寺さんの獨鈷の湯開湯1,200年というようなお祭りも計画されておりまして、いろいろなイベントを絡めて、あそこの駐車場にひょっとしたら大分車が入るのではないかなというようなことも言われています。その辺もよく考えなきゃいけないと思いますが、民間への売却ということも一つの手段だろうと思います。その中で、またどういう方が手を挙げてくれるか検討してまいりたいと、その辺進みましたら、また報告させていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） ホテルみゆきの跡地に関しては、このままにしていたら場合によったら民間に売却するようなことともいうようなお話、確かに私もそういうことを思うんですね。官で、行政でいろいろと不動産をずっと持っていたって何の役にも立たない、固定資産税が入るわけでもない、幾ら安くたっていいからどんどん払い下げるものは払い下げて、仕事をどんどんやってください、これがやはりね。ただ、あそここのころ、救急車とか消防自動車が行きにくいですよ。それだけは、そこだけのあれだけはやはり向かいとの間でお互いに譲り合って何とかする。そうしないと、火災とか地震のときに非常に危険な町になってしまっは困りますので、そこだけはちゃんとやっていただいて、場合によったら駐車場でそのままにしておかないで、余り道路委員会がどうのこうの言っていて進まないんだったら、民間への払い下げというようなことが、私は確かにいいと思っております。今市長の回答は、場合によったらそういったことともいうような回答をいただきましたので、前向きと受けとめていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） これで小野議員の質問を終了します。

2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時49分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 次に1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

一般質問いたします。

初めに、人口減少対策として移住・交流人口の増加策ということについて市長にお伺いいたします。

5月に公表された、総務省の人口減少自治体の活性化に関する研究会からの報告書によると、これからの人口減少社会において、地方は危機意識を持って、産業振興や地域間交流、魅力ある地域づくりなど、さまざまな活性化策に取り組んでいくことが課題であると指摘し、特に今後の地方の活性化のためには、人材誘致・移住政策の必要性と意義について強調しています。人材誘致・移住政策を展開していくに当たっては、地域全体で移住・交流のための受け皿を整備することの重要性が指摘されていますが、伊豆市としての取り組みについて伺

います。

次に、介護予防と地域リハビリテーションということについて、市長に伺います。

介護予防に重点を置いた介護保険改定がなされてから8カ月が過ぎ、現場ではさまざまな対応に苦勞してこられたと思います。今後さらに高齢者の増加で、介護保険の運営は厳しさを増すことが予想され、実効性のある介護予防の取り組みがますます重要になってきます。伊豆市の実態と対策について伺います。

1つ、この半年間で特定高齢者の人数と、そのうちで介護予防に参加している人はどれくらいおられるのでしょうか。

2点目に、地域包括支援センターの運営の厳しさを伺っていますが、今後その対策はどう考えておいででしょうか。

3番目に、聞きなれない言葉かもしれませんが、地域リハビリテーションとは、日本リハビリ病院・施設協会の定義によると、障害のある人々や高齢者及びその家族が、住みなれたところでそこに住む人々とともに、一生安全に、生き生きとした生活が送れるように、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関、組織が、リハの立場から協力し合って行う活動のすべてをいうとされています。要するに、高齢者や病院を退院した人、障害のある人が、自分たちの暮らす地域で地域の人々と協力し合って最後まで生活できる体制づくりが求められています。いかがでしょうか。所見を伺います。

最後に、子供のいじめ問題にどう取り組むかということについて、教育長に伺います。

この問題については、きょうで5人目の質問となり、教育長も大変お疲れのところだと思いますけれども、このように大勢の議員が質問するという事は、それだけ重要なことで大切なことであると思いますので、残されたわずかな問題ですけれども、教育長に答弁をお願いいたします。

初めの、伊豆市の学校での実態、これはお伺いいたしました。よその地域に比べ若干低いかなとも感じますけれども、やはりいじめというものは、現在ないから未来ないということではありませんので、対策をしっかりとっていただきたいと思います。この答弁はいただきました。

次に、教師が雑務に追われて子供と向き合うことに専念できない、本来ならば100%子供と向き合って教育していかなければならない教師が、いろいろなことで追われてしまっているという現状をお聞きしますけれども、伊豆市の実態はいかがでしょうか。

3番目に、スクールカウンセラーが中学校に配置されておりますけれども、小学校には派遣ということでございますが、その活動状況、また相談の受け付けとかそういう状況についてお伺いいたします。

4番目の保護者や地域住民との連携は、るる伺いました。また、そのほかにももしおありでしたらご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策としての移住・交流人口の増加策についてでございますが、人口減少問題につきましては、9月議会でもお答えいたしました。社会情勢や環境の変化により、若者の結婚観や晩婚化による出生率の低下の状況が生じているものと考えております。交流人口につきましては、温泉を中心とする観光や農林水産業、歴史文化などの地域資源の魅力をさらに高めて、現在実施しておりますウエルネス関連事業やグリーンツーリズムなどに新たな要素を加えて、伊豆市特有のツーリズムを演出できればと考えております。

続きまして、2点目の介護予防と地域リハビリテーションにつきましては、ことしから、住民基本健診の診療時に、65歳以上の高齢者を対象として、医師による生活機能評価とアンケート形式の生活機能チェックリストが導入され、介護が必要になるおそれが高い方を見つけ出し、特定高齢者として介護予防事業に参加していただいております。

その中で、まず1点目の、半年間で特定高齢者の人数、どのぐらいいるかということですが、11月末現在で87人、うち介護予防サービスの利用者は66人です。

の包括支援センターの運営状況ですが、この4月に長寿介護課内に地域包括支援センター一係を設け、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、保健師2名と、10月から臨時的介護支援専門員1名の計5名で運営をしております。11月末現在で要支援と判定され、介護予防支援計画を作成しマネジメントすべき対象者は約250名おります。さらに、年度末までには400名程度が見込まれ、この方への対応に追われ、総合相談業務を初めとした4つの事業に十分な取り組みができていないのが実情であります。市全体で職員の削減を進める中、増員を図ることは難しいわけですが、来年度に向けて、地域包括支援センターの担う役割が十分果たせるよう体制整備を行い、検討していきたいと考えております。

3番目の地域リハビリテーションにつきましては、障害のある人や高齢者などを含め、すべての市民が住みなれた地域の中でお互いに協力しながら生き生きと暮らせるような地域づくりを目指して、リハビリの立場から、その体制づくりをすべきであるのご提案について、私もそのとおりだと思いますが、このたび改正されました介護保険制度の中でも、介護を必要とするお年寄りが住みなれた身近な地域の中で暮らしていけることを目指した地域密着型サービスが設けられ、また、障害福祉においても、公平性の理念のもと、だれもが地域社会で個性を尊重し合いながら安心して生活を送ることができる環境を目指すことが、目標として掲げられております。また、障害者自立支援法において、障害者の自立と社会参加の実現を図ることが目標に掲げられており、このためには、地域における協力体制が不可欠であります。

議員のおっしゃる理想に向けた体制づくりに向けましては、なかなか一朝一夕にできるものではありませんが、行政にとっても大きな課題であると受けとめております。一步一步進

んでいきたいと思えます。ぜひ、いろいろな意味での総意とご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） いじめ問題で、2から以降、お答えをさせていただきます。

私どもは、学校の先生には日ごろから子供たちを見守って、子供と触れ合い、子供一人一人に声をかけ、どんな小さなサインも見逃さないようコミュニケーションを図ってほしい、こんなように願っております。しかし、議員のおっしゃるように、現状を見てみますと、先生方の仕事というのは、ほとんどが本務といえば本務でございますけれども、多くの先生方が多忙感を訴えている、これも事実でございます。多忙感を訴える理由が、はっきりこのせいだということまでは言っていないんですけれども、要するに仕事量が多い、それから校務分掌の多さ、あるいは部活動指導、それから調査なんかの多さ、雑務、こういうものがありますけれども、さらにそれに今課題になっているしつけ指導、こういうものも学校で行わなきゃならない、さらには、外部団体からのいろいろな要請、これにもこたえていかなきゃならない、非常にそういう点では、学校が何でも抱え過ぎているという状況が、一つはその多忙感につながっているのかなと、こういう感じも正直言っています。この多忙感を与える影響、これやはり一番先生方が挙げているのが、児童生徒理解に影響が出ている、こういうことを挙げているのも事実であります。

確かに教員がふえれば、そういった点では多忙感は少しでも解消されるのかなというふうには思います。今回、国の方では教育再生会議というものを立ち上げて今検討しているようですけれども、何か私が見て、制度を変えて済ませようというような、そういう感じに思えてならないんです。この再生会議の中身として、人的なもの、あるいは財政的なゆとりというんでしょうか、そういうものは全く触れていない、そういう不満というのは正直言って私にはあります。今後、私ももっと教員をふやす運動、これは今後とも展開していきたいと。これは常に人事のときになると県教委では要請しているところですけども、なかなか県教委の方も財政難ということを経由に教員は少しでも減らしたいというのが、幾分県の方で見えているな、そんな感じもいたします。

次に、スクールカウンセラーの活動状況ですけども、これは先ほども述べたと思えますけれども、県からの派遣は1日でございます。これもできたらふやしたいと。本当に一日の中で、もちろん不登校の子供やあるいは親への対応、中には家庭まで実際に行ってもらおうということもしていますし、あるいは日々の先生方からのいろいろな教育相談、子供への対応だとかという相談も受けていますし、あるいは子供の相談も受けている。非常に忙しく活動してもらっているというのが実情でございます。だから、正直言うと、週1日の中で小学校へ行ってもらおうというのは、ちょっと申しわけないなという気もしているんですけども、県の方へは少なくとも何とか週2日ぐらい来てもらえないか、こういう要望活動をしておりますけれども、カウンセラーの先生も幾つかの学校を掛け持ちをしている状況もございます

ので、なかなか今の状況だと簡単にはいかないかなと、そんなような思いもしております。

相談窓口につきましては、一応市の方では家庭児童相談室、それから青少年相談室、この2つがございます。これについては、広報でお知らせをしておりますけれども、ただやはり一般市民からすれば、必要なときに見たいという感じがあるだろうと思いますので、カードをつくって配布というのは現在していませんけれども、場合によってはそれが必要なのかなと。ただ県の方からカードは配布しております。これはハロー電話、あるいははじめ110番、それから倫理110番なんかも含めたパンフレットを、カードを多分渡してあったのではないかと思いますけれども、そういうものでできたら相談をしていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 再質問いたします。

最初の人口減少対策ですけれども、今まで言われてきました企業誘致とか、なかなか今の現状、企業も生産コストの面から海外へ工場をとということもありまして、また、さまざまな補助金や税制上の優遇措置も施行されてきてまして、なかなかそれも厳しい状況で、若者の定住ということが厳しいということは前々から伺っております。

そこで今回質問したかったのは、主に交流あるいは移住ということでございまして、いよいよ団塊の世代の大量退職が始まるということで、都市部においては田舎暮らしを求める声がかかなり強まっているということでございます。そこで、総務省としては、さまざまな田舎暮らしを、各自治体に移住政策とか、そういうことを働きかけておりまして、自治体に情報発信を求めています。総務省のホームページにもありますけれども、そういったポータルサイトもございまして、私も伊豆市のサイトをのぞいてみました。

さまざまな自治体はそのサイトに登録しているわけですけれども、伊豆市の場合ちょっと貧弱かなと思ひまして、載っているのは、6月に登録したんですけれども、中伊豆体験農園が開園しますよということと、あとは豆腐づくり、手づくりところてんとか、陶芸体験とか、そういう本当に伊豆市の広報の中に載っているほんの一部が掲載されている状況で、国全体としては8万数千のアクセスがあるんですけれども、伊豆市のページには286のアクセスがあっただけということで、伊豆市を探し出すのはなかなか難しい面もあると思うんですが、ちょっと探して掲載内容を見ても寂しいなという気がいたしました。伊豆市が本気になって移住政策を考えるのであるならば、もっともっと積極的に考えてもいいかなと思ったもので質問いたしました。

例えば地域によっては、長野県に飯山市というのがございますけれども、そこではふるさと回帰支援センターというのを民間主導で、農協なんかが主催者になって、民間団体がつくってさまざまな情報提供、また相談、体験事業などを実施して、全国から移住者を募っているそうでございます。まだ実績というものは数字的にはわからないんですけれども、かなり

の成果を上げているということで、その中には、交流してくる人のために住居、民家の空き家とか、そういうものをあっせんする事業もしているそうでございます。総務省の方でも、民間がどこまでも採算が合う形でビジネスとして成り立っていく事業でなければ、行政が一回やって終わりというのでは効果が薄いということで、ビジネスとして成り立っていく必要があるということで推薦しているわけですが、このことについて、さまざまな市内の団体への働きかけというか、そういう取り組みはどのような状況になっているでしょうか。お伺いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 移住、田舎暮らしについてどのような状況になっているかということにつきましては、後で企画部から答えさせますけれども、2007年問題ということでそういうことが日本の田舎で起きていることは承知しております。しかし、これ、私はいろいろな局面があると思っています。無理して引っ張ってくると後が大変だという思いもあります。いい人がみんな来てくれるといいんですけども、その辺は最初わかりませんから、やはり時代の流れに沿ってじわじわと言ったらおくれをとっちゃうのではないかというふうに言われるかもしれませんけれども、いろいろなことを考えながら進まない、後でああすべきだった、こうすべきだったと言っても、この問題もまたそういうことが起きるのではないかと。プラスの面、マイナスの面もあるということを考えながらやっていくべきだと思っています。

今その取り組みについて企画部から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、取り組み状況ということでございますけれども、実際のところこの移住対策について、人口施策の中でいかに人をふやすかというところの問題については、実際やっておりません。やらないというのは、実は市長が申しあげましたように、非常に地域コミュニティーというのが難しくなるというケースが比較的多く見られております。私もその関係でちょっと調べたんですが、北海道士幌町とかあるいは鹿児島県西表島、こういった土地を広大に持ってある程度自由にできる、隣近所が離れているというようなところは比較的こういうことの施策として動いているようですが、実際のところ、いわゆる団塊の世代がこれからですので、実際の評価はわかりませんが、なかなか伊豆版として伊豆市に持ってくることは、難しいのかなというふうに考えております。それは、先ほど言ったように、地域コミュニティー、こういったものが非常に難しいのが一つの要因ではないかなというふうに考えています。

逆に、私が、人口をふやすときにどういうふうにしていくかという視点を考えているんですが、いわゆる産業振興や魅力あるまちづくり、こちらに基本のベースを置いた方がいいのかなというふうに思っています。これはたまたまですが、1月30日に商工会の講演会で、いりどり代表取締役副社長さんである横石知二さんという方が、この方は徳島県の上勝町、人

口2,000人の町の方なんです、ここはつまもの、いわゆる刺身のこういうところに差し込むような小さな枯れ葉というんです、それを売り物にして、おおむね何でも3億円近い売り上げをしている。65歳以上のおばあさん方がそういう仕事をやって、それだけの売り上げを上げている。実はこういう事業をしたことによって、Iターン、Uターンが始まっているということなんだそうです。実績的にも、数年で120名の若者が帰ってきたというようになっています。ということは、私は、こういったことを伊豆市としては取り組んだ方がベターなのではないかなというふうに考えています。ですので、商工会の応援をしているわけではないですが、ぜひこの講演会に行って、その取り組みの方法とか聞いていただければいいのではないかと、それが一つの人口増加の施策として伊豆市には合っているのかなというように気がしております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 市長の非常に慎重なお考えというのを伺いました。また、その産業振興ということで葉っぱビジネスということについては、私もちょっと聞いたことがあります。85歳かな、高齢者が1,000万円の収入を上げているような、そういう非常に大成功している事例だそうでございます。伊豆市でもそういう取り組みができれば素晴らしいことだと思いますけれども、なかなか現実どうかなという思いもあります。しかし、それは現に取り組んでおられる方々がございますということですので、しっかり応援していただきたいと思えます。

やはり交流人口にいろいろ地域とのコミュニティーに問題があるということもございますけれども、何人かの方、私、都会から越してこられた方とお話ししたことがあるんですけども、やはり田舎というのは外から来た人を敬遠する嫌いというか、すぐに溶け込ませてくれない雰囲気があるということは何人かの方に伺っております。それがいいことなのか、悪いことなのかというと、やはりちょっと改善していかなくちゃいけないなと思えます。都会の人は都会の人で個人主義的な生き方が多いですから、その辺やはり地域ともうまくいかない面もあると思えますけれども、それらを解決していかなければ、これから地方の人口というのは確実に黙っていれば減っていく状況ですので、そういう面も解決していくような、そういうコミュニティーづくりというのも行政としても声をかけていくことも必要ではないかと思えます。

今、現に中伊豆の体験農園なんですけれども、ラウベの方はいっぱいになっているけれども、市民農園の方はまだ半分ぐらいあきがあるということをお伺いしております。宿泊型の施設ですとそこで寝泊りしながらいろいろ農業できるんですけども、貸し農園ということになると通わなくてはなりません。農業というのは、一日一日野菜の顔を見てやっていくものですから、1週間に一度東京から来ててもやはり野菜というのはできません。そういう意味で、そういう受け入れ体制で宿泊のことも考えていかなくちゃいけないなという感じは持っています。

す。現状、やはり幾ら市でつくった施設であるといっても、採算を度外視してこのまま続けていくということは非常に不合理であると思いますので、ある程度ビジネス化できるような考えを持っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えします。

体験農園のことでございますけれども、今お話になりましたように、ラウベつきはすべて埋まっています、一般農園につきましては今三十六、七区画埋まっております。残りの20ぐらいございますけれども、よそなんかの場合は結構ラウベつきを重点に置いてつくっているところが多いんですけれども、伊豆市の場合はなぜラウベ少なくしたかと言いますと、地元の民宿なり旅館なりに泊まって、そこを活用していただきたいという意味合いの中で計画をしてきました。その中で、今結構利用者の中には首都圏から週末に通ってくる方もいます、農園だけの場合も。県内でもかなり伊豆市外の方も結構いまして、そういう方々が週末楽しみながら来ているという状況でございます。そんな中で、私の方で提案しているのは、先ほど言ったように、旅館とか民宿がうまくそこを使いながら、自分たちの商品として、旅館なり民宿の商品として活用していただくような形がとれていければ、採算面的な形の中でも自立していけるような形になっていくのかなというふうに考えています。

それと体験農園をやってくる中でちょっと感じたことは、応募をいただいたときにアンケートをとっているわけですが、さっきの話ではないのですが、田舎暮らしをしたいよという方が結構その中のアンケートを見ますと多いわけです。その一つの練習台ではないですけれども、ここである程度そういう形でやった中で、できたらこの辺に住んでみたいよというような方が見受けられるものですから、そういう需要というのは結構あるのかなと思っております。前にも日経新聞の中で、住みやすい町ということで伊豆市が10位の中に入ったあれがあるんですけれども。プチ田舎といえますね、本格的な田舎ではないんですけれども小さな田舎、そういうところへ移住したい、住みたいという方が結構ふえてきている状況かなと思います。その中で体験農園の件につきましては、自立をしていけるような形で当然持っていかなきゃならないということで、いろいろな企画の中で今進めております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。

次に移ります。

介護予防なんですけれども、介護保険法の中でも予防に重点を置いてきたんですけれども、現実にはなかなかそうはいいないようございまして、しかし将来のことを考えますと、ここで予防して介護状態になるのを少しでも食い止めていかなければ、伊豆市の将来本当に非常に負担が多くなってきますので、制度の問題はありますけれども、やはり市独自にそう

ということも、現実を踏まえた取り組みをしていく必要があると思っています。

地域包括支援センターなんですけれども、今の状況が本当に健全なものでないというのは伺っていますけれども、予算の面で人員配置ということも厳しいということでございましたが、どこかで食いとめていかないとどんどん厳しくなるという状況がありますので、この辺ぜひ考えていただきたいと思います。

地域リハビリテーション、私も本当に最近知ったことなんですけれども、民間の方同士が助け合って、お年寄りあるいは脳血管障害とかで障害を負った方々が力を合わせて社会生活を営めるように頑張っていくという、本当にすばらしい取り組みなものですから、制度の中に組み入れられない面はあると思いますけれども、今後私もしっかり勉強していきたいと思っていますので、市としても制度、確かに制度で適用でなければ補助金とかいろいろな支援は受けられませんし、現実厳しい面もありますけれども、やはりその辺はこれからの状況を考えて、考えていただきたいなと思います。

最後、子供のいじめ問題ですけれども、本当に議論し尽くされた感じはいたしましたけれども、基本的に子供の教育ということで、教師の方も一生懸命取り組んでおられるのを見ています。でも時間がないというのは現実であると思います。そういった中でよく上げられるのは、教師だけではなくて親の教育の問題もあるということなんですけれども、中学生ぐらいになると、だんだん親の言うことを聞かなくなってくるんですね。家庭でしっかりしつけをとっても、現実には家へ帰れば口をきかない子であるとか、また親が何か言うとすぐ反発するというのが現実かなりあると思います。そんな中で教師の方も家庭に対して指導するのは、非常に苦慮していると思うんですけれども。

ある一つの例なんですけれども、伊豆市ではありませんけれども、ある中学校の学年主任の方の体験なんですけどここで全文読みあげるわけにいきませんので、概略をお伝えしたいです。サマースクールで親御さんに手紙を書いていただいて、子供たちに読んでいただいたという取り組みをした中学校があるんです。ふだん本当に親子の対話がなされていない中で、最初は子供はこんなものと言っていたらしいんですけれども、親の切々たる子育てに対する心情をつづった手紙を読んでいるうちに、すすり泣く子とか、声を上げて泣く子がいて、非常に感動的だったということで、後日の学校新聞に世界一の手紙をいただいたということがあったそうで、その後非行に走った子供も本当に親の気持ちが変わって更生していたというある教師の体験を伺ったんです。やはり親子のきずなというのは、どこまでいっても子を思うのは親の心情でありますし、子供の成長を願わない教師もおりませんので、その心を伝える手段が今なかなか少なくなっていると思いますので、何かしらの格好で心を伝える、そういうことを取り組んでいただきたいなと思います。

教育長も、あらゆる面で本当に努力されておられて、いろいろ質問しようと構えていたこともあったんですけれども、伊豆市としては献身的に取り組んでおられるということを引きよう伺いました。またこれからさまざまな問題が出てくるとは思いますけれども、ぜひ心を伝

える方法という手段ではないんですが、手紙にしる、読書にしる、やはり文字から伝わってくるものというのは飾りがいいですから、そういうものもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

きょうは再質問が余り詳しくできませんでしたが、また今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

発言通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。答弁を求めるのは市長でございます。

私は、2点についてお願いしたいと思います。

企業と産業対策について。

現在静岡県内の法人事業所数はおよそ7万5,000、企業立地件数は平成14年から3年連続して全国1位です。外資系企業の立地件数も1位ですし、ご承知のとおり、ホテル・旅館数も全国1位です。静岡県は屈指のものづくり県として、製造品出荷額でも愛知県、神奈川県に次いで第3位であります。静岡県は、主要な産業集積地域として今後もその役割を果たしていくことと思います。このような背景の中、伊豆市においても、企業誘致問題等は何度か取り上げられておりますが、目に見えた進展がないようですので、今後どのような施策をお考えなのか質問します。

1番、企業対策の現況と進捗につきまして伺います。

2番、市内の有力企業が転出ということを知っておりますが、いかがですか。

3番、企業誘致を含め、伊豆市の土地利用をどうするのかは急務と考えます。また、企業誘致及び地元企業の拡大を図るために、優遇処置など諸要件を検討するプロジェクトチームを早急につくり取り組んだらいかがでしょうか。

4番、伊豆地域の観光宿泊数は、平成8年から30%近い減少となっております。2009年3月開港予定の富士山静岡空港も、ビジネス・インフラとして伊豆地域にも貢献することでしょう。伊豆市において伊豆コンピューター空港の必要性の有無について真剣に議論すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2番目といたしまして、情報の安全管理について伺います。

この問題につきましては、過去にも、3月議会でも取り上げてまいりましたが、セキュリティー管理につきまして、まだまだ心配な点がありますので、再度質問させていただきます。

1番、9月議会において森議員が、パソコン不正アクセス問題の中で、競輪サイト以外の

他のゲーム4件程度を、細かな数字を上げての質問の際に、市長は、情報公開審査会の答申を受けてお答えしますと言っておりますが、この件について伺います。

2番、また森議員は議場で、この件については一部の議員も承知しているはずだと発言しておりますが、この件は公開されたのですか。これが公開されていないとしますと、重要な情報の漏えいに当たり、情報の安全管理に重大な問題があると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、企業と産業対策についてでございますが、その中に幾つか、4つほど細かい、分かれてご質問いただいております。

まず1番目の企業誘致につきましては、誘致に対応できる用地の確保が不可欠でありますので、市としましては、可能候補地の検討をしております。市単独での誘致は困難な部分もあり、静岡県の協議会等との連携を踏まえ、優遇政策を活用できるような体制の整備が必要かと考えております。

2番目の伊豆市内の有力企業が転出と聞いていますがいかがですかということですが、転出が決定したということはまだ聞いていませんが、その企業は約3万平米の工場用地を検討されていると伺っております。市といたしましては、伊豆市商工会の協力を得て、候補地の提案を11月30日に会社に対して提案いたしました。会社の市内存続は、地域産業の振興並びに就業の場の確保等からいたしましても重要な課題であると考えます。議員の皆様にもぜひご協力をいただきたいとお願い申し上げます。

3番目の企業誘致関係のプロジェクトチームにつきましては、企業が伊豆市提案の工場用地に魅力を感じていただける方向でより具体的になっている点で、関係部局より職員を選出し、プロジェクトチームになるかどうかですが、工場誘致を推進していきたいと考えています。

4番目の伊豆コミューター空港の必要性についてどうかということですが、伊豆中央部の交通整備の基幹となるものであり、富士山静岡空港との接続により、伊豆への空からのアクセスが確立できることから、私はこのコミューター空港は必要であると考えております。県及び伊豆中南部、伊豆の国市とも連携して推進していくことが必要であると考えております。

続きまして、2点目の情報の安全管理についてお答えいたします。

1番目のパソコンのアクセスに関する情報公開審査会の答申の件につきましては、先ほど森議員にお答えしたとおりでございます。

2番目の、この件について公開したかどうかについてであります。この件というのは職員のパソコンのアクセス一覧表が公開されたかどうかということですが、この情報は私とし

ては公開をしておりません。

続きまして、情報漏えいと情報の安全管理についてですが、一般的に公務員の情報漏えいとは、職員に守秘義務が課されている職務上知り得た秘密を漏らすことであると考えております。今回の件について考えますと、職員の研修の一環として作成した情報を外部に提供することが、情報漏えいに当たるかどうかは判断が難しいところであると思います。個々の情報の内容を検討し、機密情報なのか、情報公開制度で対応すべき情報なのか、一般に情報提供することができる情報なのかどうかを判断しなくてはなりません。今回の情報は、組織の内部情報であり、情報の内容からしても、一般に公開や情報提供すべきものではなかったものではないかと考えております。これらの情報が安易に外部に提供され、目的外に利用されたことは、組織として問題があると考えております。この情報の管理につきましては、職員のまさに資質とモラルに頼らざるを得ないことから、今後も職員研修等によりこれらの向上を図り、情報漏えいや安易な情報提供が行われぬよう万全を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） それでは再質問させていただきます。

私が申し上げるまでもなく、伊豆市の基幹産業は当然観光産業であるわけですが、やはり観光産業は安定していないということがあると思うんですね。いいときは本当にいい、今ずっとここ10年来、ずっと伊豆半島はもう停滞しているわけですね。市として安定した財源につながるようなことをやはり当然考えていかなきゃならない。するとやはり産業、企業の誘致も含め、地元企業の育成も含め、そういうことを当然考えていかなきゃならないというふうに考えます。

工業団地なんかは、日本全国的に見て、バブルのころからいろいろなことをやられて、ほとんど7割ぐらいが失敗だそうですね、日本全国で。それをまたあえてやれというのも変な話ですけども、そういった意味で、そういった準備はやはりしなくちゃいけないなど。ご承知のように伊豆市におきましては、都市計画は1年次だけですね、あと残りはこれから10年以内に考えようという今段階ですけども、そういったことを含めて、土地利用のことを含めて、こういった企業の誘致につながる地元の企業を育成していくということ、誘致どころではなくて、これが出ていかれたらなおさら困るわけですね。そのための準備は早くしなくちゃいけないというのは、私の考えですけども、当然皆さんそういうふうにお考えなんだろうが、そのためには、いまだかつて目に見えた努力をしているのかなというふうに私は思っております。

ぜひ、この点につきましては、市財産の有効利用なんかもみんな言われていますけれども、そういったものを端から精査して、本当にそういったものがどのように使われたらいいのかという知恵を絞って、そういうプロジェクトチームみたいなものをつくって取りかかるとい

う一つの姿勢をぜひ見せていただきたいなというふうに思っております。当然、そういうふうなことになるれば、雇用の確保とか、先ほど出ました人口の削減の対処にもなりますし、企業が活性化する、企業がふえるということは、伊豆市にとってやはり好ましいことだというふうに思いますので、この辺ぜひお願いしたいなというふうに思います。その件について、市長がやるよと言っていたらこの話は終わります。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） やるよとお答えしたいんですけども、企業誘致については前々からいろいろなご議論がされているところでございます。特に、今回伊豆市内の企業が出ていくという、今まで引っ張ることばかり考えていましたけれども、出ていくというのは相当シリアスだなと、大変だなと思っております。何とかとどまってもらいたいなということで、いろいろ商工会等にも相談しながら進めているわけですが、最後の決定権はあちら側にありますので、はらはらどきどきしながら見守って、伊豆市として何ができるのかなということでございます。そういうことでございまして、これから伊豆市の産業を、議員がおっしゃるように、観光産業のほかに何を求めていくのか、何を整備していくのかというのはやはり相当議論していく必要があるなど、その上でやるよと言えるようになりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 私たちの法人会なんかの仲間でも、いわゆる下請の企業なんか伊豆市内には多いわけですが、そうすると結局そういう製造業をやっている方々は、浜松市なんかは先進的にやられて成功しているんですが、結構むだな仕事が多いんですね。だから、余りばらばらにあちこちにあるということでお互いの関連企業がということで、それはぜひ1カ所に集めてくれるようなことを行政がやってくれるなら、我々はそういうところに引っ越したいよという、そういう意見は結構あるんですよ。そういった意味でも、ぜひ出ていかなないように、地元の企業をせめて少しでも大きくなっていくように、行政としても育てていくという姿勢で、ぜひこのプロジェクトチームみたいな形で取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

もう1点、次の伊豆コミューター空港の話なんですが、先般航空部長の谷さんとお話しする機会がありまして、いろいろな意見を聞かさせていただきました。伊豆半島にコミューターが本当に必要なかどうかという議論は、本当に真剣になって早くしないとそれだけおくれますので、ぜひこの点につきましてもお願いしたいと思います。

それでは、次に、情報の安全管理ということでまた再質問させていただきますが、公開されていないと、細かな数字が。我々が9月のときに初めてそんなゲームをやっていたのかということを知ったわけですが、公開されていないことがどうしてでは森議員にわかったのかなと、大変その辺は不思議なんです、そういったことについての情報管理について質問させ

てもらいます。

伊豆市の情報管理の管理責任者というのはたしか助役になっていると思いますけれども、その管理体制についてどうなっているのか、罰則規定は、私が3月議会に質問した以降、何か変わったことがあるのかどうなのかということ、その2点を先にお願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議員のおっしゃるように、委員長が助役ですから、本件については助役から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） 罰則規定については、その後の検討は前のとおりでございます。

それから、これに該当する職員についての調査等は最終までできませんでしたので、報告したいと思います。前の処分したパソコンのサイトを使った人間についての処分はできておりますが、その方の職員についてはできておりません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 情報を漏らすとか、聞きちゃったとかということは、結構今の世の中重要な問題なんですね。ご承知のように、株式市場なんかの要するにインサイダーなんていう話になってくると、当然刑事罰含めて企業の存続すら危うくなるような話にもなっていくわけですね。そういった意味の危機管理というのは、ちょっと行政というのは甘いのではないかなというふうに私は個人的には思っておりますし、今回のこの件につきましても、私からすればこの辺は徹底的にどこでどうそういう情報が漏れて、流れていったのかということをしつかりと調べないといけないと思いますね。そうしないと、我々市民は、これからいろいろな意味で安心して市といたしますか、行政の方に我々の個人情報流せないということになると思うんですね。その辺につきまして、ぜひ徹底した調査と今後の姿勢を改めてお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 徹底したいと思います。追加でコメントがあったら助役、委員長で発表していただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） コメントということですが、この件については非常に私個人的にも困りました。両方の問題がございます。市民に公開すべき情報と、それから先ほど市長が申し上げましたとおり、組織としての問題、この両方からせめぎ合いがありまして、非常に困惑し、私も困ったのが現状でございます。今後も、市長も言われましたように、こういうことがないように、一番肝心なことは不正な使用がないということでございますので、その点につきましてはしっかりと見張っていきたくと、このように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで飯田宣夫議員の質問を終了いたします。

55分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時55分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番の鈴木基文議員が早退の申し出がありましたので、許してありますのでお願いいたします。

鍵山堅一君

議長（堀江昭二君） それでは、次に13番、鍵山堅一議員。

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山堅一。

合併前に運営されていた委員会、審議会等について、市長に質問します。

今まで正式な会議を開いた委員会等はほとんどないようですが、現在どうなっているのか、今後の対応についての考えはあるのか伺います。その中の一つとして、伊豆市土肥中央農道について今後どのように進めていくのか、あわせて、その他の委員会等もあろうかと思うが、今後の対応について伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの鍵山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鍵山議員のご質問にお答えいたします。

合併前に旧町単位で設置してあった委員会、審議会等は、当然新市に引き継がれ、事務を行っているところであります。鍵山議員のおっしゃられる、引き継がれた委員会活動がなされていないものもあろうかと存じますが、それはそれなりの理由があつてのことだろうと思っております。

ご質問の県営事業である土肥中央農道にかかわる建設推進委員会がこの例であろうかと思いますが、土肥中央農道につきましては、旧土肥町時代に県営一般農道として計画され、総延長3,100メートルのうち1期地区、2期地区合わせて1,600メートルが完成しておりますが、残り1,500メートルの3期地区については、県が国に対して採択要望をしてきました。しかし不採択となり、県では新たな事業の制度化により事業の実施を検討しているところであります。今後、県の新たな制度が可能となれば、事業費に対して大幅な市の負担が予想されるところであり、財源措置を検討しなければなりません。したがって、建設委員会の開催以前に、地元の皆様には今まで以上に事業推進に対しての意思統一と、用地を含めたあらゆる面でご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 今答弁をいただいたわけですが、昨年6月にこの質問をしております。そのときの答弁とまだほとんど変わっていない、そういうことのように思います。そのときには、今答弁があったように、県の方で早期に事業化できる方策を、事業として準備を進めていると、そういうことで、市としても早期完了を目指して県に支援していきたいと、そういう答弁でした。今もそれとほぼ同じではないかな。この辺で事業的にはいろいろ難しい問題があるかと思えます。何の事業を使えばこれができるか、そういう検討をしているということの判断で受けとっているわけですが、まだいまだに検討中であって進展していないのかなと、こういうふうな受けとったわけです。

そうした中で、やはり県だけに任せておくということではなくて、市としても何かこの事業に当てはまるものはないか、その辺はやはり検討し、また市としても早くこの事業が進むような形で検討を進めていっていただきたい、こう思うわけですが、その辺についてただ今のところは県に任せ切りであるのかどうかということと、県がなかなかそういう事業が見当たらないということの話し合いを進めているのかどうなのか、それについて現在の状況をお聞かせ願いたい。

今1点につきまして、その他についてもいろいろあるがそのままになっていると、必要があるものは委員会を開いているということで、必要のないものもある、こういうようなことですので、もし委員会等必要でないものがあれば解任するとか、いろいろそういう方法があるかと思えます。当然引き継いだままでいますので、任期等は切れていると思うわけですが、任期が切れているからそのままでもいいやというようなことでなく、もう必要でないものは、今までの委員に報告、打ち切りであるとかいろいろ解任をするような報告等があってもいいのではないかと思うわけですので、その辺について、2点についてお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 1番目の再質問の一般農道につきまして、県に任せ切りだと、また話し合いをどうやって進めていくのかということでございますが、まず財政的なことがありまして、やはり県が動いてくれないと市だけではできないということで、県にやってもらうような動きはしていきたいと思っております。この辺の細部につきましては、観光経済部長に補足説明をいたさせます。

それから、そのほかの委員会等については、必要なものは推進し、不必要なものは見直しをして、整理をしていくべきだと、全くそのとおりでございます。見直しを指示するようにいたします。

では、観光経済部長。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今の市長の答弁の中にもありましたように、土肥中央農道につきましては、2期目までで一応中断をしていたわけでございますけれども、県としましてもこのままの状態では困るということの中で、新たな事業として、今県としての事業としての事業化に向けて検討しているところでございます。本年度中にその方向づけが出ると思います。そういう中、県の事業化が決定次第、市としても非常に財政的な部分があるわけですが、市としての今後決めていかなきゃならないなと思っております。

それと、この委員会でございますけれども、一応任期3年でございまして、まだ任期中でございます。ですから、これらの県の事業が具体化した時点で、委員会等も開催をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 先ほど私が全然進んでいないようだ、こういう質問に対して、今年度中に何とかするのはないか、大変希望の持てる答弁をいただきました。期待をしております。それから、最後についてということですが、このような委員会が当然各地域にもあったのではなからうかと思えます。その辺について、他地域にもこういう継続された委員会がありましたら、現在どうなっているのか、その辺を伺って質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 他地区にどんなものがあるか、ちょっと私現在掌握しておりませんが、〔「具体的には結構です。こういう実態があるかどうかだけ」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） 十分掌握しておりませんが、もしあるならば、議員ご提案のように整理をしていきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） これで鍵山議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 次に26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） まず最初に、柏久保保育園民営化の問題についてお尋ねします。保護者は別に民営化反対ではありません。待ってくださいという状況なんですね。それでも市は、市が立てたスケジュールどおりに民営化を強行するのかどうかお尋ねします。

具体的な問題に入ります。

1つ目、保護者は、民営化するに当たって情報開示が少なく不明な点が多い、よい法人、安心できる法人とは何ですかなどさまざまで、市の方針に、今お話ししたように賛成という

ような状況ではない、反対でもない。市長は、保護者の方から直接話を聞き、さまざまな疑問があることは承知しているはずです。それでも民営化を目指して、民間法人の募集要項を決めて、来年早々には民間法人選定委員会の計画を進めるのでしょうか。

2つ目、市当局がいう民営化の理由の一つに、保護者の保育サービスに対するニーズの多様化ということを挙げております。市当局は、保護者のニーズ調査をいつ実施したのでしょうか。

3つ目、多様化するニーズは、私立ではできるが公立では受け入れが難しい理由は何でしょうか。

4つ目、民営化のメリットの一つに、私立の方が計画から実施まで意思決定期間が短いため、多様化するニーズに対応しやすいとあるが、公立では時間がかかって保護者からの要望に対応しづらかったということが現実にあったのでしょうか。

5つ目、保育士の保育内容、保育の姿勢について伺います。私立の方が、保護者や地域との信頼関係を長年にわたり保ちやすいと、民営化のメリットに挙げております。別の見方をすると、市長や管理職が把握している公立の保育士の方が難しいと判断せざるを得ないが、そういうとらえ方でいいのか。

6つ目、民営化のもう一つの理由、財政問題について2つお尋ねします。1つは、保育士の給与について民間にすれば人件費が安くなると言っていますが、公務員である保育士の給与は私立より高いということは、全体的に職員の給与が高いと市長及び管理職は見ているのか。2つ目は、国の補助制度が変わり一般財源化された、地方交付税が減少しているので、保育に関する補助は廃止されたと同じ結果になったと、21日の懇談会で説明してありました。一般財源化されているのは保育関係だけではありません。そういう国の政策の中で、なぜ保育園だけゼロだとだれが判断したのか、国の地方財政計画というのがありますが、この中にゼロと見なしなさいという説明があったのかどうなのかお答え願いたい。

2つ目です。

ごみ焼却場の件です。一般的には広域処理云々とありますが、市民にわかりやすくごみ焼却場建設ということでお伺いしたいんですが、それに対して住民が異議ありと意思表示していることに対し、市長はどう認識しているのかということで伺います。

1つ目、市当局がいう関係住民とは、どの地区を指しているのか。修善寺ニュータウン、熊坂地区の住民は関係住民と考えているのか。

2つ目、現在進めている市のごみ処理計画、焼却施設計画に、住民のほとんどが反対あるいは問題ありと異議を唱えております。市長は、その原因がどこにあると考えているのでしょうか。

3つ目、最新式のごみ焼却施設は安全という根拠は何でしょうか。市長は、伊豆市長就任以来、安全という認識は一貫しているのでしょうか。焼却施設の事故、トラブルが全国に起こっております。市当局は、その件数と原因をどれほどつかんでいるのか、全部ではなくて

も結構ですが、具体的事例を調べているでしょうからお答えください。

4つ目、焼却方法について既に決めているのではないのでしょうか。疑問があります。

5つ目、市長は、ごみ減量化は伊豆市の自然、地域を守るためにも、地球を守るためにも大切と、議会で基本姿勢を以前述べておりました。しかし、ごみ焼却の処理量を、現在と新施設を稼働したいという6年後も90トンの計画では、市長の基本姿勢と矛盾しませんか。

6つ目、ごみ減量化に関連して、生ごみの処理方法、堆肥化を考えていかなければならないと伊豆の国市長は住民説明会で話をしています。そうすると、ごみ焼却量は減るのではないか。それでも90トンの処理量ですか。

7つ目、市当局は経費の削減をいっております。ごみ減量化すれば規模を小さくすることができて、建設費及びランニングコストが安くなります。市単独での小規模施設との比較検討もすべきではないのでしょうか。

8つ目、私は、焼却場建設は必要と考えております。その際、住民の参加なくしてごみ問題は解決しないということは前議会で述べましたが、11月17日の住民説明会で、一住民の住民の合意なしにごみ処理場建設は進めないですねとの質問に、両市長ははいと返事をいたしました。この件について確認をしたいと思います。と同時に、現在の計画を抜本的に見直すことこそが、住民の不安を解消して、住民とともにごみ処理問題を解決することにつながる道であると考えますが、市長の見解を伺います。

3つ目の大きな質問です。

伊豆医療センターの運営を地域医療振興協会に委託すれば、地域医療が前進するのかお尋ねします。

1つ目、医師の安定確保のためが一部事務組合化の根拠になっています。伊豆医療センターは公設にし、地域医療振興協会が運営をするという方針なのか、確認のため答弁を求めます。

2つ目、現状の医療センターで、どの分野で医師などのスタッフが不足しているのでしょうか。

3つ目、地域医療振興協会が運営すれば、医師の確保が可能になるのでしょうか。

4つ目、地域医療振興協会が運営する病院経営の仕組みはどうなっているのでしょうか。自治体と当協会の収入と支出の関係についてお答えください。

5つ目、地域医療振興協会が運営した場合、職員の身分はどのようなのでしょうか。以前、前の質問で若干お答え願いましたけれども、確認です。

6つ目、医療センターの医師の安定的確保のために、関係する自治体が医師への奨学金制度を活用してはどうかという提案でございますが、いかがでございましょうか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず大きな1番目、柏久保保育園の民営化に、保護者は待ったの状況、それでも市は民営化するののかということですが、先ほどの室野議員のご質問にもお答えしましたように、10月に柏久保保育園の保護者に、11月には柏久保保育園地区の皆さんを対象とした懇談会を開催し、ご意見を伺いました。その後も質問が来ておりますので、保護者の皆さんと再度話し合う機会を設けたいと考えております。法人の募集要項の制定、選定委員会の設置につきましては、保護者の皆様の要望、意見をお聞きしながら、一定の理解を得た上で進めたいと考えています。

次に、2番目のニーズの調査ですが、次世代育成支援行動計画策定に当たり、アンケート調査を実施いたしました。実施しております。

3番目につきましては、保護者の多様化する保育ニーズに対し、公立保育所では予算制度や行政組織としての手続が必要な上、補助制度がなく、各園均一な保育サービスの提供が求められます。一方、私立保育所では、園で特色ある運営を行うことが可能であり、国・県からの補助制度もあり、多様化する保育ニーズに対し弾力的に対応が可能であるということがあります。

4番目については、多様な保育ニーズに対応するためには、公立保育園よりも、意思決定が短いので私立の方が対応しやすいということを示したものであります。

5番目につきましては、公立保育所では、各園とも毎年数人の人事異動を行っており、六、七年で全保育士が入れかわります。これに対して、私立保育所ではこのようなことがほとんどない、あるいは少ないため、保育士一人一人が、卒園した後でも子育てに関する相談に乗ったりすることもでき、長年にわたり保護者や地域住民との関係を保ちやすいということをお示したものであります。

6番目について、一般的に、民間へ移管したときは、民間法人は通常保育において国の定めた保育単価を基準に算定した負担金を受けて、保育所の運営をしなければなりません。一方公立の場合、保育士の年齢が年々高くなり、それにしただがって人件費が高くなります。国の保育単価の中だけで対応することは困難となってきます。このようなことから、民間法人では必然的に人件費を抑えなければならないことになり、やる気のある保育士が多くなる傾向になります。公立の場合、人件費は勤務年数によるところが多く、民間に比べやや高齢の保育士が多いため、若い保育士が多い私立との間で人件費に差が生じるわけで、単純に公立の保育士の給与が高いという認識ではございません。

次に、民営化の懇談会において、国の制度が変わり、公立保育所の運営費が一般財源化され、地方交付税が全体で減少しているため、保育に対する補助金は廃止されたと同じような結果になったとの説明をしました。平成16年度から、国の制度改正により、公立保育所運営費は一般財源化され、地方交付税に算入されていますが、前年と対比した場合、そのような見方もできるものと思われま。

続きまして、大きな2番のごみ焼却場、一般廃棄物ではなくてごみ焼却場でいきたいと思います。住民が異議ありと意思表示していることに、市長はどう認識しているのかについてお答えいたします。

まず、1番目の市当局がいう関係住民とはどの地区を指しているのか、ニュータウン、熊坂地区の住民は関係住民かについてですが、議員ご承知のとおり、ごみ処理の施設整備や運営等については、住民の皆さんから日々排出されるごみを市が引き継ぎ、処理に当たっていることを考えますと、市民全体、また市の全域が関係地区といえます。しかし、この焼却施設の整備運営につきましては、環境汚染などのイメージが定着している中で、この施設を建設及び運営しようとする所在地区を初め、焼却ガスやごみの運搬等に関する関連する周辺地区につきまして、特にご理解をいただきながら取り組むことが重要であると認識をしております。したがって、ご質問の関係地区住民ですが、当施設の建設候補地であります堀切地区を主体に、周辺でありますニュータウン、熊坂、大沢、山田、伊豆の国市の神島の5地区の住民と考えております。

次に、2番目の現在進めている市のごみ処理計画、焼却施設計画に住民のほとんどが反対あるいは問題あり、原因はどこにということについてですが、議員ご承知のとおり、現在、廃棄物処理に関する国の基本方針や循環型計画等を踏まえ、市の一般廃棄物処理基本計画や2市共同のごみ焼却施設の整備にかかわる基本構想等を策定中であり、今後、関係する方々にご意見を聞くなどして、これから計画を年度末までに策定すべく取り組んでまいります。したがって、議員から、ごみの処理計画、焼却処理計画に住民がほとんど反対であるのご意見は、現在これらの計画策定に取り組んでいる中で、いかななものかと思っております。しかし、2市で進めている共同ごみ焼却施設の整備につきましては、建設候補地を選定した現段階において、堀切地区や周辺地区において反対をされている方々がおいでになります。これは、ほとんどイメージに起因していると思います。管理、運営への不安等によるものではないか感じております。

したがって、現在取り組んでおります基本構想等において、施設の配置計画の素案や環境への影響に対する予備調査などを行い、この説明資料が整い次第、来年早々、年度内にかけて、改めて堀切地区を初め、関係周辺地区に対し説明会を開催するとともに、これら地区に説明を聞いていただけるよう努力をしまいる所存であります。また、これら関係地区に対し、新しい施設の視察を計画するなどして、焼却施設についての理解を深めていくことも必要かと思っております。

次に、3番目の最新式のごみ焼却施設が安全という根拠は何かということですが、まず安全という根拠ですが、議員ご承知のように、平成9年、ダイオキシンの排出量の規制により、新しい施設につきましては、既存の施設よりさらに厳しく制限がされています。また、近年の施設につきましては、法規制より厳しく自主規制をしたり、地元と環境協定を結び、ばい煙の測定結果を公表したりしております。施設管理面においても、最新の管理装置を設置す

るなどして、より細心の注意を払ってのシステム運営が可能となっていることから、従来に比べ安全性は高まっていると認識しております。

次に、事故、トラブルの件数と原因ですが、近年の処理施設につきましては、さきにお答えしたことや技術革新等により、高性能な設備となっております。また、事故等につきましては、当然メーカー側でも改良を重ねているところでございますが、当施設の整備に当たっては、これらの状況に十分留意し、焼却方法について十分な事前検討を行いながら、一般的なガイドラインに加え、その施設に即した運営及び点検、対応等の管理規定を策定し、定期的な点検やそれ以降の対応策等を検討していくことが必要であると考えております。

次に、4番目の焼却方法について既に決めているのではないかとということですが、さきにお答えしたとおり、現在、新処理施設の基本構想を策定中であり、また今後基本計画の策定も予定しております。

5番目のごみの減量化は大切であるが、6年後も90トンの計画ではどうか、市長の基本姿勢と矛盾するのではないかとということですが、さきにお答えしたとおり、現在、両市におきまして一般廃棄物処理基本計画を策定中であります。当然この計画の中にはごみの減量目標や将来推計の設定が必要となってきます。したがって、この取り組みの中で、環境省における平成22年度のごみ量は平成9年度の95%に抑えたいという目標に呼応するとともに、本市では現状の分別の種類につきまして、市民の皆さんにお願いをし、より多くの分別にご協力をいただくなど、さらなるごみの資源化及び減量化を図るべく検討をしていきます。なお、現段階における新施設の処理能力は90トンと想定しておりますが、これは現在両市の処理量から算定したもので、本来の処理能力については、さきの資源化及び減量化、または人口推計等による量や、一方で災害廃棄物の処理量などを推定し、施設稼動7年後のごみ量の将来予想により決定されることとなっております。

次、6番目の生ごみの処理方法、堆肥化等を考え、それでも90トンの処理量かということですが、さきにお答えしたとおり、90トンは現時点における両市の処理量から想定したものであり、現在策定中の処理基本計画等の中で、今後の資源化及び減量化によるごみ量の将来予想に基づき、処理能力を決定してまいります。

7番目、ごみを減量化すれば、施設の規模が小さく建設費が安くなるのではないが、市単独での小規模の施設を検討すべきということですが、議員ご承知のとおり、ごみ減量化についてのソフト面での対応を欠かすことはできませんし、それに加えて、焼却施設のように環境への影響、能率、経済性の観点から、一定規模以上の施設でないとは適切な対応ができないとされております。したがって、ダイオキシン対策では、日量100トン以上の連続焼却炉を整備する必要があるとされ、また、現在、県による広域処理計画が策定されていることなどを考えますと、特定地域要件などを除けば、ごみ処理量が少ないことで市単独による小規模施設の整備についての許可、また交付金対象にはまず無理であると認識しております。

なお、両市の現状の処理量で、各市単独と2市共同処理による建設費及び運転管理費につ

いて比較検討をしました。その結果、建設費で約2割、17億円、また、運転管理費では約4割、年間にして3億円の効果が出ると想定されております。

8番目の、11月17日の住民説明会で住民の合意なしにごみ処理施設は進めないと、現在の計画を抜本的に見直すことが住民の不安を解消し、住民とともにごみ処理問題を解決できるということですが、まず、住民の合意を得て建設推進ですが、申し上げたとおり、今後の円滑な施設の整備や運営等を考えますと、建設候補地である地区はもとより、周辺地区の方々との合意形成は不可欠であります。したがって、今後この地域の方々には十分な説明や意見の聴取等を行いながら、当施設整備に取り組んでまいり所存でございます。

次に、現在の計画を抜本的に見直すこと云々ということですが、さきに申し上げましたとおり、現時点での取り組みは、建設候補地に堀切地区を選定した段階であり、今後、策定中の基本構想等の説明資料が整い次第、改めて堀切地区を初め関係周辺地区に対し説明を行い、十分にご理解、ご納得がいただけるよう努力をしてまいり所存であります。したがって、このような取り組みを努力している中で、抜本的な見直しを行った場合には、場所の変更ということがあると、新たに候補地になったところからは、現在と同様な状況が懸念されることは十分あります。したがって、さきに申し上げたとおり、今後も十分な説明等を行い、合意形成が得られるよう鋭意努力してまいりますので、建設には賛成だということなので、ぜひご理解とご協力をお願いする次第であります。

続きまして、3点目の伊豆保健医療センターの運営を地域医療振興協会に委託すれば、地域医療が前進するかについてお答えいたします。

これも幾つかに分かれておりまして、1番目と5番目のご質問は木内議員への答弁内容にてご理解をいただきたいと思っております。

2番目につきましては、医療制度改革に伴う新医師の卒業後の臨床研修制度の影響から、大学病院やベッド数が500床程度以上の総合病院に医師が集まる傾向にあり、地域医療を担う地方病院においては、医師の確保は病院の存続にかかわる問題であります。伊豆保健医療センターにおきましても、内科医の安定確保が重要課題となっております。

3番目につきましては、地域医療振興協会は、自治医科大学長が会長を務め、僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓発を目的とし、自治医科大学卒業医師を主体に構成されている団体で、地域医療・総合医が主役であり、全国に30余の公的医療機関を管理運営しております。近隣においても、南伊豆町にある共立湊病院、伊東市民病院等があり、一般の医療機関に比べ医師の確保は容易であると言われております。

4番目につきましては、もし仮に地域医療振興協会に運営委託する場合には、伊豆保健医療センターを財団から公的施設、いわゆる一部事務組合に変える必要があります。医業収入等は、一たん一部事務組合の収入となり、一部事務組合から協会に対し委託料が支払われる仕組みとなります。

6番目につきましては、医師の確保について、個々の病院の努力にゆだねられており、小

さな自治体ができることは限られている現状であります。議員が提案されます医師への奨学金の制度については、いろいろご教示いただきたいと思っております。これは財源等との関係もありますし、どうやったら我々の求める医師が来るかということで、奨学金制度だけを設けて本当にいくのかなと、いけばいいですけども、いかないとまた改めてご質問を受けることになるのではないかと、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員、ちょっと待って。

この一般質問、5時までに終わりませんので、会議時間の延長をいたします。

本日の会議時間は、木村議員の一般質問の終了するまでとあらかじめこれを延長いたします。

26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 柏久保保育園の民営化の問題についてお尋ねします。

きょうお尋ねした幾つかの項目は、民営化懇話会とか、運営委員会の資料もありますけれども、11月21日に行われた第2回保育園民営化懇話会で市当局が出した資料に基づいて質問しています。

まず、保護者の多様なニーズにこたえるために民営化だという、しかし、今次世代育成の中でアンケートとりました、うそでしょう。当日何て答えましたか。一般論ですと言ったではないですか。ごまかし言っちゃだめですよ。それだったら次世代育成でアンケートとりましたとなぜその場所で言わないんですか。とってつけたような言い方しちゃだめです。うそでしょう。現実には、柏久保の方々の民営化問題についてこうやりたいんだけど、あなたたちのニーズはどうですかと、一言もあなた聞いていないではないですか。ほかの熊坂もさくからも聞いていないではないですか。一般論だと言ったんですよ。ごまかしちゃだめです、市民を。あなた方は、だれから給料もらっているんですか。だれのために働いているんですか。伊豆市民でしょう。それを、どこから持ってきたかわからないような根拠のないニーズを振りかざして、民営化がさも保護者の要望であるかのように言うということは、けしからん、許されない問題です。

そこで聞きます、具体的に。お答え願いたい。

保護者の方々に、あなたたちのニーズについて調査もせずに多様なニーズがあるかのように言ったこと、申しわけありませんでしたと謝って、もう一度、皆さん、本当にこういう民営化したいんだけどどうでしょうかと、問いかけてください。保護者が今何を望んでいるのか。陳謝を求めると同時に、もう一度、柏久保を初めとした民営化をしたいという保護者の意見を聞いてください。

でも、それらも、その願いがあったとしても公立でできないという、さまざまなことを言いましたけれども、ちんぷんかんぷんだ。後で具体的にまたお尋ねしますけれども。

次の質問です。

今、保護者の要望を一定理解の上で進めたいという市長のご答弁がありました。保護者の方々、内田部長、市長もご存じのように、時期尚早です、もっと私たちの意見も聞いてください、民営化自体を否定するつもりはさらさらしない、私立保育園ですばらしいところは幾らでもある、しかしながら、勝手につくったスケジュールは保護者に説明も公開もしない、時期尚早なんです、慎重な議論を重ねることを前提に、実施の先送りを要望すると言っているんですよ。それでもあなた方は、みずから決めた計画どおりに事を進めるのか、教えてください。保護者との話し合いはするけれども、それは単なる話し合い、ただ聞き及ぶだけ、市の計画は着々と進めますということですか。確認したい。教えてください。

民営化するかどうかを議会に上程していないんですね、まだね。今の議会で民営化のための報酬というのが提案されています。だれが何と言おうと民営化するんだ、保育園民営化の議決権は市長にあるのか。本当に外堀を埋めて、議会もそうですよ、身動きできないような体勢にしておいて民営化する、そういう手法というのをやろうとしているのではないか。この件は答えはいいです。予算審議のときにまたじっくりやりますから。

次の質問、公立では時間がかかって保護者からの要望に対応しづらいということがあった、具体的なお答えがない。答えられないのに民営化のメリットに書き込むべきではないんです。民営化のメリットではないですね、これは。教えてください。

計画から実施に至るまでの過程は、総務部長いらっしゃいます、観光経済部長いらっしゃいます、さまざまな部長がいらっしゃいますけれども、今伊豆市が、あなた方が考えて計画をして実施しようとしているシステムというのは全部同じでしょう。保育園関係だけなぜおくれるという表現するんですか。保育園の問題だけ引っ張り出して、計画から実行までなかなかうまくいきません、保護者の皆さんに十分におこたえできませんというのは、本当に子供だましですよ。あなた方のいうメリット、民営化のメリットではないということを私は指摘しますけれども、お答えください。もしそれでも民間の方がいいということをおあなたが主張するならば、民間の社長の方が市民の要望にすぐにこたえてくれます、市長、助役よりもすぐれておりますと証明していることではないですか。みずから認めるということはありません。そう言いますか。笑っていますけれども、現実、客観的にはそういう言い方をしているんですよ。

それから、次、保護者との信頼関係について、またこれメリットと言っています。あなた方が保育所の運営委員会の答申書をどう判断したのかわからないんだけど、その中を読むと、この運営委員会は、民間法人へ移管するための条件の中に、私立保育所では若い保育士の割合が高くなるから、園長には保育者としての経験年数が長い人をということをお言っていますよね。なぜわざわざ園長への注文をつけるのか、保育という指導をされている経験と蓄積が、こういう保育園は必要だからでしょう。

私立保育園は若い人の比率が高いと言いました、市長。なぜ。高いんですか。公立に比べて早く退職する人がいるからです、身分保障がないから、一般的には。全国の調査をいろいろ

る見たけれども、公立の方が長いんですよ、私立の方がやめる確率が高いんですよ。今市長が言われたように、国庫補助金制度が、大体今の基準が7年から10年をめどに、そこを基準にして給与体系で国から補助されているから、それ以上に働かせようと思ったら、超過負担になる、自治体の。だからやめさせざるを得ないという私立の状態じゃないですか。そうすると、今一般的に給与が高いというものではありません、単純に高いというわけではありませんと言いましたけれども、そうすると、ベテランの保育士ということは、お年を召している、若い方よりも経験年数がある、その方たちが、公立を民営化するなら給料をたくさんもらうベテランの保育士だよとあなたたち言っているということですよ。そういうことになりませんか。

給料をたくさんもらっている市の幹部職員は、園長先生にもたくさんいらっしゃるでしょう。保育園の成り立つ条件というのは、若い人ばかりでもだめでしょう。お年寄りばかりでもだめなんですよ。若い人からお年寄りの、さまざまな方で、ましてや今いじめ問題いろいろと論議されていますけれども、教育長も少し述べていましたね、小さいころからきちっと人の心をわかる、そういう成長をさせることは大事だよと。母親は、初めて生まれた子に対し母親として1年生なんですよ。その方が、若いまだ子供をお持ちでない保育士に相談しようとかなかなかできない。公立だからそういうシステムができるというメリットというのがあるじゃないですか。なぜ公立は悪い悪いと、私立の方がいいんだと評価するのか、私はわかりません。

それから、民営化すれば柏久保保育園に対するコストは軽減されます。次、財政問題。そのとおり。ところが、そこにいる保育士はどこに行きますか。首切れないでしょう、今言ったように地方公務員法で。ほかの園に行くでしょう。どこかに行くんですよ、園じゃなくても。そうすると、もし他の園に職員全部、保育士の方が異動したら、臨時の保育士にかかりますよね。人数あぶれちゃうんだから。そうすると、公立保育園全体の財政負担はふえますよね。そうですね。1園は減るけれども、市全体の財政状況を見たとき、ふえていくんですよ、今のあなたたちの考え方でいくと。何が問題かと言うと、1保育園だけのコストだけを一生懸命削減されれば、市全体の財政負担が減るようなごまかしの言い方を、私はやめるべきだと思いますが、どうですか。単なるコスト差だけではなくて、柏久保保育園を民営化するとき、市の財政負担に関する予測はどうなるのかということ、予測は何にもないでただ安くなる、安くなるではないですか。そういう予測を、きちっと保護者にわかるようにデータを出してくれますか。

それから、2回目の最後の質問、財政問題の一般財源化の問題、ひどい答弁ですね。保育園の交付税はゼロだ、だんだん交付税措置が減ってきたから。でも、財政担当わかるでしょう、こんなむちゃくちゃな。一般財源化されました、確かに。でもその中に交付税措置の中の計算方法としてちゃんと、保育園費はないんですよ、福祉関係の費用というのちゃんと国が交付税算定しなさいとあるではないですか。問題なのは何か、一般財源化されたからその

お金、例えば1億円が計算上来たとする、そうすると、自治体の裁量権で一般財源は動くものだから、1億円もどこかに全部回していけば、確かに保育園の交付税措置ゼロですよ、あなたたち自身の考え方が間違っておりますよ。そういう財政のとらえ方でいいんですか。もう一度、民営化に当たって財政が厳しいから地方交付税は来ません、民間にすれば国から補助が来ます、そんなごまかしの話をして、財政問題で本当に脅し的な形で保護者に説明するというのは、本当に私事実に反すると思いますよ。

財政問題で、皆さんはわかっていたということを行っていますけれども、そうではないでしょう。財政問題についてのメリットに反対ではないということをおっしゃいましたが、この中に、私保護者からのたくさんの質問書等々ももらっていますけれども、この中にあるでしょう、もう私の持ち時間が少ないから言わないけれども、具体的な金額を明示してくださいと、一般財源負担の軽減率はどのくらいになるのか、疑問がわいて、まだあなたたちはちゃんと答えていないではないか、保護者の方に。財政問題で納得したということをおっしゃらないですよ。仕方がないのかなと言うけれども、具体的に明示してくださいということでしょう。

以上。答えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大変細かな再質問が幾つかございます。健康福祉部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、木村議員の質問に答えさせていただきます。

まず第1点目のニーズ調査についてということでございますけれども、このニーズ調査、少子化対策の次世代育成計画で行いましたけれどもこれは、多様な保育であるとか、一時保育であるとか、延長保育であるとか、こういったものに対する調査でございます。柏久保保育園を民営化することあるいは民営化することに対するニーズ調査はしておりません。木村議員の質問の中でのニーズ調査、保護者の保育サービスに対するニーズ調査ということでございましたので、そのようにお答えいたしました。柏久保保育園についての民営化あるいは全体での民営化についての保護者に対する民営化調査はしておりません。ただ、民営化することによって、いろいろなサービスを多様化できるということ、これは事実でございます。今修善寺保育園、これは民間でございますけれども、一時保育であるとか延長保育、こういったものを実施しております。

2番目の、保護者の、たくさんいただいたものですからわからなくなるんですけれども、20年4月を目標にしているということでございますが、これは、室野議員のときにもお答えいたしましたように、保育所運営委員会の中で、できるだけ早い時期にやった方がいいという、そういう中で20年4月ということでございます。やはり行政としてもある一定の目標の

期日を定めてやることが必要と思ひまして、20年4月ということでございます。今後も、保護者の方々の理解をいただきながら進めていきたいと、そのように思っております。

それから、計画から実施に対しての意思決定の短いということをおっしゃっておりましたけれども、一般論といたしまして、私立の保育園、民営化した保育園というのは、各特定の保育園だけ一定のサービスということはなかなかできることではございません。それに対して、民営化された保育園については、それを園の意思によってすぐに徹底できるという、そういう長所がございまして、そのことを言っているわけでございます。

それから、保護者の信頼関係といひますか、若年層といひますか、民営化した保育園の方が若い方が多くて、公立の方が年寄りが多いと、その問題のご指摘でございますけれども、市長の答弁のとおり、公営の保育園につきまして、やはり人事異動等ございまして、通年、3年に一度は必ず保育士の異動をかけております。ほとんどの地域で同じ方がずっといるということではないわけですね。これは、やはり一定の地域におりますと、どうしても市全体の保育の形が変わってくる傾向が出てきますので、均一的なこと、サービスのことと、それからそれぞれの保育士への刺激のことも考えまして異動をかけております。

しかしながら、私立の保育園でございますと、一定の方の、いい人材という方がいた場合、それをやめさせるということがないわけございまして、しかしながら、余り不適当な先生がいた場合については、それを退職していただけるようなことがたやすい方向にあるわけでございます。若年だから保育士の能力がないとかということではなくて、向き不向きの、力のある保育士、先生方がとどまってくださるという、そういうように理解しております。

それから、コストの面でございますが、コストの面につきましては、確かに木村議員の言うとおり、一時的には数年間はコストが上がると私も思っております。今、保育士の補充につきまして、退職者が出た場合でもかなり無理して保育士を採用しておりませんで、充当しておりませんで、この民営化のことを考えながら、かなり臨時の非常勤の保育士を多く採用しております。これは、民営化のための準備ということでございます。そうした中で、民営化したところによって、余剰というか、そういう方が何人か出るという計算になるわけですが、実質的に言いますと、今の20数人も非常勤がおりまして、常勤が35人で、そういう状況の中でやっておりますので、そういう面ではある程度適正な人数になっていくということです。一時的にはそういうコスト面のことがございまして、先々、数年のうちにはそれは解消されていくと思ひます。

それから、あと、交付税の関係でございますが、確かに交付税は全然入っていないというわけではございませんで、これは小森議員の回答に用意してあったものでございまして、大体交付税の保育所の基準財政需要額、これは伊豆市の人口規模と子供の数でいきますけれども、1億4,922万円でございます。実質的にただいま伊豆市が保育園に支出している金額が5億4,000万円でございます。ですから、30万人規模の市として計算した場合、伊豆

市の状況でいきますと3分の1ぐらいの経費でやりなさいと、そういう状況の中での交付税でございます。そうした中で、補助金をいただくということで計算していきますと、県からの補助金、今の柏久保保育園の状況でいきますと1,400万円ぐらいの国、それから県の補助金がまいりまして、交付税措置したということとを計算しますと、その部分で考えますとすべてが今70、財政力指数の関係もございませぬけれども、それで計算しましても半分ぐらいしか交付税措置されていないという状況でございます。それだけ見ても、財政的な有利ということでございます。

大体そのぐらいの回答でよかったですでしょうか。

〔発言する人あり〕

健康福祉部長（内田政廣君） 以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 国について今言われましたね。急に始まったわけではないんですよ。一般財源化されたから急に今言った1億何千万円に対して5億円ある。違うでしょう。前から地方カットみたいなので、ずっと全自治体にあるんですよ、これは。そういうこともちゃんと説明しないと、いかにも何だか一般財源化されたら交付税措置が急に減ったというような、そういうふうな受けとっちゃうもので、ちゃんと説明してあげてください。特に、保護者の方々に、今ご答弁はいいですけども、保育の問題、こういうふうな財政問題きちっとやりますと、今言った人件費の問題からさまざまな問題をちゃんと提示して、そしてやらないと。

あなた方、いろいろ私保護者から聞いていますと、結局情報が不足しているんです。資料くださいとか何とか。今アンケートとったら、説明会の前にアンケートとったら混乱するからよしてくれと言ったって、それはないでしょう。実質的に自分たちで今後をどうしようかと心配しているのに、資料も与えない。資料を与えない典型は、スケジュールありますよね、保護者は何も知らないんですよ。私が11月21日に行ったときに、12日かな行ったときに、こんな資料あるの知っていますかと言ったら、知りませんと言うんですよ。驚きますよね、本当にね。民営化しちゃうと言うんだったら、情報公開だと言っていているんだったら、口先だけでなくちゃんとやってください。

若いからだめだとか、若いから保育能力があるとかないとかいうこと、僕言っているのではないんですよ。あなたたちが、民営化といったらすべてよくなるように言っているでしょう。合併のメリット・デメリット、全部メリットと言ったのと同じ手法ですよ。

それで、具体的に提案し、質問しますが、民営化されたさまざまな実例がありますよね。例えば尼崎市というのはずっと昔からやって、1998年ごろから始めているんですけども、先進地だと言われている、どんな状況なんですか。保育料は確かに同じなんですよ、民営化されても。別料金、体操服3,000円から4,000円いただきますと、民営化されたそこに入るとすると。そして、そこに保育内容に関して親が意見を述べたら、園の方針と違うからやめてくれと言う。これが、民営化の一つの弱点なんですよ。私、民営化すべてだめだとは言っていない。

いない。そういう弱点もあるよと言いながら、ちゃんと説明すべきでしょう。何でもかんでもいいというのではだめですよ。

それで、公立保育園のよさというのは一体全体何なのかということをごきちと考えてくださいよ。今少子化問題、いろいろなこと言っています。お母さんたちは一人っ子とか、少子化で子育てに悩んでいるではないですか。民間になると、どこの範囲の中で子供たちを面倒見るかということ、その保育に来たその保育園を利用している人だけなんですよ。でも、市の公立の保育園の先生は何が違うか、市で雇用しているんでしょう。保育園に行っていない周りの母親の人たちの意見もきちと聞く、そういう客観的条件をつくるかどうかわからない、それは市長の考え方次第だから。子育て支援大事だ、そういうときの公立保育園は一体全体どういう位置づけなのか、民間と何が違うのか、何がすぐれているのか、公立のよさ、民間の当然よさもあるし、全部私が言ったように否定しないだよ、そういうことをきちとやるべきでしょう、保護者の皆さんに。いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 木村議員のご意見もごもっともな点もございますけれども、民営化、何でもいいとか、そういうことを私は指摘した覚えはございませんで、メリット・デメリットというものをそれぞれに示しまして、説明をさせていただきます。すべて民がいいなんていうことを私は言うておりませんし、また、懇話会の意見の中にも、公立でやるべきところと私立でやるべきところ、民営化できるところは民営化すると、そして公立と私立が調和するといえますか、選択肢といえますか、そういう中で伊豆市としての保育を進めるべきであるという、そういう提言であったと思います。ですから、当然規模の小さいところで採算性の悪いところはまず民では無理ですし、また、いろいろな複合的なことを考えなければならぬ事業等あると思いますので、その場合はやはり地域的なところを見ながら民営化すべきところは民営化して、それから公立でやるべきところは公立でやると、そういうことを考えているわけでございます。

したがって、柏久保保育園と熊坂保育園、そしてさくら保育園というある程度規模の多いところでないとはやはり民営化には適しませんし、また民間の福祉法人が入ってきません。保育園は、民営化という意味には福祉法人から一般のどなたでも、個人までいいんですね。幼稚園あたりだとちょっと違っていて、それから介護保険あたりともまた違っていて。児童福祉施設の中でも保育園だけにつきましては、個人でも、それから株式会社でも、有限会社でも、NPOでも、福祉法人でもできるわけです。しかしながら、私どもが目指しているのは福祉法人、これは児童福祉法で選定されておりますそういう福祉事業をやる、いろいろのものがございまして、少なくともそういう福祉に対する理念を持った法人ということを対象にしておりますので、株式会社、営利だけを目的とする団体、この方をお願いするという一言も言うておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） そういようなことをしっかりと保護者にお話しして、腹を割って今後もやってください。民営化先にありきではだめですよ。

ごみ問題に移ります。あと5分しかない。

そもそもの、私が見直せと言っているのはこういうことなんです。市長は、平成16年の6月議会で、ごみ減量化をしてエコ化をやっていきます、ごみを減らすこと、再利用、リサイクルは大切と言っているんですよね。今言ったごみ減量化計画の中、ごみ減量化はこの計画の中でやりますと、わからないですね。90トンということ先にありきで、今の基本計画の中でごみ減量化をやりますと言って、おかしいではないですか。90トン先にあるではないですか。なぜ90トンか、何にもその説明がなく、減量化だ、減量化だ、口だけで言うんだけれどもだめですね。だから、私は、ごみ問題というのは焼却施設をどうするのかというだけの問題ではないととらえているんですよ。あなたたちとの決定的な違いはそこなんです。あなた方、ごみ焼却どうしましょうかでしょう。そうではなくて、今では再利用、再資源化、リサイクル、どうしようかということ、ではだれがやるの。市が呼びかけて市民がやって減量化していかない限りそれはできないではないですか。それがあなたたち抜けていると言っているんですよ、私は。

住民の皆さんの、メーンが堀切地区ということを言われました。関係住民はすべてだということと言われましたから、そこのところ、別に附属物ではないですからね、熊坂とか、ニュータウンというのは、今言われたように。一緒になって考えるということを確認します、ともに住民の理解と納得を得ると。

市長は、最新式の焼却施設は、何だかイメージ的に、皆さんとギャップがあるのはイメージに起因していると言うんですけれども、そうではないんですね。いろいろ私も懇談会に出させてもらったけれども、最新式の焼却施設は安全ですと市長は言っているんですよ。ずっとなぜ安全ですかと言っていて、聞いたのは、合併した年の6月に、どんなものでも人のつくったものは最初からパーフェクトはありませんというお答えをしているんですね、覚えていらっしゃると思いますけれども、でも技術の進歩はあるということも言っています。でも、今の施設事故に対して自動監視システムとかありますよと言っているんですけれども、市民はそう見ていないというところにずれがあるんですよ。

今具体的事例を話してくださいと、あなた方何も一言も言わなかったんだけれども、あちらこちらで最新式、キルン方式ですとか、灰溶融炉とかいっているの、事故がたくさん起きているではないですか。なぜそれを市民の皆さんにきちっと示さないの。市民の方がよほど知っていますよ。最新式の施設だと言われているけれども、事故があちらこちらで起きている。ここに幾つかの業者の資料、パンフレットを僕見たんだけれども、すばらしいことをいっぱい書いていますよ。最新式でごみは出ませんとか。

もう既に決めているのではないですかと私が言ったのは、望月市長が、煙は出ません、溶かすんですと言ったんですよ。1,300度です、ごみは余り出ません、そうすると何が出てきますか。灰溶融ではないですか。だから、決めているのではないのと言っているんですよ。それが、今さまざまところで、問題ないとする方は言います、でもあらゆるところで事故が起きて、市民が心配して訴訟が起きたりとか、いろいろな対策を今とらうとしているんです。そういう実態をすべて私は明らかにする必要があるというように思っています。どうでしょうかね。

議長（堀江昭二君） 残り1分なのでまとめてください。

26番（木村建一君） モデル地区で住民説明会、ごみ減量化ということを行いました、掛川市、菊川市のごみ焼却施設を、あなたたち知っていますか。プラスチック類を今度燃やしていいというんですよ、ダイオキシンが出ないから。それから、山梨県の峡北行政組合、これもモデル事業となっています。発泡スチロールも燃やしていいということをやっているんですよ。最新式だから大丈夫だ、ダイオキシン出ませんと言ってやっている実態が、今市長が言われている最新式の施設の実態だということも、きちっとやはり市民に示して、私は、住民合意が必要だと言っているのだから、理解の上で進めていくべきだと思いますが、いかがですか。そういう事故の問題も含めて、説明しますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 事故のことを説明するかということが最後にあるんですけども、それはいろいろありまして、その事故と今回これから考える施設が、関係あるのかどうかよくわかりませんが、ひとつ事故の件につきましては、今衛生センター、修善寺の柏久保でやられているところのストーカ炉について、もしやるならば、あそこのストーカ炉が、そういう大きな事故があったかなかったのか、これは伊豆市の皆さんが一番よくご存じのはずでございます。したがって、今後つくる施設がどういう施設であるのかということが、事故が起きるのか起きないのかということが一番重要になってくるであろうと、このように考えますので。

事故そのものをどうするのか、言えと言っても、ここにも資料がありますので言えないことはないわけですが、それが、今木村議員がおっしゃったところの溶融炉だとか、キルン式だとか、流動床だとかというようなところで起きているわけでございます。それらは、以前の三位一体改革の中で、単純な焼却や直接埋め立ての補助金を廃止するとかというようなことが打ち出された中で出てきたところの溶融ということになるわけございまして、その当時、確かにそういうような炉が非常に爆発的に件数が多かったわけでございます。それらは今どうなっているか、現実どうなっているかというようなことでございまして、その施設をつくらなければならなかった理由があるわけですよ、この三位一体改革の中で。それは、これから最終処分場が全くなくなるであろうという想定の中で溶融をするということござ

います。そうすれば、一つにはセメントの中だとか、それから道路の路盤材だとかというところの利用ができるということができたわけでございます。だから、溶融炉ができてきたわけですが、それらはまた方針が変わっておりますので、最終処分場があるならば、溶融ではなくてもというような方向転換があります。

それから、前にも木村議員もおっしゃったかと思えますけれども、あとの厨芥類のバイオというような補助金も生まれてきておりますので、それらを総合しまして、これから焼却方法についてを検討していくということでございまして、今言われました望月市長がごみを溶かすということもおっしゃいました。それも一つの方法だということもおっしゃいましたので、望月市長のごみを溶かすということだけを言われて、次のそれも一つの方法だということまでお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。だから、そういう大きないろいろなものの処理の方法を検討していきたいと、こういう趣旨でございますので、ご理解をください。

それから、どこをどういうふうに木村議員の質問にお答えしていいかわかりませんが、90トンの炉かということでございますが、これは何トンの炉でもいいと言いますか、要は、伊豆市と伊豆の国市の2万2,000トンのごみをどうやって中間処理をするかです。90トンに私たちはこだわっているわけではなくて、2万2,000トンを365日で割れば60トン炉でいいわけです。60トンを2つ系炉にすれば30トン炉です。3系統にすれば20トン炉が3つです。これでもういいわけです。2万2,000トンが処理できます。今現実的には261日焼却しますので日量84トンです。したがって、いろいろなところでも説明しておりますが、84トンぴったりをつくっていいのか、ごみというのは正月だとか、お盆だとかというところでピークがあります。夏もピークがあります。そういうようなピークを見込む。それからもう一つは、台風22号のときに非常に困ったわけですが、そういうピークのときに燃やせるのも一つは少しは加味する必要があるというようなことの中で、こういう90トン規模と。

それから、今実質的に伊豆市、伊豆の国市で燃やしているものを実質的に日量で見ますと99トン燃やしております、99トン。したがって、木村議員がおっしゃっているように、また伊豆市の市長がいつも言うように、ごみ減量化というようなことをしていけば、市長の答弁にありましたけれども、95%の減量化をしていけば、今の99トンが90トンにもなろうと、これはピークを迎えてもですけれども、そういうようなことも考えられるであろうというようなことで想定をしたと、このように思っていただけだと思います。

それから、安全というようなことでございますけれども、何をもって不安全かと言っていることが私にはわかりませんが、今現実の伊豆市の清掃センターを見てみますと、あの計画は5ナノグラムで計画をされているところでございます。けれども、実際にはどれぐらいで、今の現状の施設で運転ができるかと言いますと、伊豆市のその衛生センターでは0.01ナノグラム等で、実際に測定値がセンターでは出ます。そして、土肥戸田でやっているところでは、0.001から0.000ナノグラムというような数値も出ます。したがって、今衛生センター

で5ナノグラムで計画している、それでも全く安全性が保たれるという施設で今稼働をしております。またそれも柏久保の住民にはすべてダイオキシンの数値を毎年測っておりますので、それらも区長さんを通じてすべての柏久保の皆さんに回覧をしていただいて、了解を得ている。それから、臭気の問題にあっても、区長さんと役員さんに出てきていただいて、これでおいはしませんねということ、毎年役員さんがかわるごとに来ていただいて実測値をしているところがございますので、そういうようなことをもって、これからつくる施設については、もっと安全性が高度になるということになります。

ちょっと余談になって申しわけないですけれども、先ほどバグフィルターの問題が出ました。バグフィルターは、市長が答えているとおりと私も思っております。市長は、99%のダイオキシン類の除去をできると言っております。私もそう思います。99%はどれぐらいの量かと言いますと、24金が99.9%です。99.9%が24金です。バグフィルターが99%ですから、それよりもっと高度なものとしましては、活性炭の吸着塔というような設備があります。それは、99.99%までいきます。それで、なおかつそれでもまだ不安全であると言うならば、その次に触媒をつけます。触媒をつけますと、ダイオキシンが無害化になります。そういうようなものをもって、これからつくる施設は非常に安全であるというようなことを言っております。それをつけるかつけないかは、皆さんとのコンセンサスです。そういうものをつけると、管理費だけで年間5億円以上かかります。

そんなことで質問に答えられればと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 安全性について、私が前言ったことを木村議員がトレースしまして、それを变えるつもりはありません。施設は、人間のつくった構造物はいつか壊れます。したがって、こういう施設は使っていればやはり老朽化が始まります。ですから、壊れないなんて言っておりません、一言も。いろいろな点検マニュアルや、今部長が申し上げたそういうチェックをして維持をしましょうということでございます。その辺を申し添えます。今言ったように、安全だと思えますよ。ダイオキシンは、普通の葉っぱを燃やしても出るんですから。皆さん方の家庭から出るものからだけ出るわけではないんですから、その辺を申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、明日12日、午前9時30分より一般質問を再開いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 5時26分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、11番、古見梅子議員より欠席の届け出が出ておりますので、お知らせをいたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日は、修善寺小学校の6年生の31名の皆さんが傍聴に来ていておりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問

議長（堀江昭二君） きのように引き続き、一般質問を行います。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） 21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。私は、さきに通告してあります2つの質問を市長に答弁を願うものでございます。

まず最初に、伊豆横断道路についてでございます。

前置きとしまして、国家の財政事情を考えると、安倍政権は今、道路特定財源の一般財源化、これは福祉や国債の返済に充てるとの説明ですが、これらの法制化を目指し、国会中で議論が沸騰していることはご承知のとおりでございます。財源化されますと、我々地方には思うような道路財源が得られなくなると疑問視しなくてはなりません。

そこで、本文に入りますが、伊豆横断道路は筏場を通るルートで期成同盟会が設置されていますが、鮎見橋が完成し、県道349号線も伊豆市誕生に伴い合併支援道路として今後改良が促進され、同盟会発足時とは状況が大きく変わってきました。

筏場、矢熊にまたがる峠を拡幅しても、中伊豆側、天城側双方とも、峠に至るまでの道も狭く、交通量の増加や歩行者の安全性に耐えられず、かといって全線拡幅には膨大な事業費がかかり、実行性の乏しい事業になる心配もあります。むしろ峠の危険箇所、待避箇所を改良することが現実的であり、実行性も高いと思いますが、市長の所見を伺うものでございます。

2つ目といたしまして、市民の雇用を守るには。

市内にある有力企業が、経営方針により現所在地より転出を求めていることは、既に行政も承知のとおりであります。この企業は経済産業大臣のISOのライセンス認定工場にもなっています。市内の会社としては貴重な将来性の高い優良企業です。現在までの市の取り組みの状況と、今後も市内存続に対応するについての市長の所見を伺います。

よろしく答弁をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員の伊豆横断道路についてお答えいたします。

昨日これは塩谷議員にもお答えしましたとおり、計画をつくって進めたいと考えております。

なお、部分的な峠の改良ですが、現在の段階では交通量がふえるとは思われないため、改良することは保留としております。

早急に計画をつくり、県と協議をしながら進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の「市民の雇用を守るには」のご質問に対しお答えいたします。

ご質問の市内有力企業の転出の件につきましては、市といたしましても市内に存続していただくよう関係部局で対応をしているところであります。現在までの取り組み状況につきましては、助役を中心に関係部局による協議を行い、工場敷地として可能な候補地の検討を行いまして、10月25日、助役以下関係の職員が会社にお伺いして、取締役執行役員及び事業所長と面談し、市内存続の方向で協力させていただきたい旨、意思を伝えました。

また、企画書の提案につきまして、伊豆市商工会に協力をお願いし、候補地の案を作成し、11月30日に会社に提出いたしました。今後、会社が市内に存続できますよう、議会及び関係者のご協力をお願いする次第であります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 21番、大川議員。

21番（大川 孝君） まず、1番目でございます。

私は、同盟会は立派に機能して活動されていると思います。また、筏場矢熊ルートを決して否定するものではありません。

期成同盟会は、いつ発足し、どこの市町が入っていますか、お尋ねいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、土木部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、答弁いたします。

平成7年に当時の1市4町、現在は伊豆市、伊東市、東伊豆町の2市1町が加盟しております。なお、会長は伊東市長が行っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 21番、大川議員。

21番（大川 孝君） わかりました。

その期成同盟会の中でございますが、4町が合併しまして伊豆市になったわけございま

すが、これは平成7年5月19日ということですから、当然旧町のときの発足になるわけでございまして、当時の旧町は土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の3町が入っていたということで、どういうわけか修善寺町が入っていなかったというようなことでございます。まだまだ同盟会も継続して完成までは存続するわけでございますので、やはり伊豆市になった旧修善寺町の方を入れた役員や声を反映することも大変必要だと思っておりますが、この辺についてはいかが考えますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

旧町でおっしゃられていますけれども、もうきょう現在旧町はなくなりまして伊豆市になりましたので、伊豆市全体として取り組みたいと、そういうふうに思っています。何も旧町で割ってやる必要はないんじゃないかと、こんなふうに思っています。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 当然伊豆市になったんですから、伊豆市全体の中での声を反映するということは、これはもう今言われたように基本でございます。その基本を貫くためにも、やはり修善寺方面の方の声も聞きながら、同盟会に十分反映をして、意見を述べていただきたいと思っております。

そうしまして、この合併特例債というのは今後、伊豆市全体を見回すことが非常に重要で、十分精査されまして、多くの伊豆市民に喜ばれる施策を講じてもらうことを述べまして、この質問を終わります。

それから、2つ目でございますが、この企業は何が原因で転出されましたでしょうか。また、市長さんはその会社のトップの方にもお会いし、いろいろお願いしたこともあるでしょうか。また、市では最近、企画書を出されたようでございますが、どこの候補地を出されたか、差し支えがないようでしたら教えていただきたいと思っております。

よろしく答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 会社の名前、ちょっと固有名詞は差し控えますけれども、中身はよく承知しております。もとは今アピタのあるところにあった会社というふうに承知しておりますし、以前はそのトップの方等も知っていましたが、きょう現在の先ほどご説明しました取締役執行役員及び事業所長あるいはその上のトップの方とは、まだ私は面談をしておりません。助役が中心になって、この件は進めていただいております。最終的に伊豆市に残っていただけということが決まれば、表敬訪問をしたいと思います。

そのほかのご質問の中で、候補地等につきましては、助役から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） 3カ所の件については、まだ現在ちょっとこれは公表しないと思っております。

それから、それ以外に協力者がおりまして、38カ所ほどの候補地を掲げてあります。これは内部資料として持っております、将来このような企業が来ていただける、また、市内の企業が移転するというようなときには、候補地として挙げていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 何が原因で転出されましたかという答えがなかったようでございますけれども、言うなれば、市内で100人以上の社員を抱える企業というのは、そうざらに多くないと思います。やはりこうした企業が市内に存続することは、当然ご承知のように固定資産税を始めあらゆる税収が入り、商業や医療等にも大きくプラスになることでありまして、転出していくということは大きな損失をこうむることにもなります。

もう一つお尋ねですが、この件につきましては、近隣の三島市では大変なラブコール、イコール、すなわち熱心な勧誘をしているようですが、市長はこれらにつきましては知っておるでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 概略は承知しておるつもりでございます。ただ、大変細かい微に入り細に入りまでは、わかっているかと言われると、わかっておりません。

以上です。

21番（大川 孝君） 議長。

議長（堀江昭二君） 3回終わりましたので。

21番（大川 孝君） あと、意見。

議長（堀江昭二君） 終わりましたので。

21番（大川 孝君） 説明。回答は……。

議長（堀江昭二君） 3回質問したもので、終わりましたので。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 次に16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。3件ほど質問いたします。

ねんりんピックについて。

昨年より準備し、実施されたねんりんピック、ゲートボール大会が滞りなく終わり、本当によかったなと思っております。全国より192チーム、1,700人余の参加者がある伊豆市始ま

って以来のビッグイベントで、運営を心配しておりましたが、終わった今、心配することはなかったなと思っております。

私の予想する以上にスムーズに運営され、実施されたと、私は感じております。ウエルネスセンターの職員の皆様には本当にご苦労さまでしたと言いたいところでございます。

責任者としての市長はどのような感想をお持ちですか、お聞かせ願いたい。

管理放棄された建物について。

民間の管理放棄された建物について、6月の定例会にて対策を伺いましたが、担当部局に検討させると答弁をいただきましたが、その後どのような対策ができたか伺いたい。

3番目として、新エネルギービジョン策定委員会について。

伊豆市地域新エネルギービジョン策定委員会が11月10日にできたと新聞報道により知りましたが、どのような会でしょうか。もう少し詳しく教えてください。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの酒井議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、ねんりんピックについてでございますが、このねんりんピックは、伊豆市が合併するときに合併協議会の中でも、協議会のメンバーの中で何とか選手の多いものを誘致しようということでいろんな活動をしまして、結果としてゲートボールが伊豆市に決まって、開催されたということでございます。

合併をして3年、伊豆市で全国から172チーム、総勢1,200名の選手、役員を迎えてのゲートボール交流大会、市民のボランティアを初め多くの関係機関、協力団体の方々やゲートボール協会のご支援・ご協力をいただきまして、盛況のうちに無事終了できましたことを、大変喜ばしく、うれしく感じております。

大会に参加されました選手の皆さんからは、グラウンドコンディションもよく、大変すばらしい大会だとの声も多く聞かれました。先日は県当局からもお褒めの言葉をいただきました。また、大会期間中はゲートボールの選手だけでなく、他の競技の選手も多数伊豆市を訪れたと聞いております。最終的な数字はまだ出ておりませんが、大きな経済効果があったものと考え、ねんりんピックの中で出場選手が最も多いゲートボール交流大会を誘致してよかったと思っております。

2点目の管理放棄された建物についてのお尋ねにお答えします。

市内には、管理所在が明確でなく、管理放棄された建物あるいは事業所が見受けられます。防犯や景観などの観点からすると、好ましい状態とは決して言えませんが、個人または企業所有の財産ということになりますので、これらの施設を包括的に管理、指導するといった対策をとることはできません。

市民や自治会より連絡があった場合には、現地確認、所有者調査を行い、現況を所有者に

文書通知するとともに、危険回避等の処理をしていただくようお願いをしておりますが、所有者の理解とご協力が得られない限り、市としても有効的な対策を講じることができない現状であります。

今後、所有者の理解とご協力が得られるよう努力してまいりたいと考えます。

続きまして、3点目の新エネルギービジョン策定委員会につきまして、伊豆市地域新エネルギービジョン策定委員会を、地球温暖化の防止や地域エネルギーの確保等伊豆市における新エネルギーの導入及びその利用促進について将来計画を策定するため設置したもので、去る10月10日に第1回の委員会を開催いたしました。

本委員会は、15名の委員と2名のオブザーバーにより組織し、本年度4回の委員会と現地視察研修を開催し、伊豆市地域新エネルギービジョンを策定してまいる所存であります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 再質問をさせていただきます。

まず、ねんりんピックですけれども、全国より1,700余名の選手に伊豆市にお越し願ったわけですが、選手は家に帰り、友達に、家族に、また、まちの広報に載ったかもしれません。伊豆のことが話題になったと思っております。大勢の国民が伊豆市のことを知ったと思います。しかし、これも時間がたてば、やがて忘れられていくことだと思えます。

交流人口の増加を考えるに当たり、市のお金を使わないで観光のお客さんをふやす、何かここにヒントがあるような気がします。反省会も開いたと思えますが、どのような問題点がありましたか。話題になったのか、お伺いします。市長のお考えをお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、観光経済部参事に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） この問題点等につきましてでございますけれども、まだそれを集約してございませんので、集約ができましたら後ほど報告させていただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） まだ反省会をしていないというようなことですが、世はスピードの時代です。次のイベントがもう待っているわけですよ、いろいろ。次のイベントをさらに成功させるためには、また、職員のキャリアアップ、ステージアップとしての絶好の研修の場とも私は思います。そのために反省会は必要です。なるべく早くやってください。

また、反省会をしたならば、資料、また予算書と損益決算書を含めてのコピーを、ぜひ私も参考にしたいと思えますので、いただきたいと思えます。よろしくお伺いします。

また、これだけのビッグイベントを成功させたんですから、この計画を生かし、交流人口

の増加を安定的に図るために、来年度からぜひ全日本ゲートボール選抜記念大会等の計画をしたらどうでしょう。市長のお考えをお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 来年度から新たに全日本ゲートボール大会を伊豆市で開催と、大変いいご発案だと思います。

ただ、今回のねんりんピックでも、大変職員は一生懸命やってくれたと私は評価しているわけです。ねんりんピックの始まる前と後で大分日焼けの度が違ったような職員も何人か見えました。ということをもって、ここでもう少し検討をさせていただきたいなと思います。そういうことで大分労力がかかっていますし、予算もどうなるかということを経査して、やるかやらないかは検討させていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 次に管理放棄建物について再質問をいたします。

何かまだ前回とほとんど進んでいないような感じです。ぜひ真剣に考えてほしいです。

法的に市が入っていくのはなかなか難しい。それは私も承知しております。しかし、自然が売り物の当市の観光です。きれいにするには、職員全体でぶつかれば何か方策があると、私は考えております。

過日の市の東地区の万天の湯の問題では、県の職員の対応には私は感激しました。休日に家族でスカイラインヘドライブに来たと。自分の手がけた施設をちょっと気になったから見に行ったというようなことを、私は聞いております。日曜日に、しかも自分の手がけた仕事を、確かに近くに来れば気になると思いますけれども、家族と一緒にお風呂に入ろうと思ったのかよくわかりませんが、そういう気持ちです。

私どもの市の職員も全市から庁舎に朝晩通っているわけです。ちょっと横を見れば、あっ、おかしい建物があるな、あるいは、あそこら辺が倒れているとか、いろいろ気になると思うんですね。そういうときに、何かメモする建物管理カードなるものがあるかどうか知りませんが、あるいは建物管理でもそうですし、猫の死骸があってもそうです。2日、3日、猫の死骸があって、粉々になるまであるなんていうことを、よく私は見ます。市の職員の皆さんも気がついていることがあるかと思いますが、そういうことに気を配ることが、非常に私はお客様が気持ちよく遊んで帰っていただけることじゃないかなということも考えております。

ぜひ建物管理カードみたいなものをつくり、職員が毎日二、三枚ずつ持って通勤するとか、遊びに行くときにも、ちょこっと持って歩くとかいうふうなことは、今からでもできるような気がします。そして、リストを1つずつ積み上げていき、一本一本これはどうするかというようなことを全員で考えれば、何かが出てくるんじゃないかと思っています。

そんなことを私は最近考えますが、どうでしょう、市長、お考えをお聞きしたいですけれ

ども。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） そうですね、よく目配り、気配り、心配りと言われます。そういう心がけでということは、いろんな会議等で申し上げているつもりですけれども、まだまだ足りないところもあるのかなというふうに思います。

まず、もう一回そういう話をみんなにして、これは、その目配り、気配り、心配りをやれという命令はできないので、やはりそういう感性を磨くような指導をしてみたいと、そういうふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 先月でしたか、ある議員の人と、この周辺、南地区ですけれども、市有財産を見させていただきました。びっくりしました。財産の中に廃墟と化した建物が散見されたからであります。

先ほどは民間のことを言いましたが、市有財産の中にも何棟かあるんじゃないのかなというように感じております。私は市有財産のリストを見せてくださいと担当部課に行きましたが、一覧表みたいなものはありませんでした。本当ですかと聞きましたところ、全部ありませんと。全部管理しているところは恐らくないんじゃないかなというようなことを言っておりました。

ぜひ、合併を機にそのままになっているかと思いますが、その課に行けば、市の財産がどのくらいあるのか、あるいは放棄した建物がどのくらいあるのか、壊さなきゃならない建物がどのくらいあるのかというようなことも、しなければいけないと思います。

現在、市では、もう使って、壊す予定だというような建物が何棟くらいあるんですか。また、いつごろまでに解体したいと考えているのか。美しい景観を取り戻す予定であるのか。以上、市長の所見を伺いまして、次の質問に移りますけれども。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、企画部長より答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市有地上の未利用建物についてのみ、ちょっとご説明させていただきます。

市有地に市の未利用建物があるというものは、皆さんもご存じかと思いますが、船原ホテルの寮、それから土肥の元県職員住宅。それから、市有地に未利用の民間建物があるというものもございます。これは、土肥のふじみ荘前にある店舗、それから民間住宅。それから、市有地に市以外の未利用官有建物がある。これは、土肥の土木事務所の土肥支所の職員住宅。

ただ、これは非常に施設としては新しいというものでございます。それから、市有地上に市有以外の官有建物があるもの。これが土肥高校の教職員住宅、それから伊豆森林管理署、これは原保にございます官舎、それから警察の白岩官舎、これらが現状としてはございます。

伊豆市としまして、今申し上げましたうちの6カ所程度のものについては今後解体するという考え方を持っております。予算上の問題になりますが、できれば19年度にある程度の予算の中で、これらのものを順次解体していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 新エネルギーについて質問いたします。

現在、西天城高原にある県のバイオマス発電施設と、先ごろ、たしか市長が会長になっていると思いますが、伊豆市、東伊豆町、河津町、西伊豆町の1市3町の県によるエネルギー導入策の検討会議、関連しましてこの2つがあるような気がしますが、それとどういうふうに関連しているのか、また、いないのか、市長に伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 今、議員のおっしゃった河津町と西伊豆町、伊豆市との会議はまだ開かれておりません。まず、その準備状況について企画部から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 酒井議員のおっしゃられた内容というのは、1市3町のエコタウン計画のことだと思います。これにつきましては、もう計画策定されまして、現在その進捗をどうするかというところの議論はなされております。

今回のご質問にあります伊豆市独自のエネルギー対策の委員会として、これは先ほど市長が申し上げましたようにビジョン策定をしております。伊豆市独自としてのビジョンを策定しているというものでございます。

これにつきましては、先ほど言うように15名の委員さん、それとオブザーバーといたしまして、それ以外に経済産業省の関東経済産業局の方の出席、それから独立行政法人であります新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOですね、これらの方々の協力をいただきまして、現在、伊豆市独自のいわゆる新エネルギー、こういったものをどうしていったらいいか。あるいは、その計画を策定して、今後の進め方をどうしていくか。こういったところまで踏み込んで議論をしていただいているという状況でございます。

議長（堀江昭二君） 16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） それでは、西天城高原にある県のバイオ施設と1市3町の組織とは全然別のものであるということでございますね。

それから新エネルギーとは、風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱、植物よりのエネルギー、バイオエネルギー等があるようですが、その中でコスト面では、現在はなくなってい

ると思いますが、当市では過去に水力発電所がありました。過去にはコストを計算するために当たり、炭酸ガスの発生を考えませんでしたので、コストが合わないということになったと思いますが、現在におきましては、炭酸ガスもコストに入るような気がいたします。考え直してもいいんじゃないかと私は考えますが、東京電力さんでは京都議定書により、砂漠に木を植えたり、あるいは炭酸ガスの排出権を買ったりしているようです。東電さんといっしょにそのような話題をしたらどうかなと、私は思うわけでありませう。

ちょうど来年からですか、環境省では、地球温暖化防止のために市町村単位で排出削減事業を計画しているようです。また、これはコンペで表彰もあるようです。この水力発電が対象になっているかどうかということは、私はわかりませんが、ぜひ応募して、いい成績をとって、伊豆市の名前を上げたらどうかなというようなことを私は考えました。市長のお考えを聞き、私の質問を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 新エネルギー、逆に言いますと、今、酒井議員のおっしゃった自然エネルギーですね。今現在、日本の電力の発生は、主なものは火力、それから水力、原子力、これが三本柱になっております。そのほかに、今おっしゃったバイオや風力、それからソーラー、それから小水力というのが出てきました。そういうものを使って地球温暖化防止、あるいは京都議定書に基づいて、ちょっと記憶ですが、こういう自然に、地球環境に優しいエネルギーを、2000何年だったですかね、10%ぐらいは使おうという国の方針が出ているわけでございます。

そういう点から見ますと、我が伊豆市は、まず日当たりがいいということでソーラーなんかはいいんじゃないかと。これは既に太陽光発電というのが各家庭でつけられているところがあります。かつてはN E D O、自然エネルギーの開発機構から補助金が出ましたけれども、今は本体が安くなりましたので補助金がなくなりました。

その次が風力でございます。東伊豆町では大分やっているようですが、先般、伊豆市内の某ゴルフ場と言ってよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、そこで風力の計画が約1年ちょっと前にされました。しかし、国立公園の関係から、山の頂上の方へ計画したんですけども、もうちょっと山の下の方へ少し計画をおろせというような、環境庁からの指示があったということで、そこで1年間風の調査をしたんですけども、つい先月ぐらい報告がありました。やったけれども、ちょっと風が足りない。ちょっとじゃなくて大分足りないということで、あきらめざるを得ないという報告を受けて、大変残念に思っています。

もうちょっと上の方、あるいは、おっしゃるように西天城の方ですね、あの辺は西風が当たって風力としては適地かなと思っておりますけれども、いろんな国立公園や防風林等々の関係で、それをよけてつくらなければならない。工事をするのも、大分大型の重機を入れなければならないので、道路等の関係もあるというようなことでございます。

しかしながら、この伊豆のすばらしい自然環境を保つためには、やはりそういうものは必要であると、私は前々から思っております。

また、ご承知のように、この伊豆半島は東京電力管内の一番末端の方でありまして、主な電力は柏崎の原子力から来ているというふうになっております。何か大きな災害等がありますと、ブラックアウトといいますか、全域が停電になる可能性もなきにしもあらずというようなことで、その場合には、全体が停電の状態にはなりませんけれども、一部災害復旧のための小電力というのは十分価値があるんじゃないか。連絡用の電力等々でニュースを聞くラジオの電力等、テレビの電力等にはなり得るんじゃないかと、そんなふう考えています。

したがって、まだ全然あきらめているわけじゃなくて、少し長スパンで取り組んで可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「水力発電の関係は」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） 先ほど申し上げました小水力、伊豆市内の、これは民間の方が、昔やっていたものをもう一回やって出たというような新聞記事があったかと思えます。伊豆市は、やはりそういう大きなダムの上には恵まれていないと思えますけれども、小水力のところは幾つもあるんじゃないかなと思えます。

これは、ほとんど従来の技術でできるので、むしろ我々自治体がやるよりも、どなたかNPOとかそういうところが立ち上がってくればありがたいなと思うわけです。ぜひ、きょうは傍聴に来ている小学生の方も、自然エネルギーに関心を持ってやっていただきたいなと、そんなふう思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで16番、酒井議員の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 次に22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。教育長に対しての質問は、昨日多くの議員に対しての答弁、それによりまして答えが出切ったと思っておりますので、それは取り下げさせていただきます。吉田町入札改革に学ぶということで、市長にのみ質問させていただきますので、よろしく願います。

吉田町入札改革に学ぶ。

発注側と受注者側との間に癒着を生じさせない。また、一定条件が整えば、だれでも入札へ参加でき、特定の業者のための公共事業とさせない。この2つの目的のために、吉田町町長は入札改革に取り組みました。先日も、中田横浜市長がテレビの中で「一般競争入札を導入したが、嫌がらせの電話やメールが後を絶たない」と言っておりましたが、吉田町も同様のようです。しかし、当初の2つの目的は達成でき、なおかつ競争原理が働き、落札率も低

下し、町民にとってはよい結果が出ているとのことでした。

談合列島と称されるほど官製談合による腐敗ニュースは後を絶ちません。談合必要悪の時代は完全に終わりにさせなければなりません。研修に企画部長も同行したことは市長の改革姿勢のあらわれだと評価いたしますが、改めて全国的な公共事業に群がる談合事件を市長はどのようにとらえているのか、また、伊豆市の入札制度改革確立への意欲をどのようにもたれているのか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの三須重治議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

昨日も、いわゆる官製談合といいますか談合行為、刑法に規定される談合行為についてご議論があったわけですが、新聞あるいはテレビ等で官製談合について最近幾つか取り上げられている。そういう事実があったとすると、私は大変残念だと思っております。

議員ご提案の吉田町の入札制度についてですが、報告を受けました。吉田町の制度が有効かどうかということについては、抽せんによる入札参加者の決定と受注意欲という問題をどう考えるかということかなと思っております。

入札参加機会の件ですが、市内業者については、原則的に条件が合えば全社指名の方向で入札に参加されており、特定業者のための公共工事をさせないことにも配慮をしております。しかし、入札における競争性の確保推進の考えと同時に、受注意思の尊重ということについて考慮すると、指名競争だけでは適当ではないというように考えております。

同時に、的確な工事施工にも配慮しなければなりません。このため平成19年度、20年度の競争入札参加申請にあわせ、事業者の格付の見直し、公募による受注希望の反映などについて、制度の見直しを行う方向で現在準備を進めております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 22番、三須議員。

22番（三須重治君） 19年度、20年度に向けて準備を進めているということで、大変ありがたい、その方向に行っていただくことが一番いいと思っております。

ただ、やはりきのうもそちらの席から、伊豆市に問題となるような入札を行っていないという答弁でしたが、そちらの席に座っていて問題があるという発言は絶対にできないということは私も十分理解しますが、やはり私は問題が伊豆市の中にも、挙げていくと切りがありませんが、大きくあると思っておりますので、ぜひ早急に、今、市長が申された計画に対して実行性のあるものを、また途中で進捗状況なども我々議会の方へと提示していただきながら、ぜひ一日も早く実行していただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質問を終了します。

これで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤 章 君

議長（堀江昭二君） 7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章。私は、田方消防南署の庁舎建設について市長の見解をお聞きしたいと思います。

中伊豆、湯ヶ島、修善寺の3支署が統合されて南署としての機能を最大限発揮するには、周辺道路の整備が必要不可欠であり、特に宿泊客もいて人口密度の高い修善寺温泉場方面の出動には、市道32190号線 日向大平線ですね の供用開始が庁舎完成と同時でなければならぬと考えます。

市道32190号線と県道349号線の現在の進捗状況を市長にお伺いいたします。よろしく願います。

議長（堀江昭二君） ただいまの加藤議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員の田方消防南署庁舎建設についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市道32190号線の進捗状況につきましては、平成16年度より事業着手し、現在鋭意進めているところでございます。

現在、平成17年度に一部用地買収を行い、狩野川に橋をかけるための橋脚が完成しております。平成18年度に事業の計画の見直しを行いまして、のり面部分の追加買収及び滝沢川の工事を発注するとともに、道路工の盛り土を12月中旬に発注の予定でございます。

国土交通省の残土が工事の進捗の支障になっており、現在調整中であります。また、地権者2名の同意が現在得られていないため、橋梁部分に手をつけることができない状態ですが、事業完成年度を平成21年度として完成を目指しております。

続きまして、2点目の県道修善寺天城湯ヶ島線の進捗につきましては、現在、田方消防南署ができる付近の拡幅工事を行っております。全体の道路ルートが固まり、地権者の立ち会いをいただきまして用地買収面積が確定いたしましたので、12月に入り、地権者、約70名ほどですが、用地提供のお願いを一人一人に伺っております。

合併支援の道路になりますので、これが平成20年度が終了のため、それまでに完成させることで進めております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 7番、加藤議員。

7番（加藤 章君） 再質問させていただきます。

今、市長からるる説明を聞いたんですが、心配するのは、今、市長は大平日向線の、いわゆる市道ですね、それが平成21年度の完成というご答弁をいただきましたが、消防署の庁舎の建設が私の聞いている範囲では平成20年4月ということになっていますので、先ほど私が述べましたように庁舎ができて、いわゆる修善寺の温泉場の方へ行く救急車があつた橋を渡れないとなると、非常に統合したメリットはなくなるのではないかなと、そういうことを危惧しております。

だから私は、庁舎の完成と同時にアクセスの道路が全部供用できるようにというのが理想だと思いますが、市長のお考えはいかがでしょう。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 議員のおっしゃるように、そういう同時にできることが理想かなと思いますが、理想を追いかけると、だんだんおくれおくれになります。

現在もう既に南署につきましては、田方消防の方で設計を発注し、建設業者も近々入札にかけるといふふうになっておりますし、予算措置もするというので、やはりできるときにつくっておかないと、できるものもできなくなるという懸念もございますし、今申し上げましたように同時が一番理想でございますが、1年間ちょっと道の方が当初計画よりずれるということ、その辺は消防としてもどう対処するかということを検討してもらっております。現状の1年差でご理解をいただきたいと思うわけでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 7番、加藤議員。

7番（加藤 章君） 今、市長のお考えを聞きましたが、市長は、この権限は一応伊豆市議会では答弁する範疇に入っていますが、最終的には今の函南町の芹沢町長が最終的な判断を下すと思いますが、平成16年度ごろの出動が大体年間3支署で1,300件ぐらいじゃないかなと私は記憶しております。そうなりまして、道路ができないで庁舎ができて、救急活動に支障があるならば、庁舎の建設を1年間ずらしたらどうか。

というのは、もう用地は買収して、庁舎の用地は基礎工事をやっていますので、建設さえ1年延ばせば、今の3支署の機能がそのまま道路ができるまで使えるということ、より効率的な救急活動ができるのではないかなと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁求めますか。

7番（加藤 章君） 求めます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 南署の建設をおくらせるということですが、これは消防署の方で最終の決定をすることになるかと思いますが、私はやっぱり1年おくらせると何が起きるかわ

からないというか、物価も高騰するかもしれないし、あるいはいろんな不確定要素があると思いますし、その1年間を何とか対応していただいて、つくった方がいいんじゃないかと私は思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで7番、加藤議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

1、面積、人口等が大きな条件で決まる現制度の交付税にどのように対応するつもりか。広い面積に少ない人口で構成されている伊豆市の交付税について伺います。

三位一体の改革の中、国の方針の意義を正しく理解し、その意に沿った自主財源確保による地域活性化を図ることが大切な作業です。面積が条件であることについては、再合併しかふやす方法はありません。

人口については、市のあり方でふやすことが可能と考えられますが、大きな期待はかけられません。広い面積ということは、交付税は多くても、学校を初め多くの施設が必要とされ、そのため多くの交付金が配分されています。この考えに反して、財政難を理由に施設の統合を進めると、日常生活に大きな障害が出ます。

交付金、補助金削減で、合併をしたばかりの市町村の多くが再合併を望んでいます。伊豆市において、財政健全化のためとしても、市民に対する補助金削減は市民サービスの低下につながり、好評とはとても言えません。交付金に頼る伊豆市の将来はどのようになっていくとお考えか、伺います。

2、下水道に一般会計からの10億円繰り出しについて伺います。

特別会計は一般会計からの助成なしで賄うべきだと考えますが、土木費の一般会計の都市計画費の5目から下水道費が繰り出されています。

下水道の事業の助成分が交付金として還元され、それを繰り返すというなら理解できます。そのままに受け取ると、10億円近い金額を一般会計で助成しているように思えます。一般会計で助成しているのか、それとも下水道事業助成金としての還元の交付金なのか、伺います。

3番、行政が約束を守ることは、民主政治の基本ではないか。

1、火葬場の建設に当たり、地元の賛成条件に協力金についての約束があったのであれば、それを守る必要があります。

多額の要求をしてくるのは当たり前で、市長が財政を理由に両地区に対し1,000万円で話し合いを進めていることに対しては理解できます。社会生活をしていく上で、歓迎されない施設の受け入れについて、地元の世話役は大変苦勞します。このような問題において、公共の福祉を盾に強制力による解決は不可能に近いし、また解決は長い時間を要します。暗黙の

了解の中、土地問題が解決され、建設に進んでいるとき、明文化されていなくても暗黙の契約が成立しているものと考えられます。

このような後に問題を先送りにした債権、債務の片務契約は、これを守ってもらわなければ、建設に協力した世話人たちの立場はありません。要求を事前に否定しなければ、それなりの協力金の支払いをしなければ債務不履行となるし、これからの歓迎されない施設の建設に大きな問題を残すと思われませんが、どのように考えるか伺います。

2つ目、ふじみ荘の跡地について、廃業のときは更地にするということで5,000万円を残す約束がありました。この約束を無視し、残り約7,000万円を他に流用したため、廃墟が残りました。更地でよく考えてという地元の要望をなぜ受け入れないのか、伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの関議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 関議員のご質問にお答えいたします。

面積、人口等が大きな条件で決まる現制度の交付税にどのように対応するつもりかというご質問ですが、これは今、国の方でいろんな議論がされている新交付税についてのご質問と受け取っていますが、まだこの新交付税については国の方で議論中で、決まったというふうには認識しておりません。ただ、やはり人口と面積の割合ということがいろいろ言われてきて、10対1というような数字も出ているようでございます。

広い面積が交付税を多くするというような考えですが、必ずしもそうなるかなということにはちょっと思っております。やはり宅地や農地など、可住地の面積の多い方が有利になるかなという試算も出ております。

伊豆市の将来については、合併後10年を経過する平成26年になりますと、それ以降は、いわゆる交付税の合併算定替えの適用が段階的に縮小されるため、平成26年度までに施設統廃合を進める必要がありますし、職員の削減や民営化なども進めていく必要があると考えております。

また、合併した市町村の多くが再合併を望んでいるとのことですが、これは伊豆市にとってどうするかということは、今後議論をしていくことだろうと思っております。ご承知のように合併した伊豆市として次の合併をする枠組み等もありませんし、まだ白紙の状態だろうと思っております。これからの議論だろうと、そんなふうに認識しております。

次に、大きな2点目の一般会計から下水道会計に対する10億円の繰り出しですが、特別会計については、収入、経費を一般会計と区分して行う会計でありまして、企業的な考え方からすれば独立採算ということになるかなと思っておりますが、特別会計の中には一般会計からの繰り入れを財源とする場合もあります。

下水道事業の場合につきましては、雨水流入なども考慮されることから、補助金とは別に下水道事業債の元利償還金について、公費負担として交付税算入が考えられてきました。こ

の分について、平成18年度について算定しますと、元利償還金 8 億272万円に対して 3 億 6,122万円が算入されたこととなります。

本来ですと、この部分について繰り出しがなされるわけですが、河川環境の改善対策としての下水道推進という考え方から、実質的な不足額に対して繰り出しが行われております。こうした繰り出しは、地方債の同意基準であります実質公債費比率に影響するもので、決して好ましいものではありませんが、やむを得ない処理と考えております。

続きまして、3点目の行政が約束を守ることは民主主義の基本ではないかとのご質問にお答えいたします。

まず、その中の1番目の新火葬場の整備事業につきまして、ご承知のとおり関係地区の役員、区民、また地元議員さんなど、多くの関係者のご理解とご協力により、事業を推進しておるところでございます。

さて、ご質問の火葬場建設に当たり、地元との約束を守る必要があるということですが、この事業を始めるに当たって、関係地区から事業協力に対する協力金の交付等の要望書が提出されております。

市では、この要望を受けまして、今後の建設段階において解決できるものや、現行の制度、また財政状況において対応可能なものについて検討し、関係地区のご理解とご協力により現在の状況に至っていると認識しております。

しかし、ご質問の協力金の交付に係る要望につきましては、過去に同様の施設整備において交付された事例もございますが、この交付は超法規的な取り扱いと思われることや、昨今の行財政を取り巻く環境が大変厳しいことなどを勸案し、今後、市議会の議決が得られた場合ということを申し添えての回答をしております。さきに申し上げたとおり、ご理解いただいているところでございます。

したがって、火葬場は迷惑施設あるいは嫌悪施設ととられがちの中で、この建設及び運営等を円滑に実施するためには、許せる範囲内において、関係する地区からの要望にこたえるべき責任もあると考え、本議会の補正予算にこの協力金の交付を計上させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

なお、承認後の交付ですが、その用途等について制約を付すと同時に、真に関係区で有効使用がされるよう協定書を取り交わした上で、支払いをする予定でございます。

次に、2番目のふじみ荘の跡地の件についてお答えいたします。

何か土肥町時代の約束があるということですが、私は引き継ぎもしておりませんし、そのような約束があるということは聞いておりません。また、更地でよく考えてという地元の要望をなぜ受け入れないかということですが、これは平成17年9月、売却の方針について議会全協に諮り、売却募集を行った経緯がございます。

市といたしましては、地元雇用、地元消費といった地元還元を念頭に、また、法人税や固定資産税といった税収増にもつながる事業者への売却方針で今後も進めたいと考えておりま

す。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 何を根拠に財政難というのかという質問を前回しました。今回、交付税について伺っています。

三位一体で苦しくなったと言いますが、合併が行われた後、10年間は合併算定替えによって合併しなかった場合と同様に地方交付税の算定を行うとされています。その後、5年間は激減緩和措置を行うことと地方債の元利償還金の一部を基準財政需要額に算定できることは、このままだと地方交付税が将来的に縮小されると懸念する市町村を合併に向かわせた要因となっています。

伊豆市において、17年度の決算額で交付税は約50億円、18年度の第3回の補正で、やはり同じぐらいの額の約50億円となっています。それで、質問。

地方交付税は、大まかにおいてこのような額が続き、当分の間、減額されないのではないかと。

2つ目、18年度の第3回の補正で特別交付税として2億6,700万円補正されています。前年度比41.1%減で、補正の額は1億4,983万8,000円で12月4日に交付されています。この補正值は、国の計算に問題があるのか、伊豆市の推定に誤りがあったのか。2億6,700万円の補正の根拠について伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 伊豆市の財政にご心配いただきまして、大変ありがとうございます。本件につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、交付税の関係でございますが、これは17年の決算をちょっと見ていただくとおわかりだと思いますが、交付税算定のために基準財政需要額、それから基準財政収入額というものがございます。基準財政需要額というのは、いわゆる伊豆市として必要な標準的な費用ですね、これを言っております。ちなみに、ちょっと金額的に申し上げますと、基準財政需要額が77億円ほどございます。それから、基準財政収入額47億円、48億円ぐらいございますが、この差が30億円ございます。

この30億円に対して、平成17年度に伊豆市が普通交付税としていただいているのが44億円でございます。いわゆる財政収入額と需要額の差を基本的にいただいているわけですが、本来的に単純計算しますと30億円がいいわけですが、しかし、合併特例において、この14億円近くが余計に入っている。いわゆる旧町単位での試算をしていただいておりますので、これが44億円入っている。14億円ほど余計に入っているということでございます。

これが平成26年度以降、今、関議員がおっしゃられたように、段階的に減っていくという

形になります。そうしますと、伊豆市のように非常に厳しい財政、要するに財政規模、いわゆる標準財政規模が100億円程度と見込んでおりますが、そういった市町村において、この額、13億円、14億円が減りますと、非常に厳しいというのは当然のことなわけです。

ですので、我々財政担当の方としては、将来に備えて、こういったものに対応するために、1つは職員の削減であるとか、あるいは施設の統廃合、それから業務の縮小、いわゆる民営化もひっくるめてですが、そういったことを進めていかなければ大変な事態になるんじゃないかということを考えているということでございます。

それから、もう一点の補正予算における26億円の根拠でございます。

〔「2億6,000万円」と言う人あり〕

企画部長（渡邊玉次君） すみません、2億6,000万円。これにつきましては、特別交付金でございます。ですので、前回の議案説明のときに申し上げましたけれども、普通交付税は94%、残りの6%を特別交付金でいただくというシステムがございまして、ただ、これは、その6%の上限というのは、国のさじかげんも実はあるわけですが、基本的にはその6%部分がある程度確定してきたということから、この補正をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 2億6,700万円の補正と載ってきましたけれども、実際、新聞に載っているのを見ると、1億4,983万8,000円というようなことになっておりますけれども、これ、大分違った数字ではないかと思うわけです。

それで、再々質問をさせていただきます。

合併したばかりで大きな減額のないにもかかわらず財政難と言っているわけですが、今は財政の立て直せる時期だと思えます。函南の一般会計は伊豆市の3分の2の100億円です。函南との大きな差は人件費と交付税です。人件費の削減については、伊豆市はやれば削減できる余裕があるという期待ができます。交付税については、不交付団体を目指すわけですが、それは財政基盤の強化が必要です。交付税に頼らない理想的な伊豆市になるために、どのようなことを実行するつもりか。交付税頼りの行政では続かないと思うが、以上のことを再々質問します。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 現状から見て、交付税に頼らない財政運営というのは、大変、大変、大変難しいと思っております。

本件については、企画部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 関議員さんのおっしゃられている内容が、ちょっとわからない点

が1点ございます。

今、職員の削減というお話をしたわけですが、職員を削減していった場合に、当然施設も削減しなければ、これはやっていけないわけです。ですから、ご質問にありましたように統廃合をしないで施設をそのままにするということは、当然職員も多く必要だという逆の論理もあるわけです。

ですから、職員を先ほども言いましたように削減して、なおかつ施設の統廃合もして、それから業務の縮小、こういったこともしていかなければ行政改革はできないし、今、市長が言いましたように、交付税の頭はある程度決まってくるわけです。財政規模も決まっているわけですので、その辺をご理解いただかないと、なかなかこの議論はかみ合わないかというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 2番目に移らせていただきます。

一般会計から下水道特別会計に9億4,721万5,000円繰り出されています。昨年は9億8,877万2,000円でした。これは大切な事業で、一般会計からの助成がなければ受益者の負担が大変です。だからといって一般会計に頼り過ぎでは特別会計の意味がありません。

土肥地域において、主なところは早期に着工し、完成し、今やれば100億円かかるのを50億円で上がったとされています。建設事業と並行して接続され、分担金、使用料で埋め合わせていくわけですが、一般会計から9億8,877万2,000円、市債は2億960万円、国庫支出金1億4,355万円、これだけで13億4,192万2,000円です。しかし、大まかな自力歳入は、使用料、分担金の3億1,800万円しかありません。

多くの資産を持ち、また、ふえ続ける下水道事業において、1つ、投資した現在の資産は幾らなのか。また、負債総額は幾らなのか提示してください。

2つ目、17年度の決算書について何うが、公債費8億1,140万円、内訳で元金4億8,020万円、利子3億2,970万円。8億1,140万円の公債費の2分の1、約4億570万円が償還金とすると、5億8,300万円という大金が下水道と何ら関係のない一般会計の一般財源から繰り出されていると思うが、伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 元利償還と、それから交付税算入された金額については、先ほど市長が答弁したとおり償還金が8億272万円、それから交付税で算入されたものが3億6,122万円。これがなぜ半分じゃないかというのは、実は下水道の場合は45%が基本なんです。さらに理論償還という償還方法でございますので、必ずしもその8億272万円に対して45%が

来るとは限らないわけです。毎年これは振れます。ですから、先ほど言ったように3億6,122万円という返還になるということでございます。

それから、投資資産と負債総額ということでございますが、これは企業会計をとっていません。いわゆる特別会計方式ですので、どういう意味でその額を出せと言われるのかちょっとわかりませんが、下水道課の方とも協議いたしまして、出せるものがあればお出ししますが……

〔発言する人あり〕

企画部長（渡邊玉次君） よろしいですか。じゃ、私の後、下水道部長の方をお願いします。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） この後の小森議員さんの質問に、今までの投資額ということをお問われております。ここで数字を持っております。

18年4月1日ですから17年度までの旧4町の総事業費でございますが、335億7,000万円となっております。うち地方債が132億6,000万円という数字となっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 今の問題、もう一回質問させていただきます。

大きな繰り出しがされているわけですが、この繰り出しが妥当な金額なのか。それとも、受益者負担を増して、その分市民サービスに向け、不平の解消に向けたらどうだろうか、そういうふうに考えるわけですがけれども、この一般会計で繰り出している銭の中がね、日本じゅうでやって、みんながそれくらい出した方がいいという妥当な数字なのか、それとも接続をさせるために多くの負担をしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 上下水道部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 一般会計からの繰り出しが妥当かどうかということでございますが、我々は下水道の事業の推進を職務として担っておるわけでございます。当然、財政が厳しいということは私も職員もすべて承知の上で事業を進めております。こんな関係から、その妥当であるかということは、何に対して妥当であるかどうかということはちょっとわかりませんが、確かに下水道は受益者が恩恵を被ります。

しかしながら、公共用水域の環境整備とか、その地域住民にもたらす影響というものも当然考えられると思いますので、どういう尺度でそれが妥当かどうかということは、ちょっと今、考えとして持ち合わせてございません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） じゃ、3番目に移らせていただきます。

3番目の1については、市長の答弁で納得いたします。2番目について伺います。

財産として保有し、よく考えて、地域の活性化のため、伊豆市の活性化に活用するか。また、更地で丸山公園の一部として公園として使用するか。いろいろな選択余地があると思われます。

何回も言いますが、更地にする能力のない持ち主が売却する場合は、廃墟をそのままにし、低価格の取引になるが、ふじみ荘はそうにならないように解体費として5,000万円を残す約束があった。これは明文化されていなくても約束は約束です。土肥の伊豆市職員の幹部は、本当はみんな承知していると思います。合併したばかりというのに、有効利用で活性化を図るのでなく売却により歳入をふやそうと図ろうとしているなら、大きな間違いではないか。まあ、そんなようなことはないと思いますが。市が努力をしてもどうにもならず、公有財産の売却によるしかないときまで、大事なところは買ってまで将来に備えるべきだと思います。

解体費にと残した7,000万円弱の残金を他に繰り入れたため、使うべき解体費がなく、坪4万円少しというべらぼうな値段を鑑定した。近隣の評価額12万円にいろいろな条件をつけて4万円になったと鑑定したが、いろいろな条件のもとに売却された近隣の値段が12万円だったと思います。県が示した宿舎の続き地です。公の土地を低価格で処分すると、固定資産を主財源とする市税に影響が出ます。土地の評価額を高めるように市はしむけなければならないと思います。地価が上がるということは、財産の処分に関係なく、個人でも資産の増加につながり、市税もふえます。

この事件は終わり、次に移るわけですが、高値売却は高層マンションしかありません。マンションは15階建ての既存で、眺望が絶たれ、また新たに建設されたのでは住民は迷惑します。売却は小細工をしなければいつでもできます。マンションの建設ですんなりいくとはとても思えません。隣のマンションは1億円の保証金を八木沢に支払い、協力金を毎年40万円払っています。しかも、何年も交渉にかかった経緯があります。ごたごたを起こす源をつくる必要はないのではないかと。更地で置き、時間をかけて良策を考えるべきだと思うが、伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 口頭でも約束があるから守れというのは、ちょっと私は理解できません。それが通るとすると、多分伊豆市議会は崩壊すると思います。したがって、この約束があるとは、現状においては、私は到底認めることはできません。

それから、ふじみ荘の跡の売却ということは、先ほども申し上げましたとおり、全協に諮って方針を決めたわけですが、その後いろんなご意見があつて、ほとんど買おうと言っていた業者が、そういう意見が分かれているところではなかなか事業が進めにくいということで取り下げをされたという経緯がありますが、現在のところ売却の方針であります。

先ほど法人税、固定資産税といった収入増について申しました。少なくとも確実に収入増になるということが、やはり行政としてはやっていくことだろうと思いますし、また、議員ご心配の隣のマンションが、当時どういう経過でああいうふうになったのかわかりませんが、全くそういうところになるということはまだ決まっておりませんし、また前回のときには高さ制限等をつけての売却、それから、先ほど申し上げましたように地元雇用の増大というようなことも条件の中へ入れてやりました。

転売ということをご懸念されると、そこまでは、長い将来にかかっては、それはわかりませんが、現在は全体の中で当初より売却の方針で進めたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） この約束について、私は理解していないと市長は言って、市でも、この資料が一般質問の中に残っていると、いないとか、いろいろ探したようですが、しかし、これはここにいる幹部の職員だって私は承知しているものと思うけれども、それを承知していないと言ってやっているんだから始末は悪いわけですけども、しかし、それは前の支配人でも、その前の支配人でも、聞けば皆そう言って受け継いできてやっているということは証言すると思いますよ、みんなの前に来て。

みんなが、売ってもいいとか、悪いとか、別に僕一人が反対しているわけではなくて、みんなそういう考えだから代表して言っているだけのことで、みんなが売っていいというんだったら私もそれに賛成するし、どうのこうのということはないということです。

よく考える時間もなく事を運ぶと、頼りにならない企業の選択にもなり、将来に不安を残します。美しい自然を生かしてとか市長はよく言われますが、このような場合は、やはりよく考えて行ってもらいたいと思います。地元も美しい自然を利用した健全な開発を望んでいるわけです。それでも、そういうこと抜きで早期に売却するのか。売却を急ぐのであれば、皆が納得のできるような説明をして売却をしてもらいたいと思いますが、どう考えますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 約束があるとか、ないとかということですが、今のお話で約束があると認めると。どうですか、皆さん、私は到底認められないと思います。やはり行政ですから、そういう裏はないとできないと思います。みんなはと言っているけれども、みんなはどうなんでしょうかね。ぜひ、もう一回みんなに聞きたいと思います。

それから、早期に売る、売らないとかいうことで、みんなは反対しているということですけども、これ、みんなが反対しているとは思いません。じゃ、なぜ全協のときに全員で反対されなかったのかなと、そういう思いが今、大変強く思っております。

〔「この敷地の売却というところまで、全協ではそこまでやったんじゃないのはわかっているんですね。建物の売却ということまで出てきた

と申しますけれども」と言う人あり]

市長（大城伸彦君） ふじみ荘の売却ということです。建物とか土地とか断らなかったと思
いますけれども、そんなふうを考えていました。

じゃ、あと企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ふじみ荘の関係で、売却する、しないの関係は、ここにいます土
肥の幹部が承知しているということですが、恐らくそれは約束はできないというふうに私は
思うんです。

なぜかといいますと、当時の議会資料を見ますと、いわゆるふじみ荘の存続についての議
論というのがなされた中で、廃止に反対をしているわけです。廃止に反対していながら、い
わゆる5,000万円の留保資金は将来にわたって残すというようなことは、当然考えられない
わけです。さらに、この5,000万円というのは会計上、実質的に出てくる数字じゃないわけ
ですから、それをわかって、当然これを残すということとはできないと思います。

ですから、例えば予算上もこの5,000万円を残した予算を組めるわけじゃないわけです。
要するに当然赤字になれば、この留保資金を使うわけですから。そういった考え方からすれ
ば、当然この5,000万円を残すという約束は、当時の幹部あるいは議会の方々も、それにつ
いて約束するということは、まず考えられないというふうに私は思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで関議員の質問を終了します。

ちょっと時間が中途半端になりましたんですけども、休憩をしたいと思います。1時ま
で休憩ということでお願いします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 0時59分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小 森 勝 彦 君

議長（堀江昭二君） 3番、小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。通告書に従い一般質問を行います。答弁を求め
る相手は市長です。よろしくお願いいたします。

同じような質問が昨日から幾つか出ておまして、昨日、本日の他の議員への答弁で私の
答弁とダブっている面がありましたら、答弁の際に割愛していただいて結構です。では、よ
ろしくお願いいたします。

1件目、保育園の民営化と幼稚園・保育園の一元化についてお尋ねします。

保育園の民営化と幼稚園・保育園の一元化について、取り組みの現状と見通しなどについて伺います。

1、市は柏久保保育園の民営化の準備を進めていますが、現在までの経過と今後の予定についてお答えください。

2、保育園民営化の利点は何ですか。コスト面での利点があれば、柏久保保育園の場合で試算した金額でお答えください。

3、保育園の民営化が成功し、これを推し進めた場合、民営の保育園と公営の幼稚園の統合は一見すれば困難だと思います。保育園の民営化と幼稚園・保育園の一元化という2つの政策の整合性について説明してください。

2 件目、万天の湯の営業再開についてお尋ねします。

市は平成17年度で廃業した国民宿舎中伊豆荘の付属施設である万天の湯の営業を再開しましたが、9月から今年度末までの半年で約1,300万円の赤字を見込んでまで再開した理由をお尋ねします。

3 件目、下水道整備事業についてお尋ねします。

1、現在までに農業集落排水も含め完成または整備事業計画実施中の区域の人口及び世帯数の全市に占める割合はどのくらいですか。また、それらの事業の総投資額、そのうちの市の実質負担分はどれほどですか、お尋ねします。

2、ただいま述べました1の地域以外の地域における下水道網の整備に関して、整備の計画または構想はどのように描いていますか。また、その構想を実現するのに必要な総投資額の推定額をお答えください。

3、今後の整備対象地域については、集落間の距離、集落内での家屋間の距離が長くて、1戸当たりの整備費用は相当高くなります。そこで、整備対象地域として残っている未着工の部分のうち、一定の密度以下の地域に関しては計画を見直すことを提案します。最近では個別処理と集合処理の経済分岐点を家屋間限界距離によってあらし、これを基準に対象地域を選定する手法もとられていると聞いています。

また、下水道を整備しない地域においては合併浄化槽の設置を推進するわけですが、これに関しては維持点検費用が下水道料金よりかなり高目で、設置者から不評が出ています。設置に関するコスト面の精査が必要ですが、ランニングコストや安定した水質の観点から、市が数軒ないし10軒ぐらいの範囲で大型合併浄化槽を設置し、管理も実施するという案も検討に値すると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの小森議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育園の民営化と幼稚園・保育園の一元化についてお答えいたします。

その中の1番目の保育園の民営化について、現在までの経過と今後の予定につきましては、昨日、室野議員、木村議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

2番目の民営化の利点につきましても、室野議員、木村議員にお答えしたように、延長保育、一時保育など多様な保育が可能になることと、経済的利点が考えられます。

平成17年度の決算を基準に、柏久保保育園が私立保育園であったと仮定し試算してみますと、これはあくまで試算ですが、通常保育で約1,400万円くらいの一般財源支出を削減することができたらと考えています。

3番目の民営化と一元化の整合性につきましては、議員おっしゃるとおり民営化された保育園と公立の幼稚園の統合は困難ですが、本年10月1日に施行された認定こども園への移行は可能であると考えています。静岡県でも来年4月施行すべく準備を進めております。子育て支援策として利用しやすい施設にするため、教育委員会とも連携をとりながら、保育所型の認定こども園について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2点目の万天の湯の営業再開につきましては、市の行財政改革の一環として中伊豆荘を閉鎖したわけですが、万天の湯につきましては、18年3月議会の観光経済委員会で山下議員のご質問に対し、万天の湯は補修工事が必要な箇所があるため、工事終了後再開する予定とお答えをしております。また、8月の全員協議会でも説明いたしました。説明不足の点について再度ご説明いたします。

営業再開理由の1として、県所有の約6万平方メートルの土地につきましては、昭和63年に中伊豆荘を県から払い下げを受けたときより、観光交流の用途に利用することにより借地料が無料であることであります。

2といたしましては、万天の湯及びテニスコートの建設に県補助金が入っていること。

この2点の理由により、県から施設を長期休業の場合であっても廃止と同様に借地料を有料にしますよと。また、補助金については返還の対象であることの指導があり、再開をいたしました。なお、中伊豆荘本体の閉鎖につきましては、雨漏りなどがあり、老朽化が激しいということをご理解をいただきました。

続きまして、大きな3点目の下水道整備事業につきましては、まず、の農業集落排水も含め下水道整備事業計画区域の全市に占める割合は、平成18年4月1日現在で申し上げますと、全体計画区域内人口は3万1,369人で83.6%です。うち完成または実施中の区域の人口は1万7,600人、47%となっております。また、現在までの総投資額は、総事業費335億7,000万円に対して、国庫補助金が120億7,000万円、地方債132億6,000万円、受益者負担金10億円、また、市からの実質負担は72億3,000万円となっております。

の未着工区域の下水道網の整備計画は、修善寺地域では大平地区に引き続きニュータウン地区への拡張を予定しております。天城湯ヶ島地域では、松ヶ瀬、本柿木の国道沿い、青羽根、下船原の一部、月ヶ瀬、矢熊、田沢を大平地区完成後、流域下水道への接続の予定であります。中伊豆地域では八幡より上流部の上大見地区、土肥地域では天金、新田、八木沢

地区を32年度の目標に進めております。

また、現計画の推定事業費は約260億円と見込んでおります。

3番目の未整備地区の見直しですが、本来、市民全員が公共下水道のサービスを楽しむことができることを事業の目的とすることが理想であると考えますが、本事業採択時は、それぞれ旧町時代に制度、財政、地形等の要件を勘案し、実施をしている中での伊豆市合併となりました。したがって、合併後に策定したマスタープランも、旧各町それぞれの全体計画を踏まえての検討結果となっております。

なお、策定に当たっては、当然議員ご指摘の家屋間の限界距離も検討した上での計画になっております。

次に、合併浄化槽の維持点検費用の件ですが、保守点検、法定検査、清掃汚泥引き抜き、電気料で年間5万円ほどかかります。一方、下水道使用料は、1人1日225リッター使用で算定した場合、4人世帯で年間約3万6,000円程度となりますが、今のところ対処計画はございません。しかし、当市の使用料金は全国平均を下回っておりますので、今後の料金改定の中で検討が必要であると考えております。

また、市が設置し管理したらとのご提案でございますが、この方式は国庫補助対象外施設で、市の財政状況をかんがみると困難であると考えております。

いずれにいたしましても、下水道事業には多額の資金と長期にわたる年数を要し、財政状況に見合った各年度の事業量と合併浄化槽を併用し、事業を進めてまいりたいと存じます。ご理解とご提言をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 3番、小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

保育園の民営化と幼保一元の件ですが、答弁のちょっと確認を先にしたいんですが、認定こども園で幼保一元化が可能になるという答弁ですが、保育所型というお話も伺いました。ということは、園児の総数に対して、幼稚園、保育園の総数が、私は現段階で必ずしも多いとは申しませんが、2つの機能が1つの園でできるならば、例えば柏久保地区でいいますと、牧之郷幼稚園と柏久保保育園はほんの数メートル、その数百も、1、2、3、4、5という、それぐらいの非常に近い距離で、これはほかのところにもあるとは思いますが、もし両方の機能を備えた園が設置可能ならば、どっちかに、保育園になるわけですが、そうすると、園児の収容能力とかもあると思いますが、近所の幼稚園は要らなくなると、そういうことになるんですね。

そういうことが念頭にあったもので、保育園を民営化しちゃうと幼保一元化が難しくなるんじゃないですかという質問になっちゃったわけです。コスト的な面とか、1園の収容能力、または、そこに当然来るだろう推定園児数とかが、私ちょっとわかりませんので、具体的には損か得かとか、不合理だとか、なかなか言えませんが、そういう考えの方が僕は自然じゃ

ないかなと思っていました。

それと、要するに多分これからも園児数が減っていくという前提でいったときに、認定こども園は保育所型で、じゃ、そうすると幼稚園は一体どうなるのかなという疑問が、そこでまたわいてきちゃうんですけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、うまくいくという前提で私お話ししますが、当然柏久保保育園の次は一応、諮問委員会ですか、どこか答申によりますと、多分市長も同じ考えだと思いますが、熊坂保育園、さくら保育園といくわけですけれども、この前、室野議員もおっしゃっていましたけれども、私も地区説明会に出たんです。もうはっきり言っちゃいますと、そのときの要するに参加して下さった市民のうち、僕の感じでは8割方が既に1回説明を受けた父兄の皆さんだった雰囲気ですけれども、少なくともその8割の父兄の参加者の方々に余り説明会での説明の印象がよくなかったと。いや、私は彼らがみんな反対だとは思っていませんが、当然最後は賛成してくれると私も思っていますけれども、そのときにこういう質問が出ていました。

とりあえず柏久保保育園で、実験という言い方はおかしいですけれども、やってみて、うまくいくことを確認してから、次に順次進めていくと。それに対して実際には本当は市はどこまでやりたいのと。どういう計画を持っているのかというのをなぜ先に出さないんだとかとおっしゃった方がいたんですけれども、私も全くそのとおりだと思ったんです。

私が、市長とか部長さんたちが市民に説明して皆さんの理解が得られるように努力しているのは十分目の当たりに見えていますので、何ら文句を言うことではないんですけれども、その結果としての市民の理解が何であんなにかけ離れちゃうのかなというところを、私、特別年をとっているわけじゃないんですけれども、本当に老婆心ながらという感じなんです。

そこで、これは提案じゃないんですけれども、本当にここで先ほど試算で出てきたものが、直前の決算をもとに1年間民間が事業を行ったならば1,400万円削減されるだろうという、それが出ている。こういう話をしてほしいんですよ、市民の皆さんに。それで、もちろん一時保育とか延長保育が可能だよと。それは、じゃ、何で行政で可能じゃないかということ、同じサービスをしなければならぬから、ほかの保育園でも、じゃ、全部一遍にやらなければならない。ところが、そんなことは当然今の体制じゃできないよと。だけど民営化ならできると。そういう本当の意味でのメリットです。

だから想定される、もしかしたらじゃなくて、どこかでもこういうことがあるんじゃないかと、本当の意味での今わかるメリットを。それで、もし延長保育、一時保育、私は要らないんだという父兄がいた場合、でも市の財政が1,400万円助かることに、あなたが反対するはずがないですよという理論だけでも、僕はいいんじゃないかなと。

市の財政が逼迫して何をするにも大変だということは、ほとんどの市民が多分具体的な数字はなくても理解していると思います。それを緩和するために、この仕事のコストをこれだけ下げるんだよという話がどうして単純にできないのかなと。多分父兄の皆さんでもそれは純粋に、僕は理解できると、してくれるというふうに思っていますので、これはお願い

になっちゃいますけれども、ぜひそういうような話をさせていただきたいなと。

ですから、ここでの再質問は、ほかの計画、その後の計画といいますか、今もう恐らくハード面はあると思いますので、そういう今後の日程といいますか、ほかの園の計画と、それから、幼保一元になったときに機能がダブる園が近くに出てきてしまうことについて、どういふふうにお考えかお答えください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 認定こども園の件と、全体計画が見えないんじゃないかということで、話しているつもりですけれども、もう一回、健康福祉部長から説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 小森議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、認定こども園の件でございますけれども、この認定こども園につきましては、ご存じのように幼保連携型といたしまして、幼稚園と保育園、それぞれに法的根拠を持って法律で決められた形式での合併型と、それから幼稚園を主にしまして、それに延長的な子供を見るというんですか、そういう幼稚園補助型。そういう制度と、それから保育所、先ほど市長が申し上げましたように保育所型の形、これは保育園に幼稚園的機能を持たせてやると。私的契約上、今、実際収容しておりますので、それに近い形で伊豆市ではやっておりますけれども、そういう形と、それから地方裁量型と申しまして、どちらにも認可はされないけれども県の認定こども園としての認可が受けられる。要するに保育園的には300日以上という、そういうことはクリアしない。8時間以上という保育の時間もクリアしない。しかしながら、幼稚園に近いような保育園のようなというか、そういう、今、認可外保育園というものがございましてけれども、それに該当する子育て支援という、この4つの類型で認定こども園制度というのでございます。

これは幼稚園の言い分と、それから保育園の言い分を一応あわせて、両方とも認めてしまったという、非常に都合のいいような悪いような、そういう制度でございますけれども、その中の、もし柏久保保育園が、そのまま民間でやった場合、その法人がやろうとすれば、認定こども園の保育所型についてはできますよということの回答をさせていただきました。

また、柏久保保育園に限らず伊豆市のいろいろな保育園、幼稚園がないところ、あるいは保育園がない小学校区がございますから、これらにつきましても検討の余地があるのではないかと考えております。

それで、まだ具体的に、牧之郷幼稚園と柏久保保育園についてのそのこのところだけを考えますと、少し不合理な点がございましてけれども、もう少し広い意味で考えた、あるいは東保育園であるとか、橘保育園であるとか、それらも含めた形で、牧之郷保育園も含めた形で、合併的な認定こども園ということの構想も考えられると思いますし、そういった面につきまして、また教育委員会も含めて考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

たいと思います。

それから、全体計画といたしましては、やはり純粋なる民営化の保育園ということになりますと、90人定員以上のある程度の規模がないと民間での保育園の運営は無理でございます。したがって、伊豆市で該当する保育園は、あと熊坂と東と橋と、それからさくらということになりますけれども、全体での統廃合の件等々を考えますと、やはりあと2つ程度ではないかなと思っております。

そして、先々のことを考えますと、それでもどうしても民営化を進めたいということであるならば指定管理者制度でやるとか、そういった方向の公設民営の形の方策を考えるなら可能と思えますけれども、純粋なる民営化ということでありまして、今の段階ではあと2つ程度であろうと思えます。

それからあと、1,400万円ということをお願いしたけれども、これはあくまでも一般の保育園、一般の保育事業としてやった場合でございます。これにもし民営化されまして、いろいろな特別保育とかそういうものがございまして、それについてはある程度の補助を入れていかなければならないと思えますし、また、全体的な職員のことを考えていきますと、今現在、正規の職員が、柏久保保育園でいますと約3,500万円ぐらいの人件費が出ています。退職される方が何人かあったとしても、やはり1,000何百万円とか2,000万円とかというものが1年、2年の間はどうしてもかかってくると思えますので、全体では一、二年は財政負担もふえてくると思えます。しかしながら、長い目を見て、それからサービスも向上することを考えますと、メリットであろうと、そのように思っております。

大体以上でしたでしょうか。以上で終わります。

議長（堀江昭二君） 小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。

柏久保保育園と牧之郷幼稚園の場合だけは一応そういう問題がとりあえず発生すると。だけど、ほかは大体いいだろうということで、またそれはそのときに解決する。別の合理的な案を考えていただきたいと思えますが、すみません、通告に書いていなかったんですが、ここで2年後というか、1年数カ月後に、予定どおりいけば民営化が始まる。認定こども園による幼保一元化ということも多分自動的に俎上にのってくる。

そうすると、ほんの数年後には、それが実際どこかにできているという感じだと思うんですけども、そうなる、もうこれは何回も出ているわけですけども、市の子育てに関する窓口の一本化、これが当然同時に俎上に上がってこないはずじゃないかなと。当然市長の方は準備されていると思えますが、その辺の進捗状況というか考え方を、もう過去何回も聞いていますけれども、申しわけないです、またきょうもちょっと教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） いわゆる幼保一元化といいますが、幼稚園の管理局と保育園の管理

部局を一元化せよというご意見で、これも以前から出ております。現在のところ、前回よりも部局の一元化は進捗しておりません。何回か内部で話し合いはしたけれども、それぞれ幼稚園と保育園の差がまだありまして、一元化していないというのが現実でございます。

しかしながら、国、それから各地方自治体も、ただいま健康福祉部長が申しあげましたように、そういう動きが出てきておりますし、制度も変わっていると。国の方でもやっぱり幼保一元化というような言葉が出てきております。ご承知のように幼稚園は文科省、保育園は厚労省というようなことになってはいますが、いずれはどちらかに絞ってくれば、それに順次しなければならない。それと呼応してやっていくことがいいのかなと思っております。

議員おっしゃるように胸の中ではやっていますけれども、それとも連携をとっていかないと、後でやり直しというんですか、手戻りになってはいけないなというようなことで、やや慎重にやっております。

特に幼児の保育、それから幼児教育ですから、慎重にやるべきだということでご理解いただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。

重ねてですけれども、市の重要な政策なので、市民の理解を得た上でぜひ進めていただきたいと思えます。

2件目の万天の湯の件について再質問いたします。

申しわけなかったんですが、私の思い込みが強かったせいかちょっと勘違いもしていたようで、補修後再開の予定だったということでちょっと認識を変えますが、それはそれとして、合理的に考えれば、3軒の国民宿舎を行政改革の一環として、要するに行政の支出を抑えていくと。行政の業務の縮小になったわけですけれども、先ほど企画部長が、合理化というか、行政改革は職員の削減、それから施設の削減、それから業務の縮小というふうに、全くそのとおりだと思いますが、当然市民サービスが低下しないように、それを最小限に抑えながらやっていくという大変なかじ取りを市長は求められるわけですけれども、万天の湯の場合は、私は本当に市民サービスは全く低下しないと思っているんです。

以前、こういう公の場でないところでも、ちょっと市長とお話をしたような記憶がございますけれども、過去の県の補助金の制度と申しますか、補助金の制度にのっとって、地方の要望に応じて県の政策として補助金を支出したと。その段階では市の政策、観光なら観光とか、その政策と県がこの地域に観光をまた振興するという政策が一致したために補助金が出たと、そういう理解でいいですね。

ところが、県の事情が変わらなくても、市の側の事情が変わるということは当然起こり得るわけです。それも無原則に、例えば責任者がかわったから政策が変わりましたというのを一々県や国が認めるかという問題ではなくして、合併も当然そうですし、観光業の姿もお客様の動向も当然変わってくるわけで、これは飾りで置いてあったものならいいですけれども、

少なくとも営業しているわけです。当然そこに人を配置して、人を受け入れて成り立つという設備なわけで、当然、時の流れによって事情が変わってくる。多分僕は万天の湯の場合はいい例だと思うんです。

この計画をしたときに、当然、中伊豆荘の廃業を考えていたわけじゃない。そうすると、中伊豆荘のあすの営業に役に立つようにと思って万天の湯を計画した。現在に至って、中伊豆荘はここ数年、NPOをお願いしていたおかげで最小限の経費の出費で済みましたが、実態としては今後営業をやっていける状態でないということは、みんなわかっているわけです、現在に至れば。

それで、再投資をしてまで営業をもっと続けようとだれも言わない。そんな中で、自然な形で僕は廃業に至ったと思っていますけれども、そのときに当然、万天の湯の立場というのは6年前と変わったわけです。その変わったものが、行革というのは、ある意味過去の仕事の否定という面がついて回ります。今、どこの行政体でもそれに取り組んでいるわけです。そのときに、過去の責任をみんなでなすりつけ合ったりは、だれもしていないわけです。現在を合理化しようと思って。当然それは県でも、国でも、市でも、僕は同じだと思うんです。

それが合理化のために、ある業務をやめようとしたときに、過去の行政体の政策、ある行政組織の政策と矛盾するからだめだと。

市長の立場はわかります。既にどなたかがいじめられたという話も聞いていますが、そうではなくて、やはり公の場で、制度そのものに、これは挑戦するんじゃなくて、そういうある制度が合理化を阻んでいるならば、その制度をやっぱりみんなを変えていかなければいけないと私は思うんです。

そういう意味で、今回営業を続けなければいけなかったという事情はよくわかりますけれども、一般論として、国や県の過去の政策に市の政策が縛られて市の行政コストが増大するという点について、市長、どのようにお考えになりますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 民間的な考えですと、まず小森議員の言うことが正論だろうと思いますが、いずれにしても補助金というのは一般の方の税金から出ているものでございます。それを使って、そういう事業をして、途中で、結果としてとんざと申しますが、社会状況が変わったから仕方がないといえば仕方がないんですけども、やるということは、どこかに責任を求めなければならぬというのが行政の体質というか、仕組みでございます。その辺を理解すると、やはり県側の言うこともやむを得ないなと思っております。

ですから、県の方では、休むなら出費を市側で持てということで、それもわかるわけですよ。何とかその辺を、いい方法はないでしょうかというところは、今、担当と県側と話を続けているところございまして、その辺のあうんの呼吸と申しますが、その辺をご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。

簡単にわかっちゃっては本当は困るんですけども、よくわかりました。ただ、私と市長がここでこういう話をしているということを、知事が聞いていてくれれば一番いいんですけども、そんなことを願っちゃうわけです。

下水道整備事業について伺います。

過去に既に335億円投資して、今後260億円かかると。今現在の市の市債の状況を見ますと、一般会計分が約170億円、それから特別会計分が95億円ほどということで、全部で二百六、七十億円の残がありますが、何と下水道だけに投資した分の市債の残高が84億円。大変なことです。

市の一般会計の歳出に占める公債費の比率、びっくりするほど高くありません。伊豆市の財政はそういう意味では健全だと言えるわけですけども、22億円ほど返済しているわけです。ところが、下水道の市債の要するに償還だけで8億円かかっている。だから、ほかの特別会計は、別に足しても足さなくても比率がそんなに変わらないんですけども、どっちを入れても。この下水道がもし一般会計に入っていると、恐らくみんな驚くというような数字ですよ。

これってどういうことかということ、すみません、僕は総事業費に占める国庫の負担率ももっと全然高いと思っていました。ところが、先ほどの関議員への答弁の中で、公債費で8億円払っているけれども、そのうち政府の負担措置があるのが3億6,000万円。それから、今の全体を見てもわかりましたけれども、335億円のうち市が直接負担したものが72億円、市債が132億円。このうちの55%ですか、45%が補助率ですから、それを掛けて約70億円で140億円。やっぱり全体の4割強が実質的に市の負担と。今後もそれが続くわけですよ。

私は細かい計算は予測はできませんが、単純に遠い将来になった場合に、このままいけば市の財政は本当に下水道に占領されてしまいそうな、大げさですけども、そういう雰囲気さえ何か漂いそうな気がするんです。本当のことを言って、これを何とか阻止していただきたい。

私は細かい法律がどうなっているかは、ちょっと今、全部理解していませんけれども、市が全体計画を立てた上で、国の承認みたいなものをもらって、なおかつその中の7年周期で個々の事業計画を立てて、その認可をもらって、そこに補助金も出て、工事が行われていくというふうな感じだと思うんですけども、既に実施計画に入っている部分についてはいたし方ありませんが、その先についてはやっぱり全面的に見直すとか、何らかの措置はできないものなのでしょうか。

このままいくと、本当にこれ大変なことになっちゃって、1軒が負担する金額が、今までできたところが47%、大体6,000軒、それで300億円、1軒当たり500万円かかっている、今

までの部分だけで。今後はもっと率が多分悪くなるんじゃないかと。合併浄化槽の値段は、最近は何と80万円とか聞いていますけれども、工事費まで入れても150万円以内。どこか公明党の国会議員の方がおっしゃっていましたが、過去に日本が国全体で下水道に投資した金額を、もし合併浄化槽でやれば、もう日本じゅうすべての家に入っていると。それぞれのお宅が一円も負担しなくても、過去に投資した金額だけで。土建屋さんの陰謀だとは言いませんが、市の負担が余りにも得られる成果に対して高過ぎると思います、負担の額が。

ですから、計画をこのまま純粹に続けていくんじゃないかと、どこかでやっぱり見直してほしいと思いますが、市長はどのようにお考えですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） まず、合併浄化槽にしていけば費用が少なくて済んだはずだと。これは、今考えると、逆の計算をするとそういうことになりましたが、下水を始めたときは、合併浄化槽の性能が今ほどなくて、合併浄化槽を使っていると河川が汚染されて水生生物もいなくなっちゃうと。洗剤の燐とか硫黄とか、そういうものが出ちゃうというようなことで下水事業を始めたというふうに私は理解しているわけです。その後、合併浄化槽の技術が進み、また性能がよくなった。したがって、値段も低下したというような経過で、現在に至っていると私は理解しています。

ですから、今の時点での技術では、議員のおっしゃることはまさしく正論なんですけれども、時間的経過をすると、ややそれはそういうふうにはいかなかったと。当時としては、排水汚染のためにいろんな地域での問題が起きていたという理解はできるんじゃないかと思います。

今後どうするかということは、大変金額面から見ると厳しいわけですが、やはりここまで進めた以上、地域の皆さんに、全部とはいませんが、人口密度の一定のところにはこういうサービスをやっていくべきだと思います。まださらに延ばすということですから、全部が一たんでできれば、あとは水平飛行に移れるというふうに考えていますので、その辺のご理解をいただきたいなと思います。

上下水道部長、補足するものは。

〔「いいです」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） いいですか。はい、すみません。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 市長のお考えはよくわかりました。

先ほど廊下で話していたんですけれども、ある市議員が、どこかのまちですけれども、4年間だか8年間、議会のたびに一般質問の手を使って、市長が最初やる気がないと言った政策を毎回一般質問として、最後の方で言うことをきかせたという、すごい議員がいたという話を伺ったことがありまして、ちょっとこれだけでやめるわけにいかないなという気がし

ています。

なぜなら、やっぱりこれは税金なので、ほかのまちでは住民投票で、我が町に下水道計画が必要かどうかということまで、要するに有権者が全部みんなで投票して、やめたと。または、下水道計画をやることにしたとか、そういうまちもあるわけです、実際。

これだけの金を本当に、例えばさっきの保育園じゃないんですけれども、下水じゃなくて保育に使ってよとか。じゃ、市民に言わせれば、いろいろあると思うんです、考えることは違いますけれども。それほどの額だと思います、これ、本当に。

だから、私が今ここで、今ここまで来たものをすべて否定するかもしれないような結論が出る住民投票をやれとは申しませんが、法の網をくぐってでも見直す方法を考えてほしいというのが本音なんです。まさか市長に違法行為をやれとは言いませんけれども、この状況は、僕は政府もある程度理解してきているんじゃないかと。ですから、今すぐ全部見直して工事をやめるとは申しませんが、やっぱりそういう政府の考え方なんかの流れもみつ、やっぱりそういう準備に取り組んでほしいなという気がします。

最後お願いになっちゃいましたけれども、その辺についてのお気持ち、若干なりとも前向きな答弁をいただきたいと思いますが。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） これは私の個人的な考えかもしれませんが、技術の進歩というのはまさにそういうことなんです。昔は超大型コンピューターが国に1台あればいいという議論があったんです。一方、ご承知のように今はパソコンの時代で、一家に1台、1人に1台という時代ですね。

それから、これは数年前、アメリカかどこかの試算でございますが、今、中国で三峡ダムというのをつくっておりますね、水力発電の。数年後には送電ができるというようなニュースがありましたけれども、アメリカのある試算ですと、当時の重油かガスか、小型の発電機を何百個か置くと、三峡ダムが要らなくなると。下流の水の資源その他いろいろ考えても経済的だという試算があります。

したがって、まさにこの下水道も、一元的に全部をやるか、個々が合併浄化槽でやるか。先ほどの発電機の例ですけれども、三峡ダムをつくと、三峡ダム本体が故障すると全部がブラックアウトする。小型の発電機だと、1カ所、1つぐらい 壊れちゃよくないですけれども 壊れた場合でも、地域がパニックになることはないという。ですからメンテナンスも、三峡ダムのメンテナンスの方が大変だというようなことをおっしゃっていましたが、まさにそんな感じがいたします。

でも始めたわけですから、そういう時代がいずれは来るのかもしれませんが、もっと性能のいい合併浄化槽が。それらは国・県の方向、議員さんがよくウオッチしている国会の方向などを見ながら、やっていかなければいけないと。

議員さんの先ほどのお話で住民投票してやったというのは、どこまで進んだところを住民

投票で方向転換したのか、方向を決めたのか、わかりませんが、今から考えると、あの時代に住民投票をやったら、やっぱり下水道をやるべきだと旧町でなったんじゃないでしょうかね。そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで小森議員の質問を終了します。

鈴木基文君

議長（堀江昭二君） 次に2番、鈴木基文議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。これからの市役所をどうするかにつきまして、手際よく質問させていただきます。答弁を求めるのは市長です。

伊豆市が誕生して2年半が過ぎました。合併後の混沌とした状態から、伊豆市の将来に向けて大きく踏み出すときが来ていると思います。多くの課題がありますが、ここでは、これからの市役所のあり方について質問します。

財政が厳しくなっていく現状で、行政がサービスを充実させながら組織改革を進めていくために重要な3点に対して、どのような対策を考えていますか。

まず、ハード面、各部の本庁への統合はいつ行いますか。また、県・国の出先機関の統合の話も出ていますが、それらとの連携は考えていますでしょうか。

2番目に組織面としまして、非常に多くの仕事を抱え、本来すべき仕事が進められない部署も出てきています。これからの職員の削減を市民サービスや産業振興に支障のないよう進めていくためには、人員配備や業務担当の見直しが今必要だと思います。来年4月に向けて、組織改革をどのようにお考えでしょうか。

3番目、意識面。一般論としてですが、行政マンは大きな失敗せずに定年まで勤めることがよいことのように言われています。しかし、これからの地方をよくしていくためには、思い切った施策を実行していかなければならない時代になってきています。市職員がやる気を持って仕事に取り組める体制をどのようにつくっていくか、お聞きします。

以上3点、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のこれからの市役所をどうするか、ハード面、組織面からのご質問にお答えいたします。

現在、分散している各部をできるだけ速やかに本庁へ統合したいというふうに思っています。現時点では、いつまでにとということのお答えできるような状態には至っておりません。

また、庁舎建設に当たり、県の出先機関との合同庁舎の話につきましても、東部保健所修善寺支所用地の活用について可能性を打診してありますけれども、まだ色よい正式な返事はいただいております。状況です。

今後、小立野地区に建設という方針が決まれば、県に対しても協力をお願いしていかなければならないと思いますが、これにつきましても決定していることではなく、現在検討中ということであります。

次に、組織面につきましては、本年度より企業部を廃止し、企画部を設置いたしました。19年度をどうするかということですが、私は小幅な見直しとしたいと考えております。そして、20年度を組織改革の年度と考え、準備を進めていく所存であります。

職員の意識改革につきましては、地方公務員制度改革の中でも職員削減がうたわれ、合併直後の伊豆市の現状からすると、削減は進める必要があると思います。

しかしながら、職員にとっても大変厳しい現実があり、意欲の低下は大きな損失であることも事実であります。おっしゃるとおり、職員の意識改革は重要な課題であると考えています。職員研修制度と適正配置を目指したトータルな人事管理の構築を図っていきたいと考えております。

現在、検討している人事考課制度を速やかに導入し、職員個々の職務遂行能力や勤務実績を客観的に評価することにより、人材の育成や適材適所による職場の活性化を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 再質問させていただきます。

この質問をいたしておりますのは、今、先ほどのほかの議員さんからの話でも再合併の話なんかが出ています。伊豆地域の再合併が今、話に上っているわけですが、それ以上早く、県の出先機関の統合ですとか、国の機関の統合ということが、多分現実化されていくことになっていくと思います。そのときに、その機関が伊豆市の中にあるか、ほかのところにあるかによって、これから先の伊豆市の発展の仕方が大きく違ってくることが考えられます。

そのところまで考えますと、例えば今、市長のお話に出ましたけれども、保健所の問題一つをとってもそうで、保健所がなくなってしまうのがいいのか、伊豆全体を管轄する保健所がこの伊豆市にある方がいいのかと考えますと、当然伊豆市にそういう機関がある方がいい。ほかの機関に関しても、多分絶対この地域にある方がいいに決まっていると思いますので、そのようなことを、トータルのデザインをするような、何か研究機関が必要になってくるかなというふうに考えています。

多分行政の方でもそういう研究を進められていると思いますけれども、それに関してはシンクタンクであるとか、あるいは県・国の担当であるとか、民間であるとかを入れました、本当に実質的な答申ができる何かそんな機関というものが欲しいなど。

当然このハード面を考えるとときに当たりまして、組織面というものも考えていかなければならない。お互い両輪なわけですが、組織面も考えますときに、やっぱりそれが非常

に大きな何か要因になってくるかなというふうに考えています。

19年度は小幅な改革とおっしゃられました、実際に今、小幅な改革だと、何かもうこっちもさっちもいかないうな部分が出てきてはいないかというふうに感じています。

ここにもちょっと書きました本来すべき仕事の支障、これあたりをもう一度見直していただきまして、人員の配備だけでなく仕事内容、この部の、この人が、どんな仕事をやるのかという、細かいところまで詰めた上での組織面の改革みたいなものを、ぜひ進めていただけないかなというふうに考えております。

そのシンクタンク等を入れました研究機関の問題と、もう一つ、来年度の組織の再編につきまして、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 県機関が伊豆市にあった方がいいか、ない方がいいかというと、あった方がいいという方が、伊豆市の市民はそう思っていると思います。ほかの市の方は、やっぱり自分のところにあった方がいいと思うでしょうね。それは市側が考えるよりも、今、県が一生懸命考えていると思っています。現実の中で幾つか案が出ておりますし、土木の出張所なんかもいろいろ整理統合がされているというようなことで、これは私どもの希望にぴったり合うかどうかという、むしろ合わない方が多いんじゃないかと思っています。

それは人口の問題とか、距離の問題とか、いろんなことがあるから、やはり、それで決定権は、県の出先は県側にありますから、希望は述べても、それを採択されるかどうかはちょっと難しいんじゃないかと思っています。そんなふうに考えていますので、状況を見ながらいきたいなと思っています。

それから、今度は市内部の方ですけれども、小幅な組織と申し上げましたが、その意味ですけれども、内部で当然、今、この4月に企業部を改組して企画部というものをつくって、業務を少しいじりました。小幅なという意味は、その中で、議員おっしゃるような仕事の緩急といいますか、余裕のあるところと余裕のないところの見直しは当然しなければいけないと思っています。

ただ、外部から見て、あまり部の解消、統合廃止は、ここではやるべきでないというのが私の考えです。なぜならば、あまり毎年変えていると、市民が今の状態ではやや混乱するというふうに考えていますので、もう一年待とうと。また、その間にいろんな変化があると思いますので、それを踏まえてやっていきたいなと。私自身も、こういうこともやりたい、ああいうこともやりたいというのがありますけれども、まだ状況をよく把握してから、やっていきたい。時間をいただきたいなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） それでは、最後のお願いですけれども、ほかの市でも、ぜひうちへ来

ていただきたいという希望を持っていることだからこそ、伊豆市もそれを伊豆市へという、ぜひ働きかけをこれから進めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鈴木議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、あす13日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成18年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第115号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

最初に、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）、歳出について質問させていただきます。

2款1項1目、説明03-43総合事務組合退職手当特別負担金4,624万1,000円、組合の内容、特別負担金の必要性等の説明をお願いいたします。

2款1項10目、15節、説明15-41、ページ24、地域公共ネットワーク改修工事、工事の内容についてご説明願います。

3款1項8目、13節、説明13-40、介護予防計画作成業務委託料、減額2,495万4,000円、減額の理由の説明をお願いします。

3款2項3目、ページ34、11-10橋保育園修繕料、同じく排水下水道取込み工事、内容の説明をお願いします。

3款2項4目、ページ34、14-11子供広場管理事業、借地料、補正の理由を説明してください。

4款1項1目、ページ36、11-4機械等燃料費、上下水道料、修繕料、施設、設備保守点検委託料、増減、補正の説明をお願いします。

4款1項6目、ページ36、火葬場建設事業、11-9上下水道料、13-53地質調査委託料、15-40建設工事、15-41火葬炉設置工事、15-42水道管敷設工事、15-43敷地造成付帯工事、19-40水道加入分担金、いずれも減額されております。19-41日向区・佐野区事業協力交付金、各工事の減額の説明をお願いします。協力金の交付理由、協力金とは何か。ご説明願います。

4款2項2目、3、ページ38、焼却処理事業、13-46汚水処理委託料、50清掃センター焼却灰運搬委託料、51ごみ焼却施設運転管理業務委託料、52焼却処理委託料、54焼却施設精密機能検査委託料、45し尿処理施設精密機検査委託料、いずれも減額されております。内容、理由の説明をお願いします。

6款2項2目、19節、ページ42、19-40有害鳥獣等被害防止対策事業補助金、補助の内容、見込み件数、迅速な対応等について説明をお願いします。

7款1項3目、9、ページ44、19-70修善寺温泉開湯1200年祭補助金、企画内容、事業規模等の説明をお願いします。

15-41観光施設整備工事、内容の説明をお願いします。

15-40修善寺総合会館改修工事、改修工事が終わっても改修がいろいろ続いているようです。説明をお願いします。

8款2項3目、15節、ページ46、1-15-40アクセス道路新設改良工事、15-41農道新設改良工事、17-2土地購入費、いずれも高額の減額がなされております。減額の理由、事業内容、継続状況、今後の事業の見込み等、説明をお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、森議員さんのご質問にお答えします。

まず、ご質問にお答えする前に、これだけ多くのご質問をいただいたわけですが、大変うれしく思っております。しかしながら、森議員さん、この点、質疑は我々が説明した後に出していただけるのであればわかるわけですが、事前にこれを出されたというようなことを経緯として聞いております。森議員さんは、常々モラル、こういったことをよくおっしゃるわけですが、非常にモラルが欠けているのではないかと考えております。さらに極端に言いますと、ある意味では執行側に対するいじめではないか、そんなふうにも考えます。

よって、森議員さんのご質問の中の、前回の当日議案提案の段階で私どもの方でお答えした以外の部分についてのみお答えをさせていただきます。

それでは、34ページ、橘保育園の管理運営事業の中の15-41排水下水道取込み工事ということでございますが、これについての補正内容でございますが、手洗い所、それから洗濯機に関する排水管の接続を必要とするということから補正をお願いするものでございます。

それから、14 - 11借地料でございますが、これは年川の子供広場の借地面積が今までとちょっと面積がずれておりまして、その漏れ分に対する借地料の支払いをお願いしたいというものでございます。

それから、36ページ、中伊豆保健福祉センターの管理事業でございますが、11 - 4 機械等の燃料費でございますが、これは灯油の値上がりに伴いまして不足見込み額の補正をお願いしたいというものでございます。

11 - 9 上下水道料でございますが、これは中伊豆保健センターにデイサービスをやっておりますが、デイサービス等施設の利用増に伴う増額ということでございます。

それから、11 - 10修繕費、空調コンプレッサー、温泉用の熱交換機の修理をしたいというものでございます。

それから、13 - 40施設、設備保守点検委託料でございますが、これは契約金額の確定によりまして減額をするというものでございます。

それから、同じく36ページの火葬場の建設事業でございますが、11 - 09上下水道料、これは量水器取り付けを19年度としたいということから減額をさせていただきます。

それから、13 - 53地籍調査委託料でございますが、舗装工事を19年度としたということから、新年度に再計上させていただきたいというものでございます。

15 - 40建設工事でございますが、実施設計終了による減額ということでご理解いただきたいと思えます。

15 - 41火葬炉の設置工事でございますが、契約額の決定に伴いまして不要額の減額ということでございます。

それから、15 - 42水道管の敷設工事でございます。佐野簡水からの引き込み工事に伴う18年度完了分の減額でございます。

それから、15 - 43敷地造成付帯工事でございますが、県道改良及び河川改修等、18年度完了分の減額ということでございます。

それから、19 - 40水道加入分担金でございますが、19年度加入ということとしたために減額させていただくというものでございます。

それから、38ページ、中段から下の焼却処理事業でございますが、13 - 46汚水処理委託料、当初見込み処理量の減少に伴う減額ということでございます。

13 - 50清掃センター焼却灰の運搬委託料、これは伊豆市沼津市衛生センターの臨時運搬分が減になったということから減額をさせていただきたいというものでございます。

それから、飛びまして、13 - 54焼却施設精密機能検査委託料でございますが、これも契約確定に伴う不要額の減というものでございます。

それから、し尿処理プラント管理事業の13 - 45し尿処理施設精密機能検査委託料でございますが、これも契約確定に伴う不要額の減ということでご理解いただきたいと思えます。

それから、44ページ中段にございます観光振興事業でございますが、19 - 70修善寺温泉開

湯1200年祭への補助金600万円でございますが、平成19年4月より1年間の期間で実施されるものでございまして、これは19年度を想定しまして、グレードアップを含むイベント、あるいはポスター、ガイドブック等への準備経費として補助をするというものでございます。以上でございます。

それから、これら細部につきましては各担当部長がご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） これで終わり、担当部長は、いいの。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） それでは、再質問させていただきます。

まず、事前に出された、事前に出したからと言ったって私は議会告示後に出しているんですよ。はっきり言わせてもらうけれども、初日にどういう説明がなされるかどうか、大体見当がついちゃうんですよ。極端なことを言うと読んだだけでしょ。これを読んだだけでしょ。具体的に今聞いただけ、これだけの説明内容があるんです。

例えば2款1項1目、2節総合事務組合ってどんな組合か、皆さんわかっているんですか。私はわからない。

2款1項10目、5節地域公共ネットワーク改修工事、48万3,000円だけれども、どこの何がどういうふうに使われたんだ、だからこういう改修工事が行われたんだ、何ら説明されてない。

橘保育園修繕料、これは突然必要になったんですか。当初からあったんですか。そういう説明がない。当初からあったんでしょう。保育園、何で最初から、いわゆる4月から直してやらないのか。

子供広場管理事業借地料、面積が違った。一体当初予算は何をやっているんですか。

今説明があった中で、火葬場建設事業、日向区・佐野区事業協力交付金、協力金交付理由、もう一度説明願いたい。協力金とは何なのか説明してください。

4款2項2目、3節焼却処理委託料、私は聞き間違えたかどうか知らないけれども、694万6,000円、説明してくれた。

6款2項2目、19節有害鳥獣等被害対策防止事業補助金、多分これはイノシシとかシカの被害なんだろうけれども、300万円でどういう対策がどのくらいできるのか、もう一度説明いたしたい。

修善寺温泉開湯1200年祭、補助金ということになっている。どこの企画に対して、これは企画書案が出ているのかどうか。事業規模はどのくらいを考えているのか、お伺いしたい。

8款2項3目、15節アクセス道路新設改良事業、全然今説明がなかった。1億2,000万210円減額になっている。2,420万円減額になっている。792万3,000円減額になっている。減額の理由は何なのか。どうして減額になったのだ、継続状況はどうなっているんだ、見込みは

どうなっているんだ、書いて出したって何も答えていない。ちゃんと答えてください。議長、ちゃんと答えさせてくださいよ。あんな冒頭の意見なんかとんでもないことだ。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） それでは、今言われたところですが、提案理由の中でも説明があったということの中で、なかった部分のみ言ったわけですが、再度説明をさせていただければと思います。

まず、協力金でございます。議員ご承知のとおり、火葬場は住民生活に必要な不可欠な公共性の高い施設であります。環境問題に対する懸念や日常生活の慣習等から、施設の所在地や集落が隣接する地区などからは迷惑施設というようなことで言われ、この整備推進に取り組むには大変難儀な状況があるわけでございます。したがって、この施設の建設及び今後の運営等を円滑に実施し、住民サービスの向上を図るためには、これら関係地区との合意形成は不可欠であり、この取り組みの中で行政の許せる範囲にて関係地区からの自治振興等に係る要望にこたえる必要もあることなどから、今般の事業協力交付金を交付しようとするものでございます。

それから、焼却処理委託料でございます。これも今の企画部長からの説明にもあったわけですが、焼却の期間が短縮になっておりますので、そうしますと焼却すべくそのごみを伊東市及び伊豆市沼津市衛生施設組合に頼む量が減るわけでございます。したがって、停止期間短縮がされたために694万6,000円の減額が生じた、こういうことでございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金の補正につきまして説明をさせていただきます。

補助の内容ということでございますけれども、この事業は、農林水産物の被害防止のための電気さくとか防護さく等の設置に対しましての補助する制度でございます。具体的にはこれらの設置に要する資材とか機材等に対する経費の補助ということになります。それで補助率は経費の2分の1以内ということで、上限は10万円となっております。

それから、今年度の見込みにつきましては、非常に被害の状況も年々拡大してきておりまして、申請件数も非常にふえてきております。一応今年度につきましては最終的な件数につきましては、今後の見込みを含めまして175件程度を予定しております。

ちなみに、過去の実績を申し上げますと、16年度が103件、17年度が116件、既に本年度はもう160件ほどのものが出ております。そんなことで今回補正をさせていただきたいということでございます。

それと迅速な対応ということでございますけれども、この制度は市の広報とか部農会長会議等で説明しておりまして、農家の方々にはほとんど周知されているというふうに理解しております。そんな関係で周知が徹底してきますとやはり申請もふえてくるということもあるかと思えます。実際は設置してから申請というケースが多いわけでございますけれども、

それぞれの農家が被害の状況によって、自前でやる場合、この制度を利用してやる場合、それぞれあるかと思えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、修善寺温泉開湯1200年祭の補助金につきまして説明させていただきます。

観光産業は各種産業の複合体でありまして、経済波及効果は幅広い分野に及ぶものであります。地域の基幹産業であります観光の低迷は、産業の衰退化によります仕事場の減少、これに伴う人口の流出、購買力減による商店の空き店舗化など地域社会の構造を根幹から揺るがしているものであります。地域を挙げての産業振興が課題となっているところでございます。

この課題の解決策といたしまして、修善寺温泉開湯1200年祭を契機とした事業を実施するものであります。事業名といたしまして、修善寺温泉開湯1200年祭開催事業、総事業費につきましては1,430万円、内訳といたしまして市の補助金600万円、うち県の補助金は400万円でございます。実行委員会の自主財源といたしまして830万円でございます。企画内容でございますが、イベントの準備事業といたしまして、オープニングイベントの準備、ホテル祭りの準備、2番としまして、システム事業といたしまして、飲食店連携事業、おもてなしの向上事業、景観演出事業、3番といたしまして、広報事業でございますが、全体の事業を告知するためのガイドブックの作成というような事業の内容になっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 質問の最初にございました総合事務組合についてでございます。これは従来、市町村の退職手当組合、この名称が変わったものでございまして、退職手当の支給に関する事務、それから公務災害に関する事務、これを扱っている組合でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、アクセス道路新設改良工事の減額について説明いたしたいと思います。

この減額は、平成18年度に工事の進捗を見ての減額を補正したものです。当初道路工、秤量工の右岸、左岸の橋台及びけたの製作を予定しておりましたが、ご存じのとおり、用地交渉の難航、また、国土交通省のそこに積んでありますトンネル残土の流用等の関係によりまして道路工のみに変更し、事業費の減額を行ったものです。

続きまして、農道新設改良工事の減額についてですが、本線道路の年次計画の見直しにより今年度は農道整備ができなくなったということが主でございます。また、次年度においては国道取りつけの県道の絡みで工事が発生いたします。

土地購入費の減額についてですが、9月補正で工事費から土地購入費に振り替えました。その後、田んぼと道路の境については、当初は土羽、いわゆるのりで計画をしておいたものが、耕作者の利便性等を考慮し、田んぼとの境にコンクリート擁壁を施工し、本線ののり面保護としての構造に変更したため、一部用地費の減額が生じたものです。

なお、全体的な完成は、昨日も申しましたけれども、21年度を目途としております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私が土木委員会に入っておるので、これが委員会で質問できるということは十分に承知している。しかし、やはり本会議で質問したかった。これは大変な問題を含んでいるんだ。

以下再々質問させていただきます。

4款1項6目、説明19-41、私は一般質問で新しいごみ焼却場の協力金とはどう考えているか。聞き間違いがあったら申しわけないですけども、これについては説明がなかったように僕は感じている。今の説明でいくと、ちゃんとした請求があれば受け付けられるのかという考えがします。

さて、それは答えてくれないだろうから、市長の説明では請求があったからお支払いするというようなことがありました、たしか。それでは、請求書の日づけはいつになっているか、請求内容はどんなものか、教えていただきたい。

次、6款2項2目、19節、19-40有害鳥獣等被害対策防止補助金、これは私だけではないですね、ほかの議員さんからも一般質問でたしか出たと思います。多くの方が大変、何とかしてくれ、当然所管の部長さんのところへはそういう声が届いているはずですよ。9月にお願いしても全く返事がないというのが現実だったですね。ですから、この予算が成立したら、すぐそういう方に連絡してもらえるのか。それから、いわゆる予算切れになっても、事後でも新しい予算化がされれば出せますよというようなことを教えてもらえるかどうか。これは僕は災害だと思うのですよ。僕も反対するつもりはありません。ほかの議員さんも反対はしないと思うのですよ。そういう災害に遭ったような人のために事前に防御措置を講じるような場合は、後からでも予算措置ができれば、請求されれば出る可能性はありますよぐらいのことを教えてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、7款1項3目、9節、説明15-40修善寺総合会館改修工事、金額は少ないけれども、修善寺総合会館改修工事、この間終わったばかりでしょう。2億円近くかかっているわけですね。たしか9月議会でもまた補正が出ているわけですね。一体どういうところから、こういう後から後からまた改修工事が出てくるのか。僕はこの後またどかんと外壁補修なんというのが出てくるのではないかと思っているのですよ。詳しく説明してください。

8款2項3目、15節、説明1-15-40アクセス道路新設改良工事、1億2,000万円減額補正、何でか。薄々何か説明の中で感じられますけれども、一体どうなっているんだ。21年完

了できるのか。来年度またこれ予算化されるんでしょう。予算化されたら、可能性はあるんですか。

私、この問題、いわゆる協力金も含めてアクセス道路新設改良工事の減額、やはり市のこういう大規模工事の進め方に問題があるのではないかと。市民が首を振ってくれなければならないような事業に対して、ちゃんとお願ひしますと言っているのかどうか。その辺も含めて説明願ひたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 請求があればすべて払うのかというようなことでございますが、先ほどの説明にもしましたように、地域とともにその施設がその中で溶け込んで発展していくというようなことの中で、こういうようなものの検討をしているわけでございます。

この協力金につきましては、5月17日の全員協議会にもるるお話をしてあるところでございますので十分ご承知かと思っているわけでございますが、その協力金等の用途につきましては、10月にも両地区からもその用途の内容等を含めまして要望があることから、それを検討し、補正計上させていただいた、このような次第でございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） イノシシとかシカは待ってくれないものですから、すぐ対応しなければならないということでございまして、先ほど説明のときもお話ししましたように、実際は設置してから申請してくるというケースがほとんどでございます。ですから、すぐ対応はしていると思ひます。ただ、補助金が後回し、ちょっとおくれる可能性はありますけれども、そういう対応でやっております。

〔「それを教えてやってくださいよ」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 修善寺総合会館の改修工事につきましての質問でございますけれども、これは修善寺総合会館2階の会議室、このエアコンの室外機の改修工事でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 用地交渉は鋭意努力しているつもりでございます。

なお、本年度の減額は、平成20年3月を目途として今やっております大平ハーフインターの関係で、県・国の事業を優先させてほしいという県・国からの要望に沿ったものでございます。その辺の当初の打ち合わせが足らなかったのかということは反省しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質疑は終わります。

次に15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） その前に、一つ確認をお願いしたいのですが、ただいまの森議員の内容、たしか私の記憶している中では伊豆市議会の一つの申し合わせと申しますか、ルールの中で、各委員会に所属している内容、担当の範囲のことについて質問は各委員会でやるという申し合わせがあるように記憶しているのですが、その辺はいかがなんでしょうか。そうしないと委員会に付託する意味はないわけですよ。個人的なパフォーマンスで本議会でやりたいと言われたのでは、それだってそういうことを認めるのなら、全議員がそれをやったら委員会に付託する何の意味がないと私は考えますけれども、その辺どうなんですか。

〔発言する人あり〕

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時26分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議会運営委員会を今行ってきたんですけれども、議会運営委員会委員長の報告をお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 杉山羌央君登壇〕

議会運営委員会委員長（杉山羌央君） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、飯田宣夫議員の提言に対しまして意見を聞きましたが、申し合わせ事項等の内容にまだまだ不備があるということで、今後全員協議会等で、申し合わせ事項、それから本会議の質疑、委員会の質疑についても検討していく必要があるということで、次回の定例議会前に早急に皆さんで検討していただきたいということが決定いたしました。

それから、これは意見ですけれども、上程の際に詳細を説明すべきものも多々あるということも添えて、議運の会議の報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは15番、飯田宣夫議員。

〔15番 飯田宣夫君登壇〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

私は議案書9ページの第3表債務負担行為のうちの外国語指導助手業務委託、中伊豆給食センター給食調理配送委託、修善寺中学校の給食調理委託、以上の3委託事業の契約内容等についてご説明をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 説明申し上げます。

まず、最初の外国語指導助手の契約でございますが、契約内容につきましては、委託金額、それから期間、調査報告することがある。それから解約、契約の解約ですね。それから秘密情報に関する内容、職員について採用勧誘に関する行為を一切しない等、それから、細部については仕様書によるということになります。

その仕様書につきましては、配置期間、配置日、配置時限、配置場所、人数ということになっております。内容につきましては、教材研究、教材作成、教材の提供、それから、異文化理解に対するレクチャー、クラブ活動、部活への参加、語学研修、研修会会議への参加、それから、実施報告書の作成書の提出、配置時限、配置日以外で勤務する場合の時間の相殺、それから、急病の場合の処置、夏季、冬季、春休みの休暇の期限、配置場所、それから、ALTの資格ですね、例えばビザを持って日本に招聘された者とか、そういったものでございますけれども、そういった仕様書によって契約をしております。

それから、中伊豆の給食センターの契約内容でございますけれども、委託期間、届け出の義務、損害防止の義務、事故報告、業務完了報告、ちょっと早いでしょうか。履行遅延の場合の違約金、それから、請求支払い、事情が変更した場合の協議、協議による変更解除、それから、私どもの一方的な解除、危険負担、瑕疵担保責任、損害賠償相殺委任の禁止、権利義務譲渡の禁止、それから、細部については仕様書によるということになってございます。仕様書につきましてはかなり細かい仕様になってございます。報告義務の内容であるとか、調理の衛生基準であるとか、食器の取り扱いとか、消毒とか、かなり細かい部分にわたっております。それから、運送に関しましても、回数、事故連絡調整、安全・衛生管理等にわたって契約をしております。

それから、修善寺中学校の給食調理でございますが、これは中伊豆とほぼ同じということで、そこは単独でやっておりますので、配送業務がないということになります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） あと一、二点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、このALTの場合は今何名の方と契約するという話はなかったですね。その点と、なぜ3年間に、19年から21年ですから3年間の契約をするのかということと、下の給食に関することについても、もちろんこれはなぜ3年間だということも当然聞きたいんですけれども、それと選定する場合の契約の方法はどのような方法で行われるかということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） まず、ALTの人数でございますが、これは6人です。

それから、債務負担の理由でございますけれども、これは今まで単年度でやっておったわけなんですけれども、どうしてもやはり学校なんか4月早々に始まりますので、早めに業者を選定して、業者の方も豊富に講師がいるわけではありませぬので、早めに手当ての方にかか

りたい。私どもも早めに契約をして、授業内容等を学校あたりと調整し詰めていただきたいということで早めに契約する、年度前からそういった交渉に入りたいということがございます。

それから、子供たちにとっても毎年先生が変わる場合も、債務負担をしないと先生が変わる場合もございますので、ある程度はやはり一、二年なれた先生とか 何年が一番いいのかはちょっとわかりませんが 毎年かわる可能性があるよりも、多少習熟をした方がいいのかなというふうに考えてございます。

それから、方法につきましては、給食の方と同じでございますので、あわせてお答えいたします。

それから、給食の方でございますが、これも今中伊豆の給食センターについては債務負担を起こしてやってございますけれども、修善寺中学校の給食、それから中伊豆給食センターにつきましては、やはり単年度ですと調理員の確保、会社がぽんぽん変わりますと、調理員の安定的な人材の確保、育成がなかなか難しくなるであろう。それから、年度が変わってすぐ給食業務に入らなければなりませんので、業者が変わるといろいろな調整、機械のなれとございますが、運転とかがありますので、なるべく早めに調整にかかりたいというふうに考えてございます。

それから、方法でございます。これは業者の選定の方法であろうというふうに考えてございますが、これは天城の給食センターを行いましたように総合評価方式で行いたいと考えてございます。まず、実績のある業者を5社くらいでしょうか、選ばせていただきまして、そこで提案をしていただく。提案の内容については、金額であるとか、給食の安全の考え方であるとか、そういった評価項目をつくりまして、評価のよろしいものからとっていきたいというふうに考えてございます。基本的にはそういった考え方で選びたい。中には安いところもあるんですけども、やはりちょっと安いばかりではどうかなというようなところもありますし、高ければいいというものでもありませんし、その辺の総合評価ということで業者を選定していきたい、このように考えてございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで飯田宣夫議員の質疑は終わります。

次に14番、杉山美央議員。

〔14番 杉山美央君登壇〕

14番（杉山美央君） 14番、杉山美央です。

一般会計補正予算について質問させていただきます。

36ページ、4款1項6目、火葬場費、19-41日向区・佐野区事業協力交付金が2,000万円計上されていますが、近年の火葬場が迷惑施設だとの考え方には私は疑問を感じています。地域の住民の皆さんには設置工事の協力で大変感謝しておりますが、先ほど森議員の質問の答弁で、どういう性格のものかというものについてはおおむね理解ができましたですけど

も、一昔前はごね得方式の協力金配賦があったことは聞いておりますが、伊豆市となって最初の大きな事業工事施設であり、これが前提となることが大変危惧されますので、使途の明確にされていない予算計上には納得がいかないわけですので、納得のいく使途明細の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） さきの関議員の一般質問や森議員の質疑にもお答えしたとおりでありまして、火葬場につきましては迷惑施設であるというようなことも言われているわけですが、市民生活には不可欠な施設であるわけでございます。したがって、当施設の建設及び運営等を円滑に維持するためには関係地区からの要望にもこたえる必要があることなどから、この事業協力交付金を交付しようとするものでありますので、ご理解をいただければと思います。

さて、ご質問の地域の向上のためになることの明細とのことですが、本年10月19日に当2地区より協力金の交付額及びその使い道についての要望書が提出されたところでございます。

市では、この要望を受け、各地区において自治振興事業等を実施してもらうよう、今般事業協力交付金を補正計上させていただいたところでございます。この各地区における自治振興等に係る予算事業でございますが、日向区では、老人憩いの家の修繕や公民館の建てかえによる備品購入、また早霧湖用水路受益者分担費で、一方佐野区は、コミュニティ広場整備のための用地購入及び土地造成並びに防災倉庫等建設に充てるとのことであるわけでございます。

なお、この事業協力交付金の交付でございますが、市ではその使途等について制約をするとともに、真に関係地区において有効使用がされるよう協定書を取り交わした上で、これらを監視するなど規定し、この交付を予定しているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

14番（杉山羌央君） 明確に使途を決められて、それで出される交付金であるというふうに理解はいたしました。皆さん役職員の方、並びに我々議員も些少ではありますが、給与削減等々をやりまして、少しずつでもちりが積もれば山となる方式で削減したお金を、よく昔の方が「爪で拾って箕でこぼす」というふうな言葉を言っておりますけれども、そういうことのないようにぜひこれからの事業をやっていっていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで杉山羌央議員の質疑は終わります。

次に3番、小森勝彦議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質疑を行います。

4款1項6目、今までも幾多の議員の方がこの項目についてお話ししています。火葬場費のうちの火葬場建設事業、日向区・佐野区事業協力交付金について、金額決定の経過、経緯についてのみ説明を求めます。

もう1点、また、今後このような事案、地元に必要な公共事業がある地区において負担となるというような事案はこれからも出てくるわけですが、私はこのような地元協力金については、財政事情の厳しい折、市民の理解と協力のもとに市の出費を抑える方向に進むべきと考えます。もちろん市民の協力と理解が必要なわけで、市民の方々の考え方も今後変えていただきたいという気持ちも私たちにもあるわけですが、その辺の市長の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） さきの5月11日の議会全員協議会において14項目について、4月12日までの協力金関係の経過概要をご報告してございますが、その後10月19日に、この協力金に係る金額やその用途予定について両地区より要望書が提出されました。市ではこの要望を受け、行財政の許せる範囲において今般の事業協力金を計上させていただいたところでございます。

2番目ですが、議員ご指摘のとおり、市の財政運営は大変厳しい状況にあるわけでございます。したがって、今後の公共事業の実施につきましては、関係する地域等にその必要性や内容等について十分な説明や意見聴取等を行いながら合意形成を得て、経済的、効率的な事業執行はもとより、市の健全な行財政運営を今後とも努めてまいりたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 半分くらいわかりました。一部わからないところがあるので、説明を再度求めます。

過去にお話は複数回聞いております。ただし、私個人はわかりますが、議員全員協議会で説明したということを経由して本会議での説明を省略することは今後はちょっとやめていただきたいなというふうに思います。

〔「そうだ」と言う人あり〕

3番（小森勝彦君） たしか一般会計の当初予算に今回2,000万円が出ていますので、当然、当初予算にも計上されていなかった。ただし、地元協力金は必要であるという前提は、ことしの4月以降ではなくて、その以前にも当然あったわけですね。その辺の話は全員協議会で市長から私たち報告を受けました。そのときに、金額の目標とってはおかしいですが、腹

づもりというのがたしかどこかで表現されたように記憶しています。そのときは両方の区で1,000万円ぐらいを予定しているというふうに聞いておりました。

どの金額が妥当かということは非常に難しいし、もちろん私もこうでなければいけないという額を自分で持っているわけではありません。だけれども、市の全体の予算規模と事業計画の内容からしてこういうものだろうとか、こういうところはおのずとあると思うのですが、そのときに私は妥当だと感じたわけです。それがこの補正予算に出てきた今の段階で、経緯はすべて聞いていましたので状況はわかっておりますが、2,000万円になったということは、結果として支出を抑える……、もちろん市民の協力をもらうんですけども、それと違う結果になったわけなんですけど、私はそのこと自体を否定する気はございません。ですが、今後続くこのような事業に同じような流れで物事が進むという前提を、先ほど杉山議員と全く同じ考えです。進むというのが前例になったというふうに市民に受け取られるのも困るわけです。そういう面に関する姿勢を見せていただきたい。市民にもお願いして、減額は求めるのだと、これから。同じような感覚で地元協力金を出し続けることはだんだん難しくなるよと。もちろんゼロにする必要はございません。みんなが嫌がる施設を受け入れるわけなので、そういう市の考え方は市民にもわかっていただくようにするためにも、市の指導的立場の人からそういう発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員からの再質問でございますが、まず全協で説明したから、議会で説明しなくてもいいというような立場をとっているわけではございませんが、我々当局も単独で計画している事業ではございませんので、やはり相手があつての事業でございます。相手といろいろな打ち合わせ、あるいは場合によっては駆け引きなんかもあるわけでもって、そのことをいきなり議会でご説明してもなかなか理解ができないのではないかと思います。そういうことで全協という場がありますので、説明させて少しでも理解をしていただきたい、そんなふうに思っています。

さて、今後そういう協力金について出費を抑えるべきというご意見は、私個人としては全く同感でございます。しかしながら、過去から旧町の中でいろいろやってきましたし、この日向の火葬場について、私は金額は言ったつもりはないですけども、過去の例から言うとマキシмум1,000万円ぐらいが出た経緯があるということで、そういう今のご発言になったと理解しているわけですが、これも地元からの要望というようなことで、先ほど森議員からも請求ではなくて、要望なんです。要望書というのはいろいろなものがあります。小さいものからというか、大中小、いっぱいの中の1つでございますから、それをこれはだめだと言って門前払いのようなことはできないわけですね。いろいろな検討した中でご回答しなければならぬ、そんなふうに思っております。

今後、では、協力金というのをなしにできるか。皆さん、いかがでしょうか。皆さん方が

地元へ入って、協力金はもう出さないのだということで、建てさせてくれという我々の計画に賛同して一緒に動いてくれれば、あるいは市民の人は納得いくかもしれません。でも、多分全員は納得されないのではないかと思います。そのために長い時間がかかって、累々と時間を経ることは、かえって、時間と金額の関係はどういう相関関係で計算するかわかりませんけれども、長くかかれば、それだけいろいろな目に見えない金額が出てくるわけです。

私は、今回地元と、本年2月ですけれども、大変厳しい交渉をしたつもりでございます。それで最終的には議会のご承認を取って、昨日、関議員から一般質問の中であったお答えに至ったわけであります。ですから、今後もこれを本当にではここでなしにしますと私が言ったところで、ご納得いただけるかどうか。これはやはり議員さん方もよく地元でそういう説明をされて、いいよと言えればいいんですけども、なかなかいきませんし、やはり是々非々でいきたいと思えますし、今回特に私はご理解いただきたいのでここでもう1回説明しますが、土地は借地はやめました。購入できました。それから、協力金についても過去からの経緯である程度は必要だと判断しました。そして後年に残す年賦のようなものはお断りしました。それだけのご説明させていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで小森議員の質疑は終わります。

次に26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 一般会計補正予算の同じ質問です。火葬場建設の日向区・佐野区事業協力金について、るるいろいろなお話がございましたけれども、今までの総括的なことを含めながら、質問いたします。

5月の全員協議会において、市長は協力金を出すのは、先ほど部長が言いましたが、火葬場ができることによって地域のイメージ低下や精神的不快感などが懸念されるから、特別に住民自治の振興及び福祉の向上に資することがその目的であるということで説明されました。それに対して、そのときの全協で、私だけではないですね、多くの議員から質問やまた別の形で提案がされましたけれども、その後、議会としても直接地元の方に話を聞きに行こうではないかと議長、副議長、総務委員会副委員長、議運委員長が議会の代表として地元と話し合ってきたという経過がご存じだと思うのですけれども、知らないですか。そういうことを8月4日の全協で議長が報告しました。そしてその後市長にその旨伝えていこうということだったのですが、確認をしたいんですが。

その議長が議員の全協で報告した内容は、区から市へ協力金の要望した覚えはなくて覚えはないというのは、額のことを言っているのか、5,000万円要求したけれども、1,000万円になった、その辺はわかりませんけれども 市から1,000万円の提示があった。市の報告とずれがあった。1,000万円出して当たり前という議員も当然その中にはいましたけれども、いましたというよりも、いたでしょう。意見を聞いていませんから、正確にはそうです。

すべての議員が今から言う、こうだとは言いませんけれども、この全協の中で発言した私も含め議員は、協力金ではなくて、地元の事業要望を優先的に行うなどで対処したらいいなど、現金をそのまま直接区に出すことには疑問であるということ、市長は5月の全員協議会の話の中でも聞いているはずなんです。

その辺をどのように思われて、今回また提案されてきたのか。最初に全協に投げかけた1,000万円はびた一文変えずに提案したことについて、さまざまな経緯の中で全協の中で話し合う場合もあり得るでしょう。すべて全協というのは私は否定しませんけれども、今までの経過の中の全協、何のための全員協議会、議員の皆さんのご意見を聞きたいと言ったのか、それをどのように市長は受けとめて、今回、繰り返しますが、1,000万円ではないですね、2,000万円びた一文下げずに提案してきたのか。

2つ目に、何のための協力金か、新たに聞くということを行いました、るる説明がありましたから、それは割愛して結構です。

もう一つ聞きたいのは、今少し話が、よくわかりません。協力金というのはいつ、だれが言ったのか。そしてそれはいわゆる同意書の中にあっただけなのか。同意書の後にその協定書というか、2,000万円なのかどうかわかりませんが、そのときには、お出ししようと言ったのかどうか、お答え願いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 火葬場の協力金について、木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、協力金を欲しいと言ったのか、出すと言ったのか、どちらが先だということのようですね。私の方から出しますなんて言った覚えはありません。何か議員さんの議会の代表、議員さんの一部のグループの方がそういうことで全協の後で日向へ行かれて聞いて、私も報告を聞きましたけれども、代表かどうかは私はわかりません。議員さん方が決めてやったというふうに私は受け取っています。

その席上、地区から協力金を要望した覚えはないというようなご発言があったということ、聞きまして大変驚きました。何でそんなことを言うの。だって自分のところからこういう要望書が出てきているんだと。出すから、要望書を出せなんて言った覚えはないですよ。先ほど小森議員にお答えしたとおりです。やはり時代としてはそうですけれども、過去からやってきた行政の中で、要望書が出れば、先ほど言ったように小さい要望書、中くらいの要望書、でかい要望書が出ますよ。要望書が出れば、当局として検討しなければならないわけです。検討した中で、まず最初は経緯の中では助役がいろいろ折衝しました。

その後、先ほど言ったように2月のいつだったんですか、5日だったんですか、8日だったんですか。それで最終的に私が両区の代表と打ち合わせした中で向こうから金額を提示されて、いや、そんなには出せませんよということで、1,000万、1,000万くらいでいかがでしょうかと。ご要望は倍ぐらいでした、両地区から。それと要望はさらに年賦を欲しい。区費のようなも

のを欲しいというようなことを言われたときに、先ほど申し上げましたように、では、1,000万、1,000万でいかがでしょうか。年賦は出せません。また、将来、草刈り等があった場合は地元として協力してそれに対する費用は、代償はもらえるかというような打ち合わせもしました。それは実際働いて、地元がやってくれるか、あるいは支部がやってくれるか、その辺はそのときのお話にさせていただきますということでやったわけです。ですから、私の方から出しますなんて言った覚えは全くありません。

区長さんがかわって、8月幾日ですか、議員の代表の方が行かれたときにそういう話があったというので、何回も言いますけれども、大変驚きました。飛び上がるほど驚きました。ということです。

したがって、これで大体今まで答えたとおりなんですけれども、あと何でしょうか。

26番(木村建一君) 全協で議員と話し合っ、その意見、違う意見もあったんですよ、それについてどうか。

市長(大城伸彦君) 了承があつて、結果的には1,000万、1,000万という補正予算を出させていただきましたけれども、事業をやった方がいい、事業でやった方がいいというご意見も確かに伺いました、私ども精査いたしました。では、1,000万円の事業をやる場合に、職員がどれだけ張りつくかということを考えると一千何百万円になるわけですね。地元からのこういう事業をやってくれ、どの事業がくるかわかりません。そんなことも考えました。それと何回も申し上げますけれども、過去の経緯の中で、過去は使途も指定しないで、旧町でございまして、出た経緯もございまして。そういうことを含めて今回上程させていただいているわけでございます。この辺のことをご理解いただきましてぜひご承認いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(堀江昭二君) 木村議員。

26番(木村建一君) 質疑ですから、どういうふうに判断すればいいのかという材料を得るためにまたちょっとお尋ねしたいのですが、幾つかのこれはどうかなというようなところをお尋ねしますけれども、1つは、これは全協の中でいろいろと私は論議した点、また、本会議ですから、確認のためにお尋ね、1つには、いわゆる迷惑施設ですと精神的、具体的には不快感を与えるとかというふうなことでしたね、懸念されるから。そうすると精神的な不快感というのはそれぞれ見方によって違うんだ、確かにそうなんです、さまざまですから、それは一概にこれは精神的な不快感だと言えない、それはわかります。ただ、今詳細な質疑の中でのお話の中で、答弁の中で、やはり民家が近くにあるから、だから、そのあたりの人たちは精神的な不快感を与えるでしょう、こういう説明だったんです。

そうするとまた確認になるんだけれども、日向地区、あそこはないんですよ、集落は一切。ただ、今回の両地区のそういう区長を初めさまざまな方が協力したことに別に私はけしからんとか思っていないし、相当努力されたということは評価するんですけども、日向地区

にとってみるならば、土地を提供したんですよ。そういう意味では大きな貢献をやはり伊豆市のためにしていただいたのかなと思うのですが、今後ですよ、今後建てたことによって精神的なダメージを受けるから、低下を招くからということでの趣旨ですよ、この協力金というのは。では日向地区の方々にとってどういう精神的なダメージを受けるのか、お答えいただきたいなと思っています。

それから、2つ目に、もっとどうなのかなというところがあるのですが、今のご説明ですと、きのうの一般質問の中で出ましたけれども、この協定書に基づいて使途を明細に、使い道を明細にしていくんだ。使い道をきちっと決めていくんだ。老人の憩いの家とか佐野のコミュニティ広場の土地購入とか、こういうふうなお話がありました。それぞれのコミュニティ施設等々、地区要望にこたえるための基準があるはずですね、建てるに当たって。今回はその基準はなしにやるというのか。そうすると協力金でなくても、私は前の全協のときいろいろ話したのですけれども、これが例えばですよ、1,000万、2,000万、3,000万になっても、本当にその地区にとって必要な施設であれば、別にほかの市民は苦情を言わないでしょう。たまたまそういう区民の要望があって、地区の要望があって、ずっと先送りしているのだけれども、財政が厳しいけれども、そういう協力をしていただいたから、市の基準にのっとっているいろいろな施設整備を早めにしてあげましょうということだってあり得るのかなと思っているのですけれども、なぜこういうややこしく、1,000万円を出してあげて、その使い道をきちっと確認するのだという方法をとるのか。

それであるならば、今言ったそれぞれの要望があるのだから、それに対してやるというような方法もあるのかな。これはやりなさいと言っていないよ、質疑ですから、そういうやり方もあるのかな。基準があるでしょうということです。2つ目、使い道、いわゆる地区に協力してくれたそのお礼と言ったらあれですけれども、お礼のやり方としてはなぜ現金で渡して、なおかつそれを市がチェックするようなことを取るのか。

そうしますと、次に出てくるのが、どこにどのように使ったのか、チェックするということですよ、結果としては1,000万円を。そうすると市民の税金がそこに佐野地区、日向地区にいっちゃう、今の市の考えだと。ではどのように使われたのかというのは、市民の税金はそこにいっているんだけれども、それはもうチェックは市当局とその両区でやり合う、やり合うって変ですね、失礼ですね。お話し合いをして、確かにそのように使いましたよということで終わるのか。議会は全然関係ないということなのかどうか、お尋ねしたいと思います。そういうところがどうしてもよくわからないんですね。

最後に、今後です。協力金については別に規定も何もありませんよ。確かに旧町時代の流れにのっとってということも私は理解をしました、そういう意味では。なんだけれども、伊豆市になって出発しようとしているときにこういう前例をつくと、今までの質疑の中でも、次から次へとこういう問題が出てきたときに難航するよということを行っているみたいなものですよ。ましてや今後消防署をつくりましょう、もう既にどんどんその事業は進んでい

ますけれども、ごみ問題はちょっと暗礁に乗り上げていますけれども、そういうときにも協力金ください、こうなるわけですね。前にもお話ししましたが、消防署の救急車、消防自動車のサイレンはそれこそ本当に夜中であろうが何であろうが構わず行くですよ、人の命を、財産を守るために、あそこはずっと常に今度は通行する。それこそ精神的ダウンというか、いわゆる不眠までいかないですけれども、安らかな眠りを妨げられる、精神的被害を受けるわけですね。それはいいですけれども、そういうもろもろの問題が私は出てくるのではないだろうか。

ちょっと話が長くなりましたが、協力金の基準というのはないのだけれども、出しましょうというところは今度の中でもきちっと考える必要があるのかなと思いますけれども、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ご質問の中身が3つぐらいに分かれていたのではないかと思いますけれども、まず1番目をお答えして、2、3については市民環境部長から答えさせます。

まず、佐野地区は民家が寄っているけれども、日向地区は寄ってないではないか。迷惑施設かどうかということは最初から論議しています。私どもはこれは市民にとって必要な施設であって、決して迷惑施設ではないと思っています。しかし、地元の方たちがやはりそういう意識を持っている方たちがいたということです。それは変えられません。我々が何回か説明しましたけれども、その中で協力金というような要望書が出たというご理解をいただきたいと思います。

では、迷惑施設かどうかという議論をやったのですけれども、地元の方たちがそう思っている人がいるのだから、半分以上、認めて早期に、これも先ほど申し忘れましたけれども、合併特例債を使ってやろうという事業でやっているわけですから、当然期限があるわけですから、その中でできるためにはそういうこともある程度のみ込んでといたしますか、完全に理解したわけではないですけれども、やりましょう。

とすると、では日向は民家が寄ってないから何で出すのかという木村議員のご意見ですけれども、こういう議論がありました。水田をつくっているんだ。米を売ろうと思っても、焼き場の近くの米は買ってくれる人がいなくなる、そういうことをおっしゃった方がおいでになります。1人ではなくて、それに賛同されるような方もいたような雰囲気がありました。それから、木村議員おっしゃるように、何といても日向区、公栗山でございます。今後地元としていろいろなことをご協力を願わなければいかん。そんなことで2月の時点で、これでは議会に諮ってみましょうというところまで落ち着いたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

2番、3番については市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 事業の内容の協力金の使途の中で、それらの使われる道の公民館ですと規定があるではないかということでございますが、その補助要綱の中で補助金は出すわけでございますので、先ほど説明いたしましたように、備品購入だとかというような規定外のものということでご理解ができればと思います。

したがって、これらの交付金の規定でございますが、先ほどから市長が何回か説明しているように、住民との合意の中で出すのだということでございますので、それが先ほどの木村議員おっしゃったところの救急車がうるさい、その迷惑とこの迷惑が本当に一緒なのかどうかということは、市長が何回もおっしゃって吟味をしてあるということでございますのでご理解していただきたい、このように思います。

それから、あとチェックでございますが、補助金要綱等に準じまして、それらのいつ、どういうふうにその使途を報告したらいいのかというようなこともこの覚書の中で、双方納得のいく覚書を交わすということでしていきたい、このように思っております、それをすべて議会に報告するかどうかということは、決算報告だとか、またそういうような機会があるときにはその内容等を見まして判断がされるべきではないかと思っておりますので、したがって、すべて出すかどうかということはまた執行の中で考えるべきだと思っております。

それから、最後の4番目ですか、協力金の規定ということでございますけれども、先ほどお答えしたとおりでございますので、地元との協力ということでございますので、それが大前提でございますので、その規定は今のところはありません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 私は別に、そういうさまざまな地区からの要望が、やることが、施設をつくることによってけしからんとは何も言っていませんので、それなりの協力をしたのだから、それに対してどういうふうにしてその地区要望にこたえていくのかということではどこだって同じやり方ですよね、それは。

どうしてもちょっとわからないのは、例えばいわゆる市のさまざまな補助規定にないものもこの中に含まれている。規定外のものもこの中に当然あるでしょうと言いました。そうしますと、規定に当たるものがあるわけですね。例えば今だと補助金交付要綱にのっとってこれはきちっと、お互いに市と両区のさまざまな自分たちの公共設備というか、地区の人たちの公共設備については補助金交付要綱にのっとってそれはお互いに話し合います。そうしますと、補助金交付要綱にのっとってやるのであるならば、繰り返しますけれども、ひょっとしたらさまざまな要望が、例えばその地区要望がまだまだたくさん残っていて、これだけ頑張ってくれたから、協力していただいたから1,200万円になるかもしれないよと言っているわけです、私は。1地区ですよ、あくまでも。そうしたときに補助金交付要綱にのっとってやる事業と、それにプラスして、例えばそれに規定外のものについてはこれだけやっていただいたからやりましょうという方法もあるのかなと思っております。なぜ先に1,000万円

どんとお互いに渡してあげて、そしてその中でお互いにやりくりしますよというやり方をするのかどうかは私はわからない。

なぜかというと、1,000万円使うことがわからないでしょう。余るかもしれない。足りないかもしれない、その事業をやるときに。その辺のところの住民合意、その地区は当然それだけの設備というか、やってくればだれが考えても喜ぶのは当たり前ですよ。ほかの市民にとってみて本当になるほどなど、こういうことで出すのだったら納得ね、額の多少にかかわらずというようなところが私は今回の協力について大事なのかなというように思っているんですけども、いかがでしょうか。

ごめんなさい、ちょっと意見だけ言っておきます。余り意見を言っただめなんだけれども、こういうところでは。一部の議員が市長の方にお伝え願ったということなんですけれども、経過は多分これは議会側の、前に議長がいらっしゃる、質問するわけにいかないけれども、そうではなくて、経過は皆さんで論議をして、議会として論議をしてどうもかみ合わない。今、市長が言われたびっくりしたという話、私たちも経過を聞いてびっくりしたんですよ。話がどこから協力金が出たのと言ったときにびっくり返っていたから。だから、それを確認するために、議会の総意として、先ほど言った議長、副議長、総務副委員長、議運委員長に、ただ単に会派として云々ではないですよ、議会として行った。その経過を報告したということではきちっとらえていただきたい。もしそうでないというのなら、それは議会側の問題ですけども、我々はそういう立場でみんなが二十何人でん行って聞く必要もないでしょうからということで、市長に伝えているという経過でございますので、ごめんなさい、意見というか、経過を、ちょっと違うなと思ったもので。

もう一つ、ごめんなさい、忘れていた。市にとっては迷惑施設ではないんだけども、両区の区民にとっては迷惑施設と考えた。そうするとこういう考え方も成り立つのかなと思うのです。例えば今田んぼの話が出ました。その可能性もあり得るでしょうね、当然ね。非常に高いのかなと思っていますが、そうすると精神的被害というよりも金銭的被害ですよ、逆に。そうするとその田んぼを持っている方々へ、より具体的になれば、そこに対してご迷惑をかけるのだからそれに対する補償をどうしましょうかという話もある面では出てくるのかな。なぜ日向なら日向全部まとめて1,000万円というのが私はちょっとわからないんです。

以上。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 現金を先に出すのか、その事業に対して事業費を出すのかというようなご質問でよろしいでしょうか。その点につきましては、市長が先ほども説明したとおりでございますので割愛させていただくわけでございますが、その中にもやはり要望書を受けて、双方、市と地元の合意というようなことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、最後に、そのところの中で補償問題、1つは今例に挙げられましたもし米が売れないだとかというようなことの中では補償でいいではないかというようなお話でございますが、それらについても当然に地区とも話をしてございまして、またそれらも回答してございますので、地元としても了解を得ているわけですが、それらに至るまでの精神的なものもあるではないかと言われますと、私たちも、いや、そんなことは取り越し苦労だよとかというようなところまではちょっと言えませんので、そういうようなものも含めてということの中で話をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） あと一つ、議会で地元へ行ったという理解ですが、私は議会の有志が行ったという理解をしております。なぜならば、もし議会の総意であれば、9月議会等での報告がこの議場であるはずだと思いますが、そういうものがなかったと記憶していますので、しかしながら、行っていただいた議長、副議長、有力議員さんのお話は伺いました。参考にさせていただきましたということでございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 今言った議会が出たのだから、議会でそこで報告すべきだと言ったんですけども、全員協議会の話の中でいろいろな話の中で、これは議会内の問題ではないですか。我々はそういうふうにして、別にこんな考えがあるから、あなたたち聞きなさいよとかと言っているわけではないんですよ。どうですかと、意見が違うから、どうなんですよ。ということで、ではそれはその意見を聞いてもらうとただだけの行為なんですよ。それをわざわざ議会に報告しないから、議員だということを認めないということはちょっと筋違いですよ、それは。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 全協でやはり討議して行くという、決めて、それでまた全協で報告されたものでなければ私もそう思いますけれども、議員さん方で打ち合わせて、それは打ち合わせるなということを書いてない。打ち合わせていただいて行くことは私はとめる権限はありませんから、どうぞ行ってもらっていいわけです。そのレベルで行かれて、その報告は聞いたと私は理解していますから、あくまでも木村議員さんが言う議員さんの総意でもってやって行ったとは私はちょっと理解してないんですけどもね。その辺は見解の相違でしょう。

それから、水田について、先ほど市民環境部長が答えましたけれども、水田の補償をするとなるとまたすごい算出基準が大変なことになるのではないですか。だから、こっちがやらなければならない作業がふえますよ。そういうことを含めて、迷惑施設か迷惑施設でないかという最初の議論から始まってそういうことをやって、協力金という性格から、一かげんしたということはあるかと思ひますけれども、そういうことをご理解いただきたいし、いずれにしても迷惑施設であるかないか、私どもは迷惑施設、先ほど言った消防署にしても、廃棄物処理場にしても必要な施設なんです。そうでしょう。必要でしょう、必要ではないんで

すか。ですから、ぜひ迷惑施設だなんて言わないように議員さん運動していただきたいと思
います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ここでただいま議題になっております議案第115号については会議規則第37条第1項の規
定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会
に付託をいたします。

それでは、40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第116号～議案第121号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予
算（第2回）から日程第7、議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算
（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第120号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算について、26番、木村
建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第120号、湯の国会館事業特別会計補正予算について質問いた
します。

この中に不動産鑑定評価手数料30万円があります。市民が市に対して土地購入のお願いを
してきたわけですね。それに対して応じましょうということで不動産鑑定にかけよう、こう
なっているのですが、1つ目は、では市民がそういうふうに自分の土地を市に購入していた
だきたいと言ったときに、応じるのか、応じないのかという基準があるのかどうか、1つ目、
お尋ねします。

それから、もし応じた場合、すべての土地に対して今回提案されているような鑑定評価の
手続をとった上での提案なのかどうか、お尋ねします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 今回の湯の国会館特別会計におきます不動産鑑定の手数料でございますけれども、現在の湯の国会館のほとんどの敷地につきましては借地でございます。一般的に借地を購入する場合には不動産鑑定を行いまして、それにより一般的な基準を得ることにより、この結果に基づき売買についての交渉を行うものでございます。

市民が市に対して土地購入を依頼に応ずるか、応じないかの基準、それから応ずる場合、すべてに鑑定評価の手続をとるかということにつきましての質問は、市の全体としてのことでありますので、私からの答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 土地の所有者が市に対して土地を購入してくれという依頼があったら、市はその依頼に応ずるかどうかというご質問ですね。それはケース・バイ・ケースだと思います。市が現在、また将来にわたって、将来を見て必要なら、また今購入しておいた方がいいと判断するなら、また財政的に許されるなら、そういうことは購入する行動に出ると思いますけれども、市が買ってそのままに置いておかなければならないというのは、むしろ大変申しわけないけれども、購入できませんということになるかと思えます。これはまさに一般の市中で行われる土地取引と同じだと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑はありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） わかりました。

不動産鑑定をかける、かけないについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、例えば市に税務課があります。そのときに周りの評価額というのは当然市の方で押さえているわけですよね。そうすると、それはどうしても今度購入したいというときにそれを基準にして一つの目安というのは出てくるのかなと思っていますね。不動産鑑定にきちっとかけた方が出るという場合もあり得るでしょうけれども、近隣のところ、公有地は全然評価しないのですから、当然税金を払わないから。でも周りを見れば、ある程度の予想はできる。なおかつではこの値段で買うか、買わないかというのは、当然そこのやりとりですから、一概に絶対にこれだよという規定もない。需要する側と供給する側の関係の中で坪当たりの単価というのは、購入価格というのは上下するのかなと。そうすると周りのところで見ながら、それを参考にするということも一つなのかなと思うのですけれども、今回はそうしなかったところについてお答え願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 木村議員の質問は第120号に対するまず質問だということから、観光経済部参事でそういう回答になったと思えます。

今おっしゃられているのは、一般論としての売却方法、あるいは買収方法の考え方だと思いますが、それにつきましては、我々管財担当でございますので、私どもの方で承知をしてといたしますか、一つの考え方を持っております。

まず、売却ですが、売却にはいろいろございます。例えば公売、公に売る、それから払い下げ、こういったものがございます。最近の事例としますと国民宿舎の木太刀荘であるとかふじみ荘、こういったものもございます。公売の場合には、基本的には普通不動産鑑定をかけたいたいように思っております。それから、払い下げのような場合、これは今、木村議員もおっしゃってございましたけれども、固定資産の評価額を基礎として算出して払い下げをするというようなシステムを考えております。

それから、先ほど周辺の売買実例の話があったわけですが、これらについては例えば公営企業なんかの場合、当然残存価がわかりますので、こういったものを基礎として、さらに周辺の土地売買実例なんかも参考にしまして価格を決めるというやり方をしておりました。

それから、今度買収、いわゆる買いおさめるものなんですが、こちらに関しては伊豆市になってからほとんど不動産鑑定をかけてやっているというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで木村建一議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第116号から議案第121号までの6議案については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で休憩に入ります。1時までということをお願いいたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 0時59分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第122号～議案第125号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定についてから日程第11、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定について、議案第123号 伊豆市昭和の森会館条例の一部改正について、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正について、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

3議案一括ということですので、一括して読み上げたいと思いますけれども、再質問しようかと思ったのだけれども、3つ一緒だと再質問、何が何だかわからなくなってくるもので、できるだけ詳しく説明していただきたいと思います。再質問はできるだけ差し控えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定について、これは万天の湯、そしてテニスコートの条例だと思うのですが、条例承認前、条例制定前より営業が開始されている。この辺ちょっと逆ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。私の考えがそうではないよ、これでいいんだよというのだったら、それで結構です。

それと再質問するつもりがございませんので、現在の営業状況はどうかというようなご説明もあつたらと思います。

もう一つ、使用料金が記載されておりますけれども、これは以前に営業していたわけですから、そのときと同じなのか、それとも多少安くなったのか、その辺もご説明いただきたい。

次に、議案第123号 伊豆市昭和の森会館条例の一部改正について、この辺もよく読めばわかると言われたらそれまでですけれども、できたらご説明いただきたい。

使用料は大人は半額になったのか、確認したい。もし利用料を安くしたのであれば、どうして安くしたのか、ご説明いただきたい。それから、事業の状況をご説明いただきたい。再質問するつもりはございませんので、できるだけ詳しくご説明いただけたらと思います。

続いて、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正について、改正内容の説明を求む。これもよく読めばわかると言われればそれまでですけれども、料金が値上げされるのか、下げられるのか。それから、例えば私のいるところ、検針回数がふえるのか、ふえないのか、読んだんですけれども、よくわかりませんものでご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、お答えいたします。

今議会で提案しております伊豆市丸野高原観光施設条例の制定より先に営業が開始されているということでございますけれども、これは国民宿舎中伊豆荘条例の中に万天の湯及びテニスコートの使用料等の規定があり、また減免規定もありますので営業を行っているところであり、今回新たに条例を制定し、かつ伊豆市国民宿舎中伊豆荘条例を廃止するものでございます。

それから、先ほど言いました使用料金についてでございますが、料金は同じでございますが、市民については半額ということでございます。

それから、営業状況でございますけれども、9月8日から再開いたしまして、11月末まで

の利用者は、万天の湯3,289人、1日当たり45.6人が利用されております。テニスコートは187人、収入総額は195万5,000円となっております。

続きまして、昭和の森会館条例の一部改正でございますが、条例の改正につきましては、大人の料金、600円から300円へと半額に改正するものでございます。料金につきましては、近年、入館者減少の中で道の駅として広く大勢の方に入館していただき、また、11月の紅葉まつりのときは300円にいたしまして誘客に努めた結果、良好であること、公共の文学館の料金等を参考にして半額にしたところでございます。

事業の状況でございますが、平成10年には4万2,000人余りの入館者が、平成15年には1万6,000人余、16年度からは紅葉まつりということで11月に入館者を半額にいたしまして誘客に努めた結果1万7,300人余り入っております。17年度も16年度より増加して1万7,600人余の入館者がございました。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、伊豆市給水条例の一部改正についてのご質問でございます。

上程当日、新旧対照表を用いまして、各改正条文に従いまして内容説明をしたつもりでございます。ご理解をいただけなかった部分が、通告書を見ますと、料金は値上げか、値下げか。検針回数の変更内容、具体例を挙げて説明をという質問ですので、この部分についてお答えを申し上げます。

まず、料金に関しましては、当日も申し上げましたように全く値上げもしてございませんし、値下げもしてございません。ただ、修善寺の給水料金の料金表が2カ月単位になっておりましたので、これを2分の1として改正をしております。1カ月単位に直したものでございます。ですから、したがって検針回数も料金も全く従前どおりでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質疑を終わります。

次に、議案第123号 伊豆市昭和の森会館条例の一部改正について、3番、小森勝彦議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

議案第123号 昭和の森会館条例の一部改正について、1点だけ質問いたします。

条例の改正案で利用者の使用料金の変更が提案されておりますが、当該事業特別会計の当初予算の説明で、工事後は使用料は無料になるという説明がありました。変更でももちろん構わないのですが、昭和の森会館全体の運営方針について説明を求めます。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） お答えいたします。

本年度当初予算審議におきましては、情報案内や子供がゆったりと遊べる場所、くつろげるところ、お客様に自由に入らせていただけるような施設ということで無料とする旨の説明を行ったかと存じます。

そもそもこの計画につきましては、旧天城湯ヶ島町時代に、井上邸跡地に井上靖文学を、それから天城温泉会館敷地内に川端文学を、かつ昭和の森会館は情報提供や道の駅としての機能を充実させるという計画でございました。18年度当初予算では昭和の森会館を改修し無料化する計画でありましたが、旧天城湯ヶ島町時代の計画につきましては、その後合併し、伊豆市となったり、また財政的にも厳しい中、今後の各文学館建設についても実現も難しいような状況の中、井上靖文学財団にも協議したところ、貴重な文学資料の返還を求められることなど、こうしたことになれば今後伊豆市へ文学資料は戻ってくることはないと考えられます。そうしたことや、平成19年の井上靖生誕100年にも当たることなど、見直しを行い、文学館を存続させることといたしまして、9月議会の昭和の森会館事業特別会計補正予算（第1号）の議案審議におきまして説明をしたところでございます。

現在の改修後においてより多くの人に入館していただくように、また、他の公共の文学館の入館料を参考としながら今回の条例改正の提案をしたものでございます。昭和の森会館を含めた道の駅「天城越え」の今後の運営管理につきましては、文学館、グリーンガーデンなどの特色を十分生かしまして検討させていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで小森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第122号から議案第125号まで4議案については、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第126号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第12、議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第126号 後期高齢者医療広域連合の設置案についてお尋ねします。

後期高齢者医療制度が老人保健法にかわって、新たに高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者医療確保法と一般的に短縮していますが、それを実行するための設置案という

ことだと思しますので、幾つか質問いたします。

去年の11月25日付で、全国市長会が後期高齢者医療制度について、「市町村が運営主体を担うことは到底容認できません」という表題のもとで幾つか意見を出しておりますけれども、この意見は今回提案されている規約の中に反映されたのかどうかお尋ねします。

2つ目に、独立した医療制度を担うための規約になりますけれども、保険料賦課はどのようになっているのか。

3つ目に、この規約案を見ますと全自治体から代表者が出ていない。一部の自治体の市長や議員で構成するというところで提案されておりますけれども、全自治体の高齢者の意見の反映、すなわちそれぞれの自治体から選出された議員がそれを当然担うわけですけれども、今回の提案はそうではなくて、一部になってしまうもので、そうしますと静岡県全体の高齢者の意見反映の保障はどういうふうになるのか、お尋ねしたいと思います。

4つ目に、保険料滞納者に対して資格証明を交付するという案が提案されておりますけれども、この資格証明の交付要件はどのようなものでしょうか。

今お話ししたのに関連して、老人保健法においては、加入者の資格証明の交付は適用除外とされておりましたけれども、今回は方針を変えまして資格証明書をお年寄りについても発行するとなった。その理由についてお伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 現在、老人保健制度が市町で行われていることもありまして、平成17年10月の後期高齢者医療制度厚生労働省試案では市町が運営主体とされていましたが、全国市長会、それから全国町村会はこれに反対をいたしました。全国市長会の意見を受け、国において検討した結果、財政の安定化を図る観点から、都道府県単位で全市町が加入する広域連合が運営主体となるなど、他の意見も相当生かされていると聞いているところでございます。

それから、2番目ですが、後期高齢者一人一人が納めることとなります。原則としては県内は均一の保険料となりますが、具体的な保険料の額は広域連合が条例で定めることとなります。算定方式については、頭割りの部分、いわゆる応益割と、それから所得に応じた部分、応能割により算定し、算出をされるわけでございます。

ちなみに、ちょっと不確定ではございますが、保険料に係る政省令が示されていないということですが、所得階層別の保険料の算出をしますと、厚生省令では、厚生年金の平均的な年金額の受給者、厚生年金208万円の場合は月額6,200円になるということの見込みをしているところでございまして、これを無理やり今の国保税に当てはめてみますと、今よりかは伊豆市は下がってくるであろうというような見込みをしているところでございます。

それから、3番目の広域連合の議員については、地方自治法第291条の5第1項で定められているとおりでありまして、この立法趣旨は、その区域の住民の意思が広域連合の行政に十分反映されるよう、議会の議員及び長の選出について、選挙の方法を直接選挙、または間接選挙に限定することとし、充て職を認めないこととしたものでありまして、全市町の議員が参加する広域連合議会である必要はなく、間接選挙を行うことで地域住民の意思は反映できる旨を法律で明文化されているものでございますので、お願いいたします。

それから、4番目でございますが、資格証明に関する政省令が19年4月に示されるため詳細は未定であります。滞納発生後1年を経過した滞納者に対して、特別の事情のない限り、国保同様、被保険者証の返還を求め、資格証の交付を行うということとされているところでございます。

それから、5番目でございますが、現行の制度において、国保の被保険者のうち老人保健の対象者については、保険料は国保の保険者に支払う一方で、給付は老人保健制度の実施主体である市町から受けているところでございます。保険料を徴収した保険者が給付を行う仕組みとなっていないことから資格証明の発行は行っていませんでした。後期高齢者医療制度においては、保険料の賦課と医療給付を同一の主体で行うことから、国保と同様に特別な事情がないのに保険料の納付がない方については資格証明を発行することとされているところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑はありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 非常にこのもとになっていることは基本的には質問しませんけれども、提案されていませんので、でも今、部長がお話しなされた75歳以上のすべての高齢者から保険料を取る。その仕組みをどうしましょうかということで県全体でやりましょう、こうなっているのですが、具体的にちょっと確認の意味でお尋ねしたいのは、今までは例えば75歳以上の方が年金が少ししかないだけけれども、世帯の中に入って、1つの家族の中に入っているとそれは別に徴収しなかったのだけれども、今度の新しい制度というのは、一定の寝たきりとか条件がありますけれども、一般論としてちょっとお尋ねしますが、介護保険と同じように75歳以上すべての方から、今までもらってなかったのだけれども、保険料を取ってなかったのだけれども、徴収するよというふうな仕組みに変更したということですね、確認したい。

それから、現役世代との格差ということでこれが、それをなるべく意識的に持ってもらうようにということで、それをやるがための広域連合、国はやっていた。現役生の払う給料の中にも給与明細書に現役向けと高齢者向けと二本立てで、高齢者向けに幾ら払っていますよというような形になっていくのかなという、若干外れますけれども、でもそういう決めるのがこの広域連合の今回提案されている中身だと思うのですね。

その点の確認と、それから、いわゆる間接選挙で75歳以上のお年寄りの方たちの保険料の減免の問題とか財政計画とか、それから給付計画、こういうふうな形を決めましょうという組織だと私は認識しているんですが、そうすると75歳以上の方のいわゆる保険料をもらう、それから、どういう保険給付をするのかという大事なところが決められてくるんですね、75歳以上の方々、静岡県均一に。そうしたときに、見ますに、四十何自治体、41でしたか、ちょっと忘れましたが、その中でほんの一握りと言ったらちょっと語弊がありますけれども、一部の方が、市町もそうですけれども、全部の市町がそこに集まるわけではない。一部の方が、今回だと6人ですか、提案されているのは。議員もわずかの人、そうするとその方たちが全自治体の75歳以上の方の保険料とか給付計画とかいろいろなことを決めていくと言ったときに、本当にそこに意見が反映されるのかな。どうしても危惧されるんですね。その仕組みがどうなっているのかなというところをぜひともお聞かせ願いたいなというように思っておりますので、お願いします。

基本的には後期高齢者の新しい制度というのは、別に市町がどうのこうのして裁量権があるわけではない、国からどーんとやれとやってきた制度ですから、基本的には私は国に大きな責任がかぶさってくるのかなと思うのですけれども、実施するのはそれぞれの自治体ですから、そうすると繰り返しますが、お年寄りの方たちへのそういう実態を本当に把握できる体制なのか、一番心配しているところなんです、いかがでございましょう。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、1点目の広域連合の設立ということでございますので、まず広域連合を設立しまして、先ほど説明しましたようにまた条例とか執行については別に定めがある、こういうことの中で、そういう細かな保険料徴収について県が統一に決めていきたいというのがこの趣旨だということで、ご理解願えればと思います。

そうすると、もう一つ、民意の問題でございますが、地方自治法の中で広域連合の議員はこうしてやりなさいということで決めがございまして、こういうやり方、291条の5第1項でやれば、民意が反映できるという規定でございまして、それに従って広域連合はつくった、こういうことでございます。

なお、もっと言い方を変えてやりますと、木村議員がおっしゃっているのは、伊豆市の意見をどうやって反映するか、こういうことだと思わさせていただきますけれども、これにつきましては執行の段階の中でそういう機会もあろうかと信じておりますので、この条例はそういうことの中で、地方自治法の中で決められてございまして、また議員ともども言うべきところは皆さん一緒に意見を出していければ、このように思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第126号については、議案付託表のとおり総務常任委員会に付託します。

議案第127号～議案第128号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第13、議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託の廃止について、日程第14、議案第128号 区域外の公の施設の廃止に係る協議についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第127号と議案第128号については、議案付託表のとおり観光経済常任委員会に付託いたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月21日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成18年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第115号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

本案については、今定例会初日の7日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る総務委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、総務部所管の関係についてご報告いたします。総務部からは特に補足説明はありませんでした。

主な質疑事項といたしまして、まず、60ページの時間外手当の補正337万8,000円増額の主な要因は、何か特別なこと、ねんりんピックなどが関係しているのかという質問に対し、詳しくは何が原因かちょっと説明できませんが、当然ねんりんピックは相当な時間外が数人の職員の負担となって出ているということは事実です。

今後、時間外がこのように増加するといけませんので、課長のレベルではなかなか調整も難しいので、部長に提出しまして部長の指導を仰ぐということを、この11月からやっておりますとの答弁がありました。

次に、企画部の関係についてご報告します。企画部からも特別な補足説明はありませんでした。

主な質疑事項といたしまして、まず16ページの特別交付税の2億6,700万円に関連し、特別交付税の交付の仕組みと状況についての質問があり、特別交付税の意義からしますと、多

分にこれは県の裁量と申しますが、6%の中で計算をするというようなことになっておりますので、災害があるとかそれから特別要件があるということによって県が裁量を示してくると、こういうことです。特別交付税の中には、合併の包括的経費を3年間見ましょうというようなものがございまして、伊豆市の場合、1年目が3億6,500万円、2年目が2億5,400万円、3年目、今年度が1億4,600万円ということで、新聞などにも報道されておりますけれども、今回の12月に関しましてはこの合併の包括分が主体でございまして、私どもの伊豆市は3年目でございますので、計算上約1億4,600万がその合併の特例分という形になっております。

これは3月になりますと、先ほどから話に出ております特別の事情ということで、県の裁量とか国の裁量、そういったものが入ってくるということになっておりますとの答弁がありました。

続いて、市民環境部の関係であります、4款の衛生費、1項保健衛生費のうち、火葬場建設事業における日向区・佐野区事業協力交付金について補足説明がありました。

この説明では、この事業協力金の交付趣旨が、火葬場建設並びに完成後の管理に伴い日向・佐野の両地区に種々迷惑をおかけすることになるとともに、ご理解・ご協力をいただくためのものである。

このことに伴い、地元から要望のあった事項についての対応上、基本的事項を協定書に、そして協定の執行条件を具体的にするために覚書を結び、これを実行していくとのことで、この素案の概要について説明がありました。

続いて、この案件に対する質疑のありました主なものでありますが、まず日向区・佐野区から出された要望書は公共用地や公共施設ですが、今回の事業協力交付金については、伊豆市になって初めてのことで、特に重要な施設です。

この後すぐに堀切地区のこともございまして、ただ、これに関しては伊豆の国市と協働でつくると。その場合に、「協力」という文言が議事録にもこれから先残ります。もし要求された場合、伊豆の国市がこちらと違う議会ですけれども、説得ができるのかどうか。それから、もう一点は、当然事業を遂行した場合には日向区長・佐野区長は市長に実績報告書を提出するということですが、これが提出された場合に速やかに議会の方にも報告をしていただくというようなことができるかどうかという質問に対し、今後のごみ焼却場等の整備の関係で、当方ではとりあえずの取り組みとして覚書を交わして協力交付金を出していくと、これが伊豆の国で理解がされるのかということは、これについてはまだ話し合いをしてございませんので、やはり係る住民の合意形成の最終的な一つの方法ということで、その係る地域との話し合いの中で進むものについては、こういう形も考えられるのではないかなということでもございました。

その経過につきましては、議会でご理解をいただき、そういう交渉にもやはり議会も加わっていただいて、市民が利便する、そういった住民サービスの向上のものについては取り組んでいただければ、逆に途中経過もわざわざ説明しなくても済みますし、途中の状況もまた

議員からの指導も十分に仰げるのかなとこれは私の主観でございますという答弁がありました。

それから、2点目でございますが、実施報告があった場合に議会の方に報告をしていただけるかということですが、これは十分にできると思います。当然、皆さんの税金をもって先づけて交付するということになりますが、それが真摯に有効に活用されているかというものにつきましては、要請があればいつでも出せる状況にあると思っております。そうしたチェックもしていただければと思っておりますとの答弁がございました。

こうした審議経過を得まして、討論・採決を行った結果、付託されました議案第115号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子。

ただいま議長から報告を求められました議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、9ページの債務負担行為について、継続性が必要だが、どのように考えてこの債務負担行為を3年間でやられたのかという問いに、答弁は、やはり債務を長期間にわたって負担するものですので、伊豆市の財政を見ながら3年ということにしたというものでした。

50ページの教育長の交際費は50%増であるがとの問いに、慶弔費で亡くなれた方が非常に多かったためであるという答弁でした。

28ページの19 - 46、田方精神障害者社会復帰施設運営負担金とは田方ゆめワークのことであり、当初予算が289万2,000円で、今回補正が628万円と補正の方が多いい理由は何かという問いには、年度の途中で10月から自立支援法により制度が変わったため、県の補助金が昨年に比べて1,250万円ほど減額になったことによるものだという答弁でした。

30ページの介護保険費サービス事業の2,495万4,000円の減についての問いには、このサービス事業については介護保険法でいう要支援1、2の人たちに対するケアプランの委託料ですが、制度が改正される前の今年の10月ぐらいに予算措置をしたので、単価などはっきりしていなかった面があり、また1ケアマネ当たり8名しか委託できないとか、いろいろな条件がついて、結果的にはかなり金額も下がったという答弁がありました。

32ページの保育園一般事業、民営法人選定委員報酬。保護者への疑問にまだ答えが出ていない。説明や話し合いの現段階で選定委員会の予算を提案していることへの考え方を問う質疑がありました。民営化するための最大の要点はどういう法人に委託するか、その法人の選

定基準が一番肝心なことである。そのための選定委員会を1月、2月の段階で進めていくという形をとりたいと、事務の立場ではそのように考えているという答弁でした。

以上、審査した後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第115号 福祉文教委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

ただいま議長から報告を求められました議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る観光経済委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、18ページ、歳入で県支出金、農林費県補助金の松くい虫等防除事業の県補助金が減額となっておりますが、松くい虫が修善寺自然公園あたりでもまだ終息していない気がしています。減額した理由はとの質疑に対し、松くい虫防除県補助金の減額理由は、国の補助金が伐倒処理ですが、県は伐倒処理が補助対象にならない。また、国庫補助は県下でも指定した地域のみ補助対象となりますが、伊豆市内には指定がなく、これらの補助対象から外れたことにより減額となりましたと答弁がありました。

42ページの有害鳥獣の捕獲事業費に今回300万円の補正をしたということは、非常に多くの被害が出たということですが、市の事業のほかにどのような事業などがありますかとの質疑に対し、この有害鳥獣の防止に関しては、抜本的に対策を打つために、伊豆地域の市町で組織する連絡会を通じて県へ管理捕獲等の実施要望を積極的に行っています。また、有害鳥獣被害対策の県の補助事業もありますが、要件の規模が大きく、100万円以上で、2戸以上の関係者がかかわらなければ対象になりません。有害鳥獣対策には個々に対応しているのが現状ですが、その地域あるいは団地である程度まとまれば県事業の補助対象となりますので、今後指導をしていきたいと思っています。そうすれば、多少でも市からの支出が少なくなる可能性もあると考えていますと答弁がありました。

44ページ、海水浴場の整備管理事業、13 - 40、13 - 41委託料の減額理由はとの質疑に対し、契約の中に、実績で契約額の変更をすることとなっております。ことしは雨天の日が多かったために、従事した人の実績が当初の見込みより少なかったことで減額となりました。

海水浴客数は、16年が15万2,000人、17年が13万1,449人、ことしは12万6,913人です。なお、この調査方法は、海難防止業務を委託してあります日本ライフセービング協会が午前と午後にカウントした集計ですと答弁がありました。

58ページ、農地災害。国からの補助率が最終的には80%ぐらいで、市は10%ぐらいだという説明だったと思うが、この程度の台風の災害で大きな国庫補助が得られたなと思いますが、

制度的な説明をとの質疑に対し、基本となる補助金は、農地災害については50%、施設災害については60%の国庫補助と基本額が決まっています。補助率増高申請で連年災というのがあります。それは、過去3年間に被災等があれば20%か30%の増額がされるということです。最近3年間の伊豆市内の被災額等を加算する形になります。伊豆市は非常に大きな災害を受けている地域ですので、加算率が非常に多くなります。そのことから、見込みとして大体農地は80%ぐらい、施設は90%ぐらいになりますと答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第115号の観光経済委員会所管科目につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）の土木水道委員会所管科目について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

この補正予算については、土木部所管関係のもののみとなりますが、特に追加すべき補足説明はないということでした。

主な質疑であります。初めに、46ページの市道整備事業の15-53、市道上和田線改良工事750万円の内訳についてはとの問いについては、これはすべて工事費で、農道整備の県単の補助金が2分の1であり、残りの2分の1を市が負担するものです。なお、この2分の1についてはワイナリーと調整中で、負担金もしくは補助金でいただくのか検討している状況ですとの答弁がありました。

次に、46ページの天城北道路関連事業、15-41の農道新設改良工事2,420万円の減額と内容を確認したいとの問いについては、担当課の所管がえに伴い、再検討した判断のもとに減額させていただきました。

次年度に国道との取りつけの部分で少し農道整備が出てくるので、ご理解をお願いしたいとの答弁がありました。

さらに、天城北道路関連として減額となったが、今後の見通しをお聞きしたいとの質疑に対しては、当初、橋りょう等いろいろと計画がありましたが、地権者2名の関係と国土交通省がトンネルのずりを山積みにしており、そのずりの関係で滝沢川の工事を発注してあるが、その仕事が掘削ラインに少し当たるため、約2万立方くらい処分していただきたいということで協議中ですとのことでした。

そうしたもろもろの関係で、発注した工事がストップしている経緯もありますが、市長、部長が既に説明しているように、21年度には何とか完成させたいと考えていますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第115号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第115号についての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時59分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第115号 平成18年度一般会計補正予算（第3回）について、質疑を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、質疑がないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論を行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について反対討論をさせていただきます。

まず、私はけさの朝刊を見て、来年度の国の予算案の政府原案ができたという予算案を見ました。所得税増加、地方税大幅アップ、国民年金保険料引き上げ、生活保護の母子加算減額、我々地方の住民に対する負担の大幅アップとサービスの切り下げが来年度もますます進んでいくと、こういう政治の実態をけさの朝刊で見ました。

この議案書、これが今の伊豆市の実態を示す、金額的には少ないですけども、非常に興味深い内容を示していると思います。この補正予算は歳入歳出それぞれ1億1,600万円を追加し、歳入歳出の総額を158億6,590万円とするものです。伊豆市の適正財政規模を100億円と言っておきながら、適正財政規模を大きく上回る予算です。財政のひずみは弱者へのしわ寄せとなってあらわれています。

市長は、台風22号の被災現場を見ることができなかつたようですね。目は大丈夫ですか。耳は大丈夫ですか。今、市民は市民税や国民健康保険税が納められない、医者にかかることもできないと悲鳴を發しています。市民の悲痛な叫びが聞こえませんか。議員の皆さんはいかがですか。市民の悲鳴が、市民の悲痛な叫びが届いていませんか。「死ねと言うのか」と

いう声も届いています。

まさに市当局の傲慢さがこの予算案です。議会でも当局の傲慢さがはっきりしたのがこの議会です。市長を初め当局の幹部諸君は何のためにここに座っているのですか。議員の質問に答えるためではありませんか。議員に説明するためではありませんか。あなた方は何のためにこの席にいるのか理解しておりますか。

福室恵治市民環境部長は9月議会で、「急に質問されても答えられない」と言いましたね。渡邊玉次企画部長は、「早い質問書は嫌がらせだ」と言いました。質問者の質問に十分な答えをしていますか。十分な時間をとって満足に答えられないのが当局です。答えようとしていましたか。当局は初めから答えようとしていません。それとも、質問に対して答えられないことがあるのでしょうか。透明性・公平性が求められています。どこの議会に、「急に言われても答えられません」「嫌がらせだ」と言う当局があるのでしょうか。

市長を初め幹部諸君は議員の質問に答えるためにそこに座っているんです。議員に説明をするためにそこに座っているのではありませんか。当局の皆さんはなぜ議場に座っているのか理解していますか、わかっていますか。

この議会は、当局の傲慢な態度がよく見えました。市民に対する傲慢な態度がよくあらわれた議会であります。これほど市民に対する傲慢さがよくあらわれた補正予算はありません。渡邊玉次企画部長、あなたの「嫌がらせだ」という発言は永久に記録されます。今なら取り消しがききますよ。よく考えなさい。議会もこのような発言がなされたということを記憶しておくといよいでしょう。

議会は質問をするところです。市民の心を踏みにじる行政の行為に対し、市民の怒りが爆発しようとしています。市民の心が、市民の怒りが行政に対し固く心を閉ざそうとしています。市民の怒りは、伊豆市を見捨てようとしています。この予算案は、これから伊豆市に起ころうとする大地震を予見するようです。至るところに大地震の発生前の兆候を見ることができます。

市民の怒りが爆発しようとしています。伊豆市の人口減少は、伊豆市の将来を見限った市民の怒りではないでしょうか。伊豆市では人口の流出が起こっているのです。市民が伊豆市を見限って出て行っているのです。産業の流出も起こっています。企業の流出、顧客の流出が起こっています。議員の皆さん、見えませんか。市民の怒りや悲鳴が聞こえませんか。

保育園の民営化が論議されています。相変わらずの公共工事優先の予算です。保育園や幼稚園、小学校、中学校の維持補修は大丈夫ですか。子供たちの安全は確保されていますか。言葉だけではありませんか。しっかり子供たちの安全が確保されているのでしょうか。公共工事優先の予算は子供たちを犠牲にしていますか。弱者の犠牲の上に成り立っていませんか。弱者を踏み台にしていますか。市民の福祉は確保されていますか。適正財政規模を大きく上回る予算は、収入を大きく上回る予算は、財政を硬直化させるだけでなく、財政を荒廃させるものです。

日向・佐野区事業協力交付金は、多くの市民を納得させることはできません。多額の現金をなぜ市民の声を無視して、市民の心を顧みない行政の傲慢な態度が市民の反発を呼んでいるのではないのでしょうか。市長を初め当局の傲慢さが市民の心を凍らせていませんか。市民の心を踏みにじる行為が、市民の心を貝のように閉ざさせていませんか。市民との協働と言いながら、場所の選定は市民と協働をしましたか。話し合いをしましたか。強引な選定をしたのではありませんか。強引に事業を進めたのではありませんか。それが協力金となっており、あらわれたのではありませんか。多くの市民からここでも「なぜ」という疑問の声が寄せられています。

修善寺総合会館管理事業、会館改修工事45万円、観光経済部参事、あなたは私にわかるように説明してくれましたか。赤れんが部分の改修工事は実施されたのですか。亀裂は確認しましたか。赤れんが部分の漏水発覚後に補修はされたのでしょうか。赤れんが部分の補修はなされたのでしょうか。どう見ても、工事が実施されたとは見えません。これからでも、今からでも一緒に現地で説明をしてくれませんか。

天城北道路関連事業 1億5,233万円の減額、アクセス道路新設改良工事 1億2,021万円の減額の理由は、真相は、農道新設改良工事2,420万円減額の理由は、真相は、土地購入費792万円の減額の理由は、真相はどうなんですか。なぜ今土地の購入が減額なのですか。この用地が不要になったのですか。なぜ減額なのか。工事はどうなっているのですか。ここでも当局の傲慢さが市民の心を凍らせてしまったのではありませんか。市民との協働と言いながら、市民との十分な話し合いがなされましたか。強引な事業の推進、傲慢な用地交渉をしたのではありませんか。当局の傲慢さが市民の心を貝のように閉ざさせてしまったのではないのでしょうか。ここでも十分な説明は聞こえてきませんでした。ここでもなぜという疑問が消えません。

環境衛生施設整備基金積立金 2億5,000万円、将来に備えた基金を蓄えるのは大切なことです。ごみ焼却場の建設に対し一般質問では十分な答えを出してくれましたか。多くの市民の疑問は「なぜ伊豆市なの」「なぜ堀切なの」、ただそれだけです。こんな簡単な疑問にさえ答えていません。答えようとしていません。「なぜ」、この疑問はますます増大します。環境対策が十分ですか。「万全の対策をします」となぜ言えないのですか。「環境対策は十分にします。万全の対策をします」という声は聞けません。周辺整備も伊豆市、伊豆の国市の2市で十分対応・対策をします。東京バージョンでやるから心配するな」となぜ言えないのですか。何だかわからないことを考えているなどしか思えません。それがこの議会で感じた私の感想です。

予算案全体を否定するつもりはありません。議員の皆さん、協力金だけは容認できますか。予算を否決すれば伊豆市の行政がストップすると心配している議員もいますが、必要な予算はすぐに組み替えればよいのです。協力金に疑問を持つ議員の皆さん、皆さんの良識を信じて反対討論を終わらせていただきます。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

9番、飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について賛成の立場で討論いたします。

今回の補正については1億1,600万円を追加するものですが、内容については、保健衛生費の中で、日向・佐野地区に事業協力交付金の2,000万円のように、その決定までの経過に不明な点があるように感じますが、我々の会派、未来伊豆の中でも相当長い間話し合いをした結果、必要な施設でもあるし、現実的にこの施設を早急に完成させることが市民のためになると判断をし、賛成することにいたしました。

それから、農林水産費の有害鳥獣等被害防止対策事業補助費300万円については、金額的には不満が残りますが、早急に手当てしたことについて賛成するものであります。

それと、児童福祉費の民営法人選定委員報酬10万1,000円については、民営化についてのスケジュールやどのようなところに任せるのか、指定管理にするのかなどといろいろな選択肢がある中、民営化した場合、どのようになるのかのシミュレーションを試みる必要があり、今のままでいいのか、民営化した方がいいのかという判断をすることすらできないと思います。そのためにも早急にこれらについて実施し、保護者との話し合いに臨んでもらいたいと思います。

以上、必要な補正であると認め、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、反対討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 12月議会補正予算案に対して反対討論を行います。

2つあります。

1つは、新火葬場建設への日向地区・佐野地区への協力交付金2,000万円について。

そもそも協力金の基準がないということが大問題です。市当局の説明では、協力金の交付の目的は、火葬場ができることによって、地域のイメージの低下や精神的不快感が懸念されるから云々と言って、2,000万円の現金を出しましょうということです。議員全員協議会の中でも、なぜ2,000万円なのか不明確であること、また協力金でなくて、地元の事業要望を優先的に行うなどで対処してはどうかという議論がされました。

今回、市当局の方から、委員長報告にもありましたが、使用目的を定めたから、今までの協力金とは違いますと説明しております。しかし、どんな理由をつけても、現金が先にあることは何ら変わりありません。それぞれの地区要望の事業の必要額に足りるとも足りないとわからない、ましてやこの要望事業の中には補助制度を活用できる事業が入り、本当にわ

かりづらい協力金です。幾ら市当局が使い道を明らかにしたと言っても、なぜ2,000万円の協力金なのかと説明できるでしょうか。できないでしょう。迷惑施設だから住民が不利益をこうむる、それに対する何らかの補償をするということでしょう。私は補償を一切するなどは言うておりません。何らかの補償は必要でしょう。

ある地区から、今回の件についてこんなことを聞きました。「公共事業への協力によって地域がこうむる損失は、別の公共事業等で補てんする方法を要望し、また行政でできないことは区全体で補う方法で区民の理解を求めてきました」と。「協力金を必要と認める場合は、どんな性格のものなのか」と。私は的を得たものだと思っております。精神的にその公共施設が建てられることによって嫌かどうかは、不快感を覚えるかどうかということは、個人差があって難しいと市当局は言っていました。今後、公共事業で地元が精神的な不快感を覚える施設と判断すれば、市当局はそれにこたえなければならぬという先例をつくらうとしております。このままいくなれば、議員もその説明責任が問われます。

先にお金ありきではなくて、補償の基準を明確にして、日向・佐野地区の地元要望にこたえる内容に切りかえることを私は求めます。そうすることによって、初めて市民が、本当にきちとした基準のもとでそれぞれの公共施設をつくったときの市の考えが明確になって、それぞれの地区の要望にこたえる必要があるという施設であれば、やりましょうと、基準が明確になるではありませんか。

繰り返しますが、どんな理由をつけても、先に2,000万円ありきなんです。それを取ってつけたように、いろいろ議会から言われているから、目的を明確にしたという、逆さまでしょう。その地区の要望が、本当にその建設によってやはり区の方々の協力を得たというのであれば、その両地区が本当に求めているところに、もし仮に1地区1,000万円以上かかったとしても、他の地区の市民、多くの市民は納得するでしょう。これでは本当に私は悪い前例をつくるというふうに思います。

次に、保育園民営化のための民営法人選定委員報酬についてです。

どんな民営法人か、そこが今焦点になっているのではないでしょう。それはまだ先のことでしょう。保育園民営化してもよいと議会が決定もしていないのに、保育園民営化ですか。民営法人選定委員会が民営化するかどうかを決めるわけじゃないでしょう。どんな民営法人かを決めるのがこの委員の役割です。まだ議会が決めてもいないのに、いいでしょうとか、悪いでしょう、さまざまなそれは我々議員の代表の一つの権限として与えられておりますけれども、それがまだ決められてもいないのに、民営法人、どんな法人がいいのか選定委員に選んでいただく。議会も本当に私はなめられたものだと思います。ほんの一握りの一部の議員が異論を挟むだけで、圧倒的多数の議員は、いろいろ今の市政について批判はするけれども、最終的に了解してくれるということに思っているのでしょうか。

現時点の民営化の問題について、保護者の方は民営化がいいのかどうか分からないからと、市からの説明を求めている、こういう最中です。そういう状況の中で、民営化のための民営

法人選定委員を決め、報酬を出したいということは、本当に私は何事かと思います。いい社会福祉法人を選ぶ段取りを早くしないと、市みずからが決めたスケジュールがおくれるから提案しているのでしょうか。

また、市当局はこんなことも言っております。「保育所運営委員会ができるだけ早く民営化をと言ったから」と言っております。しかしながら、保育園に直接かかわる保護者は、話し合いをしてほしいということでしょう。運営委員会の意見を優先するならば、今後、保護者との話し合いは形だけではありませんか。民営法人選定委員報酬の提案は時期尚早であり、市民不在の行政、その最たるものです。これに対し本当に強く抗議するとともに、協力金2,000万円を含めて撤回を求めて、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

3番、小森勝彦議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

議案第115号 平成18年度一般会計補正予算（第3回）について賛成の立場で討論を行います。

今まで、お一人の方の賛成討論とお二人の方の反対討論がございました。私も反対討論の方の論点に賛同するところをたくさん持っております。きょうここで賛成討論をするのも、私にとってはきのう一晩考えた苦渋の選択であります。

補正予算そのものを見まして、現在の市が遂行している業務上、現時点で予算措置をとることがすべての項目について妥当と認め、本予算案に賛成するものであります。

ただし、反対討論の論点にもなっておりました数点は、市当局が今後の事業を執行するに当たり、大いに留意する必要がある点であると私も考え、留意点を申し添えるものであります。

1点は、3款1項8目介護保険費のうちの介護予防計画作成業務委託料の2,495万4,000円の減額についてであります。減額になった事情は執行部の説明により十分理解しましたが、本業務は介護保険制度上、重要な位置を占めるもので、高齢者の介護を必要としない生活維持のためにも、今後の遅滞のない業務の遂行を求めるものです。

2点目は、3款2項3目保育所費のうちの民営法人選定委員報酬10万1,000円についてであります。保育園の民営化は、財政面においても、サービス面においても必要な措置だと私は思います。市当局の皆さんも履行後の保育サービスの質の維持についても、よいサービスが提供できると自信を持っていると推察します。しかし、父兄の方々の多くは疑問や不安を持ったままです。市の父兄に対する説明義務が十分果たされていないと私も感じています。今後の事業の推進に当たっては、ぜひ父兄の皆さんの理解を十分に得た上で業務を進めていただきたいと申し添えます。

3点目は、4款1項6目火葬場費、火葬場建設事業費のうちの日向区・佐野区事業協力交

付金2,000万円についてであります。

この種の支出は、市当局、市の財政にとっても負担はなるべく減らしたい種類のものであります。9月の一般質問で議員から、市民の納得を得るためにも、この種の支出についてガイドラインを考えてはどうかという質問が市長になされました。私はそのときの市長の答弁については、個人的には反対です。市長はケース・バイ・ケースなので指針は示せないという判断を申されておりますが、やはり市民の理解を得るためには、市当局の判断基準を示し、多くの市民の理解を得る必要があると思います。

ですから、私は本金額2,000万円については、市の財政負担軽減のためにももう少し低い金額で決めてほしかったとの思いがあります。ただし、今回の予算措置に関しては、本事業に対する両区の協力と市長を初め市当局の努力を評価し、本予算を認めるものであります。

質疑の時点でこの件について市長から個人的な見解も伺っております。今後も、公共工事の遂行に当たり、類似のケースに遭遇することが多々あると思います。その際は、今以上に市長及び当局者の真摯な姿勢と正義を持って、市民の理解を得て、財政負担の軽減に努めていただきたいと思っております。

以上、3点申し添えて、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

15番、飯田宣夫議員。

〔15番 飯田宣夫君登壇〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

私は、第4款衛生費、1項保健衛生費のうちの火葬場建設事業における日向・佐野両区の事業協力交付金について、会派、未来伊豆を代表して討論を行います。

初めに、このたびの新火葬場建設に際しましては、日向・佐野区両区民皆様のご協力を初め、関係各位のご努力により、市民の一人として心より感謝を申し上げる次第です。

この斎場施設に対する市民間の意識はまちまちですが、その比重の度合いは別として、迷惑施設としての認識は持っていると思われれます。この点からも、建設にご協力いただいた両区に対し感謝の気持ちをあらわすとともに、何ら異議するものではありませんし、このことについては多くの市民の理解を得られるものと信じております。

しかしながら、今回、市当局は日向・佐野両区へ協力金として1,000万ずつ出すという約束事が問題となり、今日までその議論の対象となってきたわけです。この事業は、合併特例債を行使して行う伊豆市にとって初めての大きな事業であり、早急に事業を実現したいとの心証を酌み取ることはできるわけですが、お金を渡し問題の解決を図るような手法は、民間ではいざ知らず、公の機関の行為としてはふさわしくないと考えられます。我々は、あくまでもお金の使途が明瞭であり、その内容がチェックできないような支出は避けるべきと考えていました。過去にはこのような事例があったと聞いておりますが、新生伊豆市になって同様なことを繰り返していいのだろうか、これから行う伊豆の国市との廃棄物処理施設の建設を

目前に控え、将来に禍根を残すことになりはしないか、また市全体への影響を考慮したり、心配とその判断には苦慮するところでしたが、やはり全市民に明快に説明できる方向であるべきとの結論に至り、一貫してその旨を行政当局に述べてまいりました。

さらに、一方の議論の中に、市長が認めたことや行政が約束したことなのだから認めてやればいいのかとの論理が出ていましたが、このことは我々議員が本来果たさなければならぬ責務を最初から放棄したようなもので、到底容認できるものではなかったことをつけ加えさせていただきます。

本件は、このたび市側と日向・佐野両区のたび重なる話し合いの上、市と両区双方が建設並びに事業運営に関する約束事項について協定書として取り交わす運びとなったこと、さらにこの協定に基づき、両区の具体的な要望を遂行するために覚書を結び、これを実行していくとの決着に至ったことは、市民のおおよその理解を得られるものと率直に評価する次第です。

よって、会派未来伊豆は、本件の推移を厳しく見届けるとともに、当局側がしっかり履行していくことを前提に本議案を認めるものです。

最後に、今、国民は次から次に出てくる行政のでたらめな税の使い方に怒りと不安を覚えています。これからの伊豆市においては、全市民から信頼される納得のいく公正な税の使い道をなされるよう、執行部と職員一人一人が自覚と責任を持って職務に当たることを期待いたします。

以上、議員皆様方のご理解とご賛同を願ひまして、議案第115号についての賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

20番、小野議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

議案第115号に対して賛成の意見を申し上げます。

この中で、特に火葬場の問題が今回においてはクローズアップされておりましたので、この点に絞って私は申し上げておきたいと思ひます。

今回の新火葬場に関しましては、合併当初から旧4町の間あたりにつくってほしいと、こういうような経過がございまして、その結果として日向・佐野地区が選定されたと、こういうこととございまして、日向・佐野地区に対しては、異論なく賛成していただいて、ご協力いただいて、大変感謝をしておるところでございます。

そこで、この火葬場を建設するに当たって、当局、それから日向地区・佐野地区の方々、他県に行っているいろいろ調査をしてきております。他県における火葬場の状況を調査した結果ですと、協力金といひますか、交付金といひますか、数千万円が出ておったよと、こういうようなことも私は聞いております。そんなことで、今回2,000万円、各区に1,000万円ずつと

というようなことで、2,000万円というようなことが当局で決められたようでございますけれども、数千万円というようなことからすれば、私はそんなに大きな負担ではないというふうに感じております。

そのほかに特に私は評価しておるのは、年金といいますか、毎年毎年出ていきます区費みたいなものはなくなったと、こういうようなことが1つございます。これは当局の大変な努力であると私は評価をしておるわけでございます。

それから、借地でなく、土地を購入しっかりしたと。ですから、一時金だけでもって、将来ともずっとお金が出ていくということはない。こういうことが私は大変評価をしていかなければならない。

今後、衛生センター、こういったことが問題になってくるわけでございますけれども、同じような考え方で進んでいただくことを望みまして、特に本予算の中の火葬場に関して賛成を申し述べておきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

議案第115号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

これで50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第116号～議案第121号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から日程第7、議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子。

ただいま議長から報告を求められました議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとしまして、69ページにある居宅介護サービス給付費について、居宅介護サービス給付はプラスであるが、介護予防サービスの方が下がっているのはなぜか。国の方針では予防事業に重視しましょうと言っているのだがという問いには、去年、予算をつくったときの状況は、制度そのものがはっきりせず、介護報酬もわからないところもあり、介護予防サービスの部分で方針もわからなかったという不確定要素が多かった。居宅介護サービス費の給付費は上がっていますが、要支援にならない、要介護としての認定の状況でサービスを受けるということにとどまっている方が多くて、要支援の方に回った後に受けるという時間的なタイムラグです。そのような事情もあり、決して介護予防の方が減ってしまっているのではなく、移行に時間がかかっていると理解されたいとの答弁がありました。

75ページの権利擁護事業には、地域包括支援センターでの成年後見人制度などだと思うが、利用はあったかとの問いに、相談業務にとどまっているとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 関邦夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第120号の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、112ページの一般管理費の12 - 45、不動産鑑定評価手数料の関係で、売却希望の土地面積と借地の総面積はどのくらいかとの質疑に対し、売却希望の土地面積は約1,200平方メートルです。借地の総面積は1号源泉を含めて4,374.11平方メートルですと答弁がありました。

110ページの歳入5款分担金及び負担金の分湯分担金60万円の算出根拠はとの質疑に対し、現在、湯の国会館の源泉から2軒に分湯しています。その1軒の経営者が9月からかわりました。経営者がかわる場合は、店名が同じでも、継続ではなく新規に分担金をお願いすることになっています。分担金の算出は、基本額が10年間で50万円、それと1分当たりの給湯量の率を加算して決定します。その結果、75万円となりましたが、年数が10年でなく8年ということでしたので、0.8掛けをして60万円となりましたと答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第120号につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました土木水道常任委員会の所管、議案第117号、118号、119号及び121号の4件について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

なお、以上4件の審査の詳細につきましては、既に議員控室に縦覧させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

初めに、議案第117号については、特に追加すべき補足説明はないとのことで、質疑の有無を諮ったところ、質疑についてはありませんでした。

採決を行った結果、付託されました議案第117号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号についても特に追加する補足説明はないことから、質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに、95ページの特定環境保全公共下水道工事、13-40、工事関係委託料2,200万円について、次年度の工事になるかと思うが、メートル当たりの単価が上がるような気がするが、設計が完了したらお聞かせ願いたいという質問、また設計完了時期についてはとの問いについては、予算の承認をいただいた後の発注となることから、来年の3月末になる見込みです。また、単価については広い範囲で自然流下で流入をさせるため、ベンチマークの設置や幹線管渠の計画を進めるもので、完成図書については平面図と縦断面のみになります。必要がありましたらお見せしたいと思っておりますとの答弁がありました。

続いて、中伊豆上地区は大きな岩が出そうですが、工事費が割高になる心配はないかとの問いに対しては、上流部は埋設深さも浅くなるので、それほどコストも上がらない予定ですとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第118号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号についても特に補足説明はなく、質疑を行いましたところ、質疑はありませんでした。

引き続き、討論、採決を行った結果、付託されました議案第119号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号についてであります。当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。116ページの第2条の主要な建設改良事業において、屋形地区配湯管更新工事と馬場地区配湯管更新工事変更理由の確認をしたい。特に、舗装工事後何年く

らいで掘削が許されるか、わかればお願いしたいとの問いについては、屋形地区については、土肥地区全体がそうですが、道路が狭く、地区住民の出入り等の利便性を考慮して工事区間を短くするためです。また、馬場地区については県道であり、舗装が打ち替え後間もないことから、工事箇所を振りかえたものです。

一般的に県道の場合は5年という指導があり、市もこれに倣っていますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第121号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、議案第117号についてから議案第118号、119号及び121号についてまでの4件の特別会計及び企業会計に関する審査結果についての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの6議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認めます。

これより本6議案について、順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第116号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第116号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）についての討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第117号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第118号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第119号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）についての討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第120号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についての

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第121号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

議案第122号～議案第125号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定についてから日程第11、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） ただいま議長から報告を求められました議案第122号、123号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第122号の主な質疑としまして、万天の湯の使用料で無料の年齢範囲はありますか、また義務教育である中学生を大人料金とした根拠はとの質疑に対し、料金区分の決定については、湯の国会館や天城温泉会館などの施設を参考に決定をいたしましたとの答弁でした。

次に、議案第123号の主な質疑としまして、市民の割引制度がありますかとの質疑に対し、現在、伊豆市内の小中学生は入館料は無料に対応しており、今後も無料といたしますとの答弁でした。

質疑終結後、2議案とも討論はなく、採決の結果、全員異議がなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第124号 伊豆市公民館条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとして、土肥公民館は使用料は条例がなかったから今までただだったのかという問いに、条例がありませんから取っていなかったと

いう答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第124号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました土木水道常任委員会の所管、議案第125号について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

先ほどと同じように、この件につきましては、議員控室にて縦覧できるようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

当局から、134ページ、料金債権の放棄についての経緯に関する補足説明が行われました。

特にこの案件に対する質疑はなく、採決を行った結果、付託されました議案第125号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第125号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願ひます。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定についてから議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正についてまでの4議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認めます。

これより順次討論及び採決を行います。

議案第122号 伊豆市丸野高原観光施設条例の制定についての討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第122号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 伊豆市昭和の森会館条例の一部改正についての討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第123号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号 伊豆市公民館条例の一部改正について、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第124号の採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 伊豆市給水条例の一部改正について、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

議案第126号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第12、議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審議において論議のありました主なものでありますが、規約の第17条、関係市町の負担金の程度について、また伊豆市の場合どのくらいの位置に該当するのか。もう一点は、負担額について、国・県の補助はあるかとの質問に対し、19年度の事務費の関係ですけれども、617万6,000円ほどになる見込みです。平均より少し下ということです。

財源につきましては、補助金、その他はありません。全額市の負担となりますとの説明がありました。

こうした審議経過を得まして、討論・採決を行った結果、付託されました議案第126号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第126号について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について反対討論を行います。

総括質疑の中である程度問題点というのは明らかになってきましたので、その上に立って討論を行います。

75歳以上の高齢者が現在加入している国民健康保険や組合健保などを脱退させられて、後期高齢者だけの独立した保険が創設されます。後期高齢者一人一人に対して保険料が徴収されることとなります。8割以上の方は介護保険料と同様に年金天引きで徴収される。後期高齢者を家族の扶養から引き離して、保険料を払わずに済んでいた方も含めて、すべてこの制度の中で保険料を新たに払わなければならないということは本当に大問題です。介護保険料を合わせると平均月1万円にもなり、この金額は今でも生活に苦しむ高齢者をさらに痛めつ

けるものとなります。

政府はよく高齢者は豊かになったと言われておりますけれども、本当に豊かになったのでしょうか。2003年の収入を調べた2004年の国民生活基礎調査では、年収200万円未満の高齢者世帯が3年前の39.4%から42.6%へとふえるなど、低収入傾向が進んでいます。保険料を滞納すれば、保険証が取り上げられて短期保険証や資格証明書の発行で、払えない人は医療を受けられなくなることになり、医療を最も必要とする人から、医療を最も必要とする弱者から医療を取り上げることとなります。

本来、広域連合は市区町村から自発的に発議するものです。これまでの広域連合は市区町村の判断で脱退もできました。ところが、新しい後期高齢者医療制度は、従来の広域連合と違い、法律によって市区町村に広域連合加盟を義務づけました。高齢者に保険料値上げや差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めて、脱退も認めないというのは、地方自治の建前にも反するとの指摘もあります。

医療制度の運営に当たるのがこの広域連合ですけれども、県単位に設置されることから、住民の声は届きにくいという重大な問題点があります。一番身近で実態をつかめる市、市議会が関与できにくくなる、大変な矛盾です。収入の実態に即した保険料を算定できるのかどうかさえも不明のまま、この広域連合を設置させていくことは絶対に容認することができません。

以上で反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

4番、内田勝行議員。

〔4番 内田勝行君登壇〕

4番（内田勝行君） 4番、内田です。

議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度とは75歳以上の高齢者が加入する新たな医療保険制度で、各市町村が保険者となる従来の制度と異なり、静岡県内すべての市町村が加入して広域連合を組織し、医療制度の運営を行っていくものです。現行制度との大きな違いは、独立した医療制度となること、そしてさらに現行制度の各医療保険の拠出金で負担する部分を、新しい制度では各医療保険の支援金と高齢者の保険料で負担することです。

少子高齢化が進行し、2015年前後には日本の総人口が減少する中で、75歳以上の高齢者が増加します。医療費が増大する一方、医療保険を運営するのが難しくなっております。負担の公平化が高齢者にも求められ、これからの高齢社会では必要なことと考えられ、後期高齢者に対する対策が今後の社会保障政策の重要課題となります。そのため、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応する広域連合の設立は不可欠であると理解をし、賛成をいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

議案第126号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

議案第127号～議案第128号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第13、議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託の廃止についてと日程第14、議案第128号 区域外の公の施設の廃止に係る協議についての2議案を一括して議題といたします。

本案については、観光経済常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議長から報告を求められました議案第127号、128号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第127号の主な質疑といたしまして、管理執行に関する事務の委託の廃止をした後に残る問題は何かありますかとの質疑に対し、昭和59年4月5日に当時の平塚市長と天城湯ヶ島町長が締結した平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行事務に関する規約附則第3項の規定は、同項の規定による決算により生ずる剰余金の処分については、この管理執行事務に関する規約を廃止する規約の施行後もなお効力を有すると経過措置がなっています。

そのことから、剰余金の処分について今後引き続き協議をしていくこととなりますとの答弁がありました。

次に、議案第128号については、特に質疑はございませんでした。

質疑終結後、2議案とも討論はなく、採決の結果、全員異議がなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 11時34分

再開 午前 11時36分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第127号 平塚市市民休養の郷宿泊施設の管理執行に関する事務の委託の廃止についてと議案第128号 区域外の公の施設の廃止に係る協議についての2議案に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑通告はありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第127号、128号、関連しておりますので、一緒に賛成討論を行います。

湯ヶ島、あんまりセットじゃだめですけれども、旧湯ヶ島町民にとってみるならば、委員長が報告されましたように、昭和59年からずっと長年にわたって平塚市と交流をしてきました。その平塚市民との交流が、制度上になるんですけれども、なくなるということは本当に残念なことですけれども、でも平塚市が一般的に言う天城ふるさと広場から手を引きたいということの意思表示が以前からずっとありましたけれども、多分、事務折衝の中で正式な段取りというか、あったと、そういうことの裏づけのもとでの提案だと判断しております。天城山荘、それからキャンプ場、体育館の委託を廃止して、平塚市からこれらの施設を引き継ぐための協議というのはやむを得ない手続だと思っています。相手があることですから、相手がもういいでしょうとなったときにはいたし方ないのかなというふうに思っています。

今後、伊豆市としてすべての施設を管理運営ということになるわけですけれども、どういう形態になるのかまだ見えてきませんが、市民が納得できる方針を打ち出すことを強く願ひまして、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより議案第127号、議案第128号について、一括で採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第127号、議案第128号は原案どおり可決されました。

議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、議案第129号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第129号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

平成18年12月18日に指名競争入札に付した伊豆市新火葬場建設事業建築主体工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては市民環境部長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第129号、市長提案理由の詳細につきまして申し上げます。

伊豆市新火葬場の整備事業でございますが、既存の中豆斎場や土肥、戸田火葬場はいずれも老朽化が進み、現在の耐震基準に合致していないことなどから、市民が安心・安全に利用できる新火葬場の整備を図るため、財政上、特例措置の合併特例債を活用し、伊豆市日向地区に現在建設を進めているものであります。

建築に係る工事は、本議案にあります建築主体工事のほかに電気設備、機械設備工事がありまして、いずれも分離発注をいたしましたところでございます。

契約方法ですが、伊豆市建設工事入札参加資格者搭載の中より、静岡市以東に本店または支店、営業所があり、県内で施工実績のある総合評点の800点以上22社を指名し、このうちで入札を行ったものでございます。

落札額は3億6,000万円で、消費税を加えまして契約金額は3億7,800万円であります。

契約の相手方は、駿豆建設株式会社伊豆営業所所長、関雅祥と契約を締結しようとするものであります。

ここで、関連し、建設概要について説明をさせていただきます。

新火葬場の平面、立面、外構計画等の基本設計につきましては、過日11月1日の議会全員協議会で概要の説明をしたとおりで、当火葬場は地域の環境や景観に十分配慮し、従来の火葬場のイメージを払拭した、荘厳さと清楚さをあわせ持つ施設を建設するものでございます。

当建設主体工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造一部2階建てで、延べ床面積は1,600

平米で、1階が1,398平米、2階が機械室201平米であります。建物の内部につきましては、エントランスホール、炉前ホール、炉室、収骨室、霊安室、管理事務室、待合室3室等で、授乳コーナーや多目的トイレを設けることとし、ユニバーサルデザインにも配慮しております。

概観は、里山の景観になじむことを基本といたしまして、屋根には主に和がわらを用い、和風づくりとし、建物を大きく見せないような配慮をいたします。

なお、当年度の工事箇所は建物の基礎部分の土工事を主に予定しております。工期は、契約後、平成20年3月末までの2カ年事業となりまして、本年度の当初予算で継続費として承認を受けておりまして、平成20年4月には供用開始の予定でございます。

終わりに、当新火葬場建設につきましては、関係地区を初め多くの皆様にご理解とご協力をいただき、順調に事業が進んでいることを感謝申し上げ、提案理由の説明を終わります。議長（堀江昭二君） 以上で、補足説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの議案に対し質疑、討論のある議員は通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第129号 工事請負契約の締結について、質疑、討論、採決を行います。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第129号 工事請負契約の締結について質問させていただきます。

概略説明があったんですけども、まずこの議案はきょう提案されたんですね。私は何の準備書類も持ってきていないんですよ。分離発注だっていうお話です。何をつくるのか。議長にお願いします。暫時休憩をとって、議員に図面ぐらい配付したらどうですか、こういうものをつくるんですって。

それから、指名業者22社の名前を言ってください。入札参加者の名前を言ってください。設計額は幾らですか。

業者の所在地はどこですか。伊豆市小立野146番地の2。確かに看板ありますね。看板ないなんて言うともた名誉毀損で訴えられちゃう。看板はあります。ここにこの関さんという方、所在しているんですか、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 何をつくるのかということですけども、先ほど説明をしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

設計額については、公表はしておりません。

業者の位置でございますが、追加議案の1ページに書いてある小立野146番地の2ということで議案の中に掲載をいたしました。

関所長が伊豆市に住んでいるかどうかということかと思いますが、伊豆市に住んでいるかどうかはちょっと私はわかりません。

以上です。

〔「業者の名前」と言う人あり〕

市民環境部長（福室恵治君） 指名業者の名前とそれから入札した業者でしょうか。指名業者は今手元にありますが、そこで参加業者は今手元にありませんので、わかりません。

〔「ちゃんと出してくれますか」と言う人あり〕

市民環境部長（福室恵治君） 青木興業、イズケン、白幸産業、小野建設、鹿島建設、加藤工務店、木内建設、清水建設、鈴与建設、駿豆建設、銭高組、大成建設、中豆建設、土屋建設、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、平井工業、三井住友建設、山本建設、渡辺建設、浅沼組。

以上です。

議長（堀江昭二君） 10番、森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

入札参加者、後でいいですからリストを出してください。いいですか。議長、これ確認させてください。

〔「ホームページ見ればいいたろう」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） ホームページ関係ないだろう。今言ったのは酒井議員だな。伊豆市の議事録はおもしろいんですよ。不規則発言がちゃんと載っているんだね。だれ言ったかわからないんだね。僕が補追しとくからね。酒井議員がホームページに載っているって。ここは議場なんだ。議場で答えなさい。

設計額は公表していません。落札率、公表しているって言いましたね。落札率、公表してください。

私はこの駿豆建設、所長が小立野のここにいるのかわかっていうことを聞いているんです。いないでしょう。何でそんなところへ発注するんですか。その理由を聞きたいと。

それと、駿豆建設の本社はどこにあるんですか、お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 所長がいるかないかという意味がわからないですけども、

デスクに座っているかどうかということですか。わかりません。

それから、落札比率ですけれども、87.2%でございます。

〔「本社はどこ」と言う人あり〕

市民環境部長（福室恵治君） 三島の梅名でございます。

〔「入札者のリストは出してくれるのかな」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） はい。確かに言います。

以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論を行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

突然の議案上程に対して、議員として何ら資料の持ち合わせもない。検討の余地ない。設計価格は教えられない。落札率は87.2%だ。最近のニュースでは、落札率はどうにでも変更できるんだと、発注者の意向で自在にできるんだなというニュースがありましたね。静岡県オンブズマンは85%以上の落札率は非常に疑わしいと言っている。この業者、部長の答弁では、駿豆建設伊豆営業所、所長がここにいるかいないかはわからないと。私、大体あそこを毎日のように歩いているんですよ。いるようには見えない。いるならいるで、結構ですけれどもね。落札率87.2%、非常に疑わしい。そういう観点から、本契約には賛成できません。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

議案第129号 工事請負契約の締結について賛成の立場で討論いたします。

ただいま反対討論の中で、森議員さんがこれは本日確かに追加議案で出ていたわけですが、けれども、全く図面も見ないと。これは以前、全員協議会では何度も見ておりますし、たしか森議員さんも図面を見まして、煙突のない環境に配慮したいいい施設と、そういう森議員さんから発言を聞いたのも、全くこれは覚えております。

それでは、賛成討論をいたします。

新火葬場事業は、既存の施設の老朽化に伴いまして、市民の安心・安全または利便性を高めるため、伊豆市建設計画の重点項目であります。また、合併協議会の中でも位置づけられております。現在、関係地域のご協力などにより順調に事業が展開されております。このような状況の中で、当議案はこの施設整備に係る最も主要な建築主体工事の請負契約に係る議案でございます。この入札事務については、当工事を十分に確実に施工完成できる22社が指名に参加したと聞いております。

したがって、平成20年4月の供用開始に向けた取り組みや当工事に附帯する電気及びまた機械設備工事等の関係などを考慮する中で、当議案の可決に賛成するとともに、皆様のご理解を得たいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより議案第129号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

以上で休憩に入ります。

再開は1時ということをお願いいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第2、議案第130号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第130号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

国民宿舎中伊豆荘ほか、用地である伊豆市冷川字大幡野1524の691ほか1筆の土地については、平成18年11月1日付で観光レクリエーション施設及び市道利用を目的として県に売り払い申請を提出していましたが、県より12月14日付で買い受け承諾及び売買契約締結依頼の通知がありましたので、財産取得に対する議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては企画部長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、静岡県より買入れをしたいというものでございます。

この土地は、先ほど市長が申しましたように、旧中伊豆荘用地でございまして、先ほど申し上げたように、1524番地の691、1523の12、この2筆でございまして、1524番の691につきましては5万7,926平米、それから1523の12につきましては666平米を購入しようとする。取得面積につきましては、総面積5万8,592平米というものでございます。

なお、購入に当たっての金額につきましては、9月議会で補正をいただいておりますが、5,742万708円ということになっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、補足説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの議案に対し質疑、討論のある議員は通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時06分

議長（堀江昭二君） 会議を再開いたします。

ただいまから議案第130号 財産の取得について、質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第130号 財産の取得について質問させていただきます。

この説明書には、129号と違って図面が載っております。これで概略、どこがどういうふうに購入されるのかというのがわかります。残念ながら、129号、分離発注されていると言いつつ、どの部分が分離発注されたのかさっぱりわからなかった。不明な点について質問させていただきます。当然、財産の内容についてお聞きしたいわけですが、できるだけ詳しくお答え願いたい。

概略5万7,000平米に対して5,700万円で購入したいということですから、平米当たり約1,000円というふうに理解してよろしいんだと思います。坪当たり3,000円。私はこの辺はよくて坪100円ぐらいでいいんじゃないかなと思ったんだけど、私がまずいんですかね。何で坪当たり3,000円なんだと。その辺できるだけ詳しくお伺いしたい。現況の地目は原野ですよね、これね。ここを整地してここへ建物を建てたのは、旧中伊豆町でしょう。もともっと広がったんじゃないんですか。伊豆市のこの地域の山林原野、私はお金を払っても買ってくれというようなところが多いんじゃないかと思うんですけども、そこを何で5,700万も出さなきゃいかんのか。今、伊豆市の財政は1円だって惜しまなきゃならないときに、これはどうやって5,700万円というのを出したのかですね。市長のご説明からいくと、これは県の言い値じゃないかと僕は見受けますね。当然、購入側としては不動産鑑定士つけたんだと思うんだけど、不動産鑑定士の評価がどのぐらいだったのか。それから、伊豆市としては当然いろんな土地の評価額を把握しているはず。この近傍の評価額はどのぐらいなのか。その辺詳しく説明していただきたい。

それと、何で5万7,000平米なんだ。いいですか。この図面見ると、半分というのはちょっと大げさかもしれないけれども、半分近くは急傾斜地じゃないですか、これ。私の図面の見方間違っていますか。これも坪3,000円で買うんですか。これ詳しく評価額知りたいですけども、例えば建物やテニスコートのある部分は幾らで計算しましたけれども、この傾斜地は、これこそあれじゃないですか、のしつけて買ってやらなきゃいけない部分じゃないんですか。のしつけてもらうぐらいですね、県からね。と私思いますけれども、その辺どういうふうに評価したのか。

それから、おまけの1523の12、何でこれ必要なんだということですね。5,700万の買い物をするんだから、はっきり言わせてもらえば平坦部だけ買えばいいんじゃないかと。その辺の交渉はしたんですか。その辺も含めて県との価格交渉をどのようにしたのか、詳しくお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、財産の内容でございますが、まず宅地、雑種地、山林、公衆用道路と、こういうふうな区分になっております。宅地が9,080平米、それから雑種地が2万980平米、山林が2万498平米、それから公衆用道路、これが8,034平米、このような内訳になっております。

それから、評価額につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたように、1平方メートル当たり980円でございます。この価格でございますが、基本的には県の方の不動産鑑定によりましてこの価格設定になっております。で、この5,700万円という数字が出てきたという経過がございます。

近傍の価格、いわゆる固定資産評価ですが、これはちょっと私きょう書類を持っておりま

せんので、また後ほど調査しましてご報告しますが、基本的には急傾斜地を含む一体として県としては売却するというのが基本方針のようでございます。ですので、当初から、今、森議員さんおっしゃられたように、我々とすれば国民宿舎のあるところ、それから万天の湯にテニスコートがあるところ、あるいは駐車場、これらでお願いできないかと話をしたわけですが、県としては1筆の売却にするというのが基本姿勢だということだものですから、交渉はできませんでした。そんな関係で、先ほどご指摘の急傾斜地、この図面でいうと右側ですね、こちらは多少急傾斜になっております。指定地域ではございませんが、そういった少し急なところがございます。それらについても一緒に買うということから、最終的にこの1平米当たり980円ということで決まってきたということでございます。

我々も実は県の方にいろいろ問い合わせをしました。宅地、雑種地、山林、公衆用道路、こういった形での評価は出ないかというお願いを实はしたんですが、その後、不動産鑑定については公表をしていないということだったものですから、今回県の言う1平米当たり980円を買うという判断をしたということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今の答弁でいろいろ努力はしているというのは見受けられるんですけども、少なくとも伊豆市側から見た場合は、これ買い物ですよ。買い物するには、今の質問からわかったのは、県の言い値であるということだけははっきりしましたよね。やはり我々も独自にこれは幾らだと。不動産鑑定士を雇ったからって、こんな何百万取られるわけじゃないと思うんですよ。雇って、ちゃんと評価を受けて、それで値段交渉をすべきではないとか、それから県がいつこれを不動産鑑定士にお願いしたか。私先ほども言ったように、ざっと見て、私の素人の見方だから極端かもしれなくても、坪当たり100円でもいいんじゃないかと僕は思いますけれども、先ほども言いましたけれども、この辺の山林、恐らく売りたいと言っても買い手がつかないのが現状のはずだ。そういうことからいえば、議会から反発食らったと、再交渉をしてもいいんじゃないんですか。県から見れば、こういう地を下の地方公共団体に売却するわけですから、これこそ随契で県はできるわけだね。それを粘り強く僕は交渉をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんの再交渉というお話でございますが、このおおよその額を当初9月議会のときに補正を計上いたしました。その段階においては、もう既に県の方で第1回の不動産鑑定をかけておりました。ですので、おおむね6,000万という計上をさせていただいたという経緯がございます。そのうち県はさらに現況としての最も正しい数字ということで再鑑定を出して、今回のこの金額になってきたという経緯がございます。一般的に売り主と買い主があるわけですので、県の方でべらぼうな数字を出すというふうに我々考えておりませんで、ある程度この価格というのは我々としても適正価格というふうに考えて

おりますので、今回予算も計上されてございまして、なおかつ今回、面積要件、それから価格要件が条例の中で合致しているものですから、契約締結に当たりましてこの議会に議決、同意を求めるといふことからお出しした案件でございますので、その辺でご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 5万7,926.53平米、プラス666平米ですね。半分近くは原野で、はっきり言って使いものにならないところだ。伊豆市民として、坪当たり3,000円近い購入に値するかということをお私に強く訴えたい。本件はしっかり議会でも審議して、また当局も粘り強く県と交渉して、1円でも安くしてもらおうようにするべきだと思います。いかがですか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんの大変貴重なご意見ありがとうございました。いずれにいたしましても、県ともやりとりの中でそういうご意見があったというようなことは申し添えたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時25分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま森議員から委員会付託を省略することに対して反対の発言がございました。これに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長（堀江昭二君） 賛成なしということで、動議は否決されました。

それでは、ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論を行います。

10番、森良雄議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

私はこれ買うのに反対じゃないんですよ。もっと慎重に価格を考えたらどうかと言っているんです。この5万7,000平米、もしこれが伊豆市の所有物で、ほかに売却しようとしたとき、5,700万円で売れると思いますか、皆さん。まずいいところ買い手もつかないでしょう。なぜかって。ほかに利用価値がないからです。せいぜい自治体ぐらいしかここを使えないんです。売れますか。その辺よく審議して、買うか買わないか決めるべきだ。

この価格5,700万、県の言い値ですよ。皆さん土地を買うときに、自分独自の評価を考えませんか。売り主は5,700万と言っているけれども、それが妥当な価格であるかどうかというのを自分たち独自で計算しませんか。売買というのはそういうふうになり立つはず。貴重な市民の税金を使って不動産を購入するものです。

この利用価値があるのは5万7,000平米の中で4割程度じゃないんですか、この地図からいくと。8,000平米は道路だっていうんですね。県は下部の自治体である市町村に、一般的には道路はただでくれるんじゃないんですか。そういう諸所の地目をよく考慮し、それぞれに評価額を当て購入するのが筋ではないんですか。

そういう観点から、私はこれは委員会に付託して慎重に交渉していくべきだと思います。議会の反論があったという交渉だけでも、減額はあるはずだ。ぜひ皆さんの良識ある判断に期待したいと思います。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

17番、木内一郎議員。

〔 17番 木内一郎君登壇 〕

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

財産取得について賛成討論を行います。

国民宿舎中伊豆荘ほか用地の取得については、平成18年度9月補正予算で予算化されており、購入価格は県の鑑定価格によるもので、適正と認められます。今後の有効利用を期待して、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより議案第130号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 起立多数 〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

推薦第1号の上程、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第3、推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、酒井勲一議員の退席を求めます。

〔16番 酒井勲一君退場〕

議長（堀江昭二君） お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦の方法につきましては、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において被推薦者を指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、議長において被推薦者を指名することに決しました。

伊豆市農業委員会委員に酒井勲一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました酒井勲一議員を伊豆市農業委員会委員に推薦することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、酒井勲一議員を伊豆市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

酒井議員の入場を求めます。

〔16番 酒井勲一君入場〕

請願第2号の委員長報告、質疑

議長（堀江昭二君） 追加日程第4、請願第2号 遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願を議題といたします。

本件につきましては、福祉文教委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました請願第2号 遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、請願事項の17年度の補助額を下回らないことを前提に、遠距離通学費の保護者負担を一律にするということになると、市の財政支出がかなりふえると思うが、今までに調査をされていますか。また、もとに戻した場合、どのぐらいの支出がふえるかという問いに対して、調査はしていないが、前に一般質問で聞いていたときには、頭を負担額の最大を2万円に切った場合、伊豆市全体で500万円くらい、3万円で切った場合には300万円くらいで賄えるというような数字も出ていました。

また、17年度を下回らないということは、新しい制度をつくったときに余分な出費にならないようにとの配慮だと思うという答弁がありました。

また、公共交通機関の利用通学と他の方法による通学は、別計算の補助制度とすることという項目がありますが、バスが行っていないところなどは補助の対象外になりますが、これに対しての平等性というのはどのようになりますかという問いに対し、他の方法による通学は、バス通学とは別計算で補助をしてやったらどうかということだと思いますという答弁でした。

その他の質疑については、議員控室に掲示してありますので、委員会会議録をごらんいただきたく存じます。

委員会としての意見として、主なものとしましては、請願者は伊豆市全体の通学費補助制度そのものの見直しを求めているものである。義務教育における保護者の負担をできるだけ平等に、結果的に平等に近づくようにすべきではないか。

今より保護者負担を少なくすることには大賛成である。ある一定の限度はあると思うが、その中で保護者負担を一律にするというのは無理があるかと思うが、細かい違いとか精査できないので、時間が欲しいと思う。

負担減をしてほしいと言っている。今より負担を下げてほしいよというのが趣旨なので、そこをとらえる必要があるのではないか。義務教育というのは、本来ただにするかどうかは別にしても、一定額を負担してもらうのが基本的な考えだと思う。1,010人の署名をもってしてなされた請願ということについての意味を考えよう。

その他にもいろいろな意見が出ました。詳細は議員控室にありますので、ごらんください。

以上、審査した後、賛成討論があり、採決の結果、請願第2号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから請願第2号 遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

委員長に質問を2点ばかりいたします。

私も全くこの補助制度を早く見直していただきたいという一人でございますが、請願事項について、公共交通機関の利用通学と他の方法により通学はとございますが、公共交通機関というと、これはバスのことが主になろうかと思えます。しかしながら、旧中伊豆、また天城湯ヶ島町、修善寺でもなかなかバスの路線が廃止されるようなところがたくさんあるかと思えます。ただ、この他の方法の通学についてどんな方法があるか、委員会の中であったかお願いいたします。

それと、もう一点、請願事項はこの4点でございますが、資料につきますと、なかなか地域を限定した請願と私は思っております。この八木沢・小下田地区以外の、土肥地区以外のところの意見を委員会として聴取、また調査したかどうかについても、旧中伊豆町、天城湯ヶ島町、修善寺町に対しての調査がございましたら、お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

福祉文教委員長。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいまの質問にお答えいたします。

他の方法による通学というのは、バスの通っていないところは自家用車でうちの人を送っていく方法、また遠距離であっても徒歩による通学などが考えられます。

2番目に、他地域、この請願を出してくれたのは土肥地区の署名に基づく請願ですが、これは土肥だけに限らず、伊豆市全体の地域の通学補助制度を見直すという請願内容になっています。他地区の調査は委員会としてはしておりません。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） よくわかりました。

しかしながら、他の方法、徒歩と自家用車で送る以外にも、将来は通学専用のバスとか、そんな方法もあろうかと思えます。わかりました。

これで終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、6番、山下一議員。

〔6番 山下一君登壇〕

6番（山下 一君） 6番、山下です。

ただいまの委員長の報告に対し質問いたします。

少数意見を聞きたかったわけですが、別室にあるということで、後でゆっくり読まさせていただきます。

これだけの請願があがったわけですが、委員会としてどのような審査をされたか、質問いたします。

次に、この請願の提出者本人が来て説明されたのかどうか。先ほどの遠藤議員と同じですが、この請願書は全市内を代表としているということでございますが、主に土肥として上がってきているわけですが、他の地区の意見を聞いてあるのかどうか。この請願を出すことに、このことを了解の上で請願を出されているのか。委員会としてこれは討議されていないということであれば、やはりただ採択でなくて、提出者にその旨を伝えて、一方的にこういうふうにするよということを出されるとほかの地区に迷惑を及ぼすと、こういうことになりますから、その辺の確認をお願いします。

以上、お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

福祉文教委員長。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） お答えいたします。

どのような審査をしたのかというのは、ただいまご報告したことによるとおりです。

2番目の請願者本人はお見えになりませんでした。紹介議員の関議員による質疑を行いました。

他地区の意見は今回はまだ聞いていません。今回は、この請願に対して採択することについての審議をしたまでです。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

6番（山下 一君） 採択されたわけですがけれども、これ小差で決まったように聞いております。やはりこれだけの問題を、大した審査もしないで結果を出すということには非常に問題があると思います。その辺について委員会としてどう考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 福祉文教委員長。

福祉文教委員長（室野英子君） お答えいたします。

ただいまの山下議員の質問は大変心外であります。大した審査をしないということは、質疑も10問以上出ましたし、また意見も大変たくさん出ました。それで、私たちは慎重に長時

間かけて審議をしたつもりであります。委員会の記録を見ていただいても、その様子はおわかりいただけだと思います。簡単な審査ではなかったということを報告いたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） 私はこの問題は継続審議にさせていただきたいという動議を提出したいと思います。

議長（堀江昭二君） 遠藤議員から請願第2号についての継続審査にするということの動議が提出されました。この動議に賛成の方の挙手をお願いいたします。

22番（三須重治君） そうすると、ここでは採決せずに継続をするという意味でいいですか。

25番（遠藤正寿君） 私の質問とまた山下議員の質問と、他地区の調査も必要かなと思ひまして、委員会は採択という方向で結論なされたようではございますけれども、ぜひこの請願を採択する前に継続審議に移行してもらいたいと、皆さんの、議員さんのご協力を願いたいと思ひます。

議長（堀江昭二君） それでは、動議に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（堀江昭二君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

それでは、遠藤議員の動議に対する詳細の説明を求めます。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤でございます。

遠距離通学補助金の見直しに係る請願でございますが、ただいま動議に賛成していただき、ありがとうございます。

この動議、継続審議ということで私はお願いいたしました。これは平成17年度から新しい伊豆市の児童が一律した補助を受けられるというふうな方向で教育委員会等で条例を制定されたものでありますが、しかしながら旧町によりますと、小学生2キロ、中学生4キロと基準がございましたが、各旧町はそれぞれの条例を制定してやっておりましたが、それが17年度になりまして、全くこれが一番いい方法だとは思いませんが、まああの基準ができたかなと思っております。

今回の請願を見させていただきますと、確かに見直し、一律負担をすること等、私も財源が伴えば、本当に児童保護者の負担はゼロにしたいという思いであります。しかしながら、今回の請願事項の内容を見ますと、本当に一部の地域かなど。議会としても、もっと中伊豆地区、また修善寺地区、湯ヶ島地区の児童からいろいろな事情を聞いて、早期に伊豆市全体の見直しを、3年ということがございますが、早期に見直ししていただくためにも、議会全体でもう少し議論をした方がよろしいかと思ひます。

そんなことで継続審議の動議を出させていただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。

〔「議事進行に関して意見がありますが、よろしいでしょうか」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 小森君。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

すみません、遠藤議員のお伺いはよくわかって、今の賛成、反対もいいんですけども、提案の理由の中に、調査とかそれから他地区の方の意見を聞くのは、賛成者を募るといような意味に私聞こえました。そういう作業を実際議会でやるんですか、できるんですか。そういうことをやった上で採択をするか、採択しないかをもう一回決めようというふうな意見と私は聞き取ったんで遠藤議員の動議に賛成しなかったんですが、賛成されて、ここで遠藤議員の動議が成立したということは、調査をしたり、賛成者を募ったり、要するに市全体でできるような案を考えたりとかって、そういう作業を議会でやろうというふうに聞こえるんですけども、できることなんですか、それを議会で。だから、動議が成立しちゃって困らないですかということです。

〔「これは見直しをされているんだよね」と言う人あり〕

3番（小森勝彦君） 動議の中に、調査とか他地区の意見を聞くとかってありましたでしょう。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時34分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

動議については賛成をされておりますので、動議の提出をしてくれております遠藤議員の方からもう一度動議の詳細についての説明をお願いします。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 今回の請願につきまして、自分なりに内容を精査しましたところ、非常に地域を限定されているじゃないかと。委員長の報告のとおり、伊豆市全体の見直しということは私も賛成ですし、より早く見直しをしていただきたいと。しかしながら、項目を読んでみますと、定期バスの路線の見直しと、路線バスのない地域の方にはちょっと格差が広がるんじゃないかというようなことから、できましたら、全員協議会等でこのことについて継続審議していただきたいなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 三須君。

22番（三須重治君） もう少し議長の方から説明をちゃんとしてもらいたいの、これを

取り上げると、請願は受け付けないと、そういう形になるわけですね。そのところをはっきりさせてくれないと、判断が難しいと思いますけれども。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時49分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（堀江昭二君） 賛成多数ということで、請願第2号については継続審査することに決定をいたしました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第5、発議第5号 有害鳥獣対策を求める意見書の提出について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鈴木基文議員。

〔2番 鈴木基文君登壇〕

2番（鈴木基文君） それでは、有害鳥獣対策を求める意見書について皆さんに説明いたします。

これを読んでいただくと内容等はわかると思います。大事な論点のところだけ説明させていただきます。

非常に今、伊豆市内では有害鳥獣による被害がふえておりまして、ことし11月までの8カ月間で159件、それに補正予算をつけないと今被害がふえているという現状です。その問題の一つとしまして、県の補助の事業がありますけれども、先ほど委員長の説明からもありましたように、2軒以上、複数にわたらないといけないとか、あるいは1つの地域で100万円以上の事業でないと補助対象にならないとか、非常に補助を受けるときに大きなハードルがあります。そのあたりを県に事業の拡充等を求める意見書を出すということです。

記の方でまず1番目に、県の補助事業の拡充、これは先ほど申しました県の補助事業を使いやすくしてくださいという要望です。読み上げます。

農林業被害の防除対策が実施できるよう県補助事業の拡充。

当市は農地が点在しており、組織的に防護柵を設置することは難しく、現在の県鳥獣防止

対策事業の事業対象地域や実施要件等に該当しない箇所が多い。

また、シイタケ原木となるクヌギ萌芽更新地において、シカやイノシシなどによる食害や剥皮害が急増している。しかし、広範囲な山林を防除対策するには多額の費用がかかり採算面からも困難な状況である。

以上のことから、地域の実情にあった実施要件の見直しと財政措置の強化など県補助事業としての拡充を図ること。

2番目に、これは捕獲についての要望です。

捕獲対策として、イノシシなどにおいても特定鳥獣保護管理計画の早期策定。

シカと同様にイノシシにおいても特定鳥獣保護管理計画を策定し、これに基づいた効果的な対策の強化を図ること。

3番目に、ただ捕獲とか防御だけでなく、環境面のお願いです。

鳥獣の生息環境整備のための森林整備等の促進。

野生鳥獣の生息環境に配慮した広葉樹林の整備、また人工林の保育・間伐等の整備促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということです。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第5号について採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第5号は提出することに決定いたしました。

決議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第6、決議第3号 伊豆市議会行政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒井勲一議員。

〔 16番 酒井勲一君登壇 〕

16番（酒井勲一君） 16番、酒井です。

伊豆市議会行政改革特別委員会設置に関する決議について、決議の提案理由を説明します。

平成18年9月4日開催の平成18年第3回伊豆市議会定例会にて行政改革特別委員会の調査結果の報告をさせていただきました。この中で申し上げましたとおり、わずか5カ月という短期間での調査を行い報告をしたわけであり、限られた時間の中で委員会のテーブルに乗らない課題も多くありました。

市長から議会に対し、集中改革プランの推進状況について定期的または随時報告が行われる場合、議会としてもその内容をチェックし、市長に対し随時提言をしていく必要がある。また、プランの中には、現在検討中で、改革案が今後出てくるもの、今回の調査で継続調査が必要であります。行政改革は市が存続する限り常に心がける永遠の課題であります。日本一の住みたい市になるために、市民と市民の代表である議会と市当局とがしっかりとスクラムを組んで、今後とも改革を強力に推進していくことの必要性を強く感じる次第であります。

また、当議会においても、市の大変厳しい財政状況や我々議会の質の向上、そして市民の負託にこたえられる議会改革を図る上で、議員定数の削減を中心に、さまざまな見直しの必要な点があると考えます。

については、このような状況を踏まえ、議会としても各常任委員会と連携し、行政改革に関する課題事項を継続して調査検討し、必要に応じて提案などを行うことを目標に、引き続き特別委員会の設置をすることを望むものであります。

また、新特別委員会は審議をスピード化し、19年9月定例会に決議として上程されるよう望むものであります。

また、さきの全員協議会におかれまして既にご賛同いただきましたので、本会議において行政改革特別委員会設置に関する決議のとおり特別委員会の設置を提案させていただきましたので、議員各位におかれましてはご賛同をお願いいたしたく、次のとおり提案いたします。

伊豆市議会行政改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり伊豆市議会行政改革特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、委員会の名称。伊豆市議会行政改革特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第110条及び委員会条例第5条。
- 3、委員会の目的。市の行政改革の進捗状況の調査研究と併せて議会改革について調査検討し、その結果を議会に報告する。
- 4、委員の定数。本委員会の委員の定数は8名とする。
- 5、期間。設置の日から平成19年9月定例会までとする。

以上、よろしくご賛同をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより決議第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、決議第3号については設置することになりました。

伊豆市議会行政改革特別委員会委員の選任について

議長（堀江昭二君） 追加日程第7、伊豆市議会行政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を伊豆市議会行政改革特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各委員は、次の休憩中、委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員会条例第8条第2項の規定により報告を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時08分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をいたさせます。

議会事務局長（井上清蔵君） それでは、報告をいたします。

行政改革特別委員会委員長に小野忠宏議員、副委員長に小森勝彦議員。

以上でございます。

決議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第8、決議第4号 飲酒運転の根絶に関する決議について議題といたします。

提出者から決議の朗読を求めます。

古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 11番、古見梅子です。

決議第4号 飲酒運転の根絶に関する決議。

上記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

決議文を読み上げます。

飲酒運転の根絶に関する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、私たち伊豆市民の願いであり、長年の課題でもある。

しかしながら、飲酒運転による交通事故は、依然として後を絶たない状況にあり、幸せな家庭が一瞬にして崩壊していく悲惨な現実がある。

本年8月に福岡市で発生した幼い3人の生命を奪った悲惨な交通事故は、飲酒運転の怖さを痛感させるものであったが、この後も全国で飲酒運転は続発し、大きな社会問題となっている。

飲酒運転を根絶するには、運転者はもとより、家族や職場さらには地域が一体となって、飲酒運転を絶対に許さないという強い意志を示さなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、市当局をはじめ関係機関・団体との連携を強め、市民や地域と一体となって飲酒運転の根絶に邁進するものである。

以上、決議する。

以上です。

議長（堀江昭二君） お諮りいたします。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

お諮りいたします。

決議第4号について原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、決議第4号は原案のとおり決議されました。

閉会中の継続審査の申し出について

議長（堀江昭二君） 追加日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長より、所管事務の特定事件について、会議規則の規定に基づき別紙のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のありました閉会中の申し出のとおり継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

小野君。

20番（小野忠宏君） この中に、先ほど決議していただきました行政改革特別委員会、これも継続審査の対象に加えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） わかりました。期間を設置の日から平成19年9月の定例会までとするということですので、お願いいたします。

閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長時間、慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時13分